

令和六年三月定例会

令和 6 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

令和 6 年 2 月 28 日～ 3 月 15 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和6年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
2 / 28	水	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第18号～議案第23号）質疑・委員会付託・発議
2 / 29	木	休会（議案調査）
3 / 1	金	議案審議（議案第3号～議案第17号、議案第24号～議案第29号、同意第1号～同意第9号）質疑・討論・表決
3 / 2	土	休会
3 / 3	日	休会
3 / 4	月	一般質問（4人）
3 / 5	火	一般質問（4人）
3 / 6	水	一般質問（3人）
3 / 7	木	休会（議案調査）
3 / 8	金	休会（議案調査）
3 / 9	土	休会
3 / 10	日	休会
3 / 11	月	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
3 / 12	火	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
3 / 13	水	文教厚生常任委員会
3 / 14	木	休会（議事整理）
3 / 15	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・委員長報告・閉会

令和6年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P111～)	1. 将来の展望について	<ul style="list-style-type: none"> (1) スマートシティーの形成をどのように進めていくのか。 (2) 久保田台地の発展をどのように考えているのか。 (3) 各小学校校区の開発及び人口推移をどのように考えているのか。 (4) 新たな中学校の建設をどのように考えているのか。 (5) 武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の校区編成をどのように考えているのか。
		2. 防災について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災訓練の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ① 防災訓練をどのようにおこなっているのか。 ② 防災センターを活用した防災訓練をどのように考えるのか。 ③ 官民合同の防災訓練をどのように考えるのか。 ④ 全体を把握するモニターを導入し活用することを提案するが、町はどのように考えるのか。 (2) ドローンの配備を提案するが、町はどのように考えるのか。 (3) 災害ボランティア送迎用の運転手付きバス確保するための予算化を提案するが、町はどのように考えるのか。 (4) インスタントハウスを確保すべきだと提案するが、町はどのように考えるのか。
		3. 防犯について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設における防犯訓練はどのようにおこなっているのか。 (2) 警察と連携した防犯訓練をどのように考えるのか。 (3) 女性でも操作可能なケルベロス（さすまた）の導入をどのように考えるのか。
		4. HPVワクチンについて	<ul style="list-style-type: none"> (1) 接種率の推移はどのようになっているのか。 (2) 接種率の向上施策をどのように考えるのか。 (3) 男性のワクチン接種への助成を提案するが町はどのように考えるのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		5. GX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みについて	(1) 現在までのGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組み状況はどのようにしているのか。 (2) 今後のGX（グリーントランスフォーメーション）はどのように取り組んで行くのか。
2	坂本 秀則 (P126～)	1. 農業の振興と発展について	地下水涵養としての、主食用米作付水田に対する補助事業について ①対象者等及び対象圃場の考えを問う。 ②事業実施時期及び補助金額の考えを問う。
		2. 町振興と発展について	菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しについて ①現時点での進捗状況を問う。 ②原水・久保田・白水台地の農地基盤整備地以外の農地や山林等の土地有効利用を、積極的に活用するべきではないのか。 ③今後のタイムスケジュールを問う。
		3. 北小学校・菊陽中学校の今後について	今後予想される急激な児童・生徒数増加に対して受け入れ体制（教室・体育館・運動場・駐車場等）の構想について問う。
		4. 障がい者にやさしいまちづくりについて	障がいのある小・中学校児童生徒に各障がいに適応するタブレット端末かパソコンを配布するべきではないか。
		5. 美しいまちづくりについて	町道沿い等の法面について ①町が除草作業する法面としない法面の差はなにか。 ②すべての法面に除草が不可欠だと考えるが、なんらかの対策は考えているのか。 ③該当する地区に除草作業を委託するならば、正式な契約と委託料が、不可欠ではないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	矢野 厚子 (P143～)	1. 原水地区全域の開発計画について	<p>(1) 今後、人口急増が考えられる北小学校区について問う 今の場所にさらに増改築するのか、新規に開校を考えるのか、校区割りの変更をするのか。</p> <p>(2) 北部町民センターの建設計画について問う 北部地区に研修センターはあるが、町民センターはない。人口の増加やJ A S Mに一番近い地域として交流の場所や、災害時の受け入れ場所としての役割が求められる北部町民センター建設計画はどうなっているか。</p> <p>(3) みどり保育園の今後の運用計画について</p> <p>① 町立保育園としての役割をどう考えているか。</p> <p>② 海外をルーツとする子供たちの受け入れをどう考えるか。</p> <p>③ 保育園周辺の開発が進み、道路事情もますます悪くなる。通園の安全を確保するため、道路の改修などは考えているか。</p> <p>(4) 原水駅の乗降客の増加と周辺の住宅が増加しているにもかかわらず、日用品、食料品の購入ができる店舗と呼ばれるものがない。規制緩和についてどう考えているか。</p> <p>(5) さんさん公園近隣に予定されている新駅について、周辺の整備（店舗や駐車場）についてどのように考えているか。</p>
4	甲斐 榮治 (P156～)	1. 町営施設の使用について	<p>(1) 町営施設に於ける町内及び町外使用者に対する取り扱いの差異を撤廃すべきである。使用料のみならず、講座への町外参加者の比率に制限を加えるべきではないと考えるが、どうか。</p> <p>(2) 近隣の市町村に働きかけて、施設使用の平等な互惠関係を確立すべきではないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 当面する町づくりの課題について	<p>(1) スポーツ関連施設について</p> <p>① スポーツ及びその関連施設の仕様は、菊陽町の占める地理的条件から、熊本市に隣接する地域全体の状況等を考慮して決定するとともに、国際基準に適応すべきであると考えるが、どうか。</p> <p>② 伝統的武道である柔道・剣道（剣道・居合道・杖道）・弓道・空手道などの道場を集約した施設を建設すべきではないか。</p> <p>③ グラウンドゴルフ等の高齢者用の運動施設も併設すべきではないか。</p> <p>(2) J A S Mの第2工場建設関連について</p> <p>① 第2工場について、現在町が把握している情報（場所・規模・従業員数・製品・使用水等）を開示せよ。</p> <p>② 交通混雑解消について現在予定されている事業に追加すべき事業はあるか。</p> <p>③ 工業用水の使用及び処理について、現在の対処状況及び将来の対処計画を示せ。</p> <p>(3) 第7期総合計画作成の現在の進捗状況と完了の見込みについて示せ。</p>
5	藤本 昭文 (P174～)	1. 外国人との共生への取り組みについて	<p>(1) 現在、菊陽町に在住する外国人の人数と、出身国別の割合はどうか。</p> <p>(2) 町は外国人と地域住民との共生について、予算を伴う事業としてどのような対策を行っているか。</p> <p>(3) 外国人と地域住民との共生についての対策として、行政区、自治会で行われているスポーツ大会やお祭りなどを活用する考えはないか。また、その考えがあるのであれば、予算を伴う事業として実施する考えはあるか。</p>
		2. 通学路の安心安全について	<p>(1) 西小学校の通学路の中には、安全確保のため、大きく迂回したルートを通学路に指定している所があるが、根本的な課題解決の計画はあるか。</p> <p>(2) 町内で、通学路に指定されている歩道の中には、雑草だらけの歩道も多数見受けられる。その対策をどのように考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 公費による防犯カメラの設置について	<p>(1) 防犯カメラ設置について、大津地区防犯協会に対して毎年10件分の助成を行っているが、その応募状況と助成実績について、行政区と民間事業所との割合はどうか。</p> <p>(2) 町が支出する補助金の使われ方として、より町民の利益に資する行政区からの要望に応える必要があると考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(3) 本補助事業による防犯カメラの設置実績について、過去3年度分の申請毎の補助額と防犯カメラの設置台数はどうか。</p> <p>(4) 大津地区防犯協会への支出は、毎年10件分総額500万円とのことであるが、防犯カメラの設置費用として妥当であるとの認識なのか。</p> <p>(5) 費用対効果の面からも、町が主体となり防犯カメラの設置を行うべきと考えるが、町の考えはどうか。</p>
6	馬場 功世 (P187～)	1. 町長の政策提言にある「町の均衡ある発展の推進」について	町として、南小学校区発展の具体策はあるのか。
		2. 菊陽町PR大使について	PR大使の選定にあたって、選考基準はあるのか。報酬はあるのか。
		3. 町施設の整備について	<p>(1) 中央公民館、町民体育館、社協施設について建て替え等具体的な整備計画はあるのか。</p> <p>(2) 図書館ホールについて、建て替えの計画がなければ企業へ依頼できないか。</p>
7	小林久美子 (P199～)	1. TSMC第2工場建設・稼働による地下水への影響について	<p>(1) 第1工場・第2工場あわせて、1日あたりの地下水の取水量はどの位になると想定しているのか。</p> <p>(2) 第1工場・第2工場の地下水の取水量に見合う地下水涵養の具体的な対策はどうなっているのか。</p> <p>(3) 総額1兆円を超える公費の補助を受けるTSMC(JASM)が、地下水保全のために積極的に社会的責任を果たすように求めることが必要だと考える。町の見解はどうか。</p>
		2. 交通渋滞対策について	TSMC第2工場が、年内に着工されると、さらなる渋滞が懸念される。今後、どの程度の交通量が予測されるのか。今後の具体的な対策はどうなっているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 有機フッ素化合物問題について	<p>(1) 既設の半導体工場周辺の環境調査が必要ではないか。</p> <p>(2) T S M C (J A S M) 第1工場・第2工場あわせて、1日あたりの排水量・廃棄物量はどれだけになると想定しているのか。</p> <p>(3) T S M C (J A S M) の排水の有害物質除去対策はどうなっているのか。監視体制はどうなるのか。</p>
		4. 災害対策について	<p>能登半島地震が発生し、多様な視点から災害対応の見直しが求められている。防災・危機管理に女性職員の配置と、避難所運営においても女性の配置が必要ではないかと考える。町の対策の状況はどうなっているか。</p>
		5. 国民健康保険法第44条に基づく町の制度について	<p>(1) 第44条に基づいて、町の基準と、実際の制度の運用実績はどうなっているのか。</p> <p>(2) 一部負担金減免制度をもっと周知するための手立てが必要ではないか。</p>
8	布田 悟 (P212～)	1. 「都市型」スポーツ施設の整備について	<p>(1) 総合体育館隣接地にて、スケートボードやスポーツクライミングなどの、いわゆる「アーバンスポーツ」を楽しむ専用施設が総額約25億円の事業費で整備される計画が発表されたが、この施設整備を行う理由と財源は。</p> <p>(2) 施設の整備で町に出入りする交流人口が増加すると思われるが、他方この地域は T S M C 進出に伴う交通量の増加によりそもそも道路渋滞や交通安全問題が懸念されている地域でもあり、新たな施設整備によってその懸念が増すと考えられる。このような問題を抱える地域にこだわる理由は何か。</p> <p>(3) 以前から要望されているスポーツ施設が未整備である（弓道場など）。日本の歴史と伝統を踏まえた武道による青少年育成のための施設や、住民が生涯スポーツを楽しめる施設の整備が優先されるべきと考えるがどうか。</p> <p>(4) 町の地域振興に偏りを感じる。交流人口増加を目指すならば、空港、インター近くで熊本都市圏や県外から来やすく、マスタープランで産業ゾーンとして位置づけられている菊陽南小学校区域が最適と考えるがどうか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 有事避難住民の受け入れについて	昨年10月、政府は熊本県他九州各県に対し、当時の松野官房長官を通じていわゆる「台湾有事」を念頭に、有事の際沖縄の離島から避難する住民の受け入れ体制の整備に協力を求めた。また、国外の脅威から住民を守る「国民保護」体制の強化を急ぐ考えを示した。 菊陽町は高速道路のインターチェンジが近く、九州の中央部に位置し、空港も立地している。率先して避難住民の受け入れなどを検討するべきであると考えがどうか。
9	岩下 和高 (P228～)	1. オーガニック給食について	町はオーガニック給食をどのように考えているか。 ①取り組む考えはあるか。 ②国は農業振興策として、有機農業を推進している。そこで地産地消での学校給食との連携はできないのか。
		2. 介護人材確保の取り組みについて	(1)地域密着型特別養護老人ホームの介護職員の現状をどのように把握しているか。 (2)これから直面する超高齢化社会による介護需要の増加で必要となる介護人材の確保が課題になるが、どのように対策するのか。 (3)町内の介護事業所で働く介護職員等に町独自の補助を提案するが、どのように考えるか。
		3. スポーツ振興について	町主催のマラソン大会ができないか。
		4. 住居表示について	現在、住居表示は西小校区の一部まで進んでいるが今後どのように考えているのか。その工程を示せ。
10	上田 茂政 (P239～)	1. 今後の財政の見通しについて	(1)企業立地に伴う新年度予算への影響はどうか。 (2)令和6年度予算での重点分野はなにか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 事業推進について	<p>(1)町長提案のスポーツ施設について問う。 ①議会への説明は十分だと考えるか。 ②社会資本整備総合交付金の使途について。 ③交流人口増より課題解決を優先すべきではないか。 ④利用者の割合、町民利用はどのくらいか。 ⑤町、商工振興に経済効果はあるのか。 ⑥施設の規模、ランニングコスト、町直営の疑義。 ⑦民間投資を促すべきではないか。 ⑧場所の設定について。</p> <p>(2) J R 光の森駅前歩道橋、新駅設置について町長の所見を問う。</p>
11	鬼塚 洋 (P251～)	1. 町民グラウンド・アーバンスポーツ施設整備について	<p>(1)両施設の整備を基幹事業として、原水地区の都市再生整備計画を作成、実施しているが、同計画の概要について示せ。</p> <p>(2)12月定例会において、スポーツツーリズムを観光資源として、本町に人を呼び込んでいきたい旨答弁しているが、今回、「アーバンスポーツ」に注力する背景について示せ。</p> <p>(3)アーバンスポーツについては、一般には馴染みが薄く、競技人口も少ないが、いかなる手段・方法でアーバンスポーツ（ないし同施設）の推進を図っていくのか。</p> <p>(4)(3)にあたり、県や国との協力体制をどのように図っていくのか。</p> <p>(5)今後、両施設と既存施設（菊陽町総合体育館、菊陽杉並木公園さんさん等）を併せ、将来的に「菊陽町総合運動公園」として管理・運営していくようであるが、これらの施設の一体性をどのように図っていくのか。</p> <p>(6)両施設（特にアーバンスポーツ施設）の管理・運営について、指定管理者制度やPFI事業を活用する予定はあるのか。</p> <p>(7)両施設（特にアーバンスポーツ施設）の整備にあたり、町民（特に若い世代）の声をどのような形で吸い上げていくのか。</p> <p>(8)両施設ができることで、今後、さらに周辺道路の渋滞が予想されるが、どのような対策を講じていくのか。</p> <p>(9)新たに町民グラウンドを整備するにあたり、現在の町民グラウンドは維持するのか、廃止するのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 選挙について	6月定例会において、投票率の低下を課題として、投票率向上につながる啓発活動のあり方を協議し、新たな取り組みを検討する旨答弁しているが、その後の進捗はどうか。
		3. 多文化交流について	<p>(1) 6月定例会において、外国籍の方が自治会に加入していないことを課題として、加入促進のための取り組みについて検討する旨答弁しているが、その後の進捗はどうか。</p> <p>(2) 外国籍の方を招いた「お話イベント」について、ボランティアの募集状況、外国籍の方への案内状況、イベント開催の有無及び今後の方向性について示せ。</p>

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年2月28日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和6年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和6年2月28日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第3号から同意第9号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第18号 令和6年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第19号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第20号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10 議案第21号 令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11 議案第22号 令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第23号 令和6年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

日程第13 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第14 研修報告について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼塚 洋 さん

2番 吉村 恭輔 さん

3番 藤本 昭文 さん

4番 馬場 功世 さん

5番 廣瀬 英二 さん

6番 矢野 厚子 さん

7番 大久保 輝 さん

8番 西本 友春 さん

9番 佐々木 理美子 さん

10番 中岡 敏博 さん

11番 布田 悟 さん

12番 佐藤 竜巳 さん

13番 甲斐 榮治 さん

14番 岩下 和高 さん

15番 上田 茂政 さん

16番 小林 久美子 さん

17番 坂本 秀則 さん

18番 福島 知雄 さん

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 さん	副 町 長	小 牧 裕 明 さん
教 育 長	二 殿 一 身 さん	総 務 部 長	板 楠 健 次 さん
住民生活部長	矢 野 和 幸 さん	健康福祉部長	東 桂一郎 さん
産業振興部長兼 農業委員会事務局長	山 川 和 徳 さん	都市整備部長	井 芹 渡 さん
総務課長兼選挙 管理委員会書記長	梅 原 浩 司 さん	財 政 課 長	澤 田 一 臣 さん
健康・保険課長兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	岩 下 美 穂 さん	介護保険課長	和 田 征 さん
下水道課長	丸 山 直 樹 さん	総務課総務法制係長	高 山 智 裕 さん
教 育 部 長	吉 永 公 紀 さん		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時5分

○議長（福島知雄さん） それでは、ただいまから令和6年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番上田茂政さん、16番小林久美子さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月15日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月15日までの17日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般、議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、今回受理した陳情書等は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（福島知雄さん） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許可します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

それでは、行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年第1回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ

ろ、大変御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、令和5年度物価高騰対応重点支援給付金についてであります。

本町では、国の決定に基づき、電力、ガス、食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の支給を行っております。給付金の申請は令和5年12月25日から開始をし、申請期限を令和6年3月15日までとしております。2月22日時点で2,970世帯、2億790万円を支給をし、支給率は87.6%となっております。なお、未申請者の方には2月13日に申請勧奨についてのお知らせをしております。また、1月の補正予算で計上させていただきました、定額減税に該当しない低所得世帯への給付金10万円、基準日において非課税世帯や低所得世帯に扶養されている18歳以下の子どもに対する1人当たり5万円の子ども加算給付につきましては、対象者への申請書等を2月22日に送付をいたしました。

次は、菊陽町肥料・飼料等高騰対策支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍にあつて、不安定な世界情勢のあおりを受け、原油価格及び物価高騰の影響により農業経営が逼迫していることから、肥料、飼料、動力光熱費に関わる経費の一部を支援をし、農業者の負担軽減を図るもので、これまでに159経営体に4,963万7,000円の支給を行いました。

次は、菊陽町農業経営収入保険加入緊急支援事業についてであります。

この事業は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に加え、台風や大雨の被害や農産物の価格低下など、農業者の経営努力では避けられないリスクに備える収入保険の加入を促進する事業であり、これまでに45経営体に167万2,584円の支援を行いました。

次は、企業進出に伴う地下水涵養事業の推進についてであります。

おおきく土地改良区及び水循環型営農推進協議会が実施をしています白川中流域湛水事業の拡大に向けた取組を、同団体と連携し、推進しているところです。また、最大の水田涵養は減少が続く水稻作付の推進であるとの認識から、菊池地域の関係団体で構成をする県北広域本部プロジェクトチーム営農継続支援チームで水稻作付拡大に向けた最終協議を行っているところです。

次は、第二原水工業団地整備事業についてであります。

町で整備を進めてきた第二原水工業団地では、TSMC、ソニーグループ、デンソーの3社が出資をして設立されたJASMの新工場建設が昨年末に完成いたしました。2月24日には工場が開所式が開催され、私も福島議長と一緒に出席をいたしました。当日は、TSMCの首脳から国内のトップ企業、国会議員、政府関係者、県内の行政関係者など要人が多数御臨席の上、盛大に執り行われました。JASM新工場は、令和4年4月から始まった建築工事について、町では、熊本県、施工会社をはじめ多くの関係者と連携の上、しっかり支援をいたしました。この日本最大級の建築工事がスケジュールどおり進んだことは、日本の物づくりの

正確さが発揮されただけではなく、このビッグプロジェクトに関わられた全ての皆様の努力のたまものであり、称賛されるものと考えているところでもございます。

また、その開所式では、TSMCのマーク・リュウ会長をはじめ、ビデオメッセージの岸田首相、来賓の齋藤経済産業大臣から、JASM新工場の立地に関して、菊陽町の迅速な対応や支援について感謝や高く評価をする言葉をいただいたところです。あわせまして、開所式の後には蒲島知事や福島議長と共に水処理施設も見学をさせていただき、環境面でも万全の体制が構築されていると認識をして、町をあずかる者として改めて大変安心をいたしました。TSMCの本町での立地により、日本だけでなく世界中から大きな注目を集めるとともに、半導体の国内生産により、日本の経済安全保障という重要な役割も担っています。改めて、今回の本町におけるTSMC、JASMの立地に関しまして、将来の町の発展を見据え、地下水をはじめとする環境や優良農地など守るべきものはしっかり守ることを前提として、本町のまちづくりにかつために必要な施策には引き続き積極的に取り組んでまいります。

次は、地域産業基盤整備推進交付金についてであります。

国の補正予算において、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関係インフラの整備を支援するために新たに交付金が創設されましたが、本年1月のこの交付金の予算配分があったところでもあります。町では、現在取り組んでおります菊陽空港線延伸道路や下原堀川線延伸道路等の整備にこの交付金を活用し、事業推進を図ってまいります。関連する予算につきましては、本議会の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次は、JR光の森駅横断歩道橋についてであります。

令和2年度より事業を進めてまいりましたが、1月30日に供用開始をしたところです。供用開始当日は、本事業に御協力いただいた関係者や、議会からは福島議長、矢野経済産業建設常任委員長の御出席もいただき、開通式を行ったところでもあります。この歩道橋の整備により、道路利用者の安全性の確保や交通渋滞の緩和が図られ、JR光の森やゆめタウン光の森を御利用いただく皆様の利便性も高まるものと考えております。さらに、利便性の向上により多くの方々が公共交通機関を御利用いただくことになれば、渋滞対策などさらなる効果も期待しているところでもあります。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の防災避難拠点として整備を行う菊陽杉並木公園拡張整備事業につきましては、順調に工事が進んでおります。現在、屋外トイレ及び駐輪場など、植栽などの整備を順次進めており、町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和7年3月の事業完了に向け、引き続き工事を進めてまいります。

次は、スポーツ施設整備等に関わる新たな菊陽杉並木公園拡張整備についてであります。

本町では、半導体企業の立地等に伴う地域経済の活性化や人口増加も踏まえ、誰もが住みやすいまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光・にぎわいの拠点として、菊陽杉並

木公園を拡張し、九州最大規模となるアーバンスポーツ施設や町民グラウンドなどを合わせた約6ヘクタールの整備を進めています。総事業費は約26億円で、財源には国の社会資本整備総合交付金を活用し、国の令和5年度補正予算で総事業費の約4割に当たる9億9,600万円が交付される予定です。現在、基本設計の準備を進めており、令和8年3月完成を目指して進めてまいります。そして、将来的には、昨年10月に供用開始をした菊陽町総合体育館を含めた一帯を、政策提言、8つの政策分野の重点政策でもある町民が楽しめる総合運動公園としたいと考えております。また、この取組は、県が進めるスポーツツーリズムとも連携することで、国際大会など大きなイベントも誘致したいと考えております。

次は、JR新駅の設置についてであります。

昨年12月18日に、JR九州と新駅設置に向けた覚書を締結いたしました。今後、JR九州と設計協定を締結した上で、町が駅舎と駅前広場の整備を、JR九州がホームや線路などの駅構内の整備を進め、連携しながら、令和9年3月の開業を目指し、取り組んでまいります。

次は、プロサッカーチーム、ロアッソ熊本との連携協定についてであります。

2月9日に、ロアッソ熊本と本町が連携をし、お互い発展と普及につながる取組を推進することで、チームと地域が一体となって発展をし、活力を創造していくことを目的とした連携協定を締結いたしました。本町ではこれまで、地元プロ野球チームの火の国サラマンダーズや地元プロバスケットボールチームの熊本ヴォルターズと同様の協定を締結しており、それぞれのチームのフレンドリータウンとなることで、町民がチームに親しみ、応援することを楽しみ、生きがい、喜びと感ずることができるよう、町民の試合への無料招待やスポーツ教室の開催などの取組を進めてまいります。

最後に、令和6年能登半島地震被災自治体への職員派遣についてであります。

国の応急対策職員派遣制度に基づく対口支援方式により、熊本県職員及び町内市町村職員で編成をする熊本県チームを石川県輪島市へ派遣をしています。本町からもチームの一員として本日までに2名を派遣をし、住家被害認定業務などを行っており、3月末までにあと2名を派遣することとしております。また、被災地での保健活動のため、保健師で構成をする熊本県チームとして石川県志賀町への派遣も予定をしています。引き続き、被災地の一日も早い復旧・復興のために、本町からもできる限りの支援を行ってまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町民の皆様がいつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第3号から同意第9号までを一括議題

○議長（福島知雄さん） 日程第5、町長提出議案第3号から同意第9号までの36件について一括して議題とします。

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（福島知雄さん） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 令和6年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考えと令和6年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和5年度は、令和2年から続いておりました新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが第5類に変更され、町民の生活や経済活動もコロナ禍前に戻ってまいりました。一方で、原油価格の高騰、円安による物価上昇は町民の皆様の生活に影響を及ぼしております。

このような中で、世界最大の半導体受託製造企業であるTSMC、ソニーグループ、デンソーの出資で設立をされたJASMの新工場については、2月24日に開所式が盛大に執り行われ、いよいよ令和6年末の半導体製品の出荷に向けてプロジェクトが順調に進んでおります。半導体の国内生産という国の経済安全保障に関わる国策とも言えるプロジェクトが本町で進められることは大きな出来事であり、町民の皆様にその効果を実感していただけるよう取組を進めてまいります。そして、町のスローガンを成長し続けるまちと定め、町のさらなる発展と日本一のまちづくりを目指した取組を積極的に進めてまいり所存であります。

それでは、新年度における町政運営について申し上げます。

本町の令和6年度の当初予算は、私の政策提言の実現に向けた取組、町のさらなる発展に向けた取組、住民の生活を豊かにする取組、住民の暮らしを守る安全・安心対策、老朽化が進む公共施設等の整備、デジタル化による住民サービスの向上などを方針として予算編成を行ったところであります。令和6年度の施策と主要事業について、第6期菊陽町総合計画基本構想の4つのまちづくりの目標に沿って施策の方針を申し上げます。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人が豊かに育つまちについて申し上げます。

まず、教育、生涯学習、スポーツ、文化についてであります。

給食費無償化の取組については、令和7年度からの完全無償化の円滑な実現に向けて取り組んでまいります。令和6年度は、学校給食費と副食費について1人当たり月額1,000円の補助を月額2,000円に倍増し、併せて物価高騰分の給食費も補助するなど手厚い支援を進めます。

学校教育における児童・生徒の学力向上の取組としては、学校情報化認定の先進地域と全ての学校での優良校の認定に取り組むとともに、GIGAスクール構想により整備した児童・生徒1人1台のタブレットを学習道具の一つとして日常的に活用できる力を育成していきます。さらに、情報モラル教育をさらに充実させ、企業や大学等と連携をしたプログラミング教育やキャリア教育を進めるとともに、引き続きICT機器の活用による児童・生徒の学びの質を高めてまいります。

グローバル人材の取組として、令和6年度はオーストラリアのバックスマーシュグラマー校

との交流に加え、新たに台湾の宝山郷との交流事業も進めてまいります。また、英語力の強化に向け、中学2、3年生の英語検定及び小学校6年生の英検ジュニアへの検定料補助を引き続き行ってまいります。

いじめや不登校対策の取組といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員をし、引き続き教育相談員やこども総合相談室との連携を図りながら、児童・生徒や保護者の教育的ニーズに早期に対応してまいります。

教育環境の整備につきましては、武蔵ヶ丘北小学校の給食室の新築工事、武蔵ヶ丘小学校の給食室の改築工事に取り組みます。また、菊陽南小学校のエレベーターの設置、バリアフリー工事、菊陽北小学校の校舎増築工事の基本計画や、菊陽中学校の校舎増築工事の基本設計などを進めてまいります。

生涯学習の充実については、中央公民館をはじめとする町民センターにおいて、幅広い年代に対応した学習機会を提供し、町民の生きがいづくりに取り組みます。また、健やかな青少年の育成を目指し、主催講座による体験活動や菊陽町青少年健全育成町民会議の活動の充実に努めるとともに、学校を核とした地域づくりのため、地域学校協働活動も推進してまいります。

文化振興につきましては、文化団体を支援をし、町民の自主的な文化活動の推進を図るとともに文化イベントの誘致を行います。また、熊本県史跡である馬場楠井手の鼻ぐりをはじめとする地域に残る貴重な文化財や伝統文化の適切な保護、保存に努め、その活用を図ります。

生涯スポーツの充実については、昨年完成をした総合体育館を活用し、主催講座等による健康づくりに取り組むとともに、学校の運動部活動の受皿として総合型スポーツクラブや各種スポーツ団体を育成、支援をし、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

菊陽杉並木公園拡張整備事業については、TSMCの立地等に伴う地域経済発展や人口増加に対応するため、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、九州最大規模となるアーバンスポーツ施設や町民グラウンドなどの整備を、国の支援をいただきながら、令和8年3月完成を目指して進めてまいります。また、この施設については、県と連携をしてアーバンスポーツを通じた交流人口拡大や競技レベル向上を目的に、3月中に県と協定を締結いたします。県が進めるスポーツツーリズムとも連携することで、国際大会やイベントも誘致したいと考えております。

図書館については、子どもや家族を対象とした読み聞かせや、図書資料の充実と拡充を図り、誰でも気軽に楽しめるコミュニティーの場として引き続きサービスの充実に取り組んでまいります。また、図書館ホールは研修や生涯学習、芸術文化の発表や鑑賞の場として、自主文化事業やアウトリーチ活動などを通じて、町民の皆様が優れた芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

次は、健康、子育て、福祉についてであります。

健康づくりの推進については、令和4年3月に策定した第3期菊陽町健康増進計画・第2期

食育推進計画に基づき、健康寿命の延伸を実現することを目指し、楽しく健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりや、生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置いた対策を推進し、町民の健康保持、増進を図ってまいります。町民の健康づくりに対する取組をサポートするきくよう健康倶楽部は、会員数が本年1月末で2,840名となっており、令和6年度からは、現在利用している活動量計に加え、利便性向上を目的とし、スマホアプリの利用も開始します。さらなる会員の増加を図り、楽しみながら健康づくりに取り組むきっかけとなる環境を推進してまいります。

地域福祉の充実については、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関、各種団体との連携を深め、相談支援や地域づくりの支援の取組を生かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築してまいります。また、老人福祉センターについては、介護浴室等の設置やユニバーサルデザインを採用した段差の解消、土足対応、照明設備のLED化などに対応した内部改修工事を行います。

子育て支援の充実については、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健、児童福祉の両機能を備え、一体的に相談支援を行うことができる機関として、今後も子育てや子どもに関する悩みを持つ人に寄り添った支援ができるよう、改正児童福祉法が定めるこども家庭センターを新たに設置をいたします。また、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする菊陽町こども計画の策定、使用済み紙おむつの持ち帰り廃止の助成、保育所等における副食費無償化については1人当たり月額1,000円の補助を令和6年度は月額2,000円に倍増し、令和7年度からの完全無償化の実現に向けて取り組んでまいります。さらに、新たな認可保育所の令和7年4月開所に向け、民間保育所の整備事業にも取り組んでまいります。

母子保健については、新たな取組として、1歳から就学前までの幼児を対象としたおたふく風邪ワクチンへの助成を開始します。さらに、妊娠時から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠時に5万円、出生後に5万円の給付による経済的支援を一体として実施をする出産・子育て応援事業の実施に加え、令和5年11月から導入を開始した小児科オンライン・産婦人科オンラインサービスによるオンライン医療相談事業を引き続き実施をいたします。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く住み続けられるよう、小規模な施設で通い、訪問、泊まりのサービスが柔軟に受けられる看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に取り組んでまいります。また、認知症疑いの高齢者の家族が見守りGPS端末の利用を行う場合において、その利用料の一部の助成を行う高齢者向けの位置情報サービスの導入助成事業に新たに取り組んでまいります。

障害者福祉については、令和6年度からを計画期間とする第4期菊陽町障がい者計画、第7期菊陽町障がい福祉計画、第3期菊陽町障がい児福祉計画に基づき、障害者が人権を尊重され、個性を生かしつつ、社会の一員としてふさわしい自立した生活を送るための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう障害者福祉の充実に努めて

まいります。

国民健康保険については、熊本県や国保連合会などの関係機関と連携をしながら、制度の安定かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。また、特定健康診査や特定保健指導により、生活習慣病の改善や疾病の早期発見、早期治療につなげてまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査や歯科口腔健診の推進、人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携をして、制度の安定かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱、安全・安心で住みやすいまちについて申し上げます。

まず、自然、環境についてであります。

熊本地域の豊富な地下水は私どもの生活に欠かせない生活用水であり、経済活動にも幅広く利用されています。今後も、地下水涵養対策として雨水浸透ます設置及び雨水タンク設置補助事業を積極的に支援をし、熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団、企業などと連携をし、熊本の宝である良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

省資源・省エネルギーの推進については、個人住宅に設置する太陽熱温水器設置の助成制度を実施するなど、持続可能な脱炭素社会のための施策を進めてまいります。地球温暖化対策に向けた取組として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、本町を含めた関係自治体が一丸となって効果的な施策を推進してまいります。

ごみ処理につきましては、SDGsの理念に即した循環型社会を目指すため、食品ロス削減に向けた啓発活動を引き続き実施をし、家庭ごみ及び事業所ごみの減量化と分別を徹底してまいります。このほか、家庭や社会で使い切れない食料品を持ち寄るフードバンク事業を社会福祉協議会と連携して進め、地域のリサイクル活動の拡大も推進してまいります。

次に、土地利用、都市基盤、公共交通についてであります。

土地利用については、町を取り巻く状況が大きく変化をしていることから、令和6年度中に菊陽町都市計画マスタープランを改定することとしており、均衡ある効果的な土地利用の実現に向け、新市街地の整備や低未利用地の活用、地区計画制度・集落内開発制度の適切な運用に取り組んでまいります。南小校区の菊陽町定住促進事業については、補助期間を延長することで、今後も地域の活性化に資する事業を推進してまいります。原水駅周辺の市街地整備については、コンパクトで持続可能な土地利用を実現するため、土地区画整理事業の事業化に向けた測量、調査を進めており、今後は地権者説明、アンケート等を実施しながら、基盤整備後のまちづくりを見据えた事業の設計に取り組めます。また、区画整理事業の事業化に向けた必要な手続の一つとして、これまでに環境アセスメントの手続中、計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書の作成、一年を通じた現地調査を終えており、今後は最終段階となる環境影響評価

準備書及び評価書の作成に向け、関係機関との協議を進めてまいります。

道路関係については、渋滞対策は急務となっており、町の重要な課題として、国をはじめ県及び近隣自治体と連携し、緩和に向けた取組を進めてまいります。菊陽空港線延伸事業については県と連携をし、令和8年事業完了に向け、また南方大人足線交差点改良事業については国土交通省と連携をし、令和6年度事業完了に向けて、既存の交付金に加え、菊陽空港線は国の新たな交付金も活用し、最大限の力を注ぎ、取り組んでまいります。さらに、渋滞対策等の次のステップとなる新たな道路計画の事業化に加え、町内全域の交通量の推計を行い、将来を見据えた道路ネットワークの検討を進めてまいります。検討後は、速やかに南部地区新設計画道路や西部地区新設道路などの調査業務に着手し、事業化に向けて推進してまいります。そのほかに、通学路等の交通安全確保のため進めております鉄砲小路踏切の拡幅は、令和6年度の完了を予定しております。

下水道については、汚水は下水道処理区域内の未整備箇所の整備を行い、雨水については花立地区の整備を事業計画に基づき、継続して実施をしてまいります。さらに、半導体産業の集積に伴う排水対策につきましては、基本協定に基づき、熊本県を主体とした特定公共下水道事業の事業推進について、熊本県、合志市と連携をしてまいります。

公共交通については、TSMCの進出、新駅の設置、原水駅周辺の新たなまちづくりなど町の大きな変化を踏まえ、町民にとってよりよい公共交通を目指し、令和6年度に菊陽町地域公共交通計画を新たに策定いたします。三里木駅と原水駅間の新駅設置については、駅舎や駅前広場などの基本計画を策定し、引き続きJR九州と協議を行いながら、令和9年春の開業に向けて取り組んでまいります。

町営住宅については、町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の改修整備と維持管理に取り組みます。中代団地については、令和6年度から大規模改修工事に着手をし、令和10年度改修完了を目指し、事業を進めてまいります。

次に、防災、消防、防犯についてであります。

防災対策については、災害時の避難拠点となる防災公園として、菊陽杉並木公園内に昨年新たに備蓄倉庫を備えた総合体育館が完成をし、この防災公園に加え、防災拠点として、光の森防災広場、防災センターを3つの核となる施設として有機的に連動させることにより、災害発生時の対応等の強化を図るとともに、防災訓練や防災教育を実施をし、町民の皆様の防災意識の向上を図り、安全・安心で災害に強いまちづくりを進めてまいります。緊急時の放送やJ-ALERTの放送、定時放送などを行う防災行政無線のシステムや機器の更新を行います。また、防災対策として進めておりますマンホールトイレの整備については、公園等の指定緊急避難場所への整備が完了しましたので、令和6年度からは学校及び町施設の指定避難所への整備を計画的に進めてまいります。

消防・救急対策としては、菊池広域連合消防本部と緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、複雑化、大規模化する火災等に対応するため、常備消防と非常備消防の連携を強

化してまいります。また、消防団については、積載車や消防小型ポンプなどの装備品の計画的な更新を行うことにより消防力の強化を図り、団員の技術力の向上を支援するための研修や訓練を実施するとともに、課題となっている団員の確保にも取り組んでまいります。

防犯・交通安全対策といたしましては、今後も大津警察署、光の森交番、津久礼駐在所、地域の防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力を向上させるとともに、津久礼駐在所の交番化に向け、関係機関と引き続き協議を進めてまいります。また、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するため、大津地区防犯協会連合会が実施しております防犯カメラ設置の補助事業の支援を継続してまいります。

次に、まちづくりの目標第3の柱、産業が成長し続けるまちについて申し上げます。

まず、農業の振興についてであります。

農業者の主体性と創意工夫による経営の向上、安定化の実現と担い手の育成、確保を図るため、菊陽町担い手育成総合支援協議会を核として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体と連携、協力をして、各種研修会の開催や経営改善状況の巡回指導を行ってまいります。また、農業後継者や新規就農者など、次世代を担う農業者の育成支援も行っています。また、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、大阪などの大消費地においてニンジンやスイートコーンなど人気の農畜産物を積極的にPRをし、農畜産物の販路拡大に努めてまいります。

農業用水の安定供給については、南方井手の水路改修事業を継続して進め、新町井手においても危険箇所を新たに計画しております。白水台地の畑地かんがい施設については、県営事業によりパイプラインの更新事業に取り組んでおり、令和11年度の完成を目指しております。地下水涵養に向けた取組といたしましては、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会と連携をし、冬季湛水を加えた水田湛水事業を強化するとともに、菊池地域の関係団体で構成する県北広域本部プロジェクトチーム営農継続支援チームを核として、水稻作の拡大に取り組んでまいります。

また、工業用地の需要が高まる中、守るべき農地はしっかりと守り、工業振興と農業振興のバランスの取れたまちづくりに努めてまいります。

工業の振興については、町が整備を進めていた第二原水工業団地において、TSMC、JASMの令和4年4月から始まった建築工事が異次元とも言えるスピードで進み、昨年の9月にはオフィス棟の一部供用開始され、昨年末には工場棟の建設が完了いたしました。今後は、先方の計画である令和6年末の製品出荷に向けて、JASM、TSMC、ソニーグループ、国、熊本県などの関係者と意思疎通を図りながら全庁的に支援してまいります。第2工場については、TSMCが熊本県で決定されたと発表され、具体的な場所については検討中とお聞きをしております。この第2工場につきましては、第1工場と同様、菊陽町で立地いただけるよう、私自身、先頭に立ってしっかりと働きかけてまいります。また、これまで本町のまちづくりに様々な役割を果たしていただいた既に立地をされておられます誘致企業の皆様に対しまして

も、今後の工場の増設や日常における支援など、これまでと同様に積極的な対応を進めてまいります。

商業の振興については、コロナ禍からの脱却を進め、町内の経済社会活動が活性化するように、引き続き商工会と緊密な連携の上、中小企業、小規模企業の振興を進めてまいります。さらに、地域資源を活用した取組や町内で創業されている方の支援など、新たな事業の展開も進めることと併せて、ロアッソ熊本と連携をした町内事業者の活性化なども継続して取り組んでまいります。

観光の振興については、本町の魅力の発信や地域のにぎわいを創出する菊陽まち遊び事業について、引き続き商工会と連携をし、実施してまいります。また、歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり、豊後街道菊陽杉並木のほか、鼻ぐり井手公園、菊陽杉並木公園、「さんふれあ」などの従来の観光資源だけでなく、海外からの移住者も本町を楽しんでいただけるようなスポットなどについて、熊本県や関係市町とも連携しながら情報発信に取り組んでまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで楽しく協働して創るまちについて申し上げます。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、情報の公開と共有を積極的に図りながら、住みよりまちづくりに向けた町民参画・協働の推進に取り組んでまいります。

多文化共生については、昨年から外国人相談窓口を開設しており、引き続き相談窓口の周知に努め、県及び市町村との連携を図りながら、生活サポートを丁寧に行ってまいります。また、町民と外国籍の方が交流を深められるよう、国際交流事業、国際交流協会の設立に取り組んでまいります。さらに、町民の皆様が台湾の文化や経済などを身近に感じていただけるよう、台湾へ渡航する際の航空賃の一部を助成する事業を新たに実施いたします。

人権については、菊陽町人権擁護に関する条例及び菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例、菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体と連携しながら、人権教育、啓発の推進に努めてまいります。

行財政の充実強化についてですが、令和6年度においては、企業誘致対策や住環境の整備などによる税収増加に向けた取組を進めるとともに、住民サービスの向上も着実に実施しながら、菊陽町中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持してまいります。

自治体DXの推進については、国が示す自治体DX推進計画を指針として進め、自治体情報システムの標準化、共通化については令和7年度までに完了するよう計画的に進めてまいります。また、昨年10月に策定をした菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、書かない窓口と粗大ごみ予約のオンライン化を今月末から始めることとしています。引き続き、行政手続のオンライン化の拡充やマイナンバーカードの活用推進により、行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営に取り組んでまいります。

広報活動については、今後もPR大使の皆さんの協力をいただきながら、町が進める様々な施策の効果を最大化し、より多くの人々にPRしてまいります。

最後に、町の最上位計画である総合計画については、町を取り巻く環境の急激かつ著しい変化に対応し、新しい菊陽、そして日本一のまちづくりを進めるため、令和7年度において新たな総合計画の策定を行います。

以上、令和6年度における私の町政に臨む所信の一端と主要な施策の概要について御説明申し上げます。今後も、町民の皆様と共に、さらなる町の発展に向け、様々な事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の令和6年度の施政方針といたします。

○議長（福島知雄さん） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和6年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は36件でございます。内容は、議案27件、同意9件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第3号は、菊陽町行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。内容は、情報通信技術を活用した行政手続のオンライン化に必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人番号の利用範囲、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義などを定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、菊陽町監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されることに伴い、同法の条ずれが生じるため、引用している条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給料表、期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、土地台帳の閲覧を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、介護保険法に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料率を定めるものであります。

議案第11号は、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本町の関係条例の改正を行うものであります。

議案第12号は、菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、菊陽町スポーツ関連施設等に係る開放日の拡大を図り、町民のスポーツを実施をする機会を創出するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額に30億6,160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億5,024万円と定めるものであります。

議案第14号は、令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額に81万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を36億8,991万1,000円と定めるものであります。

議案第15号は、令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額に79万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を5億5,888万5,000円と定めるものであります。

議案第16号は、令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額に1億4,821万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を

29億6,356万8,000円と定めるものであります。

議案第17号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を3,226万7,000円増額し、14億8,587万3,000円と定め、支出の事業費用を35万9,000円減額をし、14億717万5,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を1,090万円減額をし、7億4,033万8,000円と定め、支出を3万1,000円増額し、11億4,134万7,000円と定めるものであります。

議案第18号は、令和6年度一般会計予算についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額を194億4,904万2,000円と定めるものであります。

議案第19号は、令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額を20万8,000円と定めるものであります。

議案第20号は、令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額を33億5,244万1,000円と定めるものであります。

議案第21号は、令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額を6億2,838万6,000円と定めるものであります。

議案第22号は、令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。内容は、歳入歳出予算の総額を30億4,269万7,000円と定めるものであります。

議案第23号は、令和6年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。内容は、収益的収入予定額を17億7,130万8,000円、支出予定額を14億6,708万5,000円と定めるものであります。また、資本的収入予定額を6億4,386万2,000円、支出予定額を9億8,741万3,000円と定めるものであります。

議案第24号は、菊陽空港線道路築造工事（その2）の工事請負契約の締結についてであります。内容は、現在整備を進めております当該路線の堀川から長塚団地までの一部区間の築造を行うものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、財産の取得についてであります。内容は、令和6年度から小学校で新しい教科書が使用されることに伴い、授業を実施するために必要な教師用の指導書の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、町道路線の廃止についてであります。内容は、議案第27号の町道路線の認定と関連がありますが、現在認定をしております下原堀川線について、終点を変更するため、廃止するものであります。道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号は、町道路線の認定についてであります。内容は、県の合志インターチェンジアクセス道路の整備に伴い、議案第26号で廃止をする下原堀川線について、終点を延伸し、新た

に認定するものであります。このほか、県の一般国道443号道路改良事業により整備される副道について、県との覚書により、整備後、町道として管理を引き継ぐため、新たに7路線を町道として認定するものであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号は、都市公園を設置すべき区域についてであります。内容は、菊陽杉並木公園の拡張すべき区域を定める必要があるため、都市公園法第33条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。内容は、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び審査委員の委員数の増員のため、共同設置規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第1号から同意第9号は、菊陽町農業委員会の委員の任命についてであります。内容は、現在の農業委員9人の任期が令和6年5月6日をもって満了となりますので、新たに9人を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細については議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

これから令和6年度当初予算について各部課長に説明を求めますが、その後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第18号 令和6年度菊陽町一般会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第7、議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付しておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。なお、概要説明資料は、各常任委員会において各担当課から説明する際に使用させていただく資料になります。

それでは、財政課からは、予算書と一般会計予算（案）参考資料により、全体的な予算や主

な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。令和6年度菊陽町一般会計予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ194億4,904万2,000円と定めています。令和5年度の当初予算額は182億8,584万8,000円でしたので、前年度比11億6,319万4,000円、6.4%の増になります。第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。第2表の債務負担行為であります。12件の事項について、期間と限度額を計上しています。

次の11ページをお開きください。第3表の地方債であります。起債の目的として、次の12ページにかけて21件の事業を計上しています。このうち、臨時財政対策債は860万円、施設等整備のための地方債を20億990万円計上し、地方債の限度額の合計を20億1,850万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりです。

13ページからは予算に関する説明書になります。予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、初めに本日配付しました一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただき、後ほど予算書により主な歳出予算の内容を説明します。

それでは、一般会計予算（案）参考資料を1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。自主財源は104億1,357万2,000円で、前年度比7億2,303万7,000円の増、依存財源は90億3,547万円で、4億4,015万7,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、自主財源53.5%、依存財源は46.5%となっています。

次の2ページを御覧ください。歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は93億9,828万9,000円、前年度比7億3,549万9,000円の増となっています。主に、制度改正や職員数の増などによる人件費の増及び社会保障費の増に伴う扶助費の増になります。投資的経費は29億7,482万8,000円で、前年度比6,851万円の減となっています。その他経費は70億7,592万5,000円で、前年度比4億9,620万5,000円の増となっています。主に、一部事務組合負担金の増などによる補助費等の増などによるものです。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、39.1%を占めています。増減額の大きなものでは、民生費、総務費、教育費などが増額となり、土木費などが減額となっています。

次の3ページをお開きください。歳入について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の1町税は、(1)の町民税の個人で人口の増加などによる増、(2)の固定資産税で建物の増加などによる増により、総額79億1,928万7,000円、前年度比で5億2,527万5,000円の増となっ

ています。

款の2 地方譲与税は、令和5年度の決算見込みなどから2億2,905万2,000円、前年度比で4,519万3,000円の増となっています。

次の4ページをお開きください。款の17国庫支出金は、(1)の国庫負担金で制度改正に伴う児童手当負担金や障害児負担金などの増、(2)の国庫補助金で道路新設改良に係る補助金などの減により、総額34億4,404万6,000円、前年度比1億3,085万6,000円の減となっています。

款の18県支出金は、(1)の県負担金で制度改正に伴う児童手当負担金や障害児負担金などの増、(2)の県補助金で施設整備補助金などの増により、総額16億9,755万5,000円、前年度比9,665万4,000円の増となっています。

款の19財産収入は、(2)の財産売払収入で第二土地区画整理事業地内の土地売払いなどの減により、総額2,860万1,000円、前年度比1億683万3,000円の減となっています。

次の5ページをお開きください。款の21繰入金は、(2)の基金繰入金で財政調整基金繰入金の増などにより、総額16億8,851万3,000円、前年度比3億580万8,000円の増となっています。

款の24町債は、(1)の総務債で三里木町民センター施設整備、(2)の民生債で老人福祉センター施設整備、(8)の消防債で庁舎内の防災行政無線整備、(9)の教育債で各小・中学校の施設整備などの増により、総額20億1,850万円、前年度比3億9,180万円の増となっています。

次の6ページをお開きください。歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。増減額の大きいものについて説明します。

款の2 総務費は、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費で退職手当負担金やDXの推進などによる増、目の10地域政策費で新駅整備事業などによる増、目の17の三里木町民センター管理費で施設の大規模改修などによる増などにより、総額22億4,134万7,000円で、前年度比5億337万円の増となっています。

8ページをお開きください。款の3 民生費は、項の1 社会福祉費、目の3 障害者福祉費で障害児支援事業増などによる増、目の8 老人福祉センター・福祉支援センター管理費で老人福祉センター改修工事などによる増、項の2 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費で保育施設の整備補助などによる増、目の2 児童措置費で児童手当の増による増により、総額76億320万8,000円で、前年度比7億6,681万4,000円の増となっています。

次の9ページをお開きください。款の4 衛生費は、項の1 保健衛生費、目の1 保健衛生総務費で子ども医療費助成の増などによる増、項の2 清掃費、目の1 清掃総務費で菊池広域連合負担金の増などにより、総額15億6,388万1,000円で、前年度比1億7,888万6,000円の増となっています。

11ページをお開きください。款の8 土木費は、項の2 道路橋梁費、目の3 道路新設改良費で菊陽空港線延伸道路事業の減などによる減、項の3 都市計画費、目の1 都市計画総務費で原水駅周辺の整備事業の減、目の4 公園管理費で杉並木公園拡張整備事業などの増、項の4 住宅費で中代団地改修工事の増などにより、総額19億8,151万円で、前年度比10億590万5,000円の減

となっています。

款の9消防費は、目の4防災管理費で防災行政無線デジタル化更新による増などにより、総額7億4,272万2,000円で、前年度比2億1,026万8,000円の増となっています。

次の12ページを御覧ください。款の10教育費は、項の2小学校費、目の2教育振興費で教科書改訂に伴う教材等費の増、目の4学校給食費で学校給食補助金等の増、目の5学校建設費で武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校給食室の新築の増、項の3中学校費、目の5学校建設費で菊陽中学校の校舎増築に係る基本設計などの増、項の6保健体育費、目の7総合体育館運営費で総合体育館の備品購入等の減などにより、総額30億2,359万7,000円で、前年度比4億2,036万3,000円の増となっています。

14ページをお開きください。歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年との比較増減表になります。

15ページをお開きください。第3表、地方債関係の表になります。地方債について、起債の目的ごとに充当先事業を整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただきまして、歳出で金額の大きい新規事業や建設事業などについて御説明いたします。

予算書の67ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の新駅整備負担金は、駅構内の整備に係る負担金で、6,145万5,000円を計上しています。

78ページをお開きください。目の17三里木町民センター管理費、説明欄の三里木町民センター大規模改修工事は、施設の長寿命化を図るもので、1億5,048万円計上しています。

105ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の5東部町民センター運営事業費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、新館の屋根、外壁等を改修する工事で、7,200万円計上しています。

108ページをお開きください。目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、老人福祉センターの内部改修工事で、2億1,890万円計上しています。

113ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の就学前教育・保育施設整備補助金は、新たな保育所の整備に対する補助で、2億2,704万1,000円計上しています。

114ページをお開きください。目の2児童措置費、節区分の19扶助費、説明欄の児童手当は、令和6年10月からの高校生までの拡充分なども含め、9億8,122万円を計上しています。

154ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、区画線の補修や道路の街路灯設置工事などで、6,360万円計上しています。

155ページをお開きください。目の3道路新設改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、菊陽空港線延伸や南方大人足線交差点改良などで、3億2,530万円計上しています。

162ページをお開きください。項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は、菊陽杉並木公園拡張整備工事で、3億5,500万円計上しています。

164ページをお開きください。項の4住宅費、目の1住宅管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、中代団地の改修工事で、2億1,000万円計上しています。

170ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の防災行政無線デジタル化更新整備工事は、防災行政無線のシステム及び機器等を更新するもので、1億7,952万円計上しています。

186ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の4学校給食費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の学校給食補助金は、令和5年度に1人当たり月額1,000円補助していたものを2,000円に倍増し、補助するもので、各小学校分として6,199万6,000円計上しています。

目の5学校建設費、節区分の14工事請負費、説明欄の各小学校改修工事及び説明欄のエレベーター整備工事は、南小学校のバリアフリー化工事で、合わせて1億6,300万円。説明欄の給食室整備工事は、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の給食室新築工事で、7億4,345万円計上しています。節区分の17備品購入費、説明欄の給食用備品は、武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘北小学校の給食室新築後に新たに購入が必要となる給食用備品として1億7,140万円計上しています。

241ページをお開きください。地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。地方債の合計額は、令和6年度の起債見込額20億1,850万円に対し、元金償還見込額が13億4,928万8,000円のため、令和5年度末現在高見込額の207億6,337万円から6億6,921万2,000円増加し、令和6年度末現在高見込額が214億3,258万2,000円となる見込みです。

最後に、242ページをお開きください。引上げ分の地方消費税収入の用途について記載しております。地方消費税交付金の社会保障財源化分6億324万5,000円について、表の右から2番目の欄の地方消費税交付金の欄のとおり使用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第19号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

本議案につきましては常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、担当課から説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20万8,000円と定めています。

8ページをお開きください。2の歳入です。主なものを御説明申し上げます。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は20万5,000円で、前年度からの繰越金になります。

下の9ページから3の歳出になりますが、主なものを御説明申し上げます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、光の森防災広場西側用地の管理費として20万5,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第20号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） おはようございます。

それでは、議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億5,244万1,000円と定めております。前年度に比べて2億8,371万円の減となっております。

す。主な減額の要因は、団塊の世代が75歳になり、後期高齢者医療に移行することにより国保被保険者数が減少しているためであります。

第2条で一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で歳出予算の流用について定めております。

10ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は6億3,272万9,000円で、前年度に比べて2,370万7,000円の減を見込んでおります。

11ページを御覧ください。下段の款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は23億9,010万円で、前年度に比べて3億215万5,000円の減であります。節区分の1の普通交付金は、保険給付費等に要する費用について県から全額が交付されるものであります。

12ページをお開きください。款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億5,556万4,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金などで、法定内の繰入金になります。

13ページを御覧ください。項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を3,836万1,000円計上しております。

15ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,740万8,000円、17ページをお開きいただき、項の2徴税费、目の1賦課徴収費は365万7,000円で、事務に要する経費を計上しております。

18ページをお開きください。款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は19億8,000万円で、前年度に比べて2億6,653万1,000円の減を見込んでおります。

項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は3億1,200万円で、前年度に比べて3,038万円の減を見込んでおります。

19ページを御覧ください。項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は1,200万6,000円を計上しております。

20ページをお開きください。款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者医療給付費分は6億5,335万5,000円で、前年度に比べて3,142万9,000円の増となっております。

21ページを御覧ください。項の2後期高齢者支援金等分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金等分は2億620万4,000円を計上しております。

項の3介護納付金分、目の1介護納付金分は7,911万円を計上しております。

22ページをお開きください。款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、節区分の18の負担金、補助金及び交付金で人間ドック補助金を1,450万円計上しております。

23ページを御覧ください。項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、24ページをお開きいただき、節区分の12委託料で特定健康診査事業費等委託料として1,728万

1,000円を計上しており、特定健康診査の受診者を1,600人、特定保健指導の受診者を160人と見込んでおります。

25ページを御覧ください。最後に、款の10予備費は670万4,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第21号 令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第10、議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億2,838万6,000円と定めております。前年度に比べて7,263万2,000円の増となっております。

8ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料を合わせて、計の4億6,405万円としております。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金は、目の1事業費繰入金と目の2保険基盤安定繰入金を合わせて、計の1億3,416万2,000円としております。

9ページを御覧ください。款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は1,149万3,000円で、健康診査、歯科口腔健診、人間ドックに対する受託事業収入であります。

10ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費は、項の1総務管理費を600万6,000円、項の2徴収費を149万6,000円で、事務に必要な経費を計上しております。

11ページを御覧ください。款の2後期高齢者医療広域連合納付金は6億420万6,000円を計上しております。この納付金は、保険料収入分や保険基盤安定繰入金を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金になります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は1,601万8,000円を計上しております。内容は、12ページにかけて、健康診査、歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保

持増進に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第22号 令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） おはようございます。

議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

本年度の予算は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて予算編成を行ったものです。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億4,269万7,000円と定めています。令和5年度の当初予算の総額が27億2,574万3,000円でしたので、前年度比3億1,695万4,000円、11.6%の増になります。第2条で一時借入金の最高額を5,000万円とし、第3条で歳出予算の流用について定めています。

10ページをお開きください。歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は6億5,206万円、前年度比で6,480万8,000円の増となっています。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は5億3,156万1,000円、前年度比で6,310万円の増となっています。

11ページをお開きください。款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金の総額は7億9,903万円、前年度比で9,601万1,000円の増となっています。

12ページをお開きください。款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億9,807万5,000円、前年度比で4,745万2,000円の増となっています。

13ページをお開きください。款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は3億5,755万3,000円、前年度比で4,252万1,000円の増となっています。

目の7低所得者保険料負担繰入金の下にあります地域支援事業繰入金（特定事業）、介護予防支援繰入金は廃目としております。廃目の理由は、令和6年度からの重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域支援事業の予算の一部を一般会計予算に組み替えたことによるもので

す。

19ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は、介護サービス事業者に支払う給付費で、27億8,564万4,000円を計上しています。

20ページをお開きください。項の市町村特別給付費は廃項としております。廃項の理由は、これまで保険料を財源とし、紙おむつ等の家族介護用品の購入費助成を行ってきましたが、保険料の上昇を抑制しつつ助成対象者を拡大するため、令和6年度から一般会計予算に組替えを行ったものです。

22ページをお開きください。款の4 地域支援事業費、項の2 一般介護予防事業、次の23ページの項の3 包括的支援事業・任意事業費、目の3 包括的・継続的マネジメント支援事業費は、減額して計上しております。減額の理由は、いずれも重層的支援体制整備事業の開始に伴う一般会計予算への組替えによるものです。

25ページをお開きください。目の7 認知症総合支援事業の下のほうにあります目の総合相談事業費、目の権利擁護事業費、次の26ページの目の生活支援体制整備事業費、目の特定事業、次の27ページの目の介護支援事業費は、廃目または廃項としております。廃目などの理由は、いずれも重層的支援体制整備事業の開始に伴う一般会計予算への組替えによるものです。

28ページをお開きください。款の8 諸支出金、項の3 繰出金、目の1 他会計繰出金2,399万3,000円は、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、保険料の一部を一般会計予算に繰り出すものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号についての質疑を終わります。

昼食休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第23号 令和6年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（福島知雄さん） 日程第12、議案第23号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算についてを

議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） こんにちは。

議案第23号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。第1条、総則でございますが、令和6年度菊陽町下水道事業会計予算は公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算であります。

第2条、業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、2ページをお願いします。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を17億7,130万8,000円とし、事業費用を14億6,708万5,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。

次に、3ページをお願いします。第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を6億4,386万2,000円、資本的支出額を9億8,741万3,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画で御説明いたします。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,355万1,000円についての補填内容は、上記に括弧書きで記載しております。

次に、4ページをお願いいたします。第5条、企業債は、下水道事業分の合計で限度額4億2,740万円を予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条、予定支出の各項目の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費5,749万9,000円を計上しております。

次に、第9条、他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で4,628万5,000円を計上しております。

続きまして、8ページの実施計画をお願いします。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、令和5年度当初予算の9億667万5,000円と比べ、約32.6%、金額で2億9,563万8,000円増の12億231万3,000円を予定しておりますが、これはJ A S Mの使用開始に伴う増額を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金1億3,429万8,000円は、雨水処理に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金3,551万3,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受金戻入3億8,464万4,000円は、現金を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のため交付された補助金等につきまして、資産の減価償却に合わせ対応させて収益化を行うものであります。

以上、収益的収入の予定額の合計は17億7,130万8,000円であります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費4億8,782万9,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の5総係費6,092万6,000円は、事業全体の運営管理に要する経費であります。

次に、目の6減価償却費7億1,664万6,000円は、現金を伴わない支出で、有形、無形の固定資産減価償却費であります。

次に、項の2営業外費用、目の1支払利息1億205万8,000円は、企業債の償還利子予定額であります。

以上、収益的支出予定額の合計は14億6,708万5,000円であります。

続きまして、10ページをお願いいたします。資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しています予定額4億2,740万円であります。

次に、項の2出資金8,679万4,000円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金であります。

次に、項の3負担金、目の1受益者負担金2,466万4,000円は、開発や住宅建設などによる賦課見込額であります。

次に、項の4補助金、目の1国庫補助金は、委託及び工事に対する社会資本整備総合交付金の予定額9,150万円であります。

目の3他会計補助金1,077万2,000円は、農業集落排水事業分の企業債の償還等に対する一般会計からの繰入金であります。

以上、資本的収入予定額の合計は6億4,386万2,000円であります。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費4億8,435万8,000円は、工事に関する実施設計などの委託料と、汚水及び雨水管渠築造工事費等でありませぬ。

次に、項の2企業債償還金は、企業債償還元金で、予定額4億9,785万円であります。

以上、資本的支出予定額の合計は9億8,741万3,000円であります。

次の12ページからは、令和6年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関係資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第18号から議案第23号までは、配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 発議第1号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第13、発議第1号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この発議は、廣瀬英二さん外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、廣瀬英二さん、趣旨の説明をお願いします。

○5番（廣瀬英二さん） 皆さんこんにちは。議席番号5番の廣瀬英二でございます。

発議第1号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり、自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提案理由につきましては、電子システムを活用するため、会議規則の一部を改正するものです。

菊陽町議会会議規則（平成4年菊陽町議会規則第1号）の一部を次のように改正するものでございます。

第81条の次に次の一条を加えます。

（電子採決システムによる表決）。81条の2で、前条の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは電子採決システムによる表決を取ることができる。2番目で、電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなくてはならない。3番目に、電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣言をした時点で出席議員が賛成のボタンと反対のボタンをいずれも押していないときは、その出席議員は棄権したものとみなす。

附則として、この規則は公布の日から施行するようになってます。

以上で提案理由の説明を終わります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 研修報告について

○議長（福島知雄さん） 日程第14、研修報告について。

1月16日から17日まで福岡県において研修されました総務住民生活常任委員会行政視察の件について報告をお願いします。

総務住民生活常任委員長廣瀬英二さん。

○総務住民生活常任委員長（廣瀬英二さん） 総務住民生活常任委員会の委員長の廣瀬英二でございます。研修報告をいたします。

今年1月16日から17日の2日間、福岡県の苅田町、新宮町に委員5名、行政職員2名の計7名で、菊陽町の課題である多文化共生、交通問題などの取組について視察研修を行ってきました。

まず、1日目の研修先、苅田町の概要として、人口約3,800人、人口増加率7.8%、高齢化率24.6%、財政力指数1.24、議員定数16名、議員報酬34万4,000円、また外国人の数は直近で約1,400人、一番多いときは1,450人ほど在住していたそうでございます。菊陽町においても、1月末で外国人の数は986名、台湾が338人、中国が184名、ベトナムが107名、フィリピンが92名というふうになっております。車で現地を回りましたが、国際貿易港苅田港を中心に広大な臨海工業地帯が広がっております。周辺には、日産、トヨタ、麻生セメント等の大手企業が散在をしていました。近くには九州電力石炭火力発電所がありましたが、今年7月に計画停止し、非常時のみ動かす扱いになるそうでございます。また、物流拠点として年間輸出額は約9,000億円にも上り、町の大きな財源になっているそうです。苅田町は、陸海空の交通の結節点として抜群のアクセスを誇っており、またJR苅田駅を中心とした都市整備が進められていることや、日産、トヨタ自動車で働く技能実習生や地元にある西日本工業大学への留学生が多く生活している地域であり、菊陽町の近未来をほうふつとさせるものでございました。

研修テーマとして、多文化共生の取組、それから交通問題の取組の2点で研修をしてまいりました。

1 番目の多文化共生プランとして、第 5 次 菟田総合計画を上位計画とする個別計画で、総務省が示した地域における多文化共生推進プランに基づき策定し、進めているということでした。また、多文化共生推進プランに基づき行動計画を作成し、進捗管理については、庁内各所管課の取組内容を管理し、その後、多文化共生推進プラン審議会を開催し、進捗の確認を行っているということでした。なお、審議会メンバーについては、学識経験者、各種団体代表、公募選考、町長が必要と認める者 9 名で組織されているということでした。

取組につきましては、カナダ人を夫に持つ多文化共生推進員の方から説明がありましたが、日本人と外国人の習慣や文化の違いをお互いが尊重し合える関係づくりに尽力されていることがうかがい知れました。外国人向けの生活情報ガイドブック作成、これは英語、中国語、韓国語、ベトナム語や、多文化共生イベントを毎年開催するなど、様々な国の習慣や文化に触れながら交流を深めているということでした。また、意識調査として、外国人から見た日本人、日本人から見た外国人の意識調査等から分析を行い、お互いの考えを尊重し、少しでも距離が近まる取組を行っているということでした。学校教育として、外国語教育の取組やアジア太平洋諸国の児童のホームステイ受入れを通じ、国際理解の教育を推進しているということです。それと、多文化共生行動計画推進プランとして、3 つの基本目標、地域、環境、人を掲げ、取り組んでいるということでした。地域とは心を通わす絆づくり、環境は安心・安全の暮らしづくり、人、誰もが主役、未来を開く人づくりということで、積極的な取組を行っているように感じました。

多文化共生についての主な取組は以上でございます。

次に、交通問題の取組です。周辺道路網は整備されていますが、朝夕は交通渋滞が発生しており、対策として企業による通勤バスの運行が行われていると。これは 4 台というふうにお聞きしました。それと、コミュニティーバス運行の取組として、バスの愛称はゆめシャトル、バス料金は 200 円です。菊陽町は 100 円でございますけど、200 円で実施をしているということでした。小学生と障害者は半額の 100 円ということです。それと、障害者向けスマートフォンアプリ、ミライロ ID が使用できるというのがございました。それと、コミュニティーバス内に有料で広告を出しているということでした。それから、コミュニティーバスは町の所有で、バス会社に無料貸与をしていると。4 台を貸与しているということでした。それから、欠損額が約 3,800 万円出ており、25% 以上の赤字が出ると県から補助金が受けられるということでした。ただ、近年はコロナの関係で利用者人員が少なく、補助金が受けられていないということでした。

以上で菟田町の研修報告を終わります。

続きまして、2 日目の研修先、新宮町の研修報告をいたします。

町の概要として、人口約 3,300 人、人口増加率 8.5%、高齢化率 19.6%、財政力指数 0.8、議員定数 12 名、議員報酬 26 万 4,000 円ということでした。概要としては、町内には新宮

漁港と相島漁港が立地しており、水産業が盛んに営まれている地域であるということでした。町の人口は、大規模な宅地開発や分譲マンションの建設を受け、結婚を契機とした若年層や子育て世代の転入などにより増加を続けていると。それと、JR新宮中央駅、これは平成22年3月に開業しておりますが、駅周辺への大型店舗や複合商業施設の進出、高層マンションの建設が相次ぎ、人口が増加しているということでもございました。また、地球温暖化による様々な気象災害は今対策をしなければますます大きな被害をもたらすということで、カーボンニュートラル宣言をされておりました。

研修テーマは、交通問題の取組についてです。これほかにも挙げておりましたが、行政側のほうが受入れが困難ということで、交通問題に絞ってくれということでございましたので、この1点について研修を行ってまいりました。

愛称はマリックスです。全車6台、バリアフリー適合車、ノンステップバスですね。これは全てバリアフリーということでした。菊陽町のキャロッピー号を見てみますと、車椅子対応、これはできます。スロープを引き出して、そしてバスのほうに入れるということでございますけど、マリックスについては全部低い、すぐ乗れるバスということでございました。ここについても、全てが無料で貸付けを行ってるとということでございました。それから、運行路線は山らいず線と相らんど線の2線路で、1日平均乗車人員は合計464人ということでございました。菊陽町においては、1日平均乗車人員が約80人ということをお聞きいたしております。バス料金は、これは各路線100円、未就学児まで無料ということです。それから、回数券は1,000円で11枚つづり、運賃の見直しは当面なしということでございました。それから、バス運行の欠損額約5,400万円は、県の補助から約4,400万円ということでございました。それから、交通難民対策として、運転免許証自主返納者への特典として、70歳以上を対象者に、マリックス回数券2万円分または交通系ICカード1万5,000円分を交付をしておるとということでございました。

それから、道路混雑状況及び渋滞緩和策については、混雑状況は国道3号と国道495号を中心に渋滞と。特に、週末の中心市街地が混雑をしておると。しかし、菊陽ほどには深刻な渋滞は発生していないということでございました。それから、渋滞緩和策として右折レーン設置、これは用地買収と警察協議を行っている。それから、交差点の信号周期見直し、これも警察と協議をしているということでございました。それから、都市計画道路の整備、公共交通機関の利用促進、これ駐車場、駐輪場整備を完全なものにして公共交通機関を利用していただく。その取組をやっているということでございました。それと、敷地内で回転可能な駐車整備、新宮町の建築及び開発行為等指導要綱を定め、取り組んでいるということでございました。

菊田町と、それから新宮町の研修視察の報告を終わりますけども、まとめとして、感じたことを含めて御紹介をしておきます。

研修先の両町においても人口増加が続いており、発展と課題については本町と類似している

点があったと。発展と課題、これは一つのテーマですけども、課題を乗り越えたときに、その後にもまた次の発展があるということを感じました。菊田町の多文化共生のまちづくりは、日本人、外国人ともに習慣や文化の違いを互いに尊重し、理解し合う絆づくりに向け実施されており、菊陽町においても、上位計画である第7期総合計画に多文化共生推進プランを入れて、組織的に取り組んでいく必要性を感じました。それと、コミュニティーバスの取組については、車両の小型化、ノンステップ化、ミライロIDカードの導入が非常に参考になりました。その他、福岡県では地球温暖化に伴うゼロカーボンシティ宣言が目立ちました。隣の須恵町においても、横断幕を大々的に庁舎に掲げてございました。

あまり分からないところもあったと思いますけども、総務住民生活常任委員長としての報告を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

次に、1月24日から25日まで大分県において研修されました文教厚生常任委員会行政視察の件について報告をお願いします。

文教厚生常任委員長大久保輝さん。

○文教厚生常任委員長（大久保 輝さん） 皆様こんにちは。文教厚生常任委員長の久保輝です。文教厚生常任委員会の行政視察報告をさせていただきます。

令和6年1月24日、25日の2日間、文教厚生常任委員会委員5名、執行部1名、議会事務局1名の7名で、大分県の豊後大野市、佐伯市を視察研修してまいりました。

1日目は、大分県の豊後大野市へ参りまして、中学校部活動の社会体育への移行についてをテーマに研修を行いました。

まず、豊後大野市の取組状況についてお尋ねしましたが、令和3年8月から、市内の朝地町というところにある朝地中学校を県教員研究指定地域として地元のNPO法人において活動してもらっており、生徒は専門的な指導により技術と意欲の向上が見られ、生徒へのアンケートでは、満足76%、やや満足19%と、不満はゼロという結果ということでございました。豊後大野市の総面積は603.14平方キロメートルと広く、現在7つの中学校が存在しておりまして、このうちの複数の中学校同士で合同部活動を実施しているということでございました。移動についてはジャンボタクシーを利用されているということで、費用は年間100万円程度かかっているということです。

説明いただいた後、質疑応答の主な内容として、受益者負担についてお尋ねしまして、今までNPO法人は受益者負担となっていたが、県教員研究指定となったため、現在は頂いていない。指定が解除されたら受益者負担が必要となるということで、ほかの学校でも社会体育移行の案内と周知を行っているけども、現在は受益者負担の話まではあっていないということでした。先生方のアンケートを取った中で、9割までは、兼職兼業で部活動を担当したいという人は1割程度ということで、だんだん部活動を担当したいという人は少なくなっているというふうなこともありました。文化系の地域移行や社会移行は現在行ってはいませんが、文化

部についても取り組めるものを模索してということでありました。こちらの考え方としまして、やりたい部活がなくなって仕方なく他の部活に移行することがないように、選択の自由をできるだけ残してあげたいというふうなことをおっしゃってありました。

以上が豊後大野市のところになります。

翌2日目は、佐伯市で、オーガニック給食への取組についてということテーマに研修を行いました。

まず、佐伯市の取組状況をお聞きしました。令和2年3月に、佐伯市版SDGsとも言えるさいきオーガニック憲章を制定。この理念は、市の最上位計画である佐伯市総合計画の基本となる考え方となっており、さいきオーガニックシティ、人と自然が共生する持続可能な町の実現を目指しているということです。有機農業については、令和2年4月に佐伯市有機農業推進計画を策定し、オーガニック給食の導入検討を始め、自然環境に配慮し、生き物に優しい栽培方法で生産した米や野菜を学校給食に提供することで、児童・生徒により地域の環境に関心を持ってもらうことを目的としてオーガニック給食を推進しているということでした。令和3年度までは市内に有機JAS農家は2戸だったが、現在は3戸。佐伯市独自認証農家というものをつくられておまして、そちらが8戸となり、徐々に規格に合った野菜などを一部納入できるようになってきているということです。有機野菜は令和2年度から、有機栽培米は令和3年度から使用していて、徐々に増えてきているということでした。

説明後の質疑応答の主な内容として、給食に納入される有機野菜は各センターに納入されるので、各機械で処理できないものは対象外となってしまいます。通常の野菜は規格があり、それで納入されているが、給食におけるオーガニック食材の割合は野菜が0.43%、米は全部佐伯市産で3割程度ということです。有機栽培における周りとの関係性は、有機JAS認定に伴う規定で栽培を行っていて、独自認証農家では条件はつけておらず、例えば隣の畑では農薬を使用しているというような場合も場合によってはあるということでありました。学校給食における有機給食の回数は、有機野菜は小さなセンターを中心に取れているが、大きなセンターは月に1回程度。米は、昨年度は2か月、今年度は3か月程度賄えているということでした。

以上が視察研修の報告となります。今回の内容をこれからの取組へと生かしていけるように努めてまいりたいと思います。

以上で文教厚生常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長（福島知雄さん） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、2月14日から15日まで福岡県において研修されました議会運営委員会行政視察の件について報告をお願いします。

議会運営委員長甲斐榮治さん。

○議会運営委員長（甲斐榮治さん） 皆さんこんにちは。議会運営委員会の行政視察について御報告をいたします。

報告は簡単に、4つの部門について御報告いたします。一つは、私たちは議会運営委員会と

して議会の活性化、特にその中の大事な要素である議員の報酬について課題を与えられております。それについて、課題も設定して2つの自治体を訪ねましたので、その結果を報告したいと思っております。まず、1点目は現状。それから、どういうふうに課題を設定したか。それから、日程と訪ねた自治体の概略。最後に、そこで学んだことということでお伝えをしたいと思っております。

まず、テーマを設定して研修には出かけるということがずっと前から定着をしておりますが、現状について議会運営委員会で分析をいたしました。現在、地方自治体の守備範囲がかつてとは比べ物にならないぐらいに拡大しております。住民の議員に対する要望等も非常に多様化しています。それで、町村議会の議員の場合には兼業を許されておりますけれども、職を兼ねては議員活動がだんだん成り立たなくなりつつある。専門職化しつつあるという実情があるというのが一点です。しかし、かといって議員職が職業としての魅力を持ってるかということ、だんだん低下してると。特に、無投票なんかも増えてますし、菊陽町の場合には無投票ではありませんでしたが、お隣の津町は無投票で、次もまた無投票になるのではないかというふうなことをちらっと聞いております。議員職としての魅力が低下している。実際、皆さん御存じのように、月額24万9,000円ですね。この報酬額で、日常生活、それから議員の活動、次の選挙の準備ができるか。正直言って、できません。不可能に近い。そういったことで、立候補者が非常に少なくなってる。競争力も低下してるし、人材が集まらないという実態があります。特に問題は、若い世代が議員職を目指せないというふうな状況になっております。

こういう中で、住民の理解というのは非常に厳しくて、あまり理解されていない。最近はやっと声が聞こえなくなりましたが、ちょっと以前はこんな意見がありました。年に4回の議会と委員会だけに対する報酬としては24万9,000円も法外だと。日当でよいではないかと。日当を払えというふうな意見がしばらくありました。実際は、俸給以外には議員は何も支給されてないんで、各種手当も支給されておられません、これはもちろん自治法上の問題ですけれども。それから、社会保障制度、年金、社会保険もほとんどありません。特に、市会議員とか県会議員とかと違って、町村会の議員は可処分所得が非常に低いということが全く理解をされていない。皆さん御承知のように、先ほど言いましたように、年に4回の議会ではないんですよ。ざっと挙げてみますが、本会議のほかに常任委員会、議会運営委員会、各種の特別委員会、全員協議会、議員連絡会、各種の協議や調整ですね、町民の皆さんともそうですけども。住民との意見交換会、研修会、議員派遣、それから報告書を作成しなくてはいけない。陳情・請願等への対処、議案の精読、予算案あたりが出た場合には精読しなくちゃいけません。各種の調査、質疑・討論の準備、一般質問、これがまた大変ですけど、一般質問の準備、それからその実施計画、情報収集。それから、議員によっては広報を発行して広報活動をする。公的行事にもたくさん出なくてはいけない。これは一般の議員の場合ですけども、議長とか副議長になるとこれがさらに増えるという状況ですね。この辺が全く理解されていない。

それで、次のように課題を設定いたしました。議会の権能を向上させる、それから議会の活

性化、町政の活性化の観点から適切な報酬額はどのようなものであるか。これまで、日本の概略の情勢ですけれども、バブルが破綻してからこの方、行財政改革の名の下に全てが縮んできた。日本人は縮みが好きなんですけど、全部縮んできた。経済活動も縮んできた。そういうことがあります。単なる行財政改革の視点で見てもはならないだろうという議論をいたしました。TSMCが進出をしてきましたが、この効果がいろいろ言われておりますけれども、私が1つショックを受けたのは、TSMCの大卒の初任給が約30万円ですね。私の頭の中には、私たちがもうちょっと若かった時代に、日本の場合には初任給20万円ですね。これが相場で、そういう頭がずっとありましたけれども、台湾のTSMCは30万円。この30年の間にこれだけの差が世界とついてしまっていると。愕然といたしました。これはやはり、もう少し日本人は意識を変えなくてはいけないんじゃないかということも思います。それから、議員が専門職化してきておりますので、その視点から適切な報酬額を設定しなくてはいけないのではないかと。先ほどちょっと触れましたが、将来的には、議員の場合は報酬で生活給ではないと言われてますけれども、生活給的な視点が必要ではないかと、今後はですね。

こういったことで、この2つの自治体に対して20項目の質問を整理して出しまして、あらかじめまとめますと、どういうことかといいますと、議員報酬改定の過程、たどった過程についてどうだったか。議会はどういうふうに取り組んだか。執行部はどういうふうに対処をしたか。住民への説明はどうしたか。こういったことを20の質問項目にして、あらかじめ相手の自治体にぶつけておりました。

その訪ねた自治体ですけれども、概略を申しますと、福岡県的那珂川市ですね。これは最近、市に単独で昇格したところです。以前は那珂川町でした。平成30年に単独で市制に移行したと。福岡市のベッドタウン的な性格が非常に強い。第3次産業が中核になっております。議員の定数は17名。議員の1人当たりの人口は2,928.2名、約3,000名ですね。それから、もう一つは須恵町。やはり福岡市のベッドタウン的な町で、これは人口としては2万9,300人ですから、うちの町よりもちょっと小さい。議員定数が13名、議員の1人当たりの人口が2,253名。それで、第3次産業が主体になっておる。そういう性格の町でした。ここと意見の交換を両者としました。共通しますので、まとめて報告をいたしますが、次のようなことを感じました。

両方の自治体とも、議会が方向性を出すのではなくて、つまり報酬を上げるとか下げるとかという方向性を出すのではなくて、諸条件を考慮した場合、今のいろんな条件を考慮した場合の特別職の報酬の現在の状況が妥当であるかどうか、その判定をしてくれということで特別職等報酬審議会に諮問をしたと、こういうことです。これは大事なところですので、議会がどうこうせえというのではなくて、議会としては現状を分析して、そしてそれを議長なり市長に、あるいは町長に伝えて、これちょっと審議してくださいという態度で始めたということですね。議会がやったことといえば、現状について様々討論をして、資料をそろえて、そして参考資料として審議会にそれを提出をしたと、こういう形になります。

審議会が何回か開かれてますけれども、両町とも、先ほど私が申し上げた生活給としての議

員報酬というのは視野に入ってます。しかし、生活給としてというふうになると地方自治法の改正まで入ってきますので、それは現状では無理と。当座、ではどういうふうにするかということの結論を出しておりますが、当座の改定、改定すべきだという結論を両審議会とも出しておりますけれども、類似団体ですね。人口、それから財政規模、そういった類似団体と比較対象をしたと。そして、額を決定する判断材料にしたと、こういうことでした。だけど、先ほど申しましたように、将来の課題としては、本当の説得力を持つためには、例えば議員の全員はなかなか難しいでしょうけれども、年代別に議員を抽出して、その活動量を調べる。年間にどのぐらい活動したか、何日分か、何時間か。そして、それを、町長はずっと365日活動してらっしゃいますので、その辺と対比をして何%ぐらいに当たるのか。そういうやり方をするのが将来的には理想であろうと。一番説得力があると。そういうことを言うておられました。

ただ、先ほど申しあげましたように、この両町とも議員の方々は報酬の改定については随分自信を持ってらっしゃって、要するに一生懸命住民のために活動をして、議員はもっと権利を主張してくださいと、こうおっしゃったですね。一生懸命活動すれば、それに見合うものが出てくるはずで、今はほとんど無権利状態に等しいと。住民の方々の、一部でしょうけど、お話を集約すれば、もうちょっと頑張れと。まだ頑張りが足らんと、議員はですね。そして、報酬はもうちょっと抑えたいとか、人数を削れとか、そういうことを言われると。それは甚だ心外であると。一生懸命、議員としてもちゃんとした活動をして、恥ずかしくない活動をして、そしてそれに見合う権利の主張をすべきではないかと。こういうところに来てるということを力説をされておりました。私たちもしっかりこのことについては考えなくちゃいけないなという感想を持って帰ってまいりました。

今後またいろいろ意見を交換したり御相談することがあるかと思っておりますけども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 議会運営委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時53分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年3月1日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（2日目）

（令和6年第1回菊陽町議会3月定例会）

令和6年3月1日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第3号 菊陽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 菊陽町監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第12 議案第14号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第15号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第16号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第17号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第24号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その2））
- 日程第17 議案第25号 財産の取得について
- 日程第18 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第27号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第28号 都市公園を設置すべき区域について
- 日程第21 議案第29号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

日程第22 同意第1号～同意第9号 菊陽町農業委員会の委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 鬼塚 洋 さん    | 2番  | 吉村 恭輔 さん  |
| 3番  | 藤本 昭文 さん   | 4番  | 馬場 功世 さん  |
| 5番  | 廣瀬 英二 さん   | 6番  | 矢野 厚子 さん  |
| 7番  | 大久保 輝 さん   | 8番  | 西本 友春 さん  |
| 9番  | 佐々木 理美子 さん | 10番 | 中岡 敏博 さん  |
| 11番 | 布田 悟 さん    | 12番 | 佐藤 竜巳 さん  |
| 13番 | 甲斐 榮治 さん   | 14番 | 岩下 和高 さん  |
| 15番 | 上田 茂政 さん   | 16番 | 小林 久美子 さん |
| 17番 | 坂本 秀則 さん   | 18番 | 福島 知雄 さん  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                               |          |           |           |
|-------------------------------|----------|-----------|-----------|
| 町 長                           | 吉本 孝寿 さん | 副町長       | 小牧 裕明 さん  |
| 教育 長                          | 二殿 一身 さん | 総務部長      | 板楠 健次 さん  |
| 住民生活部長                        | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長    | 東 桂一郎 さん  |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長          | 山川 和徳 さん | 都市整備部長    | 井 芹 渡 さん  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長           | 梅原 浩司 さん | 総合政策課長    | 吉本 雅和 さん  |
| 財政 課 長                        | 澤田 一臣 さん | 税務 課 長    | 村上 健司 さん  |
| 健康・保険課長兼<br>高齢・コウケン・スクチン・健康課長 | 岩下 美穂 さん | 介護保険課長    | 和田 征 さん   |
| 子育て支援課長                       | 石原 俊明 さん | 商工振興課長    | 今村 太郎 さん  |
| 建設 課 長                        | 矢野 博則 さん | 都市計画課長    | 阿久津 友宏 さん |
| 下水道課長                         | 丸山 直樹 さん | 総務課総務法制係長 | 高山 智裕 さん  |
| 教育 部 長                        | 吉永 公紀 さん | 学務 課 長    | 平 征一郎 さん  |
| 施設整備課長                        | 荒牧 栄治 さん | スポーツ振興課長  | 鍋島 二郎 さん  |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 菊陽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第1、議案第3号菊陽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第3号菊陽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。行政手続等を、情報通信技術を活用する方法により可能とするために必要となる事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、各種申請や申請に基づく処分通知、本人確認や手数料の納付などの行政手続について、オンラインでの実施を可能とするよう必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明します。

7枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、条例の名称について、根拠法となる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法に倣い、現在の「菊陽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」から「菊陽町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」へと変更することとしております。

第1条は、国における手続などの原則デジタル化を規定したデジタル手続法において、地方公共団体も同様の施策を講ずるよう努めなければならないと定めている規定に基づき制定していること、及び本条例に定める内容が町民の生活の向上に寄与することを目的とすることを定めております。

第2条は、本条例で使用する用語の定義を定めております。

まず、第1号及び第2号の用語の範囲に、議会及び指定管理者を加えることで、町の公的機関全てにおける手続等を本条例の対象としております。

第3号以降については、字句の修正となります。

第3条は、申請や届出について定めております。

第1項では、ほかの条例等に書面などによる手続の方法が定められていても、電子情報処理

組織、すなわちオンラインで行うことが可能と定めております。

第2項では、オンラインで行った申請等も、書面等により行われた手続等とみなすことを定めております。

第3項では、オンラインで行った申請等の受理の時期を、町の電子計算機、すなわちコンピューターに記録したときと定めております。

第4項では、ほかの条例等で署名押印等を求められていても、それに代わってマイナンバーカードを使うことが可能と定めております。

第5項は、新たに追加し、手数料の納付をオンラインで行うことを可能と定めております。

第6項も、新たに追加し、対面にて本人確認が必要な場合や原本確認が必要な場合は、それ以外の部分をオンラインで行うことが可能と定めております。

第4条は、行政処分及びその他の通知等について定めております。

手数料納付の部分を除き、第3条と同様の改正内容となっております。

第5条は、縦覧や閲覧について定めております。

オンラインで行うことが可能と定め、法律に合わせた字句の修正となります。

第6条は、書面やデータの作成や記録について定めております。

法律に合わせた字句の修正となります。

第7条は、新たに追加し、本条例の適用除外について定めております。

第1号で、対面により確認が必要な場合及び許可証等の原本が必要な場合など、オンライン手続が不適当な場合と、第2号で、そもそもほかの条例等でオンライン手続が定められているものを除外しております。

第8条は、添付書類の省略を定めております。

住民票の写しなど添付すべきとされているものを、町の機関等が入手可能な場合は、添付する必要がないことを定めております。

第9条は、これらの実施に必要な情報システムの整備をするよう定めております。

法律に合わせた字句の修正となります。

第10条は、この条例の規定による手続等の状況の公表について定めております。

公表の頻度を、少なくとも「毎年度1回」としておりましたところ、「随時」へと変更しております。法律に合わせた修正となります。

第11条は、字句の修正となります。

最後に、議案の6枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

あわせて、菊陽町印鑑条例が本条例を引用しておりますので、条例の名称が変わることに伴う改正をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いはございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第4号 菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、議案第4号菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第4号菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月に公布されたことに伴い、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

それでは、条例の改正内容について説明します。

2枚めくっていただき、新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、条例の趣旨を定める第1条中、同法の規定を引用している箇所になりますが、今回の条例改正に伴い、引用先を改める必要が生じたため、現行の「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改めるものでございます。

次に、第2条は用語の定義を定めておりますが、改正法の表記に倣い、第5号と第6号を追

加するものです。

第5号の特定個人番号利用事務は、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るものとして主務省令で定める事務で、具体的には、行政機関などが行う社会保障や税、災害対策に関する事務のことを言います。

第6号の利用特定個人情報は、マイナンバーを含む個人情報のことを言います。

次に、第4条は、個人番号の利用範囲を定めておりますが、改正法に伴い、第1項で引用しております法別表第2が削られることから、改正法の表記に倣い、改正後は「特定個人番号利用事務」に改めるものです。

2ページをお開きください。

第3項の上段2行につきましても、同様に、法別表第2が削られることから、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」に改めるものです。また、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものです。

次に、第5条の改正は、第1条と同様に、今回の条例改正に伴い、引用先を改める必要が生じたため、現行の「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改めるものでございます。

最後に、1枚目の議案にお戻りいただきまして、附則で、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第5号 菊陽町監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員  
の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について**

○議長（福島知雄さん） 日程第3、議案第5号菊陽町監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第5号菊陽町監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一部を除き、令和6年4月1日から施行されることに伴い、同法の条ずれが生じるため、同法の規定を引用している2つの条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正内容について説明します。

2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、菊陽町監査委員条例の改正になります。

出納職員の賠償責任の決定を定める第9条中、地方自治法の規定を引用している箇所になりますが、同法の条ずれが生じることから、現行の「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の改正になります。

職員の賠償責任に基づく債務の免除を規定する第3条中、先ほどと同様に、同法の規定を引用している箇所になりますが、現行の「第243条の2」を「第243条の2の8」に改めるものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（福島知雄さん） 日程第4、議案第6号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第6号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても、給与及び勤勉手当の額等を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきまして、参考資料により説明させていただきます。

9枚目以降に新旧対照表をつけております。

新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

まず、第19条は期末手当について定めたもので、同条第2項の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率について、現行の「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員については「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものです。

次に、第20条の改定は、同様に勤勉手当の支給率を改めるもので、2ページの同条第2項第1号の「100分の100」を「100分の105」に改め、第2号の「100分の47.5」を「100分の50」に改めるものでございます。

この改正については、附則におきまして、令和5年12月1日から適用するとしております。
次に、2ページから8ページにかけて、別表第1の改正になります。

行政職給料表の改正であり、左側の現行の額を右側の改正後の額に改めるものでございます。下線部の部分が改正箇所でございます。

今回の改正では、全職員を対象に1,000円から1万2,000円給料を引き上げるよう改定しております。改定は、初任給をはじめ若年層に重点を置いたものとなっており、高卒初任給は、1級第5号給を「15万4,600円」から「16万6,600円」へと約8%、1万2,000円引き上げ、大卒初任給は、1級25号給を「18万5,200円」から「19万6,200円」へと約6%、1万1,000円引き上げることになります。

この別表第1の改正については、附則におきまして、令和5年4月1日から適用するとしております。

次に、9ページを御覧ください。

改正条例第2条関係の新旧対照表でございます。

内容は、先ほどと同様に、期末手当及び勤勉手当について定めたものです。

第19条第2項の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率について、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

10ページを御覧ください。

第20条第2項の改正は、勤勉手当の支給率を改めるもので、第1号の「100分の105」を「100分の102.5」に改め、第2号の「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものでございます。

この第2条による改正は、附則におきまして、令和6年4月1日から施行するとしております。

次に、10ページの別表第2は、第3条第2項で規定する職員の職務に応じて分類する等級別基準職務表になりますが、6級の区分について柔軟な運用ができるよう、現行の「次長、会計管理者、課長、局長、室長及び館長の職務」を「次長、課長及びその職務内容がこれと同程度である職務」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第7号 菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、議案第7号菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第7号菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができるようになり、本町でも令和6年度から勤勉手当の支給を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきまして、参考資料により説明させていただきます。

3枚めくっていただきまして、新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっています。

第3条は、会計年度任用職員の給与について定めたもので、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員共に勤勉手当を支給するため、文言を追加するもので、第1項中「期末手当及び特殊勤務手当」を「期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当」に、また「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改めるものです。

次に、第15条の2は新たに追加するもので、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について定めています。

第1項は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、正職員の勤勉手当の規定を準用することを定めています。

第2項は、第1項で6月以上の任用が必要としていますが、任期が6月に満たない場合でも、1会計年度内における任用の期間が6月以上に至ったとき、また前年度に引き続き任用され、6月以上に至った場合にも勤勉手当の支給対象となることを定めています。

次に、第24条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めたもので、今回新たに第24条の2を追加し、その規定を適用させる必要があるため、「この条」を「この条及び次条第1項」に改めるものです。

次に、第24条の2は新たに追加するもので、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について定めています。

第1項は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について、正職員の勤勉手当の規定を準用することを定めています。

第2項は、第1項で6月以上の任用が必要としていますが、先ほどのフルタイム会計年度任用職員と同様に、任期が6月に満たない場合でも、1会計年度内における任用の合計が6月以上に至ったとき、また前年度に引き続き任用され、6月以上に至った場合にも勤勉手当の支給対象となることを定めています。

議案の1枚目に戻っていただきまして、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第6、議案第8号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司さん） 議案第8号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

最初に、提案理由を御説明いたします。住民サービスとして閲覧の用に供している土地台帳については、個人の氏名、住所等の個人情報に関わるものであり、個人情報保護の観点から土地台帳の閲覧を廃止することといたします。廃止に伴いまして、菊陽町手数料条例の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

それでは、お手元の議案を1枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

この別表は、手数料を徴収する事項及び手数料を定めるもので、税の部についての記載になります。

改正箇所は、めくっていただき、2ページの下段、一番下になります。

「土地台帳の閲覧手数料」、「1件につき」及び「300円」を削除するものです。

最初にお戻りいただきまして、議案の改正文附則を御覧ください。

附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第7、議案第9号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 議案第9号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が公布されたことに伴い、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明をいたします。

議案を2枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まず、第5条第2項第2号中に「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改めるものです。

これは、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴うもので、フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に見直しを行うものです。

次に、第23条の改正ですが、見出し中「掲示」を「掲示等」に改めるものです。

続いて、2ページを御覧ください。

同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しなければならない」に改めるものです。これは、施設の重要事項の書面掲示の義務づけについて、この書面掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。

次に、第36条第3項中、第6条第2項中の次に、「特定教育・保育施設（認定こども園又は

幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」を加えるものです。これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴うもので、特別利用教育を提供する施設を明確にする読替規定が追加されたため、所要の見直しを行うものです。

以上が改正内容の説明でございますが、議案の最初から2枚目をめくっていただきたいと思っております。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、議案第10号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第10号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、菊陽町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、改正の概要について御説明します。

今回の施行令の改正では、低所得者の保険料上昇を抑える目的から、65歳以上の被保険者間での所得再分配機能を強化し、保険料率の所得段階を、現行の9区分から13区分に多段階化し、低所得者の保険料率を引き下げ、高所得者の保険料率を引き上げる見直しが行われています。こうした施行令の改正を受け、本町の条例では、保険料率の所得段階を、現行の11区分から13区分に見直したほか、1段階から3段階までの低所得者の保険料率を引き下げ、10段階から13段階までの高所得者の保険料率を引き上げています。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左の欄が現行で、右の欄が改正後（案）になります。

第1条の2、市町村特別給付は、削除を行っています。市町村特別給付においては、これまで、紙おむつの購入費助成事業を行ってまいりました。削除の理由は、保険料の上昇抑制などを目的に、本事業の財源を保険料から一般財源に変更することに伴い、条文から削除するものです。

第2条は、令和6年度から令和8年度までの所得段階ごとの保険料額を定めたものです。第5号に定める保険料額7万2,000円が保険料基準額です。この保険料基準額に、施行令で定める所得段階ごとの保険料率を乗じて、所得段階ごとの保険料額を算定します。

なお、今回の改正で保険料基準額は、年額で6万8,400円から7万2,000円に引き上げ、月額で5,700円から6,000円に引上げを行っています。第1号から第3号までが、先ほど、概要で説明しました低所得者の保険料額に相当する部分です。

3ページをお開きください。

下から2行目にあります第2条第2項から、次の4ページの第4項までが、低所得者の保険料額の減額賦課を定めたものです。これらの規定を適用することにより、第1号から第3号までの保険料額は保険料率を一律0.015引き下げ、第1号が2万520円に、第2号が3万4,920円に、第3号が4万9,320円に減額しています。

3ページにお戻りください。

第10号から第13号までが、先ほど説明しました高所得者の保険料額に相当する部分です。第10号から第13号までの保険料額は、保険料率を最大で0.55引き上げ、保険料額を最大で年額4万5,900円引き上げています。

それでは、改正条文に戻っていただき、最初から3枚目をお開きください。

附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

最後に、保険料算定の作業経過を補足して説明します。

令和5年12月5日の議会全員協議会において、第9期の保険料基準額は、月額5,961円、年

額ですと7万1,532円を予定していると説明しておりました。その際も説明をしましたが、国では当時、令和6年度の介護報酬改定に、昨今の物価、賃金の上昇の動向を反映させる検討を進めておりました。その後、実際に介護報酬の改定が行われ、再算定しましたところ、保険料基準額が月額6,072円必要となりました。そこで、議会全員協議会での説明時に予定していました準備基金取崩し額を2億8,000万円から3億500万円に増額し、保険料基準額を月額6,000円に抑えたところになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 議案第10号介護保険について反対討論を行います。

現在の介護保険料基準額の月額5,700円について、町はこれまで3期連続で努力して据え置いてこられました。次期の介護保険の基準額、今説明がありました月6,000円で年間7万2,000円の提案です。町の介護保険のスタート時は、たしか3,000円より割っていたと、2,900円だったかなと思いますが、約3,000円で、今回値上げをされれば2倍になります。介護保険制度は始まって24年がたったんですけれども、これ以上、介護保険料の負担が大きいというのは、私が町民の皆さんからどうかしてほしいという声が一番多い内容です。このまま制度を続ければ、保険料の高騰を招くことになります。確かに、今回の改定では、低所得者の低減が1段階から3段階引下げがありましたけれども、低所得者の人は、物価高騰で非常に暮らしが厳しいという状況です。私は、今の物価高騰の中、一般会計からの法定外繰入れを行ってでも、保険料を上げるべきではない、このことを訴えて反対討論とします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第11号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、議案第11号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第11号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、国が定めるデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関連する菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例外3件の条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の条例改正では、4本の条例を一括で改正しますが、改正箇所が多く、かつ改正内容も多く、多くの箇所で重複しますので、簡潔に説明するため、重複する箇所の説明は省略をさせていただきます。

議案をお開きいただきますと、議案の25枚目に参考資料がございます。

参考資料の2ページをお開きください。

最初に、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部改正です。

第7条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の管理者において、兼務可能な事業所の範囲は、同一敷地内の他の事業所等ではなくても差し支えないとする改正を行うものです。

3ページをお開きください。

第9条第2項第2号は、新たな情報通信技術の導入等に円滑に対応できるようにするため、特定の記録媒体の使用を定める規定を改正するものです。

4ページをお開きください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供において、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を行ってはならないとする新たな規定を設けるものです。

第34条第3項は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者において、ウェブサイトにも重要事項の掲載を義務づける新たな規定を設けるものです。

5ページをお開きください。

第42条第2項第5号は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供において、利用者の身体拘束等を行った場合などにおいて、記録の整備を義務づける新たな規定を設けるものです。

6ページをお開きください。

6 ページ以降、8 つのサービス種別で条文の改正等を行っておりますが、先ほどの定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の改正内容と重複する箇所が多いため、重複箇所の説明は省略をします。

そして、18ページのほうに飛んでいただけますでしょうか。

第121条第7号は、小規模多機能型居宅介護事業者において、身体拘束等の適正化を図るため、検討委員会の設置を義務づけるなどの新たな規定を設けるものです。

第134条の2は、小規模多機能型居宅介護事業者において、業務の効率化や介護サービスの質向上などを図るため、方策の検討を行う委員会の設置を義務づける新たな規定を設けるものです。

20ページをお開きください。

第153条第2項は、認知症対応型共同生活介護事業者において、協力医療機関との連携体制を構築するに当たっての各種要件を義務づける新たな規定を設けるものです。

24ページをお開きください。

第158条第11項は、サテライト型の地域密着型特定施設入居者生活介護事業者において、職員の負担軽減が行われていると認められる場合、従業員の配置基準を緩和する規定を新たに設けるものです。

また飛びまして、41ページをお開きください。

次に、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部改正ですが、改正内容は、これまでの説明と重複しますので説明を省略します。

55ページをお開きください。

次に、菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。

第4条第2項は、居宅介護支援事業者が、介護予防支援事業の指定を受ける場合において、人員配置基準を定める新たな規定を設けるものです。

61ページをお開きください。

第32条第16号イは、利用者の状況把握、モニタリングを行う場合において、テレビ電話装置等を活用することで面接を可能とする要件を新たに定めるものです。

65ページをお開きください。

最後に、菊陽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正です。

第3条第2項は、居宅介護支援事業所において、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数を定める規定を緩和する改正を行うものです。

最後に、参考資料の表紙から前に3枚戻っていただきまして、全体でいきますと22枚目になりますが、改正条例の附則を御覧ください。

附則第1条で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

附則の第2条から第5条までにおいて、各規定の経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第12号 菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第10、議案第12号菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） おはようございます。

議案第12号菊陽町民体育館条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。菊陽町スポーツ関連施設に係る開放日の拡大等を図り、町民のスポーツを実施する機会を創出するため、関係条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、菊陽町のスポーツ関連施設で関係する3つのものを一括して改正するものでございます。

それでは、内容を説明いたします。

1枚めくっていただき、菊陽町町民体育館条例等の一部を改正する条例の本則でございます。

第1条で、菊陽町民体育館条例について、第2条で、菊陽町立小中学校施設の開放に関する

条例について、第3条で、菊陽町町民総合運動場設置条例について、それぞれ開放の日時について定めた条に改正を行っております。

1枚お開きいただき、参考資料でございますが、改正する条例の新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。

参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。

菊陽町民体育館条例の新旧対照表でございます。

第3条第1項第1号中、「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改めるものでございます。

2ページ目を御覧ください。

菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表でございます。

第6条第1項第1号中、同じ「1月5日から12月27日まで」を、先ほどと同じく「1月4日から12月28日まで」に改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

菊陽町町民総合運動場設置条例の新旧対照表でございます。

第3条第1項第1号ただし書中、「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改めるものでございます。

年末年始のそれぞれ1日ずつでございますが、町民の皆様のスポーツを行う機会を拡大するとともに、総合体育館をはじめとする町の他のスポーツ施設との開放日の統一を図るものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議案第13号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について**

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議案第13号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第13号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算において、歳入歳出予算の執行見込みによる補正や、国の補正予算に関連する事業の補正などをお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に30億6,160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241億5,024万円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正を、それぞれ計上しているところです。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、15件の事業について年度内に完了が見込めないため、追加するものです。2の変更は、3件の事業について、事業の実施状況等により金額を増減するものです。

次の8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正は、1の追加で、1件の事業について令和5年度中に契約事務等を進める必要があるため追加するものです。2の変更は、1件の事業について、契約後の協議により全体の額は変わりませんが、次年度の限度額を増額する必要が生じたため変更するものです。

次の9ページをお開きください。

第4表の地方債補正は、1の追加で、1件の事業について今回の補正予算に計上した予算の財源として追加するものです。2の変更は、9件の事業について国の補正予算等の関連及び事業の実施状況等により増減しています。

14ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は、収入見込みにより4,000万円増額しています。

次の15ページをお開きください。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税、説明欄の普通交付税は、国の補正予算で増額された地方交付税の一部を追加で交付されるもので、8,920万3,000円増額しています。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の2衛生費国庫負担金、節区分の5新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、実績により5,800万円減額しています。

16ページをお開きください。

項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の3市町村道改良費交付金、説明欄の地域産業基盤整備推進交付金は、国の補正予算に係るもので、菊陽空港線延伸事業などの補助として1億5,125万円計上しています。節区分の6公園費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、国の補正予算に係るもので、スポーツ施設整備の補助として9億7,280万円増額しています。

18ページをお開きください。

目の9災害復旧費県補助金、節区分の3平成28年熊本地震復興基金交付金、説明欄の平成28年熊本地震復興基金交付金は、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げとして、熊本県復興基金の基本事業分の残額を市町村に配分するもので、6,968万2,000円増額しています。

次の19ページをお開きください。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、収入増により1億円減額しています。

目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金は、スポーツ施設整備の財源として1億円増額しています。

目の15企業誘致環境整備基金繰入金は、セミコンバスの転回広場整備の財源として5,200万円増額しています。

次の20ページを御覧ください。

款の24町債、項の7土木債、目の1土木債、説明欄の地方道路等整備事業は、国補正予算に関連した地方単独事業分などで6,380万円、菊陽杉並木公園拡張整備事業は、国の補正予算に係るスポーツ施設整備などで14億5,920万円、地域産業基盤整備推進交付金事業は、国補正予算に係る道路新設改良事業などで1億2,370万円、それぞれ増額しています。

次からは、3の歳出になります。

補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

23ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費、節区分の24積立金、説明欄の

平成28年熊本地震復興基金積立金は、熊本県からの平成28年熊本地震復興基金交付金を積み立てるもので、6,968万2,000円増額しています。

31ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明欄の障害福祉サービス費は、実績見込みにより4,260万円増額しています。

34ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の12委託料、説明欄の私立保育所保育委託料は、国庫補助単価の増などで4,488万8,000円増額しています。

35ページをお開きください。

節区分の19扶助費、説明欄の施設型給付費は、認定こども園に対する国庫補助の単価増などで3,465万8,000円増額しています。

37ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の6新型コロナ対策事業費、節区分の12委託料、説明欄の予防接種委託料は、実績により5,800万円減額しています。

40ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、農業用施設、機械の整備に係る補助で3,000万円計上しています。

42ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の14工事請負費、説明欄のバス転回広場整備工事は、原水駅北側のバス転回広場にトイレやシェルターを整備する工事で5,200万円計上しています。

44ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分の12委託料、説明欄の工事委託料は、下原堀川線の整備を熊本県へ委託するもので1億4,184万7,000円、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、菊陽空港線延伸などで1億2,300万円、それぞれ国の補正予算により計上しています。

45ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、原水駅周辺の市街地整備に係る予算で、入札残などにより1億500万円減額しています。

目の4公園管理費、節区分の12委託料、次のページになりますが、説明欄の設計・監理業務委託料は、スポーツ施設の整備に係る実施設計・工事監理費で7,500万円、節区分の14工事請負費、説明欄の公園整備工事は、アーバンスポーツ施設及び町民グラウンドの整備工事費で18億1,700万円、節区分の16公有財産購入費、説明欄の土地購入費は、約6ヘクタールのスポーツ施設用地購入費で6億4,100万円、それぞれ計上しています。

最後に、55ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため437万7,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず、33ページ、33ページの民生費の支出で、放課後児童、委託料の約1,600万円ほど減額、県と国の減額が約1,200万円ほどという説明があったんですけど、差額の400万円の理由が何か分かれば教えていただきたい。

その次に、38ページ。指定ごみの作業の作製費用が2,300万円ほど減額になっておるんですが、その理由、前年度のごみ袋が残ってたかどうか分かりませんが、その理由を教えてください。

それから、49ページ、デジタル教科書で478万円ほどありますが、このデジタル教科書、どういうものを導入したのかを教えてください。

以上3点です。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） ただいまの御質問にお答えします。

33ページの放課後児童健全育成事業の委託料の減額につきましては、先ほど国の交付金と県の負担金もありますけども、下がった要因を1つ申し上げると、当初の想定しておりました保育料が若干多く徴収ができましたもんですから、そのあたりの保育料収入が増えたというところでの今回の減額ということになっております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、私のほうからは、38ページの指定ごみ袋作製業務委託料の減額につきまして説明いたします。

こちらにつきましては、入札残と在庫を調整した数の減に係る減額になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 私のほうからは、49ページのデジタル教科書の使用料の分ですけども、こちらは令和6年度から教科書の改訂をしております、その改訂に伴って、指導者用のデジタル教科書、これは社会、理科、英語の分について、デジタルのコンテンツを購入するものです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 2点ほど質問させていただきます。

31ページの19扶助費のところ、障害福祉サービス費実績見込みで4,260万円ほど増額ということだったんですけども、どの程度、内容について少しお尋ねしたいというところが1点と、37ページの予防接種委託料5,800万円の減額、これ実績ということですけど、どういう見込みに対してどのような実績だったのかということをお尋ねしたい。

以上2点です。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

31ページの障害福祉サービス費につきましては、利用者数の増ということから、障害福祉サービスの介護給付費の増になったということが理由でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問の2点目、37ページの予防接種委託料の減額について御説明申し上げます。

当初予定では、3万5,200件の件数を予定しておりましたが、12月の末のデータになります。1万4,139件ということで、約2万件ほどの実績が下がったということになります。実際に、65歳以上の接種率につきましては、55.6%、ちょうど1年前が78.2%でしたので、大分接種が65歳以上も減っていた。そして、若い方に関しましては、ちょうど1年前の秋開始接種につきまして、64歳以下29.3%だったんですが、令和5年度秋開始接種につきましては7.1%と大分低くございましたので、そういった実績で減額になっております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 16ページの目の6の土木費国庫補助金についてです。

節の6の公園管理費の9億7,200……。約9億円ですね。9億7,280万円ですね。これについて、この社会資本整備総合交付金については、新聞にも載っていますけども、いろいろと使い道があるかもしれませんが、大津町に聞きましたところ、約5億円、これと同じ形で5億円入っているんですけども、道路整備に使用しますということで、とにかく渋滞の緩和をするためには、この5億円はありがたい5億円でございますので、道路のほうに使用させていただきますということで、なぜ公園整備のほうに、私も国土交通省には職員と何回も行っているんですけども、公園整備につきましては、意外と近くの、要するに体育館の近くの圃場が、意外と公園整備ということで緩和される部分があります。その中で、ですから、この説明を、もうちょっと公園整備について、なぜ公園整備を選択したのか、それをちょっとお尋ねしたいと思いま

す。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） すいません。まず、国の補助金といいますのは、それぞれの事業に対して、補助は採択されるわけでございますけども、道路は道路で要望して、その分についても国の補正予算はついております。公園整備、これに係る事業に対しての国の補正の要望が通ったということで、今回こうやって国の補正の予算が予算に計上しているわけでございますので、それぞれの事業へ要望しておりますので、例えばこれが道路に使っていいとか、そういった幅があるものではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 今の説明については、あまりよく私も理解できませんが、大津町は、それにちゃんと道路整備に使うということであるのに、これは全く同じ交付金なのに、わざわざこういうとこ、これにどうも理解できんとです。ですから、極端に言えば、これスポーツ関係でないといかんわけ。使うのに。

（「違うよ」の声あり）

だから、要するに、この交付金は、できるならば、私の考えとしては、公園整備じゃなくて道路整備のほうに使っていただきたいという思いはあるんです。ですから、あなたが説明した部分としては、ちょっと私は理解できないという思いがあります。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど上田議員のほうからおっしゃいました16ページの一番下が9億7,280万円、これが都市再生事業ということで、アーバンスポーツ関係の歳入でございまして、その上段に、市町村道改良費交付金ということで1億5,125万5,000円、ここで地域産業基盤整備推進交付金と、これが渋滞対策のための補正の予算でございまして、先ほどこの2行違います。渋滞対策もしっかりとやっていきますので、よろしく願いしておきます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 今言われたのは、当て金じゃなかとね。極端に言えばたい。これば出しとけば、下が生きるような感じじゃなかですか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すいません。この16ページのこの2行は関係ございません。上段と下段の補助金につきましては、直接関係するものではございません。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今度の補正は、歳入歳出それぞれ30億6,160万円の追加で、かなり

大きい内容になっています。特に、スポーツ施設の整備費で繰越明許なんかを見ますと、25億9,240万円計上されています。スポーツ施設の整備については、12月議会で一度説明があり、また今度の議会の初日、昨日、おととい説明がありました。両方とも資料についてはその場で回収をされて、なかなかまだほかの人に言わないようにみたいな感じで回収されるんですけども、約26億円の大規模な事業で、議員は手元に資料もないという状況なんです。それで、これは議会への説明不足というか、町民への説明もできない。町民にこういうことがあるって新聞で報道されても、具体的な計画は全く分からない中で、私は、これだけ26億円の大規模な事業で、こんなに議会に説明もなく、私たちの手元に資料もないという状況を、町長としてはどんなふうにご考えておられるのかお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 御質問にお答えいたします。

議会軽視ではなくて、やはり丁寧に説明はさせていただいているとございますが、ただ小林議員がおっしゃったように、手元に資料もなく、町民の方々に説明もできないということとはしっかり受け止めさせていただきたいというふうには考えているとございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今まで町長も議員を経験されていますが、こんなふうに26億円の規模の事業を、私たち議員、誰も資料を持たないというのは、それは町長としてはやはり今の反省の答弁だけでは足りないんじゃないかというふうに思います。確かに、TSMCが来て、いろいろ町長が多忙だというのは十分分かってはいますが、こういう運営は、今まで私、29年議員をしています。26億円もするような多大な予算を全く議員の手元に何の資料もないというのはあんまりじゃないでしょうか。やはり今からでも、私たちの手元に資料を出すべきだと私は思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 小林議員のおっしゃるとおりというか、私も実は議員のときに、中部小の建設の際に資料が少なくて、やはり資料がもう少しあるべきじゃないかというお話をしたのをしっかりと覚えております。やはり小林議員がおっしゃるように、説明する際には非常に資料が少ないというお話を伺いましたので、早いタイミングで皆様方にしっかりとお渡しできるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） それで、昨日、おととい、説明がありました。私も農地の問題なり、交通渋滞との関係、またスポーツ広場の交流人口やそういう問題等々、質問したいと思いました。ただ質問者が、今度の議会で数名いるので、そこで丁寧に質問しますということでした。そうであるならば、一般質問が終わった後に、この議案を採決されるなら分かりますが、

今日採決をしてしまうと、一般質問で幾ら物事をただしても、もう既に社会資本整備基金なり、土地の購入費6億数千万円の土地の購入費なりは決まってるわけですよね。だから、こういう議会の運営でいいのかとも思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） おっしゃるとおりというか、お話は十分分かりますので、一旦、私どもしっかり考えて、また対応させていただきたいというふうには思います。当然、小林議員がおっしゃるようなことは、私も当然理解をしているところでもございますので、しっかりともう一度、私のほうでも整理をしまして、皆様方にお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 資料は20ページですけど、小林議員、上田議員等の質問と大体かぶる部分はあります。そもそも菊陽杉並木公園の拡張整備事業の一環ということで、今回のいわゆる九州最大規模となるアーバンスポーツ施設や町民グラウンドの整備をするということで、ここで補正がつけられ、現在のところ14億5,920万円ということで、町債の土木債で上がっております。

それで、町長は、町長選に当たって、町をリードしていくわけですから、政策提言を出されております。その中の政策分野の8つ目の町民が楽しめる総合運動公園といううたい文句の中で、この計画を進めていくということですけど、町民が楽しめるならいいんです、十分に。このいわゆるアーバンスポーツ等の施設整備、町民が楽しめるならいいんですけど、これは町外、県外からも恐らく、これはすごい利用者、訪問者が来ると思います。その段階で、まだ3年後ですから、当然、まだ駐車場とか道路整備も終わっておりません。そのような中で、この計画を進めていく、予算づけをしていくというのはいかがなものかと私は思っております。

熊日新聞等にも出ておりました。絵図面が。それから、我々にも配付された全員協議会でのあの絵図面です。もう回収されておりますけれど。あれを見ると、いかにも何かすごいレジャー施設というような感じで、菊陽の未来は明るいんだよ、伸び行く町だよというのが、あれで想像はされますけど、片やあの地域に住んでおられる住民の人たち、優良農地も展開しております。そこが潰される。渋滞ば、また発生する。駐車場は足りない。町民は楽しめるかどうか分からない。そういった中でのこの計画については、もう少し関係町民の方々の意見も聞く。当然、その代表である私たち議会の意見も聞いていただくということが必要じゃないかと思っておりますので、まずはそういった観点から、この計画を想定した補正予算について、これでいいのかということで、ちょっとそれ町長、お答え。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 布田議員の質問にお答えをいたします。

当然、これを進めたいということで、今回の議会で補正で上げさせていただきました。町民

が楽しめるかどうかということでございますけども、やはり町民が楽しめるような施設にしていくことが、私は必要だというふうに思います。それと同時に、渋滞の話もありますけども、皆様御存じのように、今後5年間で、今計画をしている道路、しっかりと整備をしていくということでございます。それと、新しい駅もできますので、なるべくアーバンスポーツ施設、特にスケートボードをされるような方々には、やはり公共交通機関を使っていただくような促しも必要だというふうには思っています。渋滞も、本当に我々もしっかりと考えておりますけども、ただそれと同時に、国の補正額、国からの予算がついたということは、やはりこの菊陽町が、このアーバンスポーツ施設を認められたということでございますので、やはりこれは菊陽町にしかできない事業だというふうに、私は思っております。それを町民の皆様方にどのように使っていただけるように進めていくのかというのは、今、布田議員がおっしゃったように、しっかりと考えていかなければいけないというふうには思いますので、アーバンスポーツ、いわゆる都市型スポーツではございます。町民の方々、皆様方が使えるかどうかというのは、今後の政策として、また今後の計画にのっとって進めていく必要があるというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） こういった施設は、あれば楽しめる、あれば便利だということにはなりますけれど、やはりこの施設が、菊陽町に、それもあの一番文教的な施設もありますし、総合体育館もできております。そういったところの一角にこの施設を持ってくることで、先ほども言いましたけど、基盤整備をした優良農地も、ここがなくなるということで、そういった問題もあります。菊陽町に誘致をするのであれば、これだけ広々とした南部地域の台地もあります。空港も近い、高速のインターも近い、そういったところもあるわけです。それなのにあそこに持ってくるということです。農地の減少についてはどうでしょうか。ほかのところを考えられますけど。

○議長（福島知雄さん） ちょっと布田議員、今のは議案と関係ありませんので。

○11番（布田 悟さん） じゃあ、それは一般質問で言います。

○議長（福島知雄さん） ほかにございせんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 土木部長に再度確認の意味で。

（「3回するは大丈夫」の声あり）

僕はまだ2回目です。

（「2回目、いや確認、確認」の声あり）

○議長（福島知雄さん） じゃあ、3回目です。

どうぞ。

○8番（西本友春さん） いやいや、今が2回目です。

この地域産業基盤促進事業交付金ということだったんですけども、先ほどからあります社会資本整備交付金というのは、もともと国土交通省管轄のもので、今まで河川とか道路とか、まちづくりとか、いろんな補助金があったのを、一括して地方自治が使いやすい部分でつくって、社会資本整備交付金の中で、社会交付金、また防災、安全交付金という形で、防災関係でも使えるように、町の工夫で使えるようにしてあって、その事例として、都市公園の整備というのもあって、多分そういうやつでエントリーをされたらと思うんですが、先ほど部長が言われた地域産業基盤整備交付金、これは社会資本整備交付金とは別物ということよろしいんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） じゃあ、私のほうからお答えいたします。

さっき、西本議員がおっしゃったように、もともとの社交金というのは、地方分権だとか、そういったところで、地方でいろいろ考えてくださいということで始まった制度でございます。今回上げています地域産業基盤整備交付金というのは、今度、県知事だとかで行って予算を取ってもらいましたインフラ整備に対する交付金でございます、1,140億円、この中で行われる交付金でございますので、通常の社交金とは別です。別枠で行うという事業でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「休憩」の声あり）

議員の皆さんにお諮りします。

休憩取りますか。

（「休憩入れて」の声あり）

じゃあ、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 議案第13号令和5年度菊陽町一般会計補正予算について反対討論を行います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ30億6,160万円が追加になっています。その中でも、国庫補助金が11億393万8,000円、土木債が16億4,290万円です。歳出では、土木費が27億4,842万6,000円、また繰越明許費の補正で、菊陽杉並木公園拡張整備事業、スポーツ施設整備として25億9,240万円計上されています。約26億円になります。スポーツ施設の整備については、12月議会で一度説明があり、また今度の議会の開会初日に説明がありましたが、両方とも、資料についてもその場で回収されています。私たち、先ほども言いましたが、全議員、誰も資料を持っていません。約26億円の大規模な事業であり、私は手元に資料もないという状況で、どうやって議員が判断するのか、とても問題だと思います。これでは、町民のほうから見ますと、議員は何を根拠に賛成しているのか、反対しているのかと問われる内容だと思っています。

今、TSMCの、議長、座ってしゃべっていいですか。

○議長（福島知雄さん） 体調が悪い。

どうぞ。

○16番（小林久美子さん） 今、TSMCの開所を迎え、町の交通渋滞は一層深刻化しています。この施設を造ることにより、交通渋滞は一層ひどくなるのではないのでしょうか。今、町が最優先に取り組まなければならないのは、交通渋滞緩和のための道路整備をはじめとした渋滞対策だと私は思います。

また、約6ヘクタール、6町の農地を開発することによる農地の減少についても問題だと思っています。2月29日の西日本新聞では、工業用地化の波、農家おきざり、その中で、ある農民の方の声は、農地がどうなるのか、国も県も示してくれない、上で決めただけということが報道されていました。この今度のスポーツ施設についても、菊陽の農家の方は、今スポーツ施設を造るより、せっぱ詰まった交通渋滞を早く何とかしてほしい、優良な農地は残してほしいと、私に話をされます。TSMCの進出に伴い、交通渋滞、農地の減少など、数々の矛盾が出てきています。スポーツ建設の是非については、もっと慎重に検討すべきではないかと思っています。

町長も先ほど、議員にしっかり説明しなかったのは、やはり今後考えていきたいというふうに言われましたけれども、私は、議員一人一人も、何を根拠に賛成、反対をするのか、それを自信を持って、皆さん、手元にそういう材料もないのに賛成できるのかと思います。そのことをしっかりと同僚議員には考えていただきたいということを述べて反対討論とします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 私は、議案第13号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

本件については、TSMC受入れに伴う変化を受けたまちづくりの一環として、私は捉えております。工業用地の需要が高まる中、守るべき農地はしっかりと守り、工業振興と農業振興とのバランスの取れたまちづくりに努めてまいります。これは、町長の施政方針演説の中にある文言であります。まさに、このとおりであろうと思いますが、この一方で、九州最大規模

となるアーバンスポーツ施設や町民グラウンドの整備、それからTSMCの進出に象徴される企業用地の拡大などで農地面積が少なくなっているとの心配があるのも理解できます。しかし、私たちが直面している今の歴史的舞台、あえてそう申します。歴史的舞台について考えるときに、今は町内の農地と工業用地のバランスについては、多少腹をくくってかかるべき時期ではないか。そういう場面であろうというふうに考えております。

食料自給率が三十数%にすぎない我が国の状況からして、農産物確保は、食料安全保障面からも極めて大切であります。しかし、あらゆる分野で必需品となっている半導体は、片や世界の米と言われております。半導体を制するものが世界を制するとも言われております。かつて日本は、半導体のトップランナーでありましたが、分業化の遅れ、ロジックへの転換の遅れ、自社製品へのこだわり過ぎから、時流に取り残され、世界の半導体生産から周回遅れの悲惨な状況に陥りました。このままの状況が続けば、辛うじて世界水準を維持している半導体生産の周辺産業も衰退せざるを得ない状況にあります。このような時期におけるTSMCの我が国への進出は、まさに起死回生のための千載一遇のチャンスと言わざるを得ません。

ともあれ、TSMCは、失われた30年の中で衰退一途の日本産業に活を入れるカンフル注射の役割を果たしました。製品の供給だけでなく、TSMCの効果は眠り込んでいた我々の意識にも影響を及ぼしております。社会が国際化する中で、国際基準のアーバンスポーツ施設設置の発想も、その影響によるまちづくりの延長線上にあるというふうに私は捉えております。

計画地周辺では、新駅が設置されます。周辺地域の区画整理や開発も計画され、並行して進んでおります。完成すれば、交流人口も増え、異次元のにぎわいをもたらすものと思われまます。町は、この機会を逃してはならないと、私は逆に考えます。確かに、菊陽町では、ある程度の農地が失われるのは事実であります。しかし、TSMCが巻き起こしつつある変化は、菊陽町という限られた地域にとどまらず、県、九州、日本全体、あるいは東アジアの経済に関わる変化であります。農地についても、そのようなマクロ的なスケールで考える必要があると考えます。農業と工業のバランスも、菊陽町という地域のみならず、さらに広い規模で捉える必要があるということを目指したいと思っております。

特に、この問題では、国の補助金も既に決定をされております。これを元に戻すわけにはいかない。このような概括的な立場から、私はこの問題を考えましたが、ただ指摘されました手順の問題、これは時間が迫っていた、あるいは忙しい、TSMCの進出自体が非常に青天のへきれきのような性格のものであったことありますが、やはり手順については、今後、町長のほうもしっかり考えて対処をしていただきたい、それは希望しておきたいと思っております。

以上の立場から、私は本案件に賛成をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 私は、反対の立場から討論いたします。

今、甲斐議員が、るる申し上げられましたTSMC進出に伴う菊陽町の変化、それからこれ

から期待される日本における半導体産業の進展、発展のその一隅を照らす菊陽、この菊陽が歴史的舞台にも立っている。それから、起死回生の出来事である。千載一遇のチャンスである。そしてまた、農地がこのTSMC進出、関連企業の進出に伴い、農地の減少等が現実のものとなっておりまして、これを農地の減少、そこに半導体は世界の米であると言われてきたけど、農地で作る、我々が食べる米と半導体は、いわゆる必要、欠くべからざるものであるという、米と物、機械、製品、それを一緒に扱った今の言い方は、これはちょっと的外れじゃないかと思っております。

それから、交流人口の増大というのを、吉本町長は施政方針の中にも述べておられます。確かに、交流人口が来るのはいいんですけど、交流しても、その人たちがここに、菊陽町に滞在し、物を買って、そして菊陽町においてこのような観光業に従事するような仕事をやっている、商売をやっている人たちが潤うなら、それでいいんですけど、恐らく滞在型のアーバンスポーツ計画、アーバンスポーツ施設の計画は、滞在型の交流とはならないと思っております。

こういった件もありますし、いろんな問題が出てきます、まだ。先ほど、私も申し上げましたから申し上げられませんが、ほとんどまた小林議員も申し上げられました。そのような観点から、この計画は、確かに九州最大規模となる菊陽町が、これは半導体でも日が当たる、そしてこういった新しいスポーツでも日が当たるということで、注目はされますけれど、そのお膝元に暮らす住民の人たちの生活の安全が、また損なわれるんじゃないかと、それも危惧されます。そういった観点から、この補正を伴う予算案につきましては、私は反対をいたします。どうか皆さん、菊陽町議会が、もう少し尊重されて、執行部のほうからの説明も受けた上での案ならば考えることもできますけど、今の段階では反対せざるを得ません。皆様方の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はございませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、先ほどから言われてますスポーツ施設ということで、社会資本整備交付金、このものについては、いろんな項目でのエントリーができる。菊陽町が、地域の振興を目的として、ここはこれにエントリーをして、これはただ国がそれを認めたということでございます。この社会資本整備、この交付金は、それ以外の使い道はできないし、これ否決しても何にもならないというか、基本的にはアーバン施設、人口交流はできる。宿泊施設がないとか、そういうものもありますけれども、それは今後、町がまた前回の全協の中でもしっかりとまた進めていくというような説明も受けております。

これ、結局、いろんな交付金はございます。それにエントリーするのは各自治体がしっかりと自分で検討して、いろんな項目でエントリーしているものでございますので、これが否決になっても、ほかにそのお金は使えないし、全額返金、そうすると、今後、菊陽町がいろんな事業にエントリーしたときに、逆に言うと、認めていただけないケースが増えてくる。そういうこ

とでいきますと、いろんな事業を進めるのに、今後の支障が発生するというので、私はしっかり補正予算を、もう決まった国からの交付金でございますので、しっかりこれは活用して、事業を進めるべきということで、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後は13時より始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時57分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第12、議案第14号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 議案第14号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページ目をお開きください。

歳入歳出予算の総額は、第1条で歳入歳出予算の総額に81万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,991万1,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金が令和5年度に42万円から50万円へ増額されたことによる国庫補助金増額分を6万2,000円増額し、目の5社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を7万円増額するものであります。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、事務費繰入金を59万2,000円増額し、産前産後保険税繰入金を9万1,000円増額するものであります。

9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、会計年度任用職員の報酬改定差額分として29万1,000円を増額するものであります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費、目の2疾病予防費は、会計年度任用職員の報酬改定差額分として10万1,000円を増額し、10ページをお開きいただき、項の2特定健康診査等事業費、目の1特定健康診査等事業費は、郵便料を20万円増額するものであります。

款の9諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の6保険給付費等交付金償還金は、令和4年度分の返還金として97万9,000円を計上するものであります。

款の10予備費、項の1予備費、目の1予備費は、調整のため75万6,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第13、議案第15号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 議案第15号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページ目をお開きください。

歳入歳出予算の総額は、第1条で歳入歳出予算の総額に79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,888万5,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金は、歳出の増額分として79万2,000円を増額するものであります。

9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、会計年度任用職員の報酬改定差額分として15万1,000円を増額するものであります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費、目の1健康保持増進事業費は、郵便料を36万6,000円、人間ドック補助金を27万5,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第14、議案第16号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第16号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページ目をお開きください。

歳入歳出の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に1億4,821万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を29億6,356万8,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1 保険料、項の1 介護保険料、目の1 第1号被保険者保険料は、収入見込みにより4,000万円増額しております。

款の4 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 介護給付費負担金は、介護サービス給付費などの増額見込みにより2,444万7,000円を増額しております。

款の5 支払基金交付金、項の1 支払基金交付金、目の1 介護給付費交付金は、介護サービス給付費の増額見込みにより3,918万円を増額しております。

9ページを御覧ください。

款の6 県支出金、項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金は、介護サービス給付費の増額見込みにより2,247万1,000円を増額しております。

款の9 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 介護給付費繰入金は、介護サービス給付費の増額見込みにより1,804万6,000円を増額しております。

11ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費、目の1 介護サービス等諸費は、介護サービス給付費の増額見込みにより1億3,956万4,000円を増額しております。介護サービス給付費の増額見込みの理由について少し補足をいたしますけれども、以前、全員協議会のほうでも御説明させていただきましたとおり、令和3年から4年にかけて、在宅系サービスの費用額が1億円ほど増えておりまして、その影響が5年度も継続して増額の傾向が続いているということになります。よろしく御願いたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第15、議案第17号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） こんにちは。

議案第17号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を3226万7,000円増額し、14億8,587万3,000円としております。

また、下段の支出の第1款事業費用を35万9,000円減額し、14億717万5,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を1,090万円減額し、7億4,033万8,000円としております。

また、下段の支出の第1款資本的支出を3万1,000円増額し、11億4,134万7,000円としてお

ります。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し、4億100万9,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域下水道事業分の限度額を4,040万円減額し、2,400万円としております。

また、下段の流域関連公共下水道事業分の限度額を3,100万円増額し、2億6,770万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を151万9,000円減額し、6,090万円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、主にJASMの排水開始に伴う収入増により、当初の予定額を上回る見込みで2,722万4,000円増額し、9億3,389万9,000円とするものです。

また、その下段の目の4、その他営業収益につきましては、熊本北部流域下水道維持管理負担金返還金で、熊本北部浄化センターの電気料高騰分に対し、国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が受けられ、流域への維持管理負担金が軽減し、軽減見合い分の負担金が返還される見込みであるため、504万3,000円増額し、1,285万1,000円とするものです。

次に7ページの支出を御覧ください。

項の1営業費用の各項目の職員給与費等について、年間見込額に合わせ合計で35万9,000円を減額し、12億8,226万1,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、備考欄の上の流域下水道事業分で、熊本北部流域下水道建設負担金の実績見込みに合わせ4,040万円減額し、下の流域下水道関連公共下水道事業分で町工事・委託費等の実績見込みに合わせ3,100万円増額の合計940万円を減額し、3億7,670万円とするものです。

その下段の項の4補助金、目の1国庫補助金は、交付決定額に合わせ150万円を減額し、1億5,000万円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。

資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金や町工事費等の実績見込みに合わせ3万1,000円を増額し、5億9,214万3,000円とするものです。

次の10ページから、補正後の令和5年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第24号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その2））

○議長（福島知雄さん） 日程第16、議案第24号工事請負契約の締結について（菊陽空港線道路築造工事（その2））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第24号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽空港線道路築造工事（その2）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽空港線道路築造工事（その2）。契約の方法、指名競争入札。契約金額、5,786万円、4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町沖野2丁目8番12号、有限会社沢産業、代表取締役黒澤慎太郎でございます。

次に、菊陽空港線の整備計画について御説明いたします。

現在、県と連携して整備を進めており、町施工区間は、県道大津植木線の交差点から鉄砲小路区の県道新山原水線までの延長680メートルとなります。片側1車線、車道両側に自転車歩

行者専用道路で整備し、道路幅16メートルの道路として、令和8年度末の完成を目指して取り組んでいるところでございます。整備に要する用地につきましては、全ての地権者との契約締結が完了し、本格的に工事に入ってきたところでございます。

次に、本工事の場所及び概要について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、全体平面図を御覧ください。

図面は、左側が北となり、赤色に着色した箇所が工事箇所です。工事区間は、堀川右岸の町道古閑原上堀川線から北へ長塚区までの一部区間で、施工延長は82メートルでございます。緑色に着色した2か所は、既に工事着手している箇所となります。

2枚めくっていただきまして、標準断面図を御覧ください。

この断面図は、長塚区側から堀川側を見た断面図となります。図面左が東、右が西となります。赤の線が今回施工する箇所となります。

工事施工に当たっては、堀川側の町道古閑原上堀川線から工事車両等を乗り入れ進めてまいります。工事は、支障となる高木等の伐採後、標準断面図のとおり、切土により道路を築造してまいります。このため、まず道路土工として掘削工後、赤の部分を施工してまいります。

本路線の舗装構成は、将来交通量に耐えられる構成としておりまして、表層工厚さ5センチメートル、基層工厚さ5センチメートル、上層路盤工厚さ15センチメートル、下層路盤工厚さ15センチメートル、安定処理工厚さ85センチメートルで施工してまいります。今回の工事は、下層路盤工、安定処理工までとなります。

また、車道には管渠型側溝300、歩道の端に切土のり面の雨水処理のための歩道用落ち蓋式側溝300掛ける300を敷設し、切土のり面には、防草対策として防草コンクリート、張り芝工を行います。

なお、今回の工事以外の黒の部分につきましては、今後、施工を予定しているところでございます。

1枚お戻りいただき、平面図を御覧ください。

本工事の内訳としましては、左下の箱書きのところを御覧ください。

施工延長82メートルでございます。道路土工として、掘削工7,256.6立方メートル、地盤改良工として路床安定処理、生石灰878平方メートル、のり面工として張り芝工である植生基材吹きつけ工384.1平方メートル、防草コンクリート283.7平方メートル、排水構造物工として管渠型側溝137.2メートル、落ち蓋式側溝98.6メートル、自由勾配側溝26.1メートル、横断暗渠8.8メートル、集水ます4か所、舗装工として、下層路盤827.7平方メートル、伐採工として192本となります。

工期につきましては、令和6年3月2日から令和6年11月29日までとしています。

なお、工事箇所周辺は、既に近隣で2つの工事を進めております。このため、周辺の安全対策等につきましては、関係する請負人と情報共有し、支障が最小限となるよう配慮してまいります。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（福島知雄さん） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽空港線道路築造工事（その2）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽空港線の道路築造工事で、業種は土木一式となります。工事内容と設計金額から、1月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する7業者を指名しました。

指名競争入札は2月13日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった3番目の有限会社沢産業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格5,880万2,700円に対しまして、落札価格は5,786万円で、落札率は98.40%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第25号 財産の取得について

○議長（福島知雄さん） 日程第17、議案第25号財産の取得についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（平 征一郎さん） 議案第25号財産の取得について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。令和6年度小学校教師用指導書購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件は、随意契約により業者を決定し、契約を締結するものでございます。

それでは、契約の内容について御説明いたします。

1、契約の目的、令和6年度小学校教師用指導書購入。2、財産の種類、物品でございます。3、購入物品につきましては、1枚おめくりいただき別紙を御覧ください。

購入物品は、小学校教師用指導書でございます。数量につきましては、教科ごとに違いがありますが、合計で3,225セットを購入することとしております。

最初のページにお戻りください。

4、契約の方法、随意契約でございます。5、契約の金額5,446万8,700円です。6、契約の相手方、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介でございます。

参考資料の次ページの教科書供給の流れを御覧ください。

文部科学省の検定済教科書につきましては、一般的に、4年ごとに改訂の機会があり、大幅な内容の更新が行われます。それに伴いまして、令和6年度から菊陽町立の小学校で使用する教科用図書につきましては、令和5年度中に採択が行われたところです。新しい教科書の使用によりまして、授業を実施するために必要な教員用の教科書や指導書につきましては、別途、購入する必要がございます。教科書の発行者は、教科書、一般書籍の供給業者と教科書供給のために専売契約を締結することで、教科書の確実かつ円滑な供給を図ることとしており、県内では、熊本県教科書供給所がこの部分に該当します。また、熊本教科書供給所は、各学校へ教科書の供給を行うために、地域ごとに教科書取扱書店を定めており、本町の場合は、有限会社文洋堂がその取扱店となっております。

なお、教科書の販売に当たっては、専売契約によりまして、定価のみの販売となっていることから、地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） すいません。1点質問させていただきます。

教科書のセット数で、各教科によってセットの数が大分違う、特に音楽がかなり大きなセット数になってるんですけど、この差というのはどこから出てるんですか。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 教科ごとのセット数の違いにつきましては、指導書のセットの種類が異なるためになります。例えば、基本的には、指導書セットの上巻と下巻、それと朱書きの上巻と下巻の4種類が基本的にはなっておりますけれども、セット数の多くなっている音楽につきましては、そのほかにDVDのセットとかCDのセット、そういったものが含まれるため、数が多くなっているような状況です。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第26号 町道路線の廃止について

○議長（福島知雄さん） 日程第18、議案第26号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第26号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由は、道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、廃止認定をいただきたい路線は、下原堀川線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は、下原堀川線でございます。菊陽空港線を起点とし、県道新山原水線を終点とする路線でございますが、熊本県が進めている合志インターチェンジアクセス道路整備に伴い、終点を破線のとおり延伸し、一体的に整備するため、当該町道の終点

を変更する必要があるため、一旦廃止するものでございます。

この路線は、議案第27号の町道路線の認定において、終点を変更して、改めて認定するものでございます。

延長は3,609メートル、幅員は7メートルから28.89メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第27号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第19、議案第27号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第27号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

3枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。

赤い線で示しました番号①の路線は、議案第26号で廃止の議決をいただきました下原堀川線でございます。起点は菊陽空港線であり変更はございませんが、終点は県道新山原水線から北側の合志インターチェンジアクセス道路へ変更するため、再度認定するものでございます。

延長は4,019メートル、幅員は7メートルから86メートルの路線でございます。幅員86メー

トルの箇所は、合志インターチェンジアクセス道路とつなげる今回変更する区間で最大幅員のところとなります。片側2車線、中央帯、路肩、保護路肩のほか、多車線化される県道大津植木線との立体交差への県道へのアプローチ道路となる車道1車線、右折レーン2車線、歩道、立体交差からの町道へのアプローチ道路となる車道1車線、歩道、それから立体交差はアンダーパスとなり、道路は切土により築造するため、道路敷となるのり面を含めて道路幅員86メートルとなります。

次のページをお開きいただき、位置図(2)を御覧ください。

赤い線で示しました路線は、熊本県が進める一般国道443号道路改良工事区間でございます。この改良工事では、片側2車線、両側歩道の整備が行われます。また、改良工事に伴い、沿道農地への乗り入れが支障とならないよう、農耕車等の交通を確保するため副道も整備されます。この副道につきましては、町が町道として引き継ぐこととしており、令和5年10月16日に、県と副道引継ぎに関する覚書を締結いたしております。覚書では、県から引き継ぐ副道は、次期3月議会で町道として認定議決を得た上で、町道として認定告示を行い、速やかに区域を決定し告示を行うものとするとしており、今回この覚書に基づき、町道として認定の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただき、位置図(2の詳細図)を御覧ください。

図面は、下が北となり左が東、右が西となります。

認定する路線は、赤い線で示しました番号②から⑧までの7路線となります。

番号②から⑤までは、白川右岸側の上中代、中代地区の路線となります。路線名は、国道443号副道1号線から国道443号副道4号線までとなります。延長は、1号線が117メートル、2号線が225メートル、3号線が258メートル、4号が356メートル、幅員は各路線5メートルでございます。

次に、番号⑥から⑧までは、白川左岸側馬場楠地区、曲手地区の路線となります。路線名は、国道443号副道5号線から国道443号副道7号線までとなります。延長は、5号線が335メートル、6号線が1,311メートル、7号線が1,354メートル、幅員は各路線5メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番(西本友春さん) 今、説明が最後にありました国道443の部分で、今度、県道から町道へ変更を今後なっていくというところで、この地域で県道のときに、車が通って揺れるということで、町のほう経由で県のほうにも申請が行っているかと思いますが、その部分については、町道で解消するのか、県道でしっかり、県で補正、きちんと道路の揺れがなるのか、そこは、

その動きはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

本日、議案にごございます位置図2の詳細図を御覧いただきたいと思います。

議員の御質問のところは、場所で行きますと、白川の右岸側、ちょうど国道443号と記載があるところの道路の状況での御質問ということで答弁させていただきましても、こちらにつきましては、やはり車両の交通が多いということで、揺れがちょっと生じているということでお話のほういただいてございまして、こちらの話については、町のほうからも県のほうにしっかりお伝えしているところでございます。

対応といたしましては、次年度、令和6年度対応してまいるということで、聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第28号 都市公園を設置すべき区域について

○議長（福島知雄さん） 日程第20、議案第28号都市公園を設置すべき区域についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第28号都市公園を設置すべき区域についてについて説明させていただきます。

まず、提案理由です。本件は、都市公園である菊陽杉並木公園の拡張に伴い、都市公園法第

33条第1項の規定に基づき、菊陽杉並木公園を拡張すべき区域を定める必要があるため、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものです。

続いて、都市公園を設置、拡張する区域について御説明します。

公園名は菊陽杉並木公園、公園種別は総合公園です。新たに拡張する公園の所在地は、菊陽町大字原水字中前通5289番地1ほか37筆及びこれらに介在する法定外公共物です。

参考資料の1ページを御覧ください。

字図に、その区域を示しております。図面上側が北になります。

次に、参考資料の2ページを御覧ください。

黄色着色部分が、既存公園区域を示しております。面積は、約21ヘクタールとなっております。また、赤色着色部分が、今回拡張する公園設置区域（公園予定区域）約6ヘクタールで、新たに取得する土地の範囲となります。

菊陽杉並木公園は、平成10年12月の開園以来、さんさん公園の愛称で多くの町民の皆様に親しまれてきました。令和元年からは、防災機能を備えた総合体育館の整備を進め、令和5年10月には落成式が行われるなど、拠点としての集積が進んでいます。今回、菊陽杉並木公園のエリアを拡張し、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、アーバンスポーツ施設及び町民グラウンドなどを整備するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって……

(「議長押し忘れあり」の声あり)

締め切りました。

賛成多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 議案第29号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について**

○議長（福島知雄さん） 日程第21、議案第29号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第29号熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について説明いたします。

提案理由ですが、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び審査委員の委員数の増員のため、共同設置規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

熊本広域行政不服審査会は、熊本市及び菊陽町等における熊本連携中枢都市圏の形成を機に、平成28年4月に本町を含む12市町村により共同で設置し、現在は14市町村で共同設置しております。また、市町村長が審査庁として審査請求の裁決を行うに当たり、客観性や公平性を高めるため、審査会が第三者の立場から、審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性を審議し、市町村長に対して答申を行っております。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに玉名市、南関町、和水町を追加すること、また共同設置する市町村が増加することによる今後の諮問案件の増加リスクに対応するため、審査委員の委員数を増加することから、協議により、本議案のとおり共同設置規約を変更するものであり、関係する地方公共団体において、同文での議決を求めるものでございます。

2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

共同設置する地方公共団体を定める、第1条中、熊本市の次に「玉名市」を、玉東町の次に「南関町、和水町」を加えるものでございます。

次に、審査会の組織を定める第4条第1項中、現行の委員「6人以内」を「9人以内」に改めるものでございます。

1枚目にお戻りいただき、附則で、この規約は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 同意第1号～同意第9号 菊陽町農業委員会の委員の任命について

○議長（福島知雄さん） 日程第22、同意第1号から同意第9号の菊陽町農業委員会の委員の任命についての9件を議題とします。

農業委員会事務局長、説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 同意第1号から同意第9号までの菊陽町農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

現在の農業委員会の委員9名の任期が、令和6年5月6日をもって満了となりますので、新たに9名の方を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

候補者の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、11月1日から30日までの期間において、候補者の公募を行ったところでございます。

結果、農業委員定数9名に対し、8名の推薦と2名の方から応募があったところでございます。

令和6年1月9日と1月17日の両日、農業委員候補者評価委員会を開催しており、同委員会の意見を参考に、9名の候補者を選定しております。なお、応募のあった2名の方につきましては、1月17日の同委員会において面接を行い、1名の方を選定させていただいております。

それでは、委員候補者につきまして説明いたします。

最初に、推薦により選定された8名の方々です。

お一人目は、古田圭輔様、住所は記載のとおりで、職業は農業、認定農業者でもあります。新山区からの推薦でございます。

お二人目は、尾方孝司様、住所は記載のとおりで、職業は農業であり、新町区からの推薦でございます。

3人目は、矢野圭介様、住所は記載のとおりで、職業は農業、認定農業者でもあります。大堀木区からの推薦でございます。

4人目は、吉岡武彦様、住所は記載のとおりで、職業は農業、認定農業者でもあります。上津久礼区からの推薦でございます。

5人目は、相馬和幸様、住所は記載のとおりで、職業は農業であり、入道水区からの推薦でございます。

6人目は、山田裕子様、住所は記載のとおりで、職業は農業であり、JA菊池菊陽中央支所からの推薦でございます。

7人目は、大竹美鈴様、住所は記載のとおりで、職業は農業、認定農業者でもあります。菊陽町認定農業者連絡会からの推薦でございます。

8人目は、上村貴彦様、住所は記載のとおりで、職業は農業、認定農業者でもあります。馬場楠区からの推薦でございます。

続きまして、応募の方です。

9人目は、田村昭敏様、住所は記載のとおりで、中立委員として応募いただいている方でございます。中立委員とは、法第8条第6項の規定では、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含めなければならないとされており、これに該当する委員となります。

農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、委員の任命に当たっては、認定農業者が過半数を占めなければならないとされています。9名中5名の方が町の認定農業者であり、同規定の要件を満たしております。

以上の皆様につきましては、法律の欠格条項に抵触している方や耕作放棄地及び違法転用に該当するような方は含まれておらず、農業に関する識見を有し、職務を適正に行うことができる方々であると考えております。

また、候補者におかれましては、全ての方が、町行政、地元行政区、農協及び土地改良区などの役員を経験されており、周囲から厚い信頼を寄せられておられる方々であります。地元貢献といった点からも農業委員として適任であると思っておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

同意第1号から同意第9号について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

同意第1号から同意第9号について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから1議案ずつ採決を行います。

同意第1号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違いございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第2号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第3号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第4号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第5号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認めます。締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第6号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第7号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第8号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定されました。

採決を行います。

同意第9号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時0分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年3月4日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和6年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和6年3月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議席の一部変更

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 鬼塚 洋 さん    | 2番  | 吉村 恭輔 さん  |
| 3番  | 藤本 昭文 さん   | 4番  | 馬場 功世 さん  |
| 5番  | 廣瀬 英二 さん   | 6番  | 矢野 厚子 さん  |
| 7番  | 大久保 輝 さん   | 8番  | 西本 友春 さん  |
| 9番  | 佐々木 理美子 さん | 10番 | 中岡 敏博 さん  |
| 11番 | 布田 悟 さん    | 12番 | 佐藤 竜巳 さん  |
| 13番 | 甲斐 榮治 さん   | 14番 | 岩下 和高 さん  |
| 15番 | 上田 茂政 さん   | 16番 | 小林 久美子 さん |
| 17番 | 坂本 秀則 さん   | 18番 | 福島 知雄 さん  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書 記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                              |           |          |          |
|------------------------------|-----------|----------|----------|
| 町 長                          | 吉本 孝寿 さん  | 副 町 長    | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長                        | 二殿 一身 さん  | 総 務 部 長  | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長                       | 矢野 和幸 さん  | 健康福祉部長   | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長         | 山川 和徳 さん  | 都市整備部長   | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長          | 梅原 浩司 さん  | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長                       | 吉本 雅和 さん  | 環境生活課長   | 野村 瑞樹 さん |
| 健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 岩下 美穂 さん  | 福祉課長     | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長                      | 石原 俊明 さん  | 農政課長     | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長                       | 今村 太郎 さん  | 建設課長     | 矢野 博則 さん |
| 都市計画課長                       | 阿久津 友宏 さん | 下水道課長    | 丸山 直樹 さん |
| 教 育 部 長                      | 吉永 公紀 さん  | 学務課長     | 平 征一郎 さん |
| 施設整備課長                       | 荒牧 栄治 さん  | 生涯学習課長   | 岡本 勇人 さん |

スポーツ振興課長 鍋島二郎さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議席の一部変更

○議長（福島知雄さん） 日程第1、議席の一部変更を行います。

今回、議席の一部を変更します。

小林久美子さんの議席配置を14番に、岩下和高さんの議席配置を15番に、上田茂政さんの議席配置を16番にそれぞれ変更します。

変更した議席配置は、配付しました議席配置表のとおりです。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時59分

再開 午前10時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 皆さんおはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

本年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、消防庁の2月28日現在での被害状況は人的被害で死者241人、負傷者1,299人、住宅被害で全壊7,737棟、半壊1万2,681棟、一部損壊5万7,260棟と甚大な被害となっています。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町からも復旧・復興のお手伝いとして職員の方々が行政支援に行かれています。職務を終えて無事に帰ってこられることをお祈りするとともに、ライフラインにも甚大な被害が出ている被災地の一刻も早い復旧と復興をお祈りいたします。

一方、世界に目を転じますと、ロシアがウクライナに一方的に軍事侵攻してから2年が過ぎました。市民の死者、国連によりますと少なくとも1万191人、世界各地に滞在しているウクライナ難民647万人、一方ロシア軍の戦死者が4万人に上っているとの報道もあります。国際法に違反して、罪のない多くの人の命を奪い、傷つけ、両国の兵士のみならず、一般市民の犠

性も多く出ていることは絶対に許し難いことです。力による一方的な現状変更は断じて認められません。

また、昨年10月にガザで戦闘が始まって以降、亡くなった方が3万人を超えたとのことです。一刻も早いウクライナとパレスチナの問題が解消できて、世界に安全と平和が取り戻せることを強く念じています。

今回の質問は、菊陽町の将来の展望について、防災、防犯について、HPVワクチンとグリーントランスフォーメーションの取組について質問をいたします。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 一般質問に先立ちまして、質問事項の訂正をお願いいたします。

質問事項の3番、防犯についての(3)番、質問事項を、女性でも操作可能なさすまたと連動している拘束用具の導入をどのように考えているかに訂正をさせていただきたいと思いますが、議長の承認をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 許可します。

○8番（西本友春さん） ありがとうございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

T SMC進出決定以降、菊陽町はいろんな地域で開発等が行われています。その動向は衰えるより、ますます拍車がかかると推測され、今までの10年間の推移が、一、二年間で達成しそうな状況と考えられます。そのような状況の中、今まさしく菊陽町は総合計画の見直しに着手しているところでもあります。吉本町長は、商業、住宅など様々な都市機能を集中させることにより、車の流れをよくし、交通渋滞を減少するためのスマートシティーの形成を掲げられています。内閣府によると、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメントの高度化により都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創造し続ける持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場と定義されています。スマートシティーの形成をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、西本議員の質問にお答えをいたします。

私の政策提言に示されるスマートシティーの形成の趣旨でございますが、ICTやAI等の新技術を活用し、都市や地域の抱える諸課題の解決を行うことで、持続可能な都市や地域を形成するスマートシティーの概念と、それぞれの役割、機能を持った都市機能拠点を交通網に合わせて整理、集約した多核連携型のコンパクトシティーの概念を融合させたまちづくりの考えを示しております。

改めまして具体的なイメージを申し上げますと、商業、住宅など様々な都市機能を集約させることで移動する距離が近くなり、住民生活の利便性の向上を図ることができます。しかし、都市機能を集中させた結果、その周辺道路では目的地に向かう自家用車が増え、交通渋滞が発

生しやすくなります。そこで、ICTやAI等を活用した自動運転バスやMa a S等を活用することで、自家用車を使う必要性を減らし、交通渋滞を解決するというものでございます。

なお、本町では令和6年度に新たな第7期菊陽町総合計画や都市計画マスタープラン、地域公共交通計画の策定を行うこととしておりますので、計画を策定していく中でどのようにスマートシティとコンパクトシティを連携させていくのか、町のどの範囲で形成していくのか、どのような公共交通網を築くのかなどを、議会や町民の皆様の御意見をしっかりと伺いながら検討し、実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今ちょうどまさに計画を見直しているということでございますので、しっかりとその部分も住みやすい町になれるように計画をしていただきたいというふうに思っております。

続いて、前任の後藤町長時代は、久保田台地は農業の6次産業化を含めた発展を考えているとの構想でしたが、事業化への計画は示されない状況でした。吉本町長は町の均衡ある発展の推進の一環で、久保田台地の発展についても積極的に取り組みますと明記されております。久保田台地の発展をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

令和4年12月議会の西本議員の一般質問において、久保田台地の発展の方向性と開発時期について御質問があった際には、私の政策提言にも積極的に取り組むと記載をされており、現総合計画、都市計画マスタープラン、総合戦略に記載をしております6次産業中心の開発には限定せず、立地的優位性を生かし、あらゆる業種の誘致を含めた開発を検討していくが、当該台地は市街化調整区域であるとともに農業振興地域でもあり、ほかにも下水道等のインフラをはじめ多くの課題があることから、これらの課題解決に向けて必要な調査を実施しながら、開発の時期を明らかにしてまいりたいと答弁をしたところでございます。

本町としましては、先ほどのスマートシティの形成での答弁同様、令和6年度に新たな第7期菊陽町総合計画、都市計画マスタープランを策定していく中で、久保田台地の発展の方向性や開発の時期について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 久保田台地については、地域の住民からやはりどうしても東部地区は遅れているということで、そういう要望も上がっておりますので、しっかりと検討して、久保田台地の発展を進めていただきたいというふうに思っております。

先ほども述べましたが、TSMC進出決定以来、菊陽町のあちらこちらの予想していなかった場所で開発が進んでおります。各小学校校区の開発及び人口推移をどのように考えているの

かをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、各小学校校区の開発については、これまで菊陽町総合計画及び都市計画マスタープランに基づき、菊陽第二土地区画整理事業による市街地整備や地区計画による開発、集落内開発、インフラ整備、企業の誘致等を官民で役割を分担しながら進めてまいりました。最近では、TSMC進出の影響により、アパートやマンション等の建設に拍車がかかっていると認識しているところでございます。

次に、人口の推移についてですが、まず昨年12月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が日本の将来推計人口を公表いたしました。この推計は、将来の人口を都道府県、市町村別に求めることを目的としたもので、令和2年の国勢調査を基に令和32年、2050年までの5年ごとの30年間について、男女5歳階級別に推計したものでございます。この推計では、菊陽町の総人口は令和2年——2020年ですけれども——の4万3,337人以降も増え続け、令和22年——2040年ですが——の4万7,146人をピークに減少し始めると推計されております。

ほとんどの自治体が既に減少を始めている中、本町が令和22年まで増加し続けると推計された主な要因としましては、先を見越した様々な開発を計画的に進めてきた結果だと自負しているところであります。ただ、ゼロ歳から14歳以下の人口につきましては、既に令和2年——2020年になります——の7,439人以降は減少し続けると推計されております。

次に、住民基本台帳を基に校区別の人口の推移をTSMC進出発表前の令和3年3月末と、直近の令和6年1月末で比較してみますと、中部小校区全体の人口は1万1,766人から1万2,105人と増加しておりますが、ゼロ歳から14歳以下は2,119人から2,004人と減少しております。

南小校区は、全体の人口が1,746人から1,816人と増加しており、ゼロ歳から14歳以下も174人から233人と増加しております。

次に、北小校区では、全体の人口が5,791人から6,513人と増加しており、ゼロ歳から14歳以下も1,183人から1,385人と増加しております。

武蔵ヶ丘小学校校区は、全体の人口が4,978人から4,618人と減少しており、ゼロ歳から14歳以下も629人から466人と減少しております。

西小校区は、全体の人口が1万1,568人から1万1,833人と増加しておりますが、ゼロ歳から14歳以下は2,170人から1,960人と減少しております。

最後に、武蔵ヶ丘北小校区は、全体の人口が7,050人から7,000人と減少しており、ゼロ歳から14歳以下も1,259人から1,228人と減少しております。

以上のように町の総人口もしばらくは増え続けていくと推計されているものの、校区別で見れば減少を始めている校区もあるという状況でございます。本町としましては、今後（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業や、新たなスポーツ施設の整備、新駅設置など強みを生かしたま

ちづくりにより、自治体間の競争に勝ち抜いていくとともに、町内の均衡ある発展にも取り組み、さらなる経済発展や人口増加を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町としては今後まだまだ発展していくというような状況かと思えます。

現在開発されているところもそうですが、今後開発される場所も多くは戸建てと想定されます。戸建てを購入される方はほとんどが子育て世代と考え、ますます児童・生徒数が増えることになり、現在の施設では対応できない状況になるのではと心配をしています。今のうちから対策等の検討を行うべきだと提案するが、新たな中学校の建設をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、私のほうから御質問にお答えする前に、児童・生徒数の推移につきまして、令和5年度と令和6年度の見込みについて御説明いたします。

初めに、小学校につきましては、令和5年の児童数は3,026人、通常学級96、特別支援学級39、全体で135学級でございました。本年4月の児童数は3,013人、通常学級96、特別支援学級39、全体で135学級を見込んでおります。令和6年度は、令和5年度からの児童数は13人の減少、通常学級及び特別支援学級の学級数は同一と見込んでおります。

次に、中学校です。中学校につきましては、昨年5月の生徒数は1,507人、通常学級40、特別支援学級13、全体で53学級でございました。本年4月の予想生徒数は1,480人、通常学級38、特別支援学級15、全体で53学級を見込んでおります。令和6年度は、令和5年度から生徒数は27人の減少、通常学級は2学級の減、特別支援学級は2学級の増加を見込んでおります。

トータルで、児童・生徒数はこの1年間で40人の減少、学級数は同じ数と見込んでおります。

それでは、御質問にお答えします。

現在の計画としましては、新たな中学校は建設せず、既存中学校にて増築で対応する方針でございます。今後の新駅整備や（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業に取り組むことにより、さらなる経済発展や人口増加が見込まれておりますが、面整備工事につきましても複数年の期間を要し、住宅の建築についても半年から1年ほどの期間を要することから、早々に住宅が立ち並ぶことはないと考えており、その間に子どもたちは進級し、卒業していくことも考えられます。

また、今後の転入による居住形態が戸建て住宅なのか集合住宅なのか、学齢期の子どもたちが果たしてどれくらい居住するのかなどを予測することは現段階では難しい状況にあり、事業の進捗状況やその他の民間開発などの動向を注視し、人口分布の状況や生徒数の推移が明らかになったときには、状況に応じて既存学校での増築と新設学校の設置について比較検討を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今年度、菊陽中学校は増設の予算が出ておりますけれども、実際、人口増がはっきり分からないということで、それがまた明確になった時点では、しっかり検討を行うということですので、そういうときにはやはりしっかりと検討して進めていただきたいというふうに思います。

今後の開発が見込まれるのは、ほとんどが武蔵ヶ丘北小校区です。武蔵ヶ丘北小学校における施設の増築は困難な状況が考えられます。また、施設の増築には数億円のコストが必要となります。長期で見ると人口も減少し、増築した施設も不要となることも考えられます。校区編成には、保護者、児童の皆さんの理解と切替えに時間をかける必要性があり、大変困難な取組と思いますが、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の校区編成をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、御質問にお答えいたします。

菊陽町立小学校及び中学校の通学区域につきましては、学校教育法施行令及び菊陽町教育委員会規則において、行政区ごとに就学すべき小・中学校が指定されております。武蔵ヶ丘小学校の令和5年5月1日現在の児童数は258名で、新年度の児童数は251名になる見込みです。

また、武蔵ヶ丘北小学校の令和5年5月1日現在の児童数は466名で、新年度の児童数は472名になる見込みで、両校ともに今年度と比較すると大きな増減は見られませんが、近年宅地開発や車両の通行量の増加などにより生活環境が変化していく中で、両校における通学の状況や児童数の変化などを考慮し、全体的に校区の編成について検討する必要があると考えております。

議員御質問の武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の校区の編成に当たっては、自治会や地域などの過去の経緯や校区のコミュニティ、将来への対応など考慮しなければならない様々な要素があり、地域住民や関係者の意向などの調整が必須となるため、実現までにはかなりの時間を要すると考えております。教育委員会としましては、まずは校区の関係の区長様等から意見を聴取するなど、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 慎重に進めていく必要性はございますので、先ほど教育長言われたように、しっかり校区関係の意見を聞くことから始めていただきたいというふうにお願いをさせていただきます。

続きまして、防災について質問させていただきます。

災害による被害を軽減するためには、自身が災害から逃れるための知識、自助と、他人を助けるための知識やスキル、共助と、行政における防災に向けた様々な取組、公助があり、自然

災害が多く発生する日本において防災訓練は不可欠な活動で、災害時の被害軽減に大きく役立ちます。熊本県は年間で15回の防災訓練を行い、うち10回は梅雨どきまでに行うとのことです。菊陽町における防災訓練をどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

住民参加型の防災訓練としては、白川の氾濫や震度6強の地震発生を想定した避難誘導訓練、避難所設営訓練、炊き出し訓練などを自治会、自主防災組織、防災士、消防団、関係団体などの協力の下、実施してきましたが、今年度は10月に、家族で楽しみながら防災について学ぶことができる体験型のイベントとして、体験型防災アトラクションや、防災士によるAED救命講習、倒壊家屋からの救出訓練、警察や消防、自衛隊の装備品展示などを行いました。

また、議員が申されました、熊本県が梅雨入り前に行う防災訓練は、熊本県が令和2年7月豪雨災害を教訓として、令和3年1月より全市町村を対象に豪雨対応訓練を実施しているもので、今年度は本町も梅雨入り前の5月と先月の2回、訓練に参加しております。この訓練は、県及び市町村の防災担当職員の初動対応能力向上や関係機関との連携強化を目的に実施されており、消防、警察、自衛隊、気象台など多くの関係機関と連携し、実施されております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 昨年行われました体験型防災アトラクションでは、私も防災士としてAEDの心肺蘇生の研修をちょうど町長、副町長にレクチャーしたところでございますが、そういう訓練をやっぱりしっかり定期的に継続でしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、防災センターを活用した防災訓練をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

日頃より防災センターを活用した訓練を行うことは、災害発生時に災害対策本部の設営や各種システム活用、避難情報などの発令、関係機関との連携がスムーズに行えるようになるため、非常に重要であると考えております。

先ほど答弁いたしました熊本県をはじめ関係機関と連携して実施する豪雨対応訓練では、防災担当者の対応能力向上を目指すため、シナリオは事前に参加者へ知らされず、ブラインド型で実施されております。訓練では、気象台からの気象情報や住民役の方からの情報を基に、防災センターの災害対策本部設営訓練や、熊本県防災情報共有システムへの避難所の開設、避難指示の発令、被害情報の入力訓練、関係機関への情報伝達や職員派遣要請訓練など実践さながらの訓練を行っており、全国からも注目されております。

今後も防災センターを活用した訓練などを熊本県や関係機関と連携して実施し、防災担当職員のスキルアップに、ひいては地域の防災力向上に役立ててまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 実際に災害が発生したときに、行政機関、ライフライン、インフラ、通信事業者等民間企業、自治区や自主防災組織等、それぞれが連携を取り、的確な対応を取ることができるよう、実践的な訓練を実施することが重要であると考えております。官民合同の防災訓練をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

災害発生時には、行政機関や民間企業、自治会、自主防災組織などが連携を取り、早期に避難所の開設、住民の安否確認、避難誘導、災害状況の把握などを行うことが極めて重要になります。そのためには、関係機関と実践的な訓練を実施し、日頃から協力し合える体制を構築することが非常に重要です。このような体制を築くため、今後も総合防災訓練などを通して、関係団体と日頃から顔の見える関係の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今、今後も総合防災訓練というふうに通してということですので、令和6年度も総合防災訓練を行うのか、そこだけ教えてもらっていいですか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） お答えいたします。

令和6年度につきましても総合防災訓練のほうは実施のほうを予定しております。また、実施に当たりましては、今議員の説明にもありました、各種事業所、事業者、また民間企業にも働きかけのほうを行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ぜひインフラや通信設備事業者との連携はやはり必要で、いざとなったときにそういうところの協力ができないので、またそういうのをしっかりと連携しながら、実施していただきたいというふうに思っております。

ばらばらに収集した情報を一括集約し、リアルタイムに把握するとともに、リアルタイムに映像を映し出したりすることで素早い対応を検討することができるモニターは、重要なものだと考えています。菊陽町の災害対策本部室には大きなモニターが3台もあり、災害時にはそのようなシステムと連動し、いち早い避難指示、復旧指示、避難所等への支援など、災害対策をスムーズに迅速に行えるためにも、全体を把握するモニターを導入し、活用することを提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

災害対策本部には災害時オペレーションシステムを導入しており、モニターには気象庁の情報や河川カメラの映像、河川の水位情報、テレビ映像、パソコンの画面などを分散して映し出すことができます。

しかし、議員が申されましたように、リアルタイムの映像を入手し、災害対策本部のモニターに映し出すことができれば、災害対策本部から映像を確認し、災害復旧の指示や避難指示の発令など、迅速に対応することが可能になります。今後、リアルタイムの映像を入手するための方法など、システム導入も含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 積極的に検討するということですので、私から1つだけ付け加えさせていただきますと、映像だけではなく、システム的にはレイヤごと、階層ごとにいろんな設備状況を入れ込んで、そのデータが瞬時に出して地図で見れる、例えば消火栓とか要支援者、例えば避難所のデータとか入れとけば、地図をクリックするだけでこれが見えて、すぐに指示が出せるというようなのもございますので、しっかりとそういうのを検討していただいて、いざ災害で使えるようにということで進めていただきたいというふうに思っております。

一たび自然災害が起こると、道路が寸断されるなどの甚大な損害を被り、人命救助も一刻を争う事態となります。近年、そうした災害時に活用が進んでいるのがドローンです。ドローンを使えば、人が入れないような道なき場所の被災状況を確認したり、迅速に救援物資を届けるといったことが可能となります。ドローンの配備を提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

災害時のドローン活動は、上空から被害の状況を正確に把握することができるため、状況に応じて救助チームを派遣したり、斜面や道路などの崩落箇所を把握することで、車両の通行を制限したり、復旧活動の支援をしたりするなど、迅速で効果的な支援活動を行うことができると思っております。

ドローンについては、町で購入し配備するのではなく、ドローンを取り扱う事業者と協定を交わし、必要に応じて撮影を依頼したほうが効率的ではないかと考えており、その方向で検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町としてもドローンの必要性は感じているということで、一刻も、そういう事業者との協定をしっかりと結んでいただいて、災害時に稼働しないとできない、役に立たないんで、そののところも事業者としっかりと災害時に動ける事業者を見つけて選定をしていただきたいというふうに思っております。

災害被災地では多くのボランティアの力が求められます。通常、ボランティアに参加される方は数名で車を乗り合わせて被災地に行き、そこで支援を行い、自分で運転して帰宅します。作業で疲れた車の運転は眠気を催すこともあり、危険な状況だと言えます。災害ボランティア送迎用の運転手つきバスを確保するための予算化を提案いたしますが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

災害ボランティアにつきましては、原則被災地のボランティアセンターが災害ボランティアに従事したい人を募集し、受け付けることとなっております。そのため、菊陽町のボランティアセンター運営主体である菊陽町社会福祉協議会では、他自治体へ派遣する災害ボランティアの募集は行っておりません。

このことから、他自治体で災害ボランティアに応募する人につきましては、個人情報関係で被災地から本町へ応募者の情報提供を依頼できないこと、また応募者は個々の状況や、それぞれの事情を考慮し、応募するものであることから、個人単位で申込みをされたボランティアをまとめて被災地へ送迎することは難しい状況であります。

しかしながら、令和2年7月の豪雨災害のときには、芦北町から菊陽町へボランティア派遣依頼があり、菊陽町社会福祉協議会のボランティアセンターで災害ボランティアを募り、芦北町のボランティアセンターと連携を取りながら、菊陽町社会福祉協議会が所有している26人乗りのバスで7回程度送迎をした事例があります。そのようなことから、災害ボランティア送迎のための予算化につきましては現時点では考えておりませんが、必要が生じた場合は、その段階で対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 予算化はしないが、必要なときは対応するというので、予算化すると、できないときがあると思うので、災害ボランティアバスが必要になった時点では予備費で対応するような形で、しっかりと取り組んでもらいたいというふうに思っております。

避難所は、一人一人のスペースが限られているため、完全なプライベート空間を確保することは難しいと言えます。また、ペット同伴の避難所は自治体や管理者の判断に委ねていて、厳しい状況があります。そのような課題を解消するためにもインスタントハウスが必要だと考えます。

インスタントハウスには屋内用と屋外用があり、能登半島地震の被災地で簡単に設置できる段ボール製のインスタントハウスの利用が広がっています。これまで石川県輪島市など6市町の12避難所に計700棟が発送され、避難生活が長引く中、プライバシー確保や感染予防に活用されているとのこと。インスタントハウスを確保すべきだと提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

一般的に避難所で過ごすのは数日程度ですが、熊本地震や能登半島の地震などの大規模な災害時には、長期間にわたって避難所での生活を強いられることがあります。現在、本町では避難所でのプライベート空間を確保するため、段ボールパーティションや屋内用の簡易テントを避難所や備蓄倉庫に備えています。御提案いただいた段ボール製のインスタントハウスは簡単に設置でき、個室として利用ができるため、発熱者などの避難スペース、乳幼児の授乳室、更衣室などとしても活用できます。避難所の開設期間が長期になる場合は、災害協定を締結している企業に避難所で使用する資材の提供を依頼する予定ですので、インスタントハウスの状況も企業と共有していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今、回答で災害協定している企業に資材提供を依頼する予定とのことですが、人数によりますが、1棟1万円前後の低価格となっています。また、折り畳みですので保管場所も少なくとも済みますので、避難所に1棟を確保することを提案しますが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） お答えいたします。

避難所につきましては、開設の訓練等も実施する予定としておりますので、その際、段ボールのパーティションや簡易のテントの設営訓練のほうも実施します。その際に設営訓練用として、段ボールパーティションにつきましても複数台、1基や2基程度は組立て訓練用で導入できないか、検討のほうを行ってまいります。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 訓練用としても、避難所に一個でもあれば、やはり着替えと、ずっとそこに人が入らなくてもいいんで、そういうプライバシーの確保のためにも最低でも必要ですんで、そんな避難所いっぱいあるわけではないんで、そこはしっかり町長、予算化してよろしくお願ひいたします。

続きまして、防犯についてお伺いいたします。

防犯訓練をしたからといって、実際の不審者とは違うかもしれません。しかし、防犯訓練は技術面と心理面の両方で効果的と考えられます。一度防犯訓練を受けることで、不審者を見たときの心の動揺は全然違うでしょうし、次に何をすべきかということが分かるだけで落ち着いて対応できるのではないのでしょうか。公共施設における防犯訓練はどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

昨年の12月議会で矢野議員の一般質問に答弁しましたように、町立保育所においては年間計画に防犯訓練を位置づけし、不審者の侵入を想定した実践的な模擬訓練や園内研修を行っております。内容といたしましては、危機管理防災課の危機管理監を講師に、各保育士が園児誘導役、連絡役、対応役、監視役及び応援役に分かれて不審者対応の模擬訓練を実施し、訓練終了後には危機管理監から不審者への声かけや、さすまたの使い方など、より具体的な助言や指導を行っております。

各小・中学校においては危機管理マニュアルを作成し、これに基づいて防犯避難訓練を行っています。内容としましては、避難訓練に大津警察署のスクールサポーターに講師を依頼し、教職員が不審者役となり、実際の不審者の動きを想定した模擬訓練を行います。訓練の中で子どもを守る側の教職員は、第1発見者としての対応方法や不審者情報の共有方法、警察への通報などの訓練を行い、不審者の行動を制限しながら児童・生徒を安全に避難させます。訓練後には、スクールサポーターから児童・生徒に向けて講話が行われ、自分を守る対応方法や適切な行動について学びます。また、スクールサポーターからの避難訓練に関する助言を基に危機管理マニュアルの見直しを行うなど改善に努めております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 矢野議員のときには、町立保育園と小学校の取組は私も聞いて知っておりますが、そうしますと、私、公共施設という意味合いで書いたのは、本庁や支所の部分を含んで聞いたところで、そこはいまだまだやられてないということで確認ですが、よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 以前はやっておりまして、ここ数年ちょっとできておりませんが、ここはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） しっかりと、一番、保育園とか小・中学校は門とかがあって、少しは防げるんですが、公共施設は一切防ぐすべがないというところで、その強化が必要かということで、こういう質問をさせていただいております。しっかりと今後は取り組んでもらいたいというふうに思っています。

警察は学校や施設などでは不審者を想定した防犯訓練を行っている情報を見ます。また、文科省のホームページでは、警察署と連携した防犯訓練の取組を紹介しています。学校では校門等で侵入者を防ぐ方法が少しはありますが、公共施設においては出入りが自由なため、不審者に気づきにくい点があります。また、自分たちで不審者を想定した訓練は無理があり、専門の人の手助けが必要と考えています。警察と連携した防犯訓練をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 質問にお答えします。

警察と連携し、万一の事態を想定した防犯訓練をしておくことは重要な取組であると考えております。まず、防犯に対して専門の知識を持つ警察官を講師として職員向けの講話を行うことにより、職員に対する防犯意識の向上が期待できると思っております。また、不審者対応の模擬訓練を実施することで、職員が緊急時に適切に対応できるようになり、職場全体の防犯力が向上すると考えております。令和6年度から、大津警察署の協力を得て、本庁舎及び各町民センター職員を対象とした防犯講話や、不審者対応の模擬訓練を実施できるよう協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） しっかりと取組をお願いしたいと思います。

続きまして、不審者に対応するために、さすまはは庁舎内にあり、それを訓練して、不審者に不審者対応したとしても、壁のないスペースでは制圧が困難、不審者から離れられない、不審者に先端をつかまれてしまうと、かえって危険で、通報から救援が到着するまでの5分から10分間、さすまのみで不審者に対処するのは実質不可能と考えられます。ばね加工された黒い帯状のヘッドが不審者に巻きつき、体を拘束します。従来のさすまとは異なり、拘束後に不審者から離れることができます。女性でも操作可能な、さすまと連動している拘束用具の導入をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現在、役場庁舎内には不審者対応のために、さすまの配備をしております。また、不審者を拘束することができる拘束用具つきのさすまは、不審者対応において有効な機材であると考えております。今後、警察と連携し、訓練などの協議を進める中で、職員が不審者対応を安全かつ効率的に行うため、拘束用具つきのさすまも含めた機材の導入についても検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町としてもこの必要性があるというふうにしっかり捉えられて、検討するという事ですので、これはレンタルや購入もできますので、そういうのも含めてしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、HPVワクチンについてでございます。

HPVワクチンは2010年度から公費助成が始まり、2013年4月から、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に定期接種になりましたが、接種後に体調不良を訴える女子が相次ぎ、それをマスコミが薬害であるかのようにセンセーショナルに報じたことから、国は対象者

に個別にお知らせを送る積極的勧奨を中止、この影響で、80%前後だった接種率は1%未満となり、実質中止状態が長く続きました。令和3年の専門家会議で、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和4年4月から積極的勧奨が本格的に再開いたしました。接種率の推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

HPV、ヒトパピローマウイルスは、性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスで、子宮頸がんをはじめ多くの病気の発生に関わっております。特に、若い女性の子宮頸がん罹患が増えております。

このことから、HPV感染症を防ぐワクチン、HPVワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に、平成25年4月から定期接種が開始されましたが、その後の経緯につきましては先ほど西本議員から説明があったとおりでございます。

御質問の接種率の推移についてお答えいたします。

積極的勧奨が再開された令和4年度のみでの報告となりますが、国が公表しております実施率に基づき算出しましたところ、小学校6年生から高校1年生までの1回目接種については、国の42.2%に対し、町は45.5%、2回目接種につきましては、国の39.4%に対し、町は34.8%、3回目接種につきましては、国の30.2%に対し、町は24.9%となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 国立がん研究センターの出典資料では、国内の子宮頸がんの患者さんは、2019年度ですが、年間1万1,000人程度と報告されています。若い年齢層で子宮頸がんを発症する割合が比較的高く、年代別に見た子宮頸がんを発症する割合は20代から上昇し、40代でピークを迎え、その後徐々に下降していきます。国内において、子宮頸がんによって亡くなる方は年間2,900人程度と報告されています。年代別の死亡率は、30代前半から年代が上がるにつれ高くなっている傾向にあります。

なお、日本では25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによるものです。若い子育て世代の女性に多いことから、マザーキラーとも呼ばれております。そのような観点から、接種率の向上は必要不可欠な取組となります。接種率の向上施策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

HPVワクチン接種は、子宮頸がんの罹患を防ぎ、死亡率を下げる一助となります。接種率の向上のため積極的勧奨再開となった令和4年度は、HPVワクチンの定期予防接種対象者のうち、中学校1年生、高校1年生及びキャッチアップ対象者として接種機会を逃した平成9年

4月2日生まれから、平成19年4月1日生まれの女性全員に対し個別通知を行いました。

なお、令和5年度は、先ほどの対象者に加え高校2年生にも個別通知を行っております。また、予防接種だよりを全世帯に配布し、さらに広報紙、町ホームページへの掲載を行い、接種率の向上のための周知を図っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町のホームページにも掲載ということなのですが、ホームページに掲載する際に、少し分かりやすい何か絵を使ったような形での、誰が見ても必要性があるということが分かるような掲載を今後しっかり検討していただきたいというふうに思っております。

HPVウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、200以上の種類があります。粘膜に感染するHPVのうち、少なくとも15種類が子宮頸がんの患者さんから検出され、高リスク型HPVと呼ばれています。これら高リスクHPVは性行為によって感染しますが、子宮頸がん以外に中咽頭がん、肛門がん、膣がん、外陰がん、陰茎がんなどにも関わっていると考えられています。男性でも中咽頭がん、陰茎がん、肛門がんにはかかります。海外では約40か国で男性接種が公費助成されています。早くから男女公費助成されたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できるとされています。男性のワクチン接種への助成を提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

HPVワクチンの定期予防接種対象者は、先ほど申し上げましたとおり、小学6年生から高校1年生相当までの女子に加え、キャッチアップ対象者となる平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性となっております。

一方で、HPVワクチンの種類である2価、4価、9価の3種類のワクチンのうち、4価ワクチンが男性へ適用が拡大されたことを踏まえ、令和4年8月に国の厚生科学審議会において男性に対しても定期の予防接種として位置づけることの是非について、今後検討を行っていくこととされております。町としましては、男性の定期接種化に関する国の動向を今後も注視してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 男性への有効性もしっかり理解はしていただいております。今、国が検討している状況で、その推移を見守るということですが、吉本町長は給食費の無償化等、国に先駆けてしっかり政策をされているところもでございます。このHPVワクチンについては、必要性は感じていらっしゃるということですので、国の動向もそうですが、町独自としての若い世代に対するリスク軽減という部分では、しっかりとまたこれも検討していただきたいというふうに思っております。

なお、残り時間が3分となりました。私の組立ての部分はずくて、この5番目のグリーン
トランスフォーメーションの取組については、6月にさせていただきたいと思います。関係課
の方には大変申し訳ございませんが、6月度の一般質問とさせていただきます、私の一般質
問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 皆さんこんにちは。議席番号17番坂本秀則です。傍聴者の皆様、本日は大変忙しい中、傍聴いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、1月1日に発災いたしました能登半島大地震において亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私も経験しましたが、復興へはかなりのエネルギーと時間が必要です。復興への道筋、目標が立てばエネルギーも湧いてきます。一日も早く復興への道筋、目標が立ち、安心した生活ができるよう御祈念申し上げます。

さて、今回の質問も私に寄せられました町民の声、要望及び議員活動の中からの質問です。質問事項1、農業の発展と振興について、2、町振興と発展について、3、北小学校、菊陽中学校の今後について、4、障害者に優しいまちづくりについて、5、美しいまちづくりについて、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） まず、質問事項1、農業の発展と振興について、地下水涵養としての主食用米作付水田に対しての補助事業についての質問ですが、この質問は去年6月定例会で質問いたしました。この事業に対して、主食用米作付農家の方々はかなり期待され、また早期の事業実施を熱望されております。主食用米作付拡大及び地下水涵養のためにも、早期の事業開始を願うところです。このような状況を踏まえて、(1)の対象者及び対象圃場の考えを質問します。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

地下水涵養の方法としまして、水稻栽培の推進は最も自然で効果的な方法であると考えております。本町におきましては、水稻の栽培状況や、その汎用性を考慮し、主食用米を推進することを提案し、推進するための組織体制について検討を行っているところでございます。

主食用米推進の方策としまして、1つ目に、現在実施されているウォーターオフセットの取組拡大でございます。この取組は、涵養能力の高い本町と大津町の白川中流域で栽培された米を購入、消費することで、地下水保全につなげるものでございます。

2つ目に、水稻栽培の維持及び新規作付の推進でございます。平成25年産から令和4年産までの10年間の間、この期間で主食用米は169.6ヘクタールの減少、飼料用米、飼料用稲、WCSを含む水稻作による涵養量は、換算ではございますけども、約504.3万トン、約23.4%の減少となっております。この減少に歯止めをかけ、維持、拡大を図るため、既存作付規模内の一部も協力金の対象としたいというふうに考えているところでございます。

また、対象圃場は、大津町を含む白川中流域のかんがい設備を有する水田として、当該水田で栽培される主食用米生産者を対象とします。なお、地下水からの揚水を必要とする圃場につきましては、これ対象外とさせていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ただいま説明にあった既存作付規模内の一部も協力金の対象とするとはどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、説明させていただきます。

熊本県地下水保全条例第33条の規定に基づく地下水の涵養の促進に関する指針が令和5年9月に改正され、10月から適用されています。これにより、地下水採取者の涵養目標が年間採取量の1割に相当する量から地下水採取量に見合う量に改正されましたが、改正前に立地されている企業は、努力義務ではありますが、採取量に見合う量の涵養が求められており、義務ではないが、涵養量を増やしたいという相談が県や地下水財団にあっていると聞いております。そのため、このような企業からの企業協力金を既存の作付規模の維持に充てたいというふうに考えているところでございます。これらの企業の支援が多ければ、現状によっては既存作付規模の全部が対象となることも考えられます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 目的が地下水涵養ならば、主食用米の水田は3か月以上、水を張っていることとなりますので、主食用米の水田全てを対象にすべきではないかと考えますが、そこはいかがですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） あくまでも新規に立地される企業、今後やっぱり立地される企業ということになれば、当然涵養指針にございますように、新たな涵養ということになります。しかしながら、先ほども申しましたように、既存の企業さんは努力義務ではございますけども、新たな今の水道に対しても涵養ができるということでございます。先ほど申しましたよ

うに、既存の企業様から、熊本県並びに地下水財団にこういった涵養をやりたいというふうな相談があつているということでございますので、ぜひこれらの企業の協力をいただきながら、今既存の米に対します対象とさせていただくような方策を今後取り組んでいきたいというふう
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 1点、先ほど説明がありましたが、地下水をくみ上げて作付した主食用米に対しては補助しないということは、開田ですね、鉄砲小路、また井口地区等ありますが、そこに対しては補助しないということですが、ちゃんと区別できるんですか。私はそこも補助するべきだと思うんですが、そこはいかがですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この事業そのものが企業の方々の涵養というのを目的にしているところでございます。新たな涵養ということでございます。ウォーターオフセットにつきましては、既存の米の購入ということで、当然白川中流域における水稻を対象としておりますけれども、そういった意味から、当然原資は企業様からいただくこととなりますので、対象外のものにつきましては、これちょっと厳しいんではないかというふうに考えているところでございます。また、把握につきましては後ほど回答させていただきますけれども、JA出荷分に限りということで対応させていただきたいと思っております。JAにおかれましては、カントリーを含め、個別に出荷が管理できておりますので、こういった部分につきまして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 確認の中の答弁も含まれましたが、それでは確認に移ります。

事業実施時期及び補助金額について質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

本事業は、各農家の皆様に協力をいただくこととしておりまして、補助金ではなく、協力金として取り扱いたいというふうに考えているところでございます。この協力金につきましては、水循環型営農推進協議会が実施する湛水事業との整合を図るため、主食用米栽培の労働時間と、水張りの労働時間との割合や、水張りへの助成金額を考慮し、検討してきたところでございます。先ほど答弁させていただきましたウォーターオフセットの取組と、水稻栽培の維持及び新規作付の推進、ともに1俵、60キロ当たりでございますけれども、5,200円の協力金の交付を考えております。ウォーターオフセットの取組につきましては、主食用米の購入量に1俵、60キロでございますけれども、5,200円を乗じた額を、JA菊池に出荷された全農家に案分
配分することを考えております。

水稻栽培の維持及び新規作付の推進につきましては、間接的ではございますが、5年間の作付契約を結び、収穫、出荷された実績により、1俵、60キロ当たり5,200円の協力金を支払う仕組みとしております。この場合、基準収穫量を1,000平方メートル当たり7俵、水張り期間を90日、減水深を1,000平方メートル当たり日量75ミリとして、涵養量を算出することとしております。また、涵養量を的確に把握するため、主食用米の出荷数量をもって管理することとし、流通管理の厳格化を図るため、JA菊池が集荷したものに限定したいと考えております。また、この協力金の原資としましては、地下水涵養に取り組みます企業において予算化されることとなります。

次に、事業の実施時期につきましてですが、ウォーターオフセットの取組が令和5年産米の購入分から実施する計画で、水稻栽培の維持及び新規作付の推進につきましては、令和7年産米の作付から実施する計画としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 部長、傍聴者もおられますので、ウォーターオフセットを簡単にでいいですけど、説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ウォーターオフセットですけども、単純に言えば、米を企業様を買われます。この買われた米の例えばキロ当たり、これが涵養量を計算しまして、どのくらいの涵養ができるかということ計算していくわけですね。今回の場合は、一応7俵分、1,000平米、1反当たり7俵分の購入をしていただいた場合の計算をしておりますので、大体1,000平米で先ほども申しましたように75ミリで90日間ということになると思います、米を企業様を買っていただいて、消費していただいたときに、その分が涵養としてくると、涵養の量としてカウントできるということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ただいま説明ありましたが、JA出荷の販売された米全部に対して1俵当たり5,200円の協力金を支払うということで、JA以外で販売された米に対しては対象外なのか、それと5年間の作付契約を結んだ農家のみということですが、契約を結んでいない農家に対しては補助しないのか、そこを質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、2つ考え方がございます。米を購入していただく方法、要するにウォーターオフセットの取組が1つ、それともう一つは、契約をしていただいて、新たに水稻を栽培していただく、これが2通りございます。まず、1通りの分ですね。米を購入していただいた分につきましては、こういった形かということ、まず100俵の米を100人の生産者がJAに出荷されたという仮定でございます。50俵の購入が企業様からございました。この

50俵の購入というのは、どなたの米を購入されたか分からないわけです。この50俵の購入された米、これに1俵当たり5,200円でございますので、掛けますと大体26万円になろうかと思えます。26万円の米を100俵の、100名の方に案分して配分するというのが一つの考え方になります。これが米の購入に対する協力金の支払いの方法でございます。

もう一つが、新たに米を作付された場合、これ企業様がいらっしゃいますんで、企業様との契約という形になろうと思えます。これ間接的ではございます。まず、企業様からどのくらいの量が、例えば涵養量が面積換算でオーダーとして出ましたといった場合に、生産者に対して米を植えていただけませんかということで御案内申し上げます。協力していただいた生産者の方々につきましては、もちろん企業の要望以内であれば、全てが1俵当たり5,200円の協力金の対象ということになると思えます。先ほども申しましたように、出荷というのが非常に管理が厳格化されます。ということは、一人一人の生産者の方々の数量確認、確保することが必要になってきますので、全てをJA以外の方々までそこを管理するということはなかなか難しいと。JA菊池さんは全ての農家の対象ということでされていらっしゃいますんで、ぜひ農協のほうに出荷、収集をお願いをしたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 分かりました。次、事業実施時期についてですが、ウオーターオフセットの取組が令和5年産米の購入分から実施する計画で、水稻栽培の維持及び新規作付の推進は、令和7年産米の作付から実施するということですが、このタイムラグはなぜ生じるんですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ウオーターオフセットは既存にもあるやつなんで、この分につきましては米を購入された企業さんに対して涵養のカウントができますということです。ですから、令和5年産の白川中流域で生産された米、これを購入された場合には涵養カウントが当たるといったことではございます。一方で、新規の作付につきましては、これなるべく早い段階でこの制度をつくり上げて組み立てて、普及に当たりたいというふうに思ってたところでございます。しかしながら、ある程度広域的な取組であったということもございまして、本年の1月にある程度の骨格が固まってきたということでございます。

この段階におきまして、やはり飼料用作との、WCSだとか飼料用米の種もみ、種ですね、この注文とか、そういった部分の兼ね合いもございまして、新たな主食用米の米の注文というのが、予約というのがなかなか難しいということで、協議しまして、令和6年産の取組を断念したという経緯がございます。もうちょっと時期が早ければというふうに後悔するところでございますけども、御理解いただきまして、令和7年産からの新規部分につきましては取扱いさせていただきますというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 種もみの注文、また変更が難しいというのは、それ確認したんですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） J Aさんとも協議をしまして、例えばW C Sから主食米に変わる可能性も否めないということですね。種もみを取り扱う注文につきましては、その場合W C Sあるいは飼料用米から主食用米に転換ということになります。その種もみが余ってくるということになるものですから、こういった契約の段階とかそういった部分につきまして、非常にちょっと混乱を招く、厳しいという意見をいただいたというのも事実でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 先ほども申しましたが、主食用米生産農家はこの事業の早期施行実現を熱望されておられます。令和7年産からと言わず、令和6年産からできないか質問します。

それと、これを強く要望して質問しますが、農家でもある町長の見解はどうですか。もう令和6年からしたらどうなんですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

坂本議員がおっしゃるように、農家という私の意見ということですけども、やはり6年からというのが望ましいかと思えますけど、ただ先ほど部長が答弁しましたように、事務的なところ、そしてまた正確にこの事業を実施しなければいけないということを考えますと、やはり令和7年度からというところじゃないと致し方ないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ちょっとくどいようですが、部長、種もみはどうにでもなると思うんですよね。今町長がおっしゃった事務的なこともそれ響いているんですか。どうですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 町長がお答えしたのは、種もみとかそういった部分、J Aの部分の事務を含めてということだと思っております。もちろん事務的な部分につきましては、新たな組織を立ち上げる必要がございます。これは企業様からのお金を1回預かって、それを農家の生産者の方々に配分をするというふうな組織でございます。

ここは、議員御承知と思えますけども、再生協議会というのを御存じだと思います。こういった事務が必要になってくるということですね、再生協議会とは別に新たな組織を立ち上げるということで、一応今の計画では、6月をめどに立ち上げたいなというふうに思っているところでございます。ただ、この組織について、今熊本県広域本部、P Tでも協議をお願いしてい

て、やっぱり県あるいは大津町、そしてJ A菊池、広域的に対応する必要がございますので、こういった組織につきましても、今調整、検討しているという状況でございます、令和6年産の話がございましたけども、御理解をいただきながら、大変申し訳ございませんけども、7年産からの取扱いとして御理解いただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） なぜ6年産からこだわるのかというと、昨年の担い手推進の大会の中で、多分6年産から始めると私は聞いた覚えがあるんですが、間に合わないということは、もう7年産からはこれも確実に事業実施するということでよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 推進大会の中では、令和6年産から実施をしたい、していきたいと、対応していきたいというふうに考えております。ただ、広域的な取組ということをつけ加えさせていただいたかというふうに思うところでございます。当然、今骨格がほぼ固まりつつございます。金額も、先ほど申しましたように1俵当たり5,200円ということで協議済みでございます。こういった部分からして、7年産からきっちりと進めさせていただきたいというふうに思うところでございます。どうか御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） それでは、7年産からは必ず実施するというので、次に移ります。

質問事項2の町振興と発展について、菊陽町都市計画マスタープランの大幅見直しについては、過去3回、私一般質問いたしまして、大幅見直しが決定したわけですが、今の町の状況からすれば早期の見直しとマスタープランの作成が不可欠です。特に、J A S M周辺の土地に関しては、大規模な畑、山林等の売買の仮契約を結ぶ不動産会社も現れております。現に仮契約を結んでおられる地権者も多数おられる状況です。このような状況の中での(1)の現時点での進捗状況を質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問の菊陽町都市計画マスタープランの見直しの進捗についてお答えいたします。

町では、T S M Cの進出決定後の町を取り巻く情勢の変化、具体的には、道路、下水道など大規模なインフラ整備の決定や産業用地、住宅用地の不足など土地需要の動向、守るべき農地などを計画的に反映するため、令和6年度中の改定を目指し、住民意向調査、町民アンケートを進めているところです。

町民アンケートの対象は、無作為抽出による4,500人、調査期間は、アンケート用紙を3月1日に発送しており、回答期限を3月29日までとしております。また、今回は紙のアンケートに加え、インターネットでの回答も選択できるように、回答しやすいほうを選んでいただける

ようにしています。年度内には回収を終え、その後、詳細な分析を行っていく予定としております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ちょっと副町長に聞きたいんですが、町民アンケートで無作為に4,500人へのアンケートが、これ必要なのか、この都市計画マスタープランの大幅見直しについて、それとこのアンケート結果がどのようにマスタープランに反映されていくのか、これ県でもこういう手法を取られるのか、もちろんパブリックコメントを求めるのはいいことなんですが、これがマスタープランの大幅見直しにどう反映していくのか、ちょっと不思議でたまらんですけど、その辺どうですか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） ただいまの住民アンケートについての必要性についてのお尋ねだったかと思いますが、これについては例えば総合計画、県のほうで計画をつくったりとか町で計画をつくる場合、いろんな計画をつくる中においては、やっぱり50年、100年後のいろんな計画の道筋になりますので、いろんな方から多く意見を聞くというのは、現段階の現状の流れでいくと、妥当なものであろうかと思えます。したがって、今回のマスタープランについても、大きく変容しております菊陽町の流れの中において、いろんな世代の人から意見を聞くというのは大事なことだと思います。ただ、この意見がどのような形に反映されていくのかというのは、そういった意見をいろんな委員会のほうに持ち上げて、それを最終的な計画案になっていくんだろうと思えますので、具体的にこの意見が、どの部分がどう反映されるのかというところについては、現段階では今後の委員会とか協議状況を踏まえて明確になっていくものだと思いますので、このアンケートとしては必要だろうと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） この無作為の4,500人の抽出、これどうやってやったのか、質問します。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 御質問にお答えします。

町民の中からの無作為抽出ということですので、住民基本の登録の中から機械的にと言うと、ちょっと言い方は悪いですが、無作為に名簿を作成して、発送させていただいているという状況になります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 既存の我々の農村地帯といいますか、まだ山林、畑があるほうと都市部ですね、そういうのはもう関係なく選んだわけですか。何かそうなったら偏りが生じるんじ

やないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

今御質問の観点からしますと、校區別計画等をつくっていることもあり、その校区のバランス、地区のバランスというのは配慮して抽出をしているところです。そこは説明不足になります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからもお答えさせていただきますと、単純な無作為抽出ではなくて、当然南小の問題だとか、北小校区の問題、人口がもともと分母が違いますので、そこはその地区に均等にアンケート用紙が届くような形を取っております。

それと、もう一つが、先ほど副町長も申し上げましたけれども、やはり50年後、100年後を見据えるに当たりまして、今回はアンケートの対象者を、前は18歳以上、今回は高校生以上ということで、その範囲も広げているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 無作為抽出は問題ないということでもいいですね。ちゃんとバランス取れてるのかも心配でなんですけど、そういうことでしたら安心してよろしいですかね。

じゃあ、次(2)の原水、久保田、白水台地の農地基盤整備以外の農地や山林等の土地有効利用を積極的に活用すべきではないかについての質問ですが、この質問に関しては私に寄せられた声として、久保田、白水地区の方々から、原水もんはよかろう、工場ができて、公共施設も建設され、おまけに新駅はでき、市街化区域に編入され、原水ばかり発展するじゃないか、少しは我々にも目を向けろと届いております。先ほど西本議員の質問で、久保田台地の開発も質問されましたが、そういう声を踏まえて(2)の質問をいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

町内の土地の有効利用については、都市計画マスタープランの見直しの中で積極的に活用すべき土地と、優良農地など守るべき土地のバランスについて検討を進めます。現在の都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念として人と自然が共存する、快適で安心な都市をつくることを掲げており、この理念の根底にある考え方は、今回の見直しにおいても大きく変わるものではないと考えております。一方で、御承知のとおり、町を取り巻く状況は大きく変化しており、どうすれば町内の限られた土地を有効利用できるか、エリアの発展につながるかという議論は大変重要だと考えております。

また、理念は変わらないと申し上げましたが、都市づくりに関する施策の優先順位やスピード感については、変わる部分、再検討が必要な部分もあると思います。今後、策定する総合計

画に掲げる事業、そして町長の政策提言にある事業の中で何を優先すべきか、どのくらいのスピード感が必要かということについては、今回の見直しの中で改めて整理してまいります。

繰り返しになりますが、議員御質問の土地の有効利用、土地利用のバランスをどうすべきかについては、町が置かれている状況を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しの中で検討を進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ただいまの答弁の中でありました、町長の政策提言にある、何を優先すべきかとありました。これ町長ということですか。町長が考える優先すべきものは何なのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えをいたします。

何を優先すべきかということは、やはり坂本議員が冒頭おっしゃいました住民の声だというふうには思います。区画整理事業も最初の区画整理事業が始まって約50年が菊陽町はたったと思います。50年先を、100年後を見据えて今度の都市計画マスタープランを策定をしますけども、やはり一遍にこの問題の解消が進むというのは物理的に考えても非常に厳しいということでございます。最初に区画整理が終わって、そしてまたその後に、いろんなところで冒頭坂本議員がおっしゃったように、あんたんとはよかなとか、そういった声が当然出てきたと思います。そういったことを踏まえて、第2期、第3期という区画整理事業が進んでいくわけでございますので、やはりこれは先ほども申しましたけども、すぐにはなかなか事業主体としては厳しいとは思いますが、やはり住民の方々のお話をしっかりと聞いて、進めるべきところは早めに進まなければいけないというふうには思っているところでもございます。そのための今回のこの都市計画マスタープランの見直しということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 住民の声をしっかりと聞いて、作成に活かしていくということです。町全体が均衡あるバランスの取れた土地利用がなされる都市計画マスタープランの作成を願い、次の(3)の今後のタイムスケジュールについて質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

今後のタイムスケジュール、アンケート以降のタイムスケジュールとしまして、令和6年度には学識経験者など外部の委員で構成する菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会を3回程度実施し、見直しの案を策定した上で、年度末までには町の都市計画審議会にお諮りして決定したいと考えております。策定委員会の初回は、現在のところ5月から6月を予定しております。

す。

なお、今回の都市計画マスタープランの見直しは第7期総合計画の策定、地域公共交通計画の策定と同時期に行うものです。今後、まちづくりを進める上で上位計画である総合計画はもちろん、地域公共交通計画も含めた3つの計画の連携が取れていることが特に重要だと考えております。

また、町や周辺の地域では、現在もインフラ整備や企業進出に関する新たな動きが続いており、可能な限りそれらを計画に取り込むという視点も重要です。あわせて、現在熊本県において熊本県都市計画区域マスタープランの見直しが進められております。この区域マスタープランは、町マスタープランの上位計画となるため、2つのマスタープランの策定が並行して進み、しっかりと整合することで、町の構想の実現性が高まり、結果として都市圏全体の発展に貢献することができるという考えの下、検討を進めます。そうした視点での検討も今回の見直しに当たっての重要なポイントの一つだと考えております。

以上のように、関連する計画との連携、スケジュールの調整も図りながら、都市計画マスタープランの改定を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今説明がありました熊本県都市計画区域マスタープランと並行して行う必要があるということですが、こちらの作成、完成してから町のマスタープランを完成させるということですか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えします。

今御説明させていただきましたとおり、上位計画としては区域マスタープランとなりますが、実際のスケジュールは並行して進んでおります。上位計画に従う必要がありますが、一方で町の施策を取り込んでいただくという視点も必要かと思われま。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町民の声ないし今置かれてる菊陽の状況を踏まえて、町が県に要望したのを熊本県都市計画区域マスタープランに盛り込んでもらうということなんですかね。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 今言っていたような意味合いもあると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 逆にですよ、県がこうなさいということもあるわけですか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 御質問にお答えします。

上位計画ということで、広域の他市町を含む都市計画区域のマスタープランになります。県のほうの全体を調整する立場で、やはり一定のバランスというのはあると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 一定のバランスじゃなくて、県からこうなさいということもあるんですか。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 分かりづらく申し訳ありません。そういう場合もあると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 先ほども申しましたが、民間の不動産及びディベロッパー関連の方々の動きは活発です。菊陽町内に立地したい企業もたくさんおられるとのこと。今後、不交付団体になる菊陽町ですが、町全体のバランスの取れた土地利用計画を作成し、一円でも多く稼いで町振興と発展につながるよう期待して、次の質問に移ります。

質問事項3、北小学校、菊陽中学校の今後について、今後予想される急激な児童・生徒数増加に対して受入れ体制（教室・体育館・運動場・駐車場等）の構想について具体的な説明を求めます。まずは北小学校からお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

校区内の宅地開発が進んだことによる急激な児童数の増加に対応するために、令和3年度に普通教室10教室の校舎増築を行い、本年度からは1,200食に対応した給食室を使用しております。今後も児童数は増加すると予測しておりまして、令和10年度には普通教室2室の不足が見込まれます。

また、教室不足の問題だけにとどまらず、体育館及び運動場につきましても手狭になることが想定されており、教育委員会としましては、教育環境の改善と長期を見据えた児童の受入れを確実にするため、本年度策定した基本構想において、複数の配置計画案として検討している状況です。来年度はさらに配置計画案の精査を行った上で、基本構想の練り直しを行い、増築の方向性を決定し、令和7年度に設計、令和8年度に工事着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 北小学校に関しては、学校全体を町道古閑原上堀川線南側の水田に移すとのうわさも耳にしましたが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

北小の複数案につきましては、3つの視点から複数案を整理しております。

1つ目は、学校敷地内で校舎を中層化で建築、あわせて体育館等を整備する案でございます。

2つ目は、学校敷地内とふれあいの森公園の敷地を部分的に活用し、校舎を中層化で建築、あわせて体育館等を整備する案でございます。

それと3つ目に、学校敷地内に校舎と体育館などを建築し、学校敷地外の南側農地に新たな運動場を整備する案で、ただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 部長の答弁では、令和7年度に設計、令和8年度に工事着工ということとは、令和6年度にはもう今の構想のどれかで事業展開するということになりますが、その決定時期はいつ頃になりますか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 決定につきましては、先ほど部長のほうで話しました令和7年度には設計のほうに入っていきたいというふうに考えておりますので、令和6年度中には決定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） そこで、先ほどもアンケート、マスタープランではアンケートを取るということですが、地元の声、要望、パブリックコメントとか求めるんですか。地元の皆さんの要望等も取り入れたほうがいいと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 地元の声も当然ですけど、まずもって、私どもが今考えている配置の中で、まず一回学校に下ろして、先生方の意見をまず先に聞くのが一番かなというふうに思っています。その後あらかたの、ある程度の絵ができましたら、当然PTAにもしかり、地元のほうにも下ろしていければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 学校に下ろして学校と協議して、あらかたのことを決めてからパブリックコメントを求めるというのはもう決まったの、これでいきますよという感じになるんじゃないか、その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 基本的には、まず子どもたちの教育環境の改善がまず1つですね。その中で実際子どもたちがいる中での工事を進めていかなければなりませんので、まずは

一番最初に学校と安全上の部分ですね、学校を運営していく中での、子どもたちの安全性とか、その辺をまず一番先に共有しながら、どういうふうに進めていくのかというのがまず一番大事になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） どういうふうにするかの決定時に、やっぱり地元の声も聞いて、少しは、少しはというか、それも反映できるような形にできますか、教育長。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、議員指摘のことがございましたので、今のタイムスケジュールからいきますと、令和10年度には教室が2室不足します。さらには、体育館、運動場等の老朽化、また非常に狭くなっている部分もございますので、令和6年度中、来年度中にはそういう決定をしていかなくちゃいけませんので、今の点も、議員指摘の点もいま一度私たち教育委員会で持ち帰りまして、検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 分かりました。

次に、菊陽中学校について質問します。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 令和2年度時点での生徒数の推移予測によりまして、令和9年度までに4教室の不足が見込まれておりましたので、令和3年度に4教室分の仮設校舎を整備しております。令和5年度に見直しを行った生徒数の推移予測では、令和10年度には仮設校舎を含め満室となり、令和11年度には教室不足が見込まれておりますので、来年度校舎増築の基本設計に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ということは、校舎内で、今の敷地内で増築を考えているということは、今仮設が建って運動場が狭くなってきて、その上にまた新しい新校舎が建つということならば、ますます運動場が狭くなると思うんですね。菊陽中学校といたら、もうスポーツが盛んな中学校です。その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 菊陽中学校につきましては、本年度基本構想の策定が終わりまして、来年度で基本設計のほうに進んでいきたいというふうに思っております。

基本設計につきましては、今現在学校敷地内の中で校舎の増築をやっているというような中で、一応運動場の北側に新たに校舎を中層化で建築する案を軸として、今後基本設計の中で実施設計に向けた中で、校舎の構造計画及び校舎の平面計画、生徒及び先生の動線計画、その他

複数年かけての工事進捗を図る必要がありますので、工事手順としての実効性及び工事期間中の安全確保など、学校運営に支障とならないような工事計画について学校と一緒に検討した上で、概略の設計を行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 運動場北側といったら、今野球のバックネットがありますよね。あの辺になって校舎が建つなら、運動場がかなり狭くなると思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 今現在の配置計画案としましては、運動場が確かに狭くなります。狭くなる分は、今既存のテニスコートのほうを動かして、運動場の面積は今ある面積以上に確保したいというような計画で今持っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） じゃあ運動場が狭くなるのは、テニスコートを潰して広くするので問題ないということよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいまのところはそういう形で、今後来年度の基本設計の中で、その辺を踏まえた中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今後不備のない対応を願い、次の質問に移ります。

質問事項4、障害者に優しいまちづくりについて……。

○議長（福島知雄さん） 執行部、雑談やめてください。どうぞ。

○17番（坂本秀則さん） まちづくりについて、障害のある小・中学校児童・生徒に、障害に適應するタブレット端末かパソコンを配布すべきではないかの質問ですが、この質問は障害のある子どもの支援をされている方からの要望で、障害のある子どもの方々はその状態も変化し、その状態に合うソフト及び機器が必要になるということで、適時適切な対応を懇願されております。

そこで、今の状況と今後の対応について質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

菊陽町では、国が推進するGIGAスクール構想と、これからの高度情報化社会を見据えまして、児童・生徒の情報活用能力をさらに育成するため、令和2年度に児童・生徒1人1台タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークとを一体的に整備してまいりました。整備した

タブレット端末は、画面をタッチすることで操作ができるタッチパネルを採用しております。画面を拡大できるピンチ機能や、タブレット画面とキーボードが脱着できるデタッチャブル方式などが備わっております。

現在、児童・生徒の障害に応じて、音声を文字に変換する文字起こしソフトや、文字を読み上げる文字読み上げソフトなど必要なソフトを整備し、対応しております。具体的な合理的配慮といたしまして、文字起こしソフトは、聴覚に障害のある児童に伝えたい言葉を字幕表示で伝えることができます。また、文字読み上げソフトは、視覚に障害のある児童に向けた文章を音声で読み上げることで、文章や言葉を伝えることができ、学校生活の様々な場面で活用しております。

今後につきましても、児童・生徒の各障害に応じて、さらに合理的配慮が必要な場合は、児童・生徒が困ることがないように、必要なソフトや機器を整備するなど、個別に状況を把握し、柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長の施政方針の6ページに、障害者が人権を尊重され、個性を生かしつつ、社会の一員としてふさわしい自立した生活を送るための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう障害者福祉の充実に努めてまいりますとあります。今、部長が柔軟に今後対応していくということで、それを願い、きめ細やかな対応を願ひまして、この質問に関しては終わりにします。

次の質問に移ります。

質問事項5、美しいまちづくりについて、町道等の町所有ののり面について、この質問をする経緯ですが、JASMが本格操業も間近に迫り、菊陽町を訪れる方々はますます増えると思われれます。その中、町道沿いののり面が雑草、雑木で生い茂っていたら、景観を損ない、不快に思われれます。それ以上に、町道を走る車や自転車、歩行者の事故が懸念されるところです。町全体の景観維持のためにも交通安全のためにも、町道沿いののり面の除草管理は不可欠です。

そこで、時間もありますので、1から3の質問をしますが、時間を見ながら、答弁1の町が除草作業するのり面としないのり面の差は何かについて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

基本的に、町の所有であれば管理する必要があるため、町により除草作業を行うのり面は、町の所有かどうかによって判断しております。しかしながら、現状としましては、町で管理すべき町道沿いの全てののり面に対応はできておりません。交通量の多い幹線道路沿いののり面については、年間を通して年2回から3回の除草作業を委託しているところですが、それ以外ののり面については、道路パトロールや町民の皆様からの連絡により、その都度対応している

ところですが。その中で、農地に隣接するのり面については、農業者で行われているところもございませう。このことについては以前から地区の皆様が続けられており、大変ありがたく思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ちょっとまとめて質問しますが、まずは基本的に町は町所有の町道沿いののり面を把握しているのかですね。それと、交通量の多い幹線道路とは何か基準があるのか。例えば幅員なのか交通量の調査の結果なのかと、もう一点が道路パトロールで、パトロール隊員が町所有ののり面箇所を把握しているのか、その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えします。

まず、全ての町道ののり面の把握ができていますのかというような御質問ですけれども、町のほうでは、町道には台帳のほうを設けておりまして、そちらのほうで確認が取れますので、把握できているところでございます。

次に、管理をする路線についての基準ということですが、実際交通量なのかということもございますけれども、町のほうとしては、幹線である道路、幹線につながる道路、そういったところを全体的に見て必要なところで、年間委託を行っているところでございます。

それから、道路パトロールによる把握ができていますのかというような御質問だと思いますけれども、道路パトロールの方には、町道のみならず、除草が必要な箇所、生い茂っているところ等については、漏らさず御報告をいただいております、その報告を基に建設課のほうで、町道かどうか、そのあたりを見極めて対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 時間もあと3分です。もう読み上げませんので、(2)と(3)の答弁、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） じゃあ、②からお答えいたします。

町道沿いの町が所有するのり面の除草は、維持管理のために不可欠だと考えております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、全てののり面に対応はできておらず、委託により年間管理する路線以外は、その都度対応しているところでございます。町では対策として、昨年度から町道沿いののり面について、張りコンクリートでの防草対策工事を始めたところです。この対策を推進することにより、除草作業の必要がなくなるのり面を増やし、町道の適切な維持管理につなげていきたいと考えております。

続けて、③番を答弁いたします。

町から地区に町道沿いののり面の除草作業をお願いするならば、当然、当該業務に伴う委託契

約は必要であると考えております。町から正式に委託という形で業務をお願いした場合、供用中である道路沿いの作業となるため、作業中の事故や、作業により損害が発生した際の補償の問題等、様々な課題があると認識しております。さらに、作業に当たっては、警察署への道路使用申請の手続等も必要になり、地区の負担も大きいのではと推察するところです。

そして、やはり町が所有するのり面の維持管理は、町で行うことが基本であります。これらのことから、地区への除草作業を委託することは今のところ考えておりません。しかしながら、現状として、地区の農業者等で除草作業を行っておられることも町も把握しております。今後、各地区の取組状況や他の自治体の事例を調査し、地区の皆様とこの件については協議してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今の答弁では、雑草とか雑木が伸びたら対応するというのですが、これ苦情があったらそれに対応して除草作業するように聞こえました。

それと、のり面のコンクリート張りですが、これかなりの予算と、全てののり面をこれするには相当な時間を要すると思うんですね。今部長が答弁にあったとおり、農家や町民の方で除草作業している方もおられますので、これ町民の力を借りて何か新たなシステムというか、そういうのが構築する必要があると思います。町長そこイエスか、あると思います。どうですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。あと5秒です。

○町長（吉本孝寿さん） しっかりと検討してまいります。

以上です。

○17番（坂本秀則さん） すみません。傍聴ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さんの一般質問を終わります。

これで昼食休憩とします。

午後は13時10分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 皆様こんにちは。議席番号6番矢野厚子です。本日はお忙しい中、傍聴においていただいた皆様、ありがとうございます。

まず、1月1日に起きた能登の震災により亡くなられた方、被害に遭われた方にお悔やみと

お見舞いを申し上げます。能登の方々は、丸2か月が過ぎてもまだ先の見えない生活を送っています。熊本は丸7年が過ぎ、菊陽は特にTSMCの進出などにより、当時は考えられなかったような町になりつつあります。能登もきっと大悪起きれば大善来ると乗り越えられると信じています。

今回は、TSMC進出によって大きな影響を受けている原水地区全体の開発について質問をいたします。

質問は、質問席で行います。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） では、1番ですね、今後人口の急増が考えられる北小学校校区についてお尋ねします。

数年前には10教室を増築して一安心したところですが、宅地造成が進み、私の地元の新町区も7年前に分区しましたが、その後40軒ほど戸建てが増え、さらに14件の分譲が予定されています。

また、きくよう広報の2月号に、未来を見据えたまちづくりを進めていますとの記事があり、図書館付近から原水駅周辺までの市街化整備予定地の図が掲載されています。市街地とは家屋、商業施設や商店街が密集した土地や区画を指す言葉ですが、家屋の増加に伴う子どもの増加についてはどのように予想していますか。

そこで、お尋ねします。

北小学校について、今の場所にさらに増築するのか、新規に開校するのか、校区割りの変更をするのか、方針を聞かせてください。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

坂本議員の御質問にお答えいたしましたとおり、菊陽北小学校は今後も児童の増加が続くと予測しておりまして、来年度はさらに配置計画案の精査を行った上で、基本構想の練り直しを行いたいと考えております。

新規に開校を考えるのか、校区割りの変更をするのかについての御質問につきましても、西本議員の御質問にお答えいたしましたとおり、新駅整備や（仮称）原水駅周辺土地地区画整理事業の進捗状況、その他の民間開発などの動向も踏まえまして、その状況に応じて既存学校での増築と新設学校の設置について比較検討を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 北小学校は近年増築したばかりです。しかし、町の急激な変化のスピードは予想を超えていて、担当課としては本当に難しい課題です。来年度は配置計画案の精査を行い、基本構想の練り直しを行うとのことですが、午前中の坂本議員の一般質問に、令和10年に2教室の増築をという回答がありました。図書館付近にできる新駅は、令和9年度の開業を

目指すと広報には書いてあります。この駅を拠点に市街地整備を進めると書いてあります。3年はあつという間です。

一方、学校建設は土地の取得問題も含めて、予算もかなりかかります。2教室の対応では間に合うのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 令和10年度に、まず2教室の不足が今現在見込まれているという状況で、2教室だけ増築するような話ではございませんで、御了承をお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 2教室が足りないということで、さっき北小の南側の農地の話も出ておりましたけども、その辺はどのようになっておりますか。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 先ほど坂本議員の質問のほうでお答えいたしましたけれども、北小学校につきましては、3つの視点から複数案を整理している状況です。その中で、学校の既存の運動場に校舎などを建設し、運動場は学校南側の農地に新設する案がございます。しかし、南側につきましては、民間事業者の方が用地取得に動かされており、その買収単価は非常に高額です。そのため、公共事業による用地の取得は大変困難だと今考えております。

その中で、来年度配置計画を精査するという練り直しを行いますということですが、学校北側のふれあいの森公園を活用する案を新たに加えた中で、教育環境及び整備期間、経済性などを総合的に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に土地の価格が高騰して大変だと思います。本当に取得すること自体が困難で、もういろんなことを考えていかなければならないと思いますが、町長、一言お願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 矢野議員の質問にお答えします。

やはりいろんな問題、課題があるというふうに認識をしております。学校の建設というのは、やはり町としても非常に喜ばしいことでございますので、住民の皆様、特に地域の皆様、子どもさん方、多くの方々から喜んでいただけるような学校づくりというのを準備の段階から進めていく必要があるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に、住宅の増加は原水地区だけではなく、西小学校近辺にも増加する話もちょっと聞いております。私は個人的には子どもたちの通学距離を考えるなら、北小学

校と西小学校の間に1つ学校ができるのも一つの案かなというふうに個人的には思っております。

では、次の2番の北部町民センター建設計画についてお尋ねいたします。

北部町民センターについては、第6期菊陽町総合計画の中で、地域住民の交流をさらに深めるため、軽運動室やステージを備えた施設整備の構想を行うとあります。現在、戸建ての住宅の増加が進んでいる地域に見合った町民センターがありません。ふれあいの森は研修センターです。その上、坂にあり、駐車場はというと、数台分は建物の近くにありますが、メインの駐車場は雨の日には水がたまる坂の下にあります。地域の大きなイベントであるさくら祭りに参加して地域交流したいと思っても、高齢者にはとても利用しづらい場所にあります。

また、町外、県外からの転入者が一日も早く地域になれ親しむ場所として、町民センターは必要であると思います。今、子ども会や老人会は役員の成り手がなくて、会が存続できなくなっています。このような事情を考慮するならば、早急に北部町民センターが必要だと思いますが、町はどう考えますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

北部町民センターの建設につきましては、昨年4月、町長の指示により副町長をトップとした庁内の関係部課長が集まり、中・長期財政収支の見通しも踏まえながら、令和6年度以降の人口増加や施設老朽化に対応するための公共施設の整備など、ハード、ソフト面に対する投資的経費の方向性について検討しているところでございます。

その検討の中において、菊陽空港線延伸道路事業、JR新駅の設置、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業、菊陽北小学校と菊陽中学校の増築、老朽化した保育所の整備、町営中代団地の改修など優先すべき施策がございましたので、本町としましては令和6年度に新たに策定します第7期菊陽町総合計画を策定していく中で、北部町民センターの在り方等について引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 町としては北部町民センターというのは優先順位が低かったということですか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 低かったというよりも、中期財政収支の見通し、そのあたりを踏まえた上で、総合計画に第6期の構想にいろいろ掲げています事業が幾つもありますけれども、そういう中で、優先度と言ってはなんですけれども、それと社会の状況の動きを勘案しながら、どういった事業をどう進めていくかということを検討してまいってきております。この北部町民センターについては、第6期の、先ほど申されましたとおり、計画の中に構想をしていくということで掲げておりますので、今度新たに第7期の総合計画を策定しますので、その中

でどういった位置づけにしていくかということを検討してまいるといことでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） ふれあいの森は8年前の震災のときも避難所として使われたんですけど、大変狭くて、一旦あそこに行ったのに、近いから行ったのに、わざわざ遠くに行ったという方もいらっしゃいました。もうあの日からさらに人口は増えています。また、現在は原水駅を利用して、JAS Mや関連企業に通う人が増える中、帰宅困難者が行き場を失うことも想像されます。

災害は地震だけではなくありません。平成3年の台風19号は今も忘れません。熊本中を風が吹き荒れ、枝や瓦が吹き飛び、タクシーも配車を断る強風で杉並木は倒れ、電柱も何本も倒れました。会社から帰ることが困難でした。平成24年の豪雨も忘れられません。大雨で道路が寸断されました。災害はいろんな形で発生します。

2021年に出された菊陽町都市計画マスタープランでは、菊陽町の日中と夜間の人口の差が書かれていて、昼が4万180人、夜が4万984人と、ほぼ同じとなっています。最新の数も町は把握していると思いますが、昼間の人口はますます増加していると思います。今回ここは通告していませんので、細かい数字はお聞きしません。しかし、しっかりと把握するべきだと思います。そして、このような事情を配慮するなら、工業団地の企業としっかりと話し合い、早急に北部町民センターの計画を進めることを提案して、この質問を終わります。

続いて、3のみどり保育園の今後の運用計画についてお尋ねします。

平成29年に町立保育園は、みどり園となかよし園を残して民営化となりました。その当時、残した2園は、民間の保育園にはできないことや、民間の保育園のよきモデルとなるような園にしたいとお話を聞いた気がします。当時、区長として保育園の先生たちを含めた説明会に参加して、それぞれに特徴や個性のある私立の保育園ができたほうが、競い合っって子どもに応じた教育を選べると民営化に賛成の発言をしました。

そこで、改めて町立の保育園としての役割をどう考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

町では、これまで保育所運営検討委員会や公立保育所民営化検討委員会において、今後の町立保育所の在り方の議論が重ねられ、平成29年3月策定の菊陽町公立保育所民営化計画において、5園の民営化後も町立保育所として存続する、なかよし園及びみどり園を町の子育て支援の拠点として、町立保育所として担うべき役割と機能が示されたところであります。

その役割と機能の1つ目には、多様な保育ニーズへの対応として、子どもが主体性、集中力、個性を尊重する心を育てるため、様々な活動スペースを保育室内に用意し、子ども自身が活動を選んで遊ぶ時間を保障する特色ある保育を実施しています。

2つ目には、公立としての取組の継承として、国が定める保育所保育指針の目標の一つであ

る人権を大切に作る心の育成に重点を置き、それぞれ町立保育所に家庭支援推進保育士を1名配置し、保護者と子どもへの支援や、研修会及び学習会の計画と実施など、園、家庭及び地域のパイプ役を担い、15年の育ちを保障するため、学校の人権教育と連携した人権保育に積極的に取り組んでおります。

また、令和2年3月策定の菊陽町町立保育所基本計画においては、これまで実践している町立保育所の機能に新たな機能を追加し、地域に密着した子育て支援拠点として運営を行うこととしており、その実現に向けて、関係機関のネットワークを生かし、年長児が入学予定の小学校に集まり、就学への不安を和らげるため、園児がお互いに交流する校区别保育園交流会を今年度からは私立保育所にも参加を呼びかけるなど、様々な活動に取り組んでおります。

さらに、今後は原水駅周辺の市街地整備も予定され、将来的な定住人口及び流入人口の増加が見込まれる地区に位置するみどり園は、町の子育て支援の拠点を担える保育所として重要であると考えており、公立としての使命を果たし、子どもたちが安心して保育を受けられる環境を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今の回答で、人権を大切に作る心の育成とありましたけれども、これは具体的にはどのような方法ですか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

今、部長のほうで答弁したとおり、重なることになりすけども、国が示しているいわゆる人権教育というのを町は以前から非常に重要視をしておりますので、子どもの主体性、子ども自身の意思を尊重して保育をしているところでございます。それに向けて家庭支援推進保育士を加配して、そのあたりも子どもだけじゃなくて、家庭のほうにも支援が行けるような体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） もう一回お尋ねしますけども、子どもの人権を大切に作る心を育てるということですか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） はい、そのとおりでございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 令和2年に第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度までとして出されています。その中には、町立としての2園の役割は書いてありません。ほかの保育園と同じ役割は書いてあります。今の説明からすると、私の勉強不足だったところもあるようですが、みどり園には隣に大原神社があり、茅の輪くぐりにも子どもたちが参加し、地域に

密着して伝統を学べる場所にあります。

今年の住みたい町として急上昇した大宮がテレビで紹介されていました。その要因に交通の利便性もありましたが、自然環境が豊かで、子どもたちを遊ばされるという環境があるということが若い親の発言にありました。そういう意味では、みどり園は理想の保育園だと思います。また、せっかく経験豊かな先生が頑張っている町立保育園です。しっかりと先生たちを活用して、園をますます活性化すべきだと思います。

また、第2期計画を策定したときには想像していなかった町の大きな変化があります。第3期計画の策定の準備もそろそろだと思います。しっかりと町立保育園と民間保育園の役割の違いを盛り込んでいただくように提案いたします。

続いて、2の海外をルーツとする子どもたちの受入れをどう考えるかについてお尋ねします。

TSMCの進出に伴い、今後も多くの海外をルーツとする子どもたちが増加すると考えられます。熊本市のインターナショナルスクールの送迎バスが町内にも走っていると聞きますが、町内の私立の保育園には台湾からの子どもがいると聞いています。町立の場合には、入園の希望があった場合には何か配慮とかするのかわかりませんが、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） すみません。今の質問は2番の質問ということでよろしいでしょうか。

（6番矢野厚子さん「はい、すみません」の声あり）

海外をルーツとする子どもたちの受入れをどう考えるかという御質問にお答えいたします。

現在、みどり園では外国にルーツを持つ家庭の子どもを受け入れております。さきの質問で触れました菊陽町町立保育所基本計画においても、特に配慮を要する子どもの保育や、その家庭の支援の充実のため、外国にルーツを持つ児童の支援強化を位置づけております。

本町では、菊陽町帰国外国人教育推進部会の組織を設け、町行政や学校教育機関と町立保育所などが連携を密にし、外国にルーツを持つ家庭の把握に努め、様々な活動支援を行っており、特に日本語指導等が必要な場合は、NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもとに委託し、日本語レベルチェックや日本語初期指導の支援を行っております。

さらに、みどり園では受け入れた児童が在籍する国の絵本を園内で紹介し、日本語に訳したものを保育士が児童に読み聞かせをしたり、その国の歌をみんなで歌ったり、保育参観などの行事の際には、その歌を発表するなどの取組を行っております。今後も引き続き、児童が安心して園で生活できるよう受入れ体制を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） いろいろな努力をされている様子は分かりました。絵本は文字数も少なく、子どもにも違和感なく受け入れられると思います。

回答の中で、菊陽町帰国外国人教育推進部会の組織を設けてあるとありましたが、メンバーとか推進部会の開催の頻度を教えてください。

あと、部会の結果、具体的な支援があれば教えてください。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

今部長が答弁しました帰国外国人のこの部会というのが、菊陽町の教育委員会のほうと、町の人権教育・啓発課のほうも兼ねて、以前からこういった組織を設けておりますので、主にメインは学校の、会長さんが校長先生だったと思いますけども、学校の先生と、主に保育所、町立保育所の保育士、そして教育委員会の事務局の職員、そして町の子育て支援課の職員と、町の人権教育・啓発課の事務局職員の構成に基づいて、年に、回数までちょっとこの場では申し上げられませんが、定期的に会のほうを運営しているというのをお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 課長も詳しくは分かっているんじゃないですね、今の答えからすると。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

私自身が直接入って活動を見たところではございませんけども、今申し上げたとおり、担当の職員のほうは一応入られて、いろんな外国にルーツを持つ御家庭の把握に努めて、そのあたりの支援体制を考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） じゃあ、この場にいる執行部の方でこの会に出席された方はいらっしゃらないということですか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

もともと人権推進協議会というのが菊陽町にありまして、その中にこれまで人権教育部会、それから就学前の学校人権教育部会、そして進路保障部会という部会がずっとありました。それで、2003年ぐらいからですか、帰国外国人教育部会というのが設立されまして、そしてその当時は中国残留日本人孤児の子どもたち、2世、3世の子どもたちを中心にしっかり中国の子どもたちをサポートするような形で発足しました。

そういう中で、武蔵ヶ丘小・中学校校区を中心に進められてきたんですけども、菊陽町、先ほどもおっしゃられたように、いろんなところから外国にルーツを持つ子どもたちが増えてこられまして、それぞれの小・中学校、それから保育園とかにも関係あるようなところから、しっかり子どもたちをつなごうということで、この取組を進められている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） じゃあ、これからますますいろんな国の子どもが来るわけで、しっかりとこの部会も活性化させて行っていただければと思います。

今月、久しぶりにみどり園の卒園式に案内を受けています。そのときにしっかりと子どもたちの様子を見学させていただくのを楽しみにしています。

また、海外をルーツとする子どもたちの受入れには、彼らの生活の習慣も配慮しなければなりません。宗教上の制限もあり、食事の制限やイベントとしてのお祭りへの参加もきちんと保護者に確認をしなければなりません。多文化共生というのは、ただ仲よくすることではなく、理解し合う心が大前提です。今後、大きな企業が町や周辺の市町に進出すれば、海外をルーツとする子どもたちも多様化すると考えられます。受入れをきちんと考えるなら、しっかりと私たち議員もですが、勉強が必要だと思います。今後、町が中心となって、町民が学習しやすいように国際交流センターの設置も前進させていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 国際交流センターの設置ということでございますけども、これは私の政策の中にも当然入れさせていただきました。しっかりと検討、準備を進めてまいりたいというふうに思います。今現在、いろんなコミュニティの中でそういった皆さん方をサポートしようという、町民の方々が小グループがいろんなところであるようでございますので、そういった方々の御意見も聞きながら、そしてまた町が主導して、しっかりと国際交流協会を設立したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 国際交流に関して、ボランティアを募集したら集まり過ぎて、途中で制限してしまったという声も聞いて、せっかく手伝おうと思ったのにという不満の声も聞きました。いつでも出れる人たちがばかりではないので、その辺はまた考慮していただければと思います。

それでは、3番に行きます。

みどり園の周辺の開発が進み、道路状況もますます悪くなります。通園の安全を確保するために道路の改修を考えているか、お尋ねします。

今、菊陽空港線の道路工事が進み、遠からず馬場、本村に向かう馬場踏切は車両の通行ができなくなります。県道から北側に行くには踏切を渡らなければなりません。原水駅東側の原水踏切は拡張されましたが、みどり園の一番近い大原神社の大原踏切は狭く、県道から入るところの聞光寺の塀には車がこすった跡が幾つかあります。おも屋の近くの枯木踏切も狭いのに交通量が多くて、農家の方の作業の車も不便になっています。県道から北側に向かう車の入り口が1か所塞がると、その分近くの踏切に流れが変わります。町はどのように考えているか、お

尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

みどり園のルートは、原水駅方面から西へ向かうルート、また馬場地区の十一軒方面から東に向かうルート、それから県道熊本菊陽線から北にJ R豊肥本線大原踏切を通り向かうルートの3ルートであります。道路の状況は、周辺の開発に加え、通勤車両の通り抜けも増加しており、特に県道熊本菊陽線から大原踏切の区間は狭小で、離合が困難であり、みどり園保護者の送迎の時間帯では混雑しております。また、現在施工中の菊陽空港線が供用開始されると、原水駅西側の馬場踏切への車両が制限されるなど、地域の道路状況も今後大きく変わると想定しているところです。

さらに、みどり園周辺の地域では、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業が予定されており、将来この地域の人口増加に伴う車両等の増加も予想されます。これらのため、町では令和8年度末の菊陽空港線の供用開始に合わせ、馬場踏切への車両制限により、ほかの踏切への分散する車両等への対応のため、みどり園を含む原水駅周辺の道路整備に取り組んでおります。

令和4年度においては、原水駅東側の原水踏切拡幅事業を完了し、歩行者及び車両の安全な通行を確保したところです。令和6年度からは、みどり園西側の阿蘇大原神社の参道に当たる町道新町22号線の道路改良工事を予定しています。あわせて、大原踏切拡幅事業にも着手する予定としており、令和8年度を事業完了と予定しているところです。

町としましては、令和8年度末の菊陽空港線の供用開始に合わせ、これらの道路整備を進めることで、みどり園への通園の安全は確保できると考えております。また、今後予定している土地区画整理事業においても、道路利用者の安全が確保できる整備計画となるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 前向きで明確な回答で、長く待ち望んでいたことがやっと実現に向かうんだということを確認できました。工事の期間にもよりますけれども、その間、通行の制限が発生することにより、事故等が起きないようにしっかりと配慮した作業をお願いいたします。

次に、4番の質問に移ります。

原水駅の乗降客数と、周辺の住宅が増加しているにもかかわらず、日用品や食料品を購入できる店舗がない、以前の質問でも、規制があったり造ることが簡単にはできないと回答がありました。

今回、総合政策課による未来を見据えたまちづくりを進めていますという記事がきくよう広報に掲載されていて、原水駅北側の市街化整備予定地の図が示されております。それに伴う規制緩和をどう考えているのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

原水駅周辺への店舗の立地に関しては、令和2年12月の一般質問でも議員からの同様の趣旨の質問をいただいております、その際は、市街化調整区域での店舗の立地については、集落内開発区域において一定の条件を満たせば、500平米以下の店舗の建築は可能であること、また住居系の地区計画では、生活利便施設として食料品スーパー等が建築できる可能性があり、その際は1店舗当たりの床面積が3,000平米以下であること、店舗の総面積は地区計画全体の10%以内であることなどが条件になると答弁しております。

あわせて、市街化区域での立地についても、町では原水駅周辺の土地区画整理事業に取り組んでおり、実現すれば将来は市街化区域に編入されることから、建築できる建物の種類など定める用途地域に応じ、店舗の立地が可能となると答弁しております。

改めて、現在の状況を御説明いたしますと、まず市街化調整区域に関しては、令和2年の時点から土地利用の制度や運用を大きく変えるような規制の緩和はあっておりません。また、令和2年12月の御質問の際に、一定の店舗は現在の制度の下でも建築可能と答弁しましたが、実際の立地は、事業の採算性なども含め、民間事業者の判断によることから、なかなか立地が進んでいない状況です。

次に、市街化区域での立地に関してですが、現在町が事業化に取り組む（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の進捗として、令和6年度以降、原水駅及び新駅を含む事業予定区域の土地利用について本格的な検討に入ることとしており、その中には駅周辺の有効利用、高度利用など、議員御質問の店舗の立地に関わる内容が含まれております。

いずれにしても、町では住む方の目線に立って買物しやすい環境が整うことが、住環境の改善、よりよいまちづくりにつながると考えており、今後も事業を推進し、制度を最大限に活用することで課題の解消に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） それでは、改めてお尋ねします。

市街化区域は駅の北側だけで、南側のほうは今後も今の状態が続くということですね。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今、菊陽町が目指しているのは、JR豊肥本線の北側でございますが、70ヘクタールでございます。これが令和7年度の、先ほど坂本議員の答弁でもありました、熊本県都市計画区域マスタープラン、ここで市街化区域ということで考えているところでございまして、南側は現在のところ予定しておりません。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 町の責任ではありませんけれども、全国のニュースで、何度も原水駅は無人駅と紹介され、無言で多数の人が寒そうに行列する姿は、菊陽町はバブルと紹介されながら、何の華やかさもなく、悲しささえ感じました。あんなニュースを見たら、土地は高いし、

町は渋滞、子どもの通学路は危険、買物する場所もない、住みたくないと思われるのではないかと危惧しました。成長し続ける町なので、今は地中でじっくりと発芽を待っているのでしょうか。町長どうですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えいたします。

原水駅に関しましては、一部報道でもそういった形で流れているのは承知をしております。ただ、JR側からしましても原水駅を新しくリニューアルという案もあるようでございますので、そういったところを考えると、今映されているようなところから、ピッピッと、こういくようなやつも設置をされるようでございますので、大分変わってくるのかなというふうには思っています。いずれにしましても、この区画整理事業が新しい新駅から原水駅までということでございますので、原水駅も、当然ほかの駅も含めて、やはり成長し続ける町にふさわしい駅にすることというのは必要になってくるというふうに思います。

ただ、今限られている、先ほど部長も答弁しましたけども、やはり限られているルールの中でしっかりとやっていこうというところでございます。ルールが変更できるのであれば変更して、そしてまた皆さん方に喜んでいただける、そして50年後、100年後にしっかりと輝いているような、みんなが自慢できるような成長し続ける町菊陽町をつくってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今はしっかりと栄養分を取り込んで、いろんな財源も含めて、土地に栄養を与えるときだとは思っています。

それでは、最後の5に移ります。

さんさん公園付近に予定されている新駅について、周辺の整備、店舗や駐車場についてどのように考えているか、お尋ねします。

きくよう広報には、令和9年春の開業を目指し整備を進めていきます。新駅設置は今後の町の開発の第一歩です。新駅を拠点に、駅を中心とした市街地整備を進めていきますとしっかり書いてあります。自動車学校と線路を挟んで南側に住んでいる方は、長い間待ち望んだ新駅の実現が具体化したわけです。喜びも大きいと思います。また、線路の北側の住民にとっては、期待と不安のある話です。町としてはどのように周辺の整備を考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、議員の皆様には昨年10月30日の全員協議会において、これまでの経緯やJRとの協議の進捗状況、整備概要、概算費用、今後の流れについて御説明させていただきました。その中で、特に駅舎や駅前広場については、基本計画を策定した上で開業時に合わせた暫定整備と、区画整理事業による最終整備との2段階での整備を想定している旨も御説明させていただいた

ところでは。

町としましては、基本計画を策定していく中で、駅舎や駅前広場の在り方、駅に関連した店舗や駐車場、駐輪場の必要性、周辺道路や周辺樹木の取扱い、近隣住民や関係者への影響などについてしっかりと検討し、関係機関や関係者との協議、調整を図っていきたいと考えております。

なお、基本計画策定のための予算については、令和6年度当初予算案に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） もう随分前になりますが、三里木駅が新しくなったときに、地元の方が花見を楽しんだ桜が伐採され、嘆きの声が多くありました。駐車場も横に造られましたが、狭く置けないこともしばしばあります。本当にあそこまで行って置けなくて困ったことが実際あります。今は無人駅のために待合室も閉鎖されていることが多く、寒い夜には、寒いだけでなく不安さえ感じる駅です。

1月30日に発行されたくまもと経済には、新駅について詳しく掲載されています。あの記事を読んだ周辺の住民はどう思ったでしょうか。小林議員が発言したように、説明時に配付された資料は、秘密会ということで回収されましたが、資料がなければ、私たちは住民に正確な説明はできません。

これとは別ですけど、台湾の旅行補助金1万円にしても、私たちが知る前に、マスコミのほうにしっかりとNHKで出ていましたよね。私たちが知る前にマスコミに報道されるというのは、とても心の痛いことです。地域が発展することによって、雨が降ると冠水する道路がよくなったり、離合しにくかった道路が広がったりするのはうれしいことですが、夜間の騒音が増えたり、地域のつながりが分断されたりするのではないかと不安も多くなります。そのような住民の声に身近で応えてあげるのは私たち議員の仕事です。同じことが起きないように、マスコミに流す前に私たち議員にも地元の人へ丁寧な説明をしていただくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 矢野議員に告げます。通告外質問になります。

（6番矢野厚子さん「はい、すみません。じゃあ、やめます」の声あり）

矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 最後になりますが、原水地区の開発は多くの農地が失われるという声もあります。しかし、現実には農業の後継者がいなくて、定年退職後に親の残した農地をどう管理していくか悩んでいる人も多いのも事実です。

私の地元の地区に農家組合がありますが、農家だけで食べている人がその中に何人いるでしょうか。相続税対策のためにアパートやマンションを建てて、その収入が生活を支えている人

が多いと思います。食べていける農業ができていのは大規模農家だけです。その現実と向き合って農地を残していかなければなりません。

また、農地の役割は、作物を作るだけではありません。大雨のときに多くの農地が犠牲となって、あふれた水を受け止めてくれます。農地が減少すれば東京の大雨で見られたように、川であふれた水が下水を逆流することもあります。工場が地下水をくみ上げることを問題視する声は大きいのですが、宅地化によってコンクリート化した住宅地が道路に水をあふれさせることも忘れてはいけません。

視察を受け入れてもらえませんでした。千葉の流山市のように宅地の住宅建設時に、決められた割合の緑地スペースを造ることを町の条例にしていくことを提案して、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 2 時 5 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 皆さんこんにちは。議席番号13番甲斐榮治、一般質問を行います。

能登地震で亡くなられた方には心から哀悼の意を表したいと思います。なお、被害者の方には、一刻も早く復興に力を尽くされるように御激励を申し上げたいと思います。

さて、4番バッターというのは野球では花形でありますけれども、この一般質問においてはちょっと厳しい時間帯になります。もうしばらく我慢をしていただきたい。ちょうど食べた後で血液が全部胃に行く時間なんですね。頑張りますので、もうしばらく我慢していただきたいと思います。

今日は町営施設の使用についてと、それから当面するまちづくりの諸課題についてという2つについて質問申し上げたいと思います。

質問は、質問席でさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 最近、マスコミとか、それからSNSを見ておると、TSMCに関連して様々のことが言われております。議論をするのは、もう民主主義では大変いいことですが、ただ若干根拠に乏しい議論が最近ちょっと増えてきたかなということを危惧しております。やっぱり根拠を持って発言をしないと、問題の本質をゆがめる可能性があると思います。いろいろなことを聞いております。今日の一般質問は、これまで様々ここでもお聞きしてきたし、言われてきた、そのことを確認をして、今私たちがどこにいるのか、その辺を確定

するような一般質問にしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

1 番目だけは、これはもう町民の方から寄せられた意見を今日ぶつけるということですので、ただいま申し上げたことはその 2 番目からのこととなります。

まず 1 番目です。町営施設の使用についてですが、町営施設における町内及び町外使用者に対する取扱いの差異を撤廃すべきである、使用料のみならず講座への町外参加者の比率に制限を加えるべきではないと考えるがどうかということですが、制限を加えているというよりも、むしろ結果として制限を加えているような形になっているというふうにちょっと言い換えたいと思います。このことについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

町公共施設を町外者が利用する場合は、各施設の設置条例で町外者の使用料を定めております。中央公民館や各町民センター、スポーツ施設の場合、使用者のうち町外者が半数を超える場合には 3 倍の額となっており、図書館ホールにつきましては、使用比率にかかわらず 2 倍と定めております。町公共施設は、地域のコミュニティーづくりや体力向上、健康増進、生涯学習の推進を目的に設置されている町民の財産であり、建設時にかかった費用と維持管理費用の一部を町税で負担しているという観点から、税負担をしていない町外者の使用料や予約の取扱いに差を設けているところでございます。

御質問の差異の撤廃につきましては、先ほど申し上げましたとおり町民の財産であり、維持運営費用に町税が充てられていることや、町外者の利用が増えることにより町民の利用機会が減少することも考えられることから、町外使用者に対する差異を撤廃することは今のところ考えておりません。

なお、講座への町外者の比率による制限についてでございますが、主催講座については講師の謝礼費用も必要なことから、町民優先で受付し、定員に余裕がある場合は町外者も受講を認めております。

また、自主講座での利用においては、町外者の比率による利用制限は設けておりませんが、条例により使用者の半数以上の場合に使用料の差があるため、受付時に窓口職員が町外者が何名いるかを確認しているところでございます。

また、初めて利用する際にも町内者と町外者の受付期間が異なりますので、窓口での確認は町民を優先的に利用させる上で必要な手続となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） おっしゃること完全に理解できます。町税によってできた施設、町民の財産であるということが根拠、そのことよく分かりますが、ただ私も一町民として利用しておりますけれども、この町民だけでは講座の人数を確保できない、不足する場合がございます。町外者の方も入れなければ講座が維持できない場合というものもあります。もしこういった

区別的な扱いがあつて、町外の方が遠慮された場合には、町民の講座参加の機会が逆に阻害されていくということもあります。

それから、町内、町外の何人いますかというこの確認なんですけれども、この理由もよく分かります。そうだろうなと思います。ただ、こうすることで、その申込みに行った人は非常にプレッシャーを受けるという実態があります。何か町としては、あまり町外者入った、それを受け付けたくないというふうな、そういう感じもしますよみたいな話を聞いたことがあります。町としてはもう理論的に、こうこうこういう理由だから調べているんだということでしょうけれども、町民はそこまで分からないですね。申込みを控えてしまうという場合も出てきます。

町民と町外者とありますけれども、結局使用料にも差がありますが、結局はその申し込んだ場合に割り勘するんですね。ということは、町民にもその負担が増えるという結果になっております。

それから、これはもう理念的な問題ですけれども、何が言いたいかといいますと、この異質なものに触れることですね。町内、町外あるいは国際的な問題もあります。それはもう生涯学習とか文化活動の非常に大事な局面ではないかと思います。町外との交流ですね、それから特に国際化の時代も迎えております。外国人との接触の機会も増えてきます。これからはやはり、分かりますが、垣根はできる限り低くして取り払うべき時代が来ているのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 御質問にお答えします。

議員さんの言われるとおり、今後やはり町外の方、先ほど外国の方とかも増えてくると思われますが、今のところやはり条例で、使用者のうち半数以上は3倍となっておりますので、窓口での確認はやはり必要かと思えます。ただ、事前の周知として、施設のほうに貼り紙とかそういう分で確認させていただくとか、そういう分で事前の周知というのはできるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それも理解できます。やっぱり役場の職員は、これは法を守るというのは一番基礎基本ですから、条例がある以上はそのとおりに動かれるだろうというのは、それはもうそのとおりでございます。ただ、その方向性について今申し上げたんですね。

2番目に移りますけれども、お互いにこういった規則は設けてるわけですね。お隣の自治体においてもですね。ということは、やっぱりお互いにこれ垣根を取っ払わなければ、一町だけではちょっとおかしいという話になります。近隣の市町村に働きかけて、施設使用の平等な互惠関係を確立すべきではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

菊陽町は、熊本市など県内20市町村でつくる熊本連携中枢都市圏において連携協定を締結しており、この連携は加盟市町村全体での連携だけでなく、一部の市町村同士でも可能です。また、その連携項目の中に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目的に、公共施設の相互補完的な有効活用も含まれておりますが、具体的協議を進めるためには、加盟する市町村からの働きかけが前提となります。

しかし、それぞれの市町村が保有する公共施設周辺の人口密度や施設の種類、保有数、利用状況、立地などの様々な点から、市町村によっては住民サービスにおいて考慮すべきこともあり、図書館や歴史的施設を除いて、公共施設の相互利用に関しての働きかけがなく、協議が進んでいない状況です。このようなこともあり、本町からの近隣市町への働きかけについては、本町における有効性を検証するとともに、熊本連携中枢都市圏に加盟する近隣市町村の意見を踏まえ、町民が不利益を被らないよう慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） これは調整が要る話ですから、右から左に行く話ではないということは理解しております。ただ、この自治体の境界線というのは、住民サービスのこの独自のよさというのを維持発展させる、そういう場合には非常に有効でもありますけれども、これがそのセクト主義につながると、要するに自分のところだけというふうなセクト主義につながると、非常に独善的になって、かえって住民サービスを低下させるということにもなりかねないと思います。

自治体の住民相互の利益のためには、お互いの公共施設利用の便宜を図り合うことは、住民の利益に合致すると思います。特にこの地域ですね。特に自治体間のこの距離が非常に近接をして、公共施設の相互利用がしやすいこの地域、つまり熊本市、合志市、菊陽町、大津町、こういったところでは、お互いに利用の壁を取り払って、お互いの住民の福祉につながるようなことにすべきではないかというふうに考えます。

特に、菊陽町というのはT SMCにも象徴されるように、今後やっぱりあらゆる面でリーダーシップを取るべき町になるというふうに思います。そういう地政学的な位置にあります。私たちはあらゆる分野で、もうちょっと広い視野に立って、菊陽町じゃなくて、もう少し広い視野に立って施策を展開すべきであると考えますが、これはまちづくりの理念に関することですので、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

菊陽の施設というのは非常に人気が高くて、先ほども答弁しましたように、まずはそういったことによって、町民の皆様方が不利益を被らないようにということを考えるのが最初なのかなというふうには思います。ただ、お話しいただいたように俯瞰してみると、やはりいろ

んなことが問題とか課題とかで出てくるのかなというふうには思いますので、先ほども話がありましたけども、熊本連携中枢都市圏において、こういったことを仮に議題として上げるのかどうかというのはまた判断をしますけども、やはり第一番はまず町民の方々が何を求めていらっしゃるのか、そしてそれをするによって町民の方々が不利益にならないのかということをしっかり注視しながら、努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） この問題はこの辺に止めておきたいと思います。ただ、町民の声があったのでお伝えしたというふうなことは御理解いただきたい。今後いろんな連携協定の中でのいろんな場面があるかと思いますが、ちょっと頭の隅に、今私が申し上げたことを置いていただければ幸いです。

次に移ります。次は、当面する町の諸課題についてですけれども、まずは今度アーバンスポーツ施設、それから町民総合運動公園、こういったものの計画がされておりますけれども、このスポーツというのはやはり人間が生きていく上で非常に楽しむという側面、これを受け持つ分野ではないか、非常に大事な分野だというふうに考えます。

スポーツとその関連施設の仕様ですね、規模とかそういったものを考えるときに、菊陽町の占める地理的条件から、熊本市に隣接する地域全体の状況等を考慮してその構想を決めてもらうということと、国際基準ですね、これももう既に町の執行部の方からは聞いておりますが、国際基準に適応すべき、そういうものを造るべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

スポーツ施設の仕様については、国際基準に適応すべきとの御質問であります。まずスポーツを実施する基準につきましては、各大会の競技施設基準で決められているところであり、競技種目ごとに細部にわたり定められております。

また、スポーツ施設の規模につきましては、単に、するスポーツとして利用するだけなのか、または見るスポーツとして国際大会等を開催し、多くの人々を呼び込み、地域ににぎわいをもたらす施設として活用するのかで、その整理しようとするスポーツ施設の規模、基準が決まってくるものと考えております。

また、国内のプロスポーツ競技における施設の基準に目を向けますと、26年から新設されるバスケットボールのトップリーグでは、アリーナの基準として5,000席、サッカーのJリーグのスタジアム基準としては、J1で1万5,000席、J2で1万席と各リーグにおいてプロの試合を開催できる施設の基準が決められているところです。

町といたしましては、今後新たなスポーツ施設を整備する場合は、本町の置かれている地理的条件を勘案するとともに、既存のスポーツ施設との連携はもとより、地域への社会的、経済

的効果を考慮しながら、施設の基準について検討していきたいと考えております。

あわせて、アーバンスポーツのことについてもお聞きになりましたので、そのことについて回答させていただきます。

今回整備するとしておりますアーバンスポーツ施設については、菊陽杉並木公園拡張整備に係るアーバンスポーツ施設につきまして、全国大会、国際大会の誘致を視野に入れた常設施設として、またアーバンスポーツ以外のイベントの開催など、幅広い用途を想定した設計を行うこととしており、新たなスポーツ振興の拠点、にぎわいの場となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 期待したとおりの御答弁ではなかったかというふうに思います。町の総合体育館が今般出来上がりました。非常に立派なものが出来上がりましたがけれども、ちょっと欲を言わせてもらえば、ヴォルターズなどの公式試合が実施できるような規模が欲しかったなど、これは私だけじゃなくて、町民の皆さんがそういうふうにおっしゃっていますので、ちょっとお伝えをしたい。本町は人口密集地域に隣接をしております。熊本市という大きなエネルギー一体が隣にあります。高速自動車道、それから高規格道路、その他の国道、県道、町道など道路網が比較的整備をされておりますし、TSMCに関連して、なお整備されつつあります。豊肥線が東西を結んで、空港も存在します。集客の可能性は菊陽町は非常に高いというふうに思います。今後やっぱりそのような視点に立って構想すべきだということを申し述べて、次に移ります。

今はアーバンスポーツとか、現代の若者が興味を持つような、そういうアーバンスポーツ施設ということですがけれども、一方で日本にはやっぱり伝統的武道というのがあります。特に、熊本県はこの武道においては非常に優れた実績を残している、そういう県です。この伝統的武道である柔道、剣道、この剣道は竹刀剣道、それから真剣を使う居合道、それから棒を使う杖道ですね、3つありますが、それとか弓道、空手道などの道場を集約した施設を建設すべきではないかという考え方を持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

伝統的武道である柔道、剣道等の道場を集約した施設を建設すべきではないのかとの御質問でございますが、現在本町において武道場等の建設について具体的な計画はございません。町民の皆様の武道に関する練習の場といたしましては、本町には専用の武道場はありませんので、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校の柔道場、剣道場を授業に支障のない時間帯において開放しているところでございます。

また、昨年供用を開始いたしました総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナにおきましても、剣道、空手などの競技種目で多くの方々に御利用いただいております。さらに、試合会

場といたしましても、令和6年度においては全日本居合道の九州地区連盟居合道大会、中体連剣道競技の県大会と九州大会の開催が予定されているところであります。本町には総合的な武道場はございませんが、今後とも総合体育館をはじめとする町内各施設を御活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） これも右から左に行く話ではないということも理解しておりますけれども、最近、日本の青少年というのはサッカーとか、それから野球、それからスケートボードとか、あるいはクライミングとか、そういった辺に非常に興味を持っておりますけれども、御存じのようにこの日本古来の武道というのは、礼儀から始まって礼儀に終わるというふうに非常に礼儀を大切にす、そういう精神的な、体の鍛錬もさることながら、精神的な鍛錬というのを非常に重大にしております。

私が見る限り、最近日本人はこの伝統的な武道にはあまり興味がなくて、外国から来たそちらのほうに行っている。外国人は逆なんです。日本の武道に対して非常に興味を持っている。今度、台湾から来られる方々の中にも、多分に日本の武道に対して興味を持っている方がいらっしゃるというふうに私は思います。

本当に国際化していくんですけども、国際化というのはやっぱりよそに流れるんじゃなくて、よその国の文化に流れるんじゃなくて、自分の国の文化はきちっと持った上で、よその国の文化を理解するというのが本当の国際化だと思います。日本人としてのやっぱりアイデンティティーが一番大事じゃないか。その意味で、この武道場を持たないかなと、菊陽町にという夢を持っております。

水前寺に今県の武道場がございます。非常に老朽化しています。この前の地震でも相当大きな被害を受けました。一番問題は、あの武道場には駐車場がないんです。本当に狭くて不便しています。そういった駐車場の確保あたりもありますし、もう武道場に来られる方からは、やはりその面でも県の武道場を新設してもらいたいという声が非常に強いです。

県の武道場というふうになれば、町のただ単独の考えではどうにもならないし、やっぱり各方面の意見の集約とか県の意思決定が必要だとは思いますが、先ほどから申し上げているように、交通の利便性、それから建設場所獲得の可能性の大きさ、県の運動公園に近接している、こういった菊陽町には多くの好条件があるというふうに思います。こんなことを聞いてもすぐは答えられないと思いますが、一応聞きます。県の武道場を誘致する考えはありますか、町長。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えいたします。

県の武道場ですけれども、今後の在り方というのを検討されるようでございますので、そちらのほうをしっかりと注視をしたいというふうには思います。先ほどから答弁の中にもありまし

たけども、この菊陽町の総合体育館の中で剣道の大会がございました。やはり一流の高校生が来て開催された大会でございますけども、非常に総合体育館の評価が高うございまして、また次の大会も菊陽町でしたいとかというお話をいただきました。そういったことを考えると、箱は違いますけども、柔道や居合もそうでしょうけど、ある意味、武道場というか、そういったところでも使えるというのは実証できたのかなというふうに思いますので、菊陽町の総合体育館といたしましては、そのような使い方で進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 剣道、柔道は現在の総合体育館でも十分対応できると思います。ただ、私に先日ある来訪者がありまして、弓道会の方ですね、弓道についての施設が菊陽町にはない、大津町まで出かけているとか、この弓道も非常に大事な日本の伝統的武道の一つであると思います。こういったものも、弓道場等も考えれば、これはやっぱりその県のそういった総合的な武道場かなという気がいたします。

これ以上のことはもう言ってもどうしようもないんですけども、いろいろ第7期総合計画等も計画されていきますが、町長どうぞ頭の片隅に武道場、弓道場、特に弓道場も含めた武道場というのを頭の片隅に置いていただきたいと思います。

次に移ります。若者のことを思うがずっと出てきましたけれども、非常に今菊陽町も若い町と言いながら高齢化も進んでおります。私が住んでいる居住区なども、あつという間に高齢化が進んで、私が20年前に区長をしようとした頃からすると、とんでもない高齢化が進んでおります。

いつもおっしゃるのが、グラウンドゴルフ場がないと。もちろん例えば尚綱グラウンドとか、それから光の森の1万平米ですか、あの空き地とか、それから今のさんさん公園ですね、そういった辺がありますけれども、専用のものがないという声が強いです。このグラウンドゴルフで、高齢者用の運動施設も近くに専門的なものを併設すべきではないかと考えますが、いかがでしょう。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

専用のグラウンドゴルフ場の整備につきましては、72の政策提言集、スポーツと文化への投資に掲げている項目でございますが、現在具体的な構想が進んでいるわけではございません。グラウンドゴルフを愛好される競技者の皆様方には、菊陽杉並木公園スポーツ広場、なかよし公園等の町公園施設を利用させていただいております。また、大きな大会が開催される場合には、これまで菊陽杉並木公園ふれあい広場も活用させていただいているところでございまして、去年は郡市民体育祭の郡市予選大会と、県民体育祭のグラウンドゴルフ県大会が開催され、大変好評を得ておりまして、4月には第38回火の国グラウンド・ゴルフフェスティバル交歓菊陽大会の開催が予定されております。御質問の専用グラウンドゴルフ場の設置につきましては、

整備されている先進市町村の状況を調査するなど、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ぜひ検討をお願いしたいと思います。私の知る限りでは、周辺市町村では益城町、それから南阿蘇村ですかね、それから熊本市にグラウンドゴルフの専用のグラウンド、それからパークゴルフ、これは実際にホールがあって、その中に入れるやつですけども、そういったものがございます。菊陽町もどんどん高齢化もしていきますし、高齢者のためのスポーツ施設についてもお考えいただきたいと、今検討していただくということでしたので、楽しみにしておきたいというふうに思います。

では、次に移ります。J A S M関係です。

2月の末のある会合で、代議士の先生がもう菊陽町にというふうに何かおっしゃって、ぎょっとしたんですけども、何かその後もあの発言があったからか、何の情報も伝わってこないようになって、ただうわさだけが先行していると、第2工場についてはそういう状況です。ですから、この機会に町のほうにお聞きをして、町のほうがつかんでいらっしゃる正確な情報について、現段階でつかんでいらっしゃるそのことについて確認をしたいという意味で、この質問をしております。

第2工場について、現在町が把握している情報、場所、規模、従業員数、製品、使用水等について知らせていただきたい。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

J A S Mの第2工場につきましては、2月6日の夜に熊本県で決定した旨、公表されました。公表と併せて、第2工場の具体的な場所については、現在検討を進めているとお聞きしたところであり、熊本県のどの場所で立地されるか未確定の状況です。

昨年の9月議会において、町長が直接T S M C及びJ A S Mに対して第2工場の誘致を働きかける旨を表明しております。引き続き、J A S M第2工場の規模やスケジュールの情報を収集しながら、熊本県とも連携して、本町での立地が実現できるよう取り組んでいるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、現時点では第2工場について熊本県での建設が決定したのみで、場所は確定しておりません。そのような状況ですが、御質問の第2工場の情報について、従業員数は1,700人、製品はこれまでの22から28ナノ、12から16ナノに加えて40ナノ、6から7ナノを製造する旨が公表されています。そのほか規模や使用水については言及されておりましたが、これまでの計画されていた内容より、さらに微細な半導体が製造されることもあって、投資額はこれまでの86億米ドルから124億米ドルが増額され、合計300億米ドルとなり、1ドル148円で換算しますと、合計約2兆9,600億円となります。現時点においては、ただいま申し上げた情報を把握している状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 今のことは記録に残して、確認しておきたいと思います。

半導体、世界の米とこの前言って批判されましたが、世界の米と言われるような半導体製造と、その関連産業の集積、これを中途半端に終わらせてはいけないというふうに思います。TSMCが我が町に進出したのは、もう私たちにとっては青天のへきれきにも似たことでありました。突然来たという感じでしたが、朝日新聞の取材をよくよく読んでみますと、既に2018年の暮れから日本の半導体分野での遅れに非常にじくじたる思いを持っていた経済官僚や一部の学者が、この分野での復活をかけて動き始めている、これは2018年ですから、今から5年前ですよね。そして、それがやがて、TSMCと一番関係が深かったのはソニーグループですから、ソニーグループの動きがそれに加わって、2021年には政府が動き始めていたことが分かっております。何事も突然来たようではすけれども、一朝一夕にしてならずということが分かりました。実は長い助走を経て今日に至っている、こうして私たちのところにもたらされた半導体関連の起死回生の機会を決して無駄にしてはならないと思います。

最近になって、この事態について様々のことが取り沙汰をされて、否定的な見解も中にはあります。議論は民主主義の基本であって大事なことでありますけれども、証拠もない一方的な意見には危険を感じます。物事には常に二面がございます。光が差せば影が生まれております。影の部分は我々の知恵と努力で克服せねばならないと考えます。国家戦略でもあるTSMCに関わる事柄にはしっかりと目を向け、この地域が我が国経済復活の景気づけの地になるよう努める責任が我々にはあると考えます。本件は菊陽町のみならず、県、国、ひいては世界情勢にも関わる案件であると認識をいたしますが、町長、このことに対する見解をひとつお願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

菊陽町の置かれている立場というのは、先ほどもお話があったように、国の経済安全保障を担う町ということでございます。もはや熊本県だけの問題のみならず、日本、世界で非常に注目をされている町となりました。先日のJASMの開所式の際に、創業者のモリス・チャン氏がお話をされました。1968年にこの日本の地でソニーの創業者の盛田社長とお話をされて、その際に半導体ということをお話をされたそうでございます。そういったことを考えると、遡ってみますと、もうそれから既にこの菊陽町で半導体というのが、今考えればそういった道筋がもうできていたのかなというふうに思いますので、当然我々は青天のへきれきかもしれませんが、日本の中枢というか、担っている方々からすると、やはりこれはもうずっとこの半導体という部門というのは、やはり日本の中でも非常に重要に位置づけていらっしゃったのかなというふうに開所式でも改めて感じたところでもございます。

来賓の皆様方のお話の中でも、やはりうれしいと、この日本でそういった半導体が担えるこ

とは非常に重要なんだというお話も当然ございましたので、私もこの菊陽町、そしてまた職員も議員の皆様方も、この半導体という世界でも有数の、どこも手が、どこも欲しいという、喉から手が出るほど欲しいというこの半導体の分野でやはり輝けるのは、この菊陽町だけだというふうに私も思っておりますので、そういったことを考えてみましても、やはり我々ができることをしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、できる情報を全て公開できることがあれば、しっかりと情報を公開していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ぜひ町長には先頭に立って頑張ってくださいと思います。

このTSMCの進出が光であるとすれば、先ほどからずっと出ていますように、交通混雑と水の問題、これは影とまでは言いませんけれども、非常に注意をしなければいけない部分としてあります。交通混雑解消について、いろいろ道路の問題とかも聞いてきましたけれども、もう一度きちっとその整理をして、さらにはそれに追加すべき事業があれば、それをお伝えいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

交通混雑解消に向けた道路整備事業について、最近の動きとして、熊本県が取り組んでいる県道大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路について、2月に都市計画決定されたところです。町においても県の都市計画決定後、当該道路整備計画に関連する町道について、2月の都市計画審議会において都市計画道路の決定及び変更を付議し、異議なしとの答申を受けたところであり、速やかに都市計画決定できるよう進めているところです。

これらにより、現在事業に着手している道路整備事業については、一定の手続は完了となり、なお県の道路整備計画に関連する町道下原堀川線の整備については、目標年度の令和10年度に完成させるためには、迅速かつ確実に実施する必要があるため、県の受託により合志インターチェンジアクセス道路整備と一体的に整備していただくよう、年度内の協定締結に向けて協議を進めているところです。引き続き県としっかり連携し、スピード感を持って取り組んでまいります。

御質問の現在予定されている事業に追加すべき事業については、まず西部地区新設道路を予定しております。この道路計画については、昨年12月に関係区長、自治会長との意見交換会を実施しており、児童・生徒の通学の安全性を考慮して、生活道路として整備を行うことで御理解を得たところです。

次に、杉並木公園線延伸道路事業です。この事業は、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の計画区域の中心に位置し、セミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和を目的とし、さらには町の西部地区と原水東部地区を結ぶ重要な幹線道路として計画を進めてまいります。

次に、南部地区新設計画道路です。この道路は、菊陽南小学校区を東西に走る県道瀬田熊本

線の幅員が狭く離合困難な区間があります。また、交通量も増加し、歩道もないため、東西に走る新たな道路の整備について検討します。この道路については、2月に南校区区長会、南校区活性化協議会、菊陽南小学校PTAの各代表者から新たな東西道路整備を求める南小校区1,094名の署名を、中村県議立会いの下、町に提出されたところです。

最後に、南方大人足線道路改良事業です。本路線は県道大津植木線との立体交差に伴う影響範囲まで県で改良工事を実施しますが、続けて町で町道古閑原上堀川線まで道路改良を行い、さらなる渋滞対策を行うものです。

町ではこれらの道路計画に先立ち、町全域の将来交通量を想定した総合的な道路ネットワークを構築する必要があると考えており、令和6年度において道路ネットワーク検討業務を実施する予定であります。ただいま申しました路線へ反映していくことももちろん、将来の道路整備事業の基礎資料とすることにしております。今後も国、県及び関係機関と連携しながら、交通混雑解消に向けて計画的に道路整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ちょっと分からないところが2点ありましたので、お聞きします。

西部地区のその道路の追加計画ですね、これは尚綱大学の南側の道路のことでしょうかというのが1点、通学路として非常に大事になると思いますその道ですが、それであるのか。

それから、もう一つ、南部地区の新設計画道路というのは瀬田線のバイパスを意味するのか、その辺よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、西部地区新設道路につきましては、議員が申されましたとおり、県道熊本大津線の南側に位置します尚綱大学の南側を通る道路として計画をしております。

それから、南部地区新設計画道路につきましては、こちらは県道瀬田熊本線のバイパスということで、当初から計画のほうがございましたので、引き続き計画、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 分かりました。今、尚綱大学の南側の道路については、實際上通学路になっています。ただ、今のままではいつマムシが出てくるか分からんような道路ですので、ぜひかなりの学生たちが通っていますので、特に下の県道の危なさを考えたら大変大切な道路になると思います。よろしく願いしておきたい。

それから、もう一つの瀬田線のバイパスですね、南部地区の、これはもうこれが通れば南部地区のいろんな発展といいますか、その一番基礎になるんじゃないかというふうに考えますので、ぜひよろしく御検討いただきたいと思います。

では、次にもう一つは水の問題がございます。4番目、工業用水の使用及び処理について、現在の対処状況及び将来の対処計画を示せ。このことについてお答えをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

J A S Mの工業用水の使用及び処理について、まず現在の対処状況として、第1工場について御説明いたします。

工業用水は地下水を使用しております。処理については、現在工場内の生産ライン及び水処理施設が順次整備され、試運転などによる排水も開始しており、本年度末の本格稼働に向けて順調に進められております。また、先月24日の開所式後には、町長、議長が水処理施設を見学し、環境面でも万全の体制が構築されていると認識しました。

次に、将来の対処計画として第2工場の状況については、立地場所が正式に公表されていない段階であり、工場の規模も未定であります。今後、熊本県において半導体関連産業の集積を進めるに当たり、工業用水については地下水と併せ竜門ダムからの供給水の活用が進められており、排水対策につきましては、熊本県を主体とした本町と合志市の連携協力による特定公共下水道事業により対応する方針で進めております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 町長と議長がこのJ A S Mの水処理施設を見学して、十分であったというふうなことを今お聞きしましたが、私たち議員団も台湾でこの水処理施設を見学しております。特別に許可されたみたいですが、大体サッカー場6面分、地下で、それで水を浄化していると、そういう施設で、大変なものだと思って見てまいりましたが、町長にお聞きします。それと同じようなものでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えいたします。

実は私、台湾のほうでは施設を見学していませんので、何とも申し上げにくいのですが、やはり私も、会見の中でも言いましたけども、我々が想像する以上にやはり環境には物すごく重きを置いて整備をされているなというふうには思います。よくマスコミのほうでも汚染水ですとか、地下が汚染される、使用された水で汚染されるんじゃないかという質問が、懸念があるようでございますけども、私が見る限りそういったことはほぼないというふうには思いますし、私も拝見をさせていただきました。また、そのタイミングはこれが実現するかどうかわかりませんが、タイミングを見てぜひとも議員の方々にも見ていただきたいなと思った施設でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 台湾を訪問したときに、その係の人たちが口々に言っていたのは、菊

陽町にも台湾と全く同じような設備をいたしますということを言っていらっしゃいました。はっきり覚えていますけど、そういったものであったというふうに理解していいですか、はい。

やっぱり皆さんが一番心配していらっしゃるの、この水質、水量ですね、これについては心配されて当然だと思います。我々の命の水の地下水ですから、それがきちんと水量も水質も保全されていくというのは非常に大事なことで、心配されて当たり前だと思います。

それに関してずっと私たちも見てきましたが、TSMCを決して疑うわけではありませんけれども、やっぱり企業ですから、それは私たちが注意をして見守っていくということが大事ではないかというふうには思います。特にこの水については、我々議員団には何の権限もありませんので、町が立入検査等の権限を持っていますし、それから県もそういう権限を持っています。ですから、その辺の監視といいますか、これが非常に大事であるし、特に大事なのはやっぱりそれに基づいた情報公開ですね、これが非常に大事だと思います。世論はそれをしっかり見ていると思いますので、どうかその水の問題については、町のほうでもよろしくお願いをしたいと思います。

あともう一つ残りましたが、先ほど坂本議員等の一般質問でもお答えいただいたので、大体この第7期の総合計画については理解ができたように思いますが、あと6分ありますので、この進捗状況について簡単に結構ですので、お知らせいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

新たに策定します第7期総合計画については、従来の総合計画に加え、デジタル田園都市構想総合戦略と一体的に策定することとしており、その計画策定支援業務事業者を選定し、先月業務契約を締結いたしました。

また、広報きくよう1月号や町ホームページを通じ、総合計画策定審議会の公募委員の募集を行い、2名を選考いたしました。現在は、委託事業者と連携しながら、3月下旬に発送する町民アンケートの作成、第6期計画の進捗状況、課題の整理、人口推計等の業務を進めております。

なお、今後につきましては、計画骨子の作成を行った上で、菊陽町町民参画条例に基づく住民懇談会やワークショップ、総合計画策定審議会を経て素案を作成し、その後パブリックコメントの手続きを行い、基本構想と基本計画の最終案を作成し、令和7年3月の議会において基本構想を上程し、議決をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） あと4分ありますので、少しさっき言い忘れたことを付け加えたいと思いますが、いつも私が申します昭和55年提言というのが菊陽町にはあります。この昭和55年提言を見ますと、道路についてH字型構想、皆さん御存じのとおりです。H字型構想というのが提唱されております。これがちょっと前にはもうH字型を超えて田の字型になりました

た。それが、先ほどの部長の発言によりますと、道路ネットワーク構築というところまで進んでいると。やっぱりちょっと感慨深いなど、町の行政というのは継続していけば、こういうところまで進んでいくんだなという感慨を持ちました。

町には今幾つかの顔ができつつあります。役場と原水駅周辺地域、それから原水工業団地かいわいですね、それから杉並木公園の一带、それからゆめタウンを中心とした光の森地域、今4つほど、ちょっと白水台地が抜けているのが少し寂しいんですが、4つほど今もう顔ができおって、それを今の道路網で結ばれつつあると、こういうのがまちづくりの今の実態ではないかなというふうに思います。多分これが今度の第7期総合計画の中で集大成されていくのではないかというふうに思います。第7期総合計画というのは本当に町執行部の大英断であったというふうに今でも思います。ぜひ立派な計画をつくり上げていただきたい、そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

今日は、傍聴者の方、こんな時間にもかかわらずおいでいただきまして、ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時2分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年3月5日（火）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和6年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和6年3月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | さん | 2番  | 吉村 | 恭輔  | さん |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | さん | 4番  | 馬場 | 功世  | さん |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | さん | 6番  | 矢野 | 厚子  | さん |
| 7番  | 大久保 | 輝   | さん | 8番  | 西本 | 友春  | さん |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博  | さん |
| 11番 | 布田  | 悟   | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | さん |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | さん | 14番 | 岩下 | 和高  | さん |
| 15番 | 上田  | 茂政  | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | さん | 18番 | 福島 | 知雄  | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |          |                                 |          |
|----------------------|----------|---------------------------------|----------|
| 町 長                  | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長                           | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長                | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長                         | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長               | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長                          | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長                          | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長  | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長                        | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長               | 吉本 雅和 さん | 町民課長兼<br>光の森町民センター所長            | 中村 康幸 さん |
| 環境生活課長               | 野村 瑞樹 さん | 健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 | 岩下 美穂 さん |
| 福祉課長                 | 氏家 良子 さん | 農政課長                            | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長               | 今村 太郎 さん | 建設課長                            | 矢野 博則 さん |
| 下水道課長                | 丸山 直樹 さん | 教育部長                            | 吉永 公紀 さん |
| 学務課長                 | 平 征一郎 さん | 施設整備課長                          | 荒牧 栄治 さん |
| 生涯学習課長               | 岡本 勇人 さん | スポーツ振興課長                        | 鍋島 二郎 さん |
| 図書館長                 | 坂田 悟 さん  |                                 |          |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 皆様おはようございます。議席番号3番、藤本昭文です。

傍聴席の皆様におかれましては、あいにくの雨の中、早朝から傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、本年1月1日に発生しました能登半島地震において亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願っております。

さて、本町においては、世界的半導体企業であるTSMCの進出により、その環境は目まぐるしい変化を遂げつつあります。先日、JASMの開所式が行われたばかりにもかかわらず、ちまたでは第2工場の熊本県誘致決定なるニュースが報道され、さらなる発展に期待する声も聞こえていますが、ふと現実を目を向けますと、先日の熊日新聞に、国による台湾有事を想定した沖縄県民の九州・山口への避難計画の策定なる情報もあります。

しかしながら、私たち町議会議員は、そういった世界情勢や国の動向、そういった大局を見据えつつも、町民の日々の暮らしに目を配り、耳を傾け、その声を町政に届けることでその安心・安全を守る大切な役目があります。そこで、本日は、外国人との共生への取組について、通学路の安心・安全について、公費による防犯カメラの設置について、この大枠3点について、通告書に従い質問いたします。

質問は、質問者席にて行います。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 2月24日にJASMの開所式も終え、本格的な稼働が始まります。その影響もあってか、ここ最近、町内で外国人を見かける機会が格段に増え、国際化の波をひしひしと感じています。

そこで、最初の大枠1番、外国人との共生への取組について。

現在、菊陽町に在住する外国人の人数と出身国別の割合はどうかについてお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） おはようございます。

御質問にお答えをいたします。

まず、菊陽町に在住する外国人の人数についてでございますが、令和6年1月末現在で38の

国と地域、996人となっており、1年前である令和5年1月末現在と比較しますと11か国の増、463人の増となっております。

次に、出身国別の割合についてでございますが、人数の多い順で国と地域及び割合を申し上げますと、一番多いのは台湾の338人で、全体の約34%、2番目が中国で184人、全体の割合で約18%、3番目がベトナムで107人、全体の割合で約11%、4番目がフィリピンで92人、全体の割合で約9%、5番目がインドネシアで55人、全体の割合で約6%となっております。

以上となっております。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今の答弁ですと、つまり1年間で外国人の在住者の数はほぼ倍増しているということになります。JASM第2工場誘致の可能性や労働力確保の面から見ても、今後この傾向は続く見込みであると思われま。当然、町としても同じ認識だと思いま。

それでも、さすがにこのペースで増え続けるということはないと思いますが、この先5年、10年といったスパンで考えれば、今の3倍、5倍といった人数になることは十分あり得ると思いま。そのことを踏まえて、次の質問に移りま。

それでは、(2)町は外国人と地域住民との共生について、予算を伴う事業としてどのような対策を行っているかについて伺いま。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたしま。

初めに、本町ではこれまで、外国人の方々が安全・安心に暮らせるよう、関係する機関、団体等の皆様と情報や課題を共有することを目的とした多文化共生連絡会議の設置や、台湾・宝山郷との友好交流協定の締結、外国人相談窓口の設置、通訳コールセンターを活用した多言語通訳サービスの導入、外国人生活ガイドブックの作成、ごみ出しルールなどの各種リーフレットや様式の多言語化、中学生海外派遣事業や海外子女等の受入れ事業、拠点校となっている武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘中学校への日本語指導加配教員や日本語指導相談員の配置、日本人や外国人向けの各種講座の開催などを実施してまいりま。

次に、既存の事業以外に令和6年度に新たに予定しております事業について御説明いたしま。

TSMC進出の波及効果を少しでも直接町民の皆様にも感じていただけるような目玉事業として、町民が台湾へ旅行し、文化に触れることで、異文化に対する理解を深め、国籍や民族に関係なく人々が共生協働する多文化共生社会の構築を推進することを目的とし、阿蘇くまもと空港発着便を利用して台湾へ旅行する町民の方々に対して1万円を支援する台湾アウトバウンド支援事業を考えております。また、個人だけではなく、住民、民間で組織される団体等の様々な主体と台湾・宝山郷との各分野における交流促進を図るための事業費用を支援する台湾・宝山郷交流支援事業も予定しております。

なお、それぞれの費用を500万円として、今回の令和6年度一般会計当初予算案に計上させ

ていただいております。

ほかにも、新たな事業の実施や国際交流協会の設立準備を進めているところでございます。  
以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今の答弁の中で、現在取り組まれている事業として窓口サービスや多言語化、通訳、ごみ出しルール、そういった9つの取組が挙げられましたが、これらの取組について、対象となる言語、これについてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

申し訳ありません、まず英語、中国語の簡体字、繁体字と、あと韓国語と、すいません、ほかの部分については詳細は覚えておりませんが、町民課のほうに、そういった業者と契約を結びまして、3者通訳ができるような仕組みをつくっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 英語、中国語、韓国語が主ということですが、最初の答弁の中で、菊陽町に在住する外国人、人数の多い国と地域というところで、順に台湾、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの5か国が挙げられました。これらの国で公用語とされている言語だけでも、中国語、ベトナム語、英語、インドネシア語、この4か国語になります。

これからますます増加すると見込まれる外国人へのサービスとして、対象となる言語をしっかりと増やしていく考えがあるか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 今既に、多言語の通訳の部分については、20か国以上の言語には対応できるようになってたかと思えます。すいません、うろ覚えで申し訳ありませんが。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。

そのほかにも、アウトバウンド支援事業、台湾・宝山郷交流支援事業、国際交流協会設立の準備などが挙げられましたが、いずれも多文化共生の環境を整えるという点においては非常に大切なものだと思いますので、しっかりと事業に取り組んでいただきたいと思います。ただし、1,000人近い外国人の方々が既にここ菊陽町にお住まいになり、日々生活をされていることを考えますと、今後はさらに踏み込んだ多文化共生への取組が必要になると考えています。そのことを申し添えて、(3)の質問に移ります。

先ほど、現在町が行っている外国人との共生への取組についてお伺いしましたが、菊陽町にお住まいになっている外国人の方々がその地域に溶け込み、お互いの文化を理解し、尊重し合えることこそ、真の多文化共生と言えるのではないのでしょうか。

そこで、町にお聞きします。

外国人と地域住民との共生についての対策として、行政区、自治会で行われているスポーツ大会やお祭りなどを活用する考えはないか、またその考えがあるのであれば、予算を伴う事業として実施する考えはあるか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

地区におけるスポーツ大会やお祭りなどの行事は、地域の活性化や地域住民の連帯意識の高揚につながり、地域のコミュニティーの醸成に資するものであると認識しております。

現在も、各地区において地区のスポーツ大会やお祭りなどが開催されており、これらのイベントは、地区にお住まいの外国人の方も含めた地区住民全員に呼びかけられ、参加できるものと考えております。既に幾つかの地区では、今年度開催された地域のイベントに外国人の方が参加され、イベントを通じて外国人と地域住民との交流が深まったとの声もお聞きするなど、共生への取組が広がっております。

なお、現在、町では、菊陽町わがまちづくり支援事業補助金交付要綱を定め、地域住民の自主的な活動により、地域の活性化や地域住民の連帯意識の高揚などを図り、魅力ある地域づくりに資する事業を実施する区や自治会に対して補助を行っております。補助事業の対象は、区や自治会が実施される新たに取り組む事業で今後も継続して実施するもので、初年度のみが補助対象となりますが、外国人と地域住民の交流の機会として、この補助事業の活用もできますので、区長、自治会長が出席する行政連絡会議の場などにおいて引き続き紹介をしております。

今後も、それぞれの地域で増加する外国籍の方々が積極的に地区行事に参加していただき、地域に溶け込み、地区住民の方々と親睦を深めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 先日、図書館ホールで行われました菊陽町公民館大会の発表の中で、三里木地区の多文化共生への取組については私もお聞きしました。やはり実際に外国人がお住まいになっている地域の現場では、急速な国際化に戸惑いながらも、多文化共生の必要性を真摯に受け止められ、行動に移されているのだと、大変感銘を受けました。そして、確かにこれは一つの成功例だと言えらると思います。

しかし、現実には、区や自治会が新たな事業に取り組み、さらにその事業を継続するということがどれほど難しいことか。実際には、役員の成り手もない、区長の成り手もない、そういった状況、そのハードルの高さを町はもう少し理解していただきたいと思います。

先ほどの答弁では、わがまちづくり支援事業補助金として、区や自治会が新たに取り組む事業で今後も継続して実施するもので、初年度のみが補助対象との話がありましたが、多くの区や自治会では、スポーツ大会やお祭り、そういった既存のイベントですら存続させることが難しくなっている、それが現実です。そこにもう少し目を向けていただきたいと思います。

その意味でも、多文化共生の促進と地域活性化の2つの効果を結びつける新たな取組について事業化の検討をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

具体的にどのようなことを考えていくのかというのは今後の課題になろうかというふうに思います。先ほど藤本議員がお話をいただいたような、まずは多文化共生というところがございますけれども、これまで菊陽町はそういったことがなかなか経験できていなかったということでございます。新たな事業として、一生懸命、議員の皆様方もそうでしょうけれども、我々としても今、職員を挙げて一丸となって、どのようにこのコミュニティーを構築していくかというのを考えてそれを実行しているわけがございますので、すぐになかなか効果が出るものと出ないものがあるかと思います。議員からもお話があったように、三里木の公民館長さんのお話を聞くと、やはり頑張っていらっしゃるところがあるということですので、まずはそちらにしっかりと目を向けなければいけないというふうに思います。

それと、最後のほうでおっしゃられた、やっぱり今まで既存の地域でもそれができてないというところがございますが、そこも今後、先ほどもお話ししたように、どのような取組をやっていけばいいのかというのをしっかりと考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町長のほうから非常に前向きな建設的な御意見をいただいたと理解しております。

それでは、次の質問に移ります。

大枠2番、通学路の安心・安全について。

(1)西小学校の通学路の中には、安全確保のため、大きく迂回したルートを通学路に指定しているところがあるが、根本的な課題解決の計画はあるかについてお聞きします。

これは鉄砲小路区の西側に居住する児童のことになります。最も差の大きいところで、最短ルートであれば900メートルのところを1.8キロ迂回することで、約2倍、時間にして10分から15分の遠回りになっているとお聞きしています。これは距離的にも時間的にも、児童、御家族いずれにとっても大きな負担になっているということは言うまでもありません。児童の安全が最優先であることは十分理解できますが、通学路、通学時間が長くなることで逆に危険が増えることも考えられます。

やはり子どもたちが安全な最短ルートで通学するための根本的な課題解決が必要だと思いますが、町の考えについてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

鉄砲小路区の西部地区に居住する児童につきましては、令和3年度に、区域外就学の基準の

一つである小学校からの通学距離を4キロメートルから3キロメートルに見直したことによりまして、申請して認められた場合には、お住まいの近くにある菊陽西小学校に就学することができるようになりました。現在、7世帯8名の児童が菊陽西小学校に通っておりますが、新年度からは14名が就学する予定です。

また、通学路については、鉄砲小路の交差点を山内醬油方面に南下するルートと沖野地区を経由するルートがありますが、沖野地区を経由する通学ルートは県道辛川鹿本線の北側にしか歩道が設置されていないため、信号機のない横断歩道を横断しなければなりません。学校としましては、車の交通量が多く、合志市方面からの道路は下り坂でもあるため、子どもだけの横断は非常に危険であると判断し、児童にとって、より安全性が確保されている、現在の山内醬油を通る通学ルートを指定したという経緯がございます。

教育委員会としましては、通学路合同点検などを通じまして、道路管理者や交通管理者、学校関係者、地域住民等と連携しながら、通学路の安全確保に努めているところでございます。議員御質問の箇所につきましては、本年度の通学路合同点検の際に現地に行き、道路の状況等を確認したところでございますが、児童の安全性が確保されるためには、信号機や歩道橋の設置、道路南側の歩道の新設など道路改良が必要であるという意見が出され、現段階では、道路の形状や地域の利用状況等を勘案しますと、実現にはかなりの時間を要すると思われまして、毎年、学校や関係機関と協議しながら、安全な通学路の設定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 傍聴者の方にお願ひします。議場内での帽子着用は禁止されておりますので、脱帽のほどお願ひします。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 実際には、通学路に指定されている道路、この横断箇所には大抵の場合、手押し式の信号機が設置されています。また、菊陽バイパスや旧57号線、新山踏切南側など、交通量の多い場所では歩道橋が設置されています。

沖野地区を経由するルート上に信号機や歩道橋が設置できない特段の理由があるのであれば、お聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えします。

議員御指摘の沖野の横断歩道の箇所につきましては、信号機の設置を検討したという経緯がございます。ただ、現場上空から見ますと、あそこが合志市方面から下りてくる下り坂となつてまして、車両の速度であるとか、それと交差点の形状、あそこはちょうどカーブになってるかと思ひますので、そういった、あと視認性の問題もござひます。そういったことから、信号機の設置はなかなか難しいのではないかと警察のほうから伺つてゐるような状況でござひます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 道路の形状、視認性等というお話がありましたが、歩道橋についてはいかがですか。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 歩道橋の設置につきましては、現在検討してるとかそういったお話はまだ特段伺ってないような状況でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 先ほどの通学路安全点検の検討の中では歩道橋というところも出てきたかと思いますが、ではもう一つ、先ほどの説明の中で、かなりの時間を要するという説明がありましたが、具体的にどのくらい時間がかかるということなのかと、時間がかかるからそもそも根本的な対策は行わず、通学路を迂回するルートのまま継続するのか、時間はかかっても将来的には対策を行う考えがあるのか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） まず、この通学路は区域外就学でございまして、ちょうど鉄砲小路のところから東側から来る子どもたちも、実際3キロ以内ですので、ありました。そこから来る子どもたちは、その鉄砲小路の交差点から山内醤油のほうにつけるルートと、それから沖野のほうを通るルートというのは実際100メートルしか変わらないという状況で、そこから真つすぐ行くということであればほぼほぼ距離は変わらないと。ただ、今現在、沖野地区のほうにいる子どもたちが少し増えておりまして、その子どもたちが道路を渡って沖野のほうに行くということもあるかもしれませんが、やはり歩道とかいろんなことを考えたときに、実際安全面を、毎日子どもたちは通っていくわけです。それを考えていくと、今、より安全なほうを、少し遠くなったとしても、子どもたちの毎日の交通安全を考えると、現状、こちらを通っていかざるを得ないということが今あると思います。

これにつきまして、すぐすぐその区域外就学の子どもたちの通学路を改善するために歩道橋をとかというふうなことの話はないというふうに申し上げましたけども、なかなかその状況がいつまでとかいつぐらいというのを今ここで申し上げることはできないという状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 諸事情あることは十分理解しておりますが、いずれにしても、大きく迂回したルートで通学している児童、またその御家族の御負担、そういったものにも目を向けていただいて、時間がかかることは理解できますが、何とぞ歩道橋の設置について前向きに御検討いただくことをお願いいたします。

それでは、(2)の質問に移ります。

町内で通学路に指定されている歩道の中には、雑草だらけの緑地帯も多数見受けられます。

その対策をどのように考えているかについて伺います。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

道路植栽帯は、沿道の良好な生活環境を確保し、地域全体の美観を向上させる効果があり、何より、運転操作を誤り車道から外れて歩道へ暴走する交通車両の衝撃を緩和し、歩道等への乗り上げを防止するなど、歩行者への安全性向上の役割を担っております。

町で管理する歩道の植栽帯は、年間を通して業者へ維持管理を委託しており、適切な管理に努めております。維持管理の主な業務内容は、植栽帯の除草や樹木の剪定、消毒などを年2回から3回行っているところであります。

しかしながら、近年、除草が追いつかず、雑草の苦情もあっており、その都度対応しているところでございます。町としましては、まずは適切な植栽帯の維持管理に努めていくことが必要だと考えており、予算には限りはございますが、通学路である路線については除草回数を増やすなど検討を行い、令和6年度の委託業務から反映させたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 道路緑地帯の有用性については答弁いただきましたが、そもそも道路には必ず緑地帯を設けなければならない決まりなどがあるのでしょうか。

大津町から菊池市へつながる国道325号線4車線化工事においては、旭志から赤星方面への新設部分での歩道の緑地帯廃止、中央分離帯においても張りコンや防草シート敷設などの雑草対策が施してあります。本町においても、新設の道路については同じような対策、また既存の部分についてもそういった対策を取ることはできないのか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

植栽帯につきましては、原則といたしましては、道路種別の第4種第1級の道路には必ず設けなければならないと、それから必要に応じて植栽帯を設けることができるということで、道路の構造令に記載されております。その中で、現在うちが管理しています道路についてはほぼほぼ区画整理でできた道路だとかという道路でございまして、現在のところ、先ほども申し上げましたけれども、やはり歩行者の安全と、逆に言うと自動車の安全、両方を守るという立場で設けてる部分がございますので、今のところ張りコンだとかという考えはございません。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） そういった事情は理解できますが、いずれにしても、適切な管理が行われている、これが大前提だと考えます。

その中で、雑草の苦情等に対してはその都度対応しているというお話を建設課のほうでお聞きしました。苦情があったら、相談があったらといった受動的な対応ではなく、例えば毎年苦

情の多い場所については道路パトロール等を行い、苦情が出る前に対処する、または道路の雑草について、その苦情窓口と対応について広く住民に周知するなどの能動的な対策、これについてはどのように行われているのか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 私のほうからお答えいたします。

まず、苦情があったら対応というなお話をいただきましたけれども、実際、昨年度まではそのような対応をさせていただいておりましたけれども、坂本議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、今年度からパトロールを重点的に行っているところでございます。その中で、住民の方から御連絡をいただいた際に対応するのと、今年度からはパトロールで必要なところを把握して対応しているというところでございます。

今後ですけれども、議員がおっしゃったとおり、パトロールをずっと重ねながらやることによって、やはり必要な場所とかそのあたりがどんどん見えてくるかと思えます。そういったところを積み重ねて対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、広く住民の方に周知する必要があるということでございますけれども、今年度から、アプリを使った情報収集であったりとかそういったところもどんどん増やしておりますので、そういったところも力を入れながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町内においても、菊陽バイパス上主要幹線道路では、交差点付近の歩道緑地帯に張りコンによる雑草対策が行ってあります。旧57号線においても、歩道緑地帯全面に防草シートの敷設が行われている場所もあり、これは緑地帯に生える雑草が交通安全に対する障害であることと、先ほどの答弁にありました緑地帯の有用性に比べ、管理不行き届きによる危険性が勝るといふことの証明でもあると考えています。町においては、そのことを踏まえて、今後も適切な道路の維持管理に努めていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

それでは、大梓3番、公費による防犯カメラの設置について。

(1)防犯カメラ設置について、大津地区防犯協会に対して10件分の助成を行っているが、その応募状況と助成実績について、行政区と民間事業所との割合はどうか、これについてお伺いします。

この防犯カメラについての質問は、昨年6月に一度質問しております。また、同僚議員からも度々質問がされている事項です。町におかれましては、それだけ地域住民の関心が高い質問であるということをお念頭にお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） まず、1つ目の今の質問にお答えをいたします。

大津地区防犯協会連合会が実施しております防犯カメラ設置補助事業に対して、令和4年度

は20件の申請がございました。申請の内訳としましては、自治会からの申請が3件、事業所からの申請が17件となっており、自治会の申請割合は全体の15%となっております。また、自治会に対して1件、事業所に対して9件の補助を行っており、自治会の補助割合は全体の10%となっております。

なお、本年度令和5年度は42件の申請があっております。申請の内訳としましては、自治会からの申請が9件、事業所からの申請が29件、保育所、幼稚園からの申請が4件となっており、自治会の申請割合は全体の21%となっております。また、事業所9件、幼稚園1件に対して補助金の交付の決定が成っております。以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 答弁の内容からしますと、令和4年、5年で自治会からの申請が合わせて12件、そのうち補助金の交付が決定されたのが1件、明らかに行政区、自治会からの申請に対しての補助率が少ないと思われま。

そこで、次の(2)町が支出する補助金の使われ方として、より町民の利益に資する行政区からの要望に応える必要があると考えるが、町の考えはどうかについてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

大津警察署の働きかけにより、平成30年10月に、大津署管内の菊陽町、大津町、西原村と大津地区防犯協会連合会、大津警察署が、地域住民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するために、協力して防犯カメラの設置を促進することを趣旨とした協定を締結し、令和元年度からこの防犯カメラ設置補助事業が実施されております。この事業で防犯カメラを設置する目的は、犯罪の抑止、高齢者、迷子など行方不明者の捜索、犯人の検挙、声かけ行為者の特定、住民の安心感の醸成、その他公共の安全と秩序の維持となっております。

この事業で設置された防犯カメラで撮影された映像は、捜査資料としても使用され、早期の事件解決に寄与し、それによって住民の安全・安心につながることとなります。また、撮影対象は、公道などが2分の1以上含まれることが条件となっており、あくまでも、この補助事業で設置される防犯カメラは、設置者である事業所や施設などの防犯のためではなく、公道などにおける犯罪、事件の早期解決と犯罪抑止により、町民を守るためのものがございます。

このようなことから、行政区からの要望を優先するというのではなくて、より効果の高い箇所を補助対象として優先することにより、町民の安全・安心に寄与するものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 防犯カメラの有用性については十分理解しております。

この補助事業で設置される防犯カメラは設置者である事業所や施設などの防犯のためではないとの答弁がありましたが、申請条件の中で、公道などが2分の1以上含まれるとも言われま

した。ということは、2分の1未満の部分については事業所や施設の防犯のために利用できるということではないかと思いますが、その点について、もう一度答弁願います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） この補助要綱で定めておまして、この目的はその事業所や施設のためではないということで、公道における犯罪の防犯、それが第一の目的でございまして、それによってももちろんその事業所等の出入口のところも撮影されることとなりますので、それは事業所にとってもいいことであると思っておりますけれども、第一の目的はあくまでも公道等における犯罪の抑止とか捜査のための充実ということになると思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） あくまで設置する事業所や施設などの防犯のためではないということですが、実際には、特定の業者が事業所等を回って、ただで防犯カメラが設置できますよというようなあっせんを行っているというお話もあります。

それから、より効果の高い箇所を補助対象として優先するとの答弁がありましたが、行政区、自治会からの申請では、役員会などでまずカメラの必要性を検討し、設置箇所や設置台数、そういったものの検討を行い、さらには設置予定箇所、近隣住民への説明、総会などによる住民の議決、こういった幾つもの手順を踏んでこの事業に応募されています。先ほどの答弁からすると、効果の低い箇所からの申請はそもそも補助の対象外とも取れますが、であるならば、募集に際してそのことを先に説明した上で、例えば効果の高い箇所を記したマップを示すなり、最初から募集路線、この路線についてカメラ設置を募集していますなどのそういった配慮も必要と考えます。でなければ、相当の労力を要して募集される行政区や自治会の役員さん、この苦労というのは報われないのじゃないかなと考えていますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） この補助事業の目的、それから手続、それから決定の流れ、そういったものをしっかり行政区、自治会等には伝えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） いずれにしても、防犯カメラの設置、これはとても有用なことであります。様々な関係各位の皆さんが不利益を被ることなく、納得されるような事業展開を今後お願いいたします。

それでは、次の(3)本事業による防犯カメラの設置実績について、過去3年分の申請ごとの補助額と防犯カメラの設置台数はどうかについて伺います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和3年度は、8件に対して補助を行っております。設置台数と補助額の内訳は、2台設置が7件で、47万4,100円から50万円でございます。それと、3台設置が1件で、49万9,400円、4台設置が1件で、45万3,750円となっております。

令和4年度は、10件に対して補助を行っております。設置台数と補助額の内訳は、2台設置が7件で、48万6,200円から49万9,400円、3台設置が2件で、49万9,400円から49万9,950円、5台設置が1件で、49万5,000円となっております。

令和5年度は、10件に対して補助を行う予定となっております。設置台数と補助額の内訳は、2台設置が10件で、46万4,420円から50万円となっております。

以上であります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 直近3年間の実績を見ると、2台設置で最大50万円、5台設置で49万5,000円とのことですが、これはさすがに少しおかしい数字かなと思います。各年の設置台数は2台から5台と、台数は様々なんですけど、補助額は、5台設置49万5,000円、2台設置50万円、これは設置台数と補助額の整合性が取れてないように思われます。

そこで、次の(4) 大津地区防犯協会への支出は毎年10件分、総額500万円とのことであるが、防犯カメラの設置費用として妥当であるとの認識なのかについて伺います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、防犯カメラの設置目的から、大津地区防犯協会連合会では警察の意見も伺いながら、児童の通学路、道路・住宅事情、人や車両の交通量及び犯罪発生状況等を総合的に勘案し、慎重かつ丁寧に設置箇所を審査し、必要性の高い箇所を補助対象に決定されております。補助額については、補助の対象経費として、防犯カメラ本体、液晶モニター、映像を記録するための機器、設置工事費などが含まれており、防犯カメラで撮影された映像は捜査資料としても使用されることから、性能の高いカメラや映像記録装置を設置いただいております。このため、補助の上限額としての1件当たり50万円は妥当であると認識しております。

この補助事業により、これまで町内に30か所に防犯カメラが設置されており、本年度中にあと10か所設置予定です。今後も、毎年10か所程度を限度として、計画的な設置に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） カメラ本体、液晶モニター、記録機器、設置工事費の項目が挙げられましたが、それぞれの価格設定がどうなれば5台設置より2台設置の費用が高額になるのか、ちょっと理解ができません。

それでは最後、(5) 費用対効果の面からも、町が主体となり、防犯カメラの設置を行うべき

と考えるが、町の考えはどうかについて伺います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、防犯協会の補助事業における防犯カメラの撮影対象は公道などが2分の1以上含まれることが条件となっており、あくまでも、この補助事業で設置される防犯カメラは、設置者である事業所や施設などの防犯のためでなく、公道における犯罪、事件の早期解決と犯罪抑止により町民を守るためのものごさいます。

設置に係る費用について補助し、維持管理に係る費用は設置者に負担していただくこの事業は、町民の安全・安心のため非常に有効であり、町、警察、設置者それぞれの立場からも有益な事業であると考えております。このようなことから、今後もこの事業を継続していきたいと考えておりますので、町施設及びJR駅以外の場所に町が主体となり防犯カメラを設置することは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 答弁の中に、町、警察、設置者それぞれの立場からも有益な事業とありましたが、先ほど少しお話ししましたが、特定のある業者がパンフレット等を持って事業所と個別にカメラの設置のあっせんを行っている状況を踏まえますと、5台設置でも2台設置でも等しく約50万円の費用を受け取れる設置業者にとってこそ最も有益な事業に思えるのは私だけかなと考えています。いずれにしても、この防犯カメラの件につきましては、今後も引き続き検証していく必要があると考えています。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今日、藤本議員のほうから防犯カメラについての御質問がありました。私も改めて、防犯カメラについては勉強させていただいたところごさいます。

そこで、まず1つ申し上げておきたいのは、私も実は勘違いしてたんですけども、防犯カメラ設置補助事業というような認識でおったところなんですけども、これはそもそもの制度の趣旨は警察のほうから提案があったということで、まさに警察が、先ほどありましたように、児童の通学路であつたりとか道路の住宅事情とか、また犯罪の発生状況とか、本当に安全・安心のために必要な防犯カメラの設置をしたいと、その中においては、住民であつたり行政区であつたり事業者の方から、こういったところは危ないんじゃないかという提案があつて、そこに補助をするというような趣旨で5年前から始まった事業でありますので、行政区とか住民の方がぜひここにつけてほしいという意味合いと若干違うなと思ったところごさいます。

そういう中で、議員のほうからも御指摘がありましたように、実は補助制度が開始されて5年たっております。ですから、私が最初に申し上げた目的から少しやっばりずれてきてるんじゃないかなと思ってます。それがまさに、防犯カメラの販売業者の営業活動とかが積極的に行われてきてると。申請件数を見ますと、菊陽だけがやたらに多いというような状況ごさいます。

す。西原は、たしか申請件数はゼロ件でございます。大津の場合もそんなに多くない。設置台数は、今10件が菊陽町であって、5台が大津、西原が2台というような形になって、これは警察のほうで捜査として必要だという箇所に設置をしています。

この10件の場合は、これも警察としては、申請のあったものの42件を、書類審査をしっかりとやりながら現地調査もやって設置をするということの中におると、警察のマンパワー上も確認いたしますと10件が最高だと、もういっぱいいっぱいの上限でやっているということでございますので、5年たってきている補助制度の在り方については、防犯協会の会長は町長でございますので、町長のほうも今日の議会の答弁のやり取りを確認されたところでございますので、この制度がどのような形で進んだほうが妥当なのかというのはまた検証していかれるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） この事業の成り立ちと考え方というのはお聞きしたとおりだと思います。とはいえ、応募される皆さんの労力等もあります。犯罪に対する抑止、そういった観点であるならなおさら、過去の犯罪件数や発生箇所を警察のほうでは十分把握していると思います。この路線に重点的にカメラを設置したい、この路線にはカメラが必要ですよといった情報提供も今後はしていただけると、非常に申請側にとっても有益なものになると思いますので、重ねてお願いいたします。

これをもちまして本日の一般質問を終了させていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 拍手は禁止されております。

藤本昭文さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 皆さんおはようございます。

今日は雨の降る中に、傍聴の皆さんには私がバスを1台チャーターしまして御案内をしました。プラス、タクシーが1台要るぐらいおいでくださいませ、ありがとうございました。それから、熊本市内あたりからも傍聴に来ていただいて、今日は特に同級生も来ておりますので、ちょっと緊張しますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、能登半島の地震において亡くなられました方に心からのお悔やみを申し上げます。ま

た、被害に遭われた方についてはお見舞いを申し上げる次第であります。

そして、自然災害というのは防ぐことができないというふうに思っておりますが、その後の対応が私は重要だというふうに思っております。私たちも8年前に地震に遭いました。そして今回、能登半島の人の避難される姿を見ると、8年前と変わってないなというふうな感じが一番しました。また、菊陽町から派遣されている職員の皆さんについては、事故のないように活躍を期待しているところであります。

今回の地震で思うんですが、特に外国の事例を少し述べたいと思います。イタリアの事例を申し上げますが、イタリアも地震の大国であります。その中で、48時間以内にトイレの設置する車が来ます。そして、シャワー付きのテントが設置されます。そして、キッチンカーとシェフがやってきます。そして、イタリア料理を振る舞われると聞いてます。その中にワインも出るというふうなことであります。

そこまでは日本の場合は期待はしませんけれども、やはり度々この地震大国であればまたほかの自然災害に遭うわけですので、そのときに避難される方は着のみ着のまま、そして途方に暮れた避難の状況であるということであれば、東京の人も能登半島のほうへ行っていました。この田舎は日頃は目にかけなくてもいいけど、こういうときこそ目をかけてほしいなというのが能登半島の人たちの気持ちだろうというふうに思います。東京では裏金問題でテレビに出るので、何のというような非常に恥ずかしい状況であります。能登半島の皆さんに申し訳ないと思わんとかいと私は言いたいところであります。

さて、これから質問に入りますけれども、昨年の6月から一般質問をさせていただきました。今回4回目ということで、連続で4回質問をさせていただきますが、これも支援者の皆さんからの意見等も聞いての質問でありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

今回、質問につきましては3項目、町長の政策提言にある町の均衡ある発展の推進について、2番目に、菊陽町PR大使について、3番目に、町の施設の整備についてということの3項目で、非常に質問の趣旨も要旨も箇条書で3つしか書いておりませんので、議長から30分ぐらいで終わるとたいと言われましたが、それ以上には頑張りたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

あとの質問につきましては質問席のほうから伺ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） それでは、質問の1番について申し上げておきたいと思います。

私がなぜこの均衡ある発展の推進についてということで質問を申し上げますが、北のほうでは体育館が完成しています。それから、この前質問しましたが、アーバンスポーツの施設が計画されました。これあたりは南校区に欲しいなと思ったがあっちに行きましたし、それから原水駅の西のほうには町の区画整理事業が、住居だけではなくてホテルやショッピングモールも建

設が予定されているというふう聞いております。また、久保田台地についても徐々に開発がされてるのではないかというふうに思うわけですが、その中で、私の住んでる南小学校区は全く発展が見えてこない。特に、前回も質問しまして、コンビニは条件がそろえば建てられますよというようなことですが、コンビニについても建っていません。

そして、この状況からして、南小学校は白川から見ると全然景色が違う。何となく、前言われましたが、菊陽町のアフガンと言われる人もいますが、全くそういうふうになりゃしないかという焦った気持ちもありまして、今回、町として、南小学校区の発展の具体策はあるのかと、非常に抽象的な質問ですが、政策提言の中に町長も入れられておりますので、そういうところで、具体的にどういうふうなことを考えられてるかを質問したいと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、馬場議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、私から、南小学校への思いを述べさせていただきます。

御存じのとおり、私は選挙に際しまして、日本一のまちづくりに取り組み、新しい菊陽を実現するため、72の具体策から成る政策提言集をまとめ、多くの応援や御支援をいただき、当選をさせていただきました。町民の皆様からは、この政策提言に御理解や御賛同をいただき、私に大きな期待を持っていただいていると感じているところでもございます。

その政策の中に、ただいまありました議員の御質問の、町の均衡ある発展の推進において、南小学校区の発展を目指し、地域間の格差を減らしていくことを掲げております。これは、南小学校区の発展なしに新しい菊陽の発展はないとの私の強い思いからによるものでございます。

現在、J A S Mの立地に伴い、特に原水地域におきましては様々な事業を推進しているところではございますが、南小学校区である白水地域におきましても発展、活性化できるよう最大限取り組んでまいり所存でございます。

2月に、南校区区長会、南校区活性化協議会、菊陽南小学校P T Aの各代表者から、新たな東西道路整備を求める南小校区1,094名の署名を、中村県議立会いの下、町に提出をいただきました。署名を提出いただいた際には、東西道路整備については県との連携が不可欠であり、中村県議と一緒に県との協議を加速させて進めていくとお答えをし、担当部長に調査検討業務の予算化を指示したところでもございます。

この道路は、私の政策提言の、町の均衡ある発展の推進に掲げた道路整備でもございます。実現に向けてしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

具体策につきましては、担当部長から答弁をさせます。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 南小学校区の発展の具体策ということで、私のほうからは土地利用、道路整備について答弁させていただきます。

まず、土地利用という観点で申し上げますと、令和5年6月及び9月の一般質問において、

議員より、地区計画の運用見直し等に関する御質問をいただいております。集落周辺の土地利用については、令和6年度に予定する都市計画マスタープランの改定作業の中で併せて検討を行っていくと答弁しております。

都市計画マスタープランの見直しに関する最新の状況としまして、現在、住民意向調査、町民アンケートを実施しており、令和6年度中には、策定委員会による案の作成、都市計画審議会での審議などを経て、計画の改定を行う予定としております。また、令和5年度においても、関係課の間で現状を整理し、共有を図るなどしており、令和6年度に向けた作業を進めております。

次に、道路整備ですが、県道瀬田熊本線のバイパスについては、令和5年6月の一般質問において、議員より、進捗状況についての御質問をいただいております。現在進めている渋滞対策の進捗を見ながら、事業の時期や手法など、県と検討を進め、県道瀬田熊本線のバイパス整備の実現に向けて取り組んでいくと答弁させていただいております。

また、町長からの発言のとおり、2月に、南校区区長会などの各代表者から、新たな東西道路整備を求める署名が町に提出されたところであります。この道路については、南小学校区の東西に走る南部地区新設計画道路として、令和6年度当初予算において調査検討業務を計上しております。

私のほうからは土地利用と道路について答弁させていただきましたが、議員御質問の趣旨は、核心は、南小学校区の発展、活性化のためには単体ではなく総合的な取組が必要との考えであると思われまます。令和6年度に策定する第7期総合計画の下、道路整備に関する協議を加速させ、マスタープランの改定に併せて行う土地利用制度の検討や、農振法に基づく地域計画の検討など、様々な法律の観点から庁内横断的に進めることで、南小学校区の課題の解消、均衡ある発展に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） バイパスの件につきましては、6月の質問のときに進捗状況等も伺ったところでございますが、バイパス道路について付け加えますと、南小学校区の幹部の皆さん、区長会長、PTA会長さんとも会って、道路の要望について、交渉経過については私も伺っておりますし、内容についてもいろいろ聞きまして、そして回覧等でも経過を、地域全体、南校区全体で、こういうことをしましたよというふうなことで、要望書についての経過報告もありました。その中で、やはり地域の全体の、バイパスだけ今回要望を出されておりますけれども、地域全体の部分についてはまだ差し控えたという話も聞いております。やはり南小校区の衰退と申しますか、今つくられてます集落内開発の区域ということで出されておりますが、そのまゝの状態ではなかなか新しい住民は入ってこないというふうに思いますので、そういうところで、現状を見ますとますます衰退をしていくような感じがするわけでありまます。

抜本的な対策として、今回、6年度の7期総合計画の中に組み入れていきますというふうな

ことで、バイパスその他については今の状態でいいと思うんですが、ただ、新住民が入ってくるのに、地域内と言っていますが、現状はなかなか地域内には入ってこない。外のほうから、今の曲手とか辛川の上辺りを見ますと、外側から外堀からずっと来てるなというふうに思っているわけでありまして。そういう中で、菊陽の南校区、それから津森神社の範疇に入りますが、菊陽の南校区の6集落、そして益城町、そして西原のほうに回る12年に1回の御法使祭りがあるわけですが、非常にその中でも、もう顕著に衰退をしてるなというふうに思っているところなんです。

そこで、小牧副町長にちょっと伺いたいんですが、私の支援者のほうが10月の下旬に、状況を知ってほしいというふうなことで、24年前の御法使祭りと、それから近年ありました辛川辺りを中心として御法使祭りが開催されたビデオが作成されて、私も携帯でしっかりビデオを撮っているところですが、そのビデオを見られたというふうに思っておりますが、そこで感じられたことを率直に言っていただければ幸いです。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 確かに、DVDを渡され、中身を見させていただいたところがございます。というよりも、私は平成4年度、御法使様が辛川で行われたところだったかと思いますが、私は子どもを連れて御法使さんを見させていただいておりました。すごく活気のある祭りであったところがございますが、その後を見ていきますと、やはりなかなか子どもの数が少なくなっているというところを私も感じたところがございます。

ただ、この祭りは非常に歴史のあるものでございまして、私も小さいときに、この御法使様のときには辛川の私のおやじの実家のほうに行って参加させていただいておりました。この伝統のある、今でいうと益城と西原と菊陽と、菊陽の中においては戸次と馬場楠と曲手と辛川だったと思いますけれども、こういう広域的な祭りというのは非常に貴重なところになっているんだろうと思います。先ほど町長のほうから、南校区の発展なくして菊陽町の発展なしというような強い発言もありました。私も第二のふるさとという思いでこの菊陽町に参りましたので、菊陽町の均衡ある発展、これに対しても全力で取り組んでいきたいと、そういう感想を持ったところがございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に歴史ある祭りでありまして、重さが1トンぐらいあるのを田んぼ等に放り投げる、壊れた部分は50万円、60万円修理代がかかるというようなことで、非常に全国的にも有名になってるような祭りですので、ぜひ皆さんも御覧いただければと思います。間もなく、あと3年ぐらいしますと戸次のほうから御法使さんのみこしが来るわけですが、年々ここの、今言われた菊陽と益城と西原の一部、ますます寂れているところをぐるっと回ってるような感じがして、寂しい感じがします。この御法使祭りについても、テレビで以前あったんですが、「ポツンと一軒家」の番組が今有名ですが、その中で、みこしを軽トラック

で運ぶようなシーンもありまして、こういう姿にだけはなりたくないなというふうに思っているところでもあります。

昨日の坂本議員の部分とかぶると思いますけれども、自然と調和の取れたまちづくりというふうに言われております。非常に自然豊かで静かな菊陽の南校区なんですけど、業者さんが土地の開発等で山林等を買われてます。その中で、管理地にはなってますけれども、竹林になったり、非常に荒れた状態であるというふうなことで、なかなか開発が進めないというふうな状況であると思いますが、今回ぜひマスタープランの中で、南小校区の将来の構想図の中で、地域内開発にこだわられると思いますけれども、やはり集住ゾーン、何回か同じような質問をしますが、そういうことで、外堀から埋めるというか、なかなか地域住民は代わり映えがしないもんですから、非常に閉鎖的で入りにくい部分も新しい住民からするとあるんじゃないかなということ、外のほうから開発がされてるわけですけども、よその事例を言ってもしょうがないんですが、益城町辺りの地域内開発と、それに集住ゾーンを加えた線引きがされているわけです。

それで、動いているかということ、そう動いてもないというふうに思いますが、そういうものをぜひ今回の計画の中には入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほどから申し上げてるとおり、令和6年度は第7期の総合計画、それと都市計画マスタープラン、これの改定を行いますので、その中でしっかりと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今の計画の段階でいろいろ考えていきたいということで、しっかり取り組んでいただければというふうに思っております。

それでは、質問の2番の菊陽町のPR大使について伺いたいと思います。

PR大使の選定に当たってということで、少し趣旨を述べていきたいと思います。非常に簡条書に書いておりますもんですから、要旨をしっかりと説明をしたいというふうに思っております。

町長の政策提言の72の中に、菊陽町のPR大使にということが挙げられております。その中で、早速12月ぐらいから取り組まれて、大変感心をしているところでありますし、私も支持をしたいというふうに思っております。

今回質問を取り上げた背景には、PR大使についていろいろありました。疑問点等も皆さんからいろいろ聞くわけですし、そのときにうまく私もあまり答え切らんでおりました。そしてまた、菊陽町のホームページに、活躍するスポーツ選手とかあるいは団体等の紹介もあっておりました。そういうこともあるんですけども、そういう中で具体的にどういうふうな選定基準でされてるのかと、PR大使の選定に当たって選考基準はあるのですかというのを聞きたい

と思います。

3つぐらい項目を挙げてるんですが、選定基準ということですので、町長の意向だけで決定できるのか、それから諮問する機関はあるのか、それと、それを所管するところはどこですかということと、人数に限度があるのか、それから事故あるときの保険等はあるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それではまず、御質問にお答えをいたします。

本町のPR大使については、町長の政策提言の72の具体策にありますとおり、スポーツ、文化でゆかりのある方々に菊陽町を幅広くPRしていただくことを目的に任命しております。令和6年2月末現在で、菊陽武蔵剣豪太鼓、馬場楠の獅子舞、プロサッカー選手、落語家など、3団体、個人12人に委嘱を行っております。

具体的な内容については、令和4年12月に菊陽町PR大使設置要綱を定め、PR大使の設置目的、委嘱、任期、報酬等を規定しております。目的としましては、本町の出身者や本町にゆかりのある個人、団体などにPR大使を委嘱し、農商工業、学術、科学技術、スポーツ、芸術文化、社会福祉などの様々な分野での活動を通じて、本町の魅力発信や知名度向上をはじめ、地域の活性化等を図ることを目的としております。

主な活動内容については、自身の平時の活動などにおいて本業に支障のない範囲での活動をお願いしており、PR大使名刺の配布や、自身のフェイスブック、InstagramやXなどのSNSでの情報発信などを行っていただいております。また、1月30日から2月4日まで東京の銀座熊本館で行いました菊陽町フェアでは、PR大使2名が本町特産品の販売を通じて菊陽町のPRを行っていただいたところであります。そのほか、町広報公式ユーチューブチャンネルにおけるPR動画への出演などを依頼しております。

なお、任期は3年間とし、報酬につきましては無報酬としており、個別具体的な活動を依頼する場合は有償となります。

これからも、このPR大使活動を通じ、菊陽町の魅力発信や知名度向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常にいろいろ積極的に取り組んでいらっしゃるというふうに思っております。私も機会あるごとに、いろんな会合では、菊陽町の町民の皆さん一人一人がPR大使ですよ、菊陽町はこういうところですよということを述べさせてもらっております。ある場面では、私がしゃべってしもうたから町長がしゃべる内容がなくなったと言われたこともあります。

やっぱり一人一人が菊陽町をよくしようということで、この活動を期待しているところなんです。その中で、こう言っちゃなんでございますが、自分が目立とうというような人もいる

かと思えます。自薦、他薦があると思えますが、その対応はどうされてるかということと、任命をされて、なかなか大使に問題があったときに、あなた辞めてくださいと言えるのかどうか、そういうところについてはどう考えているか、伺いたいと思えます。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） まず、担当部署ですが、総合政策課になります。

諮問する機関につきましては、機関は設けておりませんが、町のほうで、先ほど馬場議員も言われましたように、ほぼお知り合いの方の紹介とかが主になってきます。その方たちとお話をさせていただいたり、やはり経歴とかそういったものは確認させていただいてるところでございます。その中で、先ほどの要綱のほうに合致をすれば委嘱をさせていただいてるところでございます。

また、その委嘱された方に何か問題があった場合というのは、要綱のほうにも規定しておりますけど、その第3条で、任期等ということで、町長はPR大使が次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができるということで、PR大使としての職務を遂行できなくなったとき、PR大使から辞退の申出があったとき、その他PR大使を務めることが適当でない認められたときと、3つ条件を挙げさせていただいております、もし何かしらPR大使の方に問題があった場合は、担当部署のほうとPR大使のほうと御相談をさせていただいて、辞退していただくという場合も考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に設置基準についてもしっかりつくっていらっしゃるというふうに思っております。今後とも、議員の皆さんももちろんですが、傍聴に来られてる方についても、菊陽町についてしっかりPRをして、そして自慢できる菊陽町といいますか、ほかのでも皆さん非常に羨ましがっていらっしゃると思いますが、しっかり菊陽のいいところ、そして産業の発展のためにPRをしていただければというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いをしまして、次の質問に移りたいというふうに思っています。

まず、町の施設の整備についてということで出しております。

中央公民館、町の体育館、それから社協の施設の建て替え等について前回質問をしました。公民館とか社協の施設、体育館の整備、それから健康センター——仮称ですが——建設について質問をしたところであります。その答弁の中で、横断的な部分もあって、一つの課題として検討の余地はありますねというふうな答弁でありまして、あまり積極的な部分は感じませんでしたけれども、特に横断的な部分で総合的に判断する機関が必要ではないかというふうに思っております。

特にその中で、中央公民館についての部分では、もう建物も古いし、エレベーターもありません。そういう中で、利用者が不便の中で利用していますし、エレベーターについては取り付ける予定もないというふうなことでありますけれども、その中で、中央公民館それから体育

館、社協の施設について、建て替え等の具体的な整備があるかということでもあります。古い建物をいろいろ改修しながら使うというのも大事かと思いますが、ある面では、古屋の造作といって、金がかかる割にはぱっとしないような部分もありますので、そういうことで、施設についての建て替え等の具体的な整備計画があるのか、伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

まず、中央公民館につきましては、菊陽町役場庁舎等整備検討業務委託の中で、同様に老朽化が進んでいる役場庁舎との複合化について検討することとしており、昨年12月からは、職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めているところでございます。また、令和6年度には、学識経験者を含む外部委員で構成した役場庁舎等整備検討委員会を立ち上げ、その委員会からの答申を基に、中央公民館の整備の方向性について判断したいと考えております。

次に、町民体育館につきましては、熊本地震後の災害復旧工事において、鉄骨補強やつり天井の撤去、LED照明の設置を行うとともに、併せて屋根の改修工事やトイレの改修工事を行っておりまして、現在も、菊陽中学校の部活動やスポーツクラブきくようなどの社会体育で多くの方が利用されていることから、当面は利用を継続する方向で考えております。

最後に、町社会福祉協議会が管理運営を行う2つの施設についてでございますが、老人福祉センターについては、町長の施政方針で表明させていただいたとおり、建物の長寿命化及び福祉避難所としての機能の確保を目的として、令和6年度に内部改修工事を実施する予定でございます。また、老人福祉センターに隣接する福祉支援センターにつきましては、菊陽町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の利用状況や老朽化状況を踏まえ、今後も適切に維持管理を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 中央公民館についてですけれども、職員のプロジェクトチームとか学識経験者の検討委員会とか、そういうことでされるというふうに思っております。中央公民館の方向性について思うんですが、大いに期待をしたいというふうに思っております。

特に、次の質問にも関わってくると思いますが、図書館ホールの中の図書館、これは私の要望ですが、公民館のほうに移設をする、それと、せっかく建てるならばやはり多目的に利用できるような形で取り入れていただきたいと思いますので、図書館は今の図書館ホールにそのまま置かれると、ちょっと今後の利用で課題もあるというふうに思いますので、公民館に図書館は移していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 今、図書館を公民館に移すということによろしいですか。

（4番馬場功世さん「はい」の声あり）

今のところ、まず役場庁舎との複合化のほうを検討しております。その中で、一応、図書館

というのは入っておりませんので、今後、公民館の整備の方向性が決まった後に、また今、庁舎等の検討の中で、ほかの健康保健センター等の複合化も含まれておりますので、そういった部分もまた併せて検討が必要じゃないかと思っておりますので、図書館については今のところ公民館に入れるという予定はございません。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今のところはあれですが、図書館と図書館ホールが今置いてあるわけですが、非常に片一方はいろんな催しで会場の中でわいわいやっていると、図書館のほうは静かに勉強したい場所です。それが両方にあって、遮断もされない状態で、図書館ホール、図書館のほうからはうるさいと言われるし、こっちは一生懸命盛り上げようとしてる中で、非常に矛盾するような施設ではないかと思えますもんですから、そういうことで、あえてこの図書館のほうを移していただきたいということで要望しておきたいと思えます。

続きまして、町の整備についての図書館ホールの建て替え、それから、計画がなければ企業へできないかというふうなことで質問をしますが、今、菊陽町においてはT SMCの進出で非常に盛り上がっております。そして、ほかの市町村の議員あるいは首長さんから、それから住民の皆さんから、菊陽町はよかなと言われます。言われますが、冷静に考えると、どこがいいんですかと聞くわけにはいきませんが、どこがいいんでしょうか。交通渋滞では悲鳴を上げます。地下水は大丈夫かと言われてる。環境問題は、工場の排水についての環境問題は克服できるのかというような、心配の種は尽きません。

その中で、国、県、それから菊陽町もちろんウエルカムでありますし、私たちもウエルカムであります。その中で、国のほうの国策というふうに捉えておりますが、第1工場については補助金が4,700億円、第2工場については7,000億円以上の補助が出されるというふうに聞いております。それから、いろんな形でインフラの整備で1,040億円以上の予算がつかしました。これもそれもと申しますとなんでございまして、これだけ税金を使って、T SMCの工場のウエルカムの状況ではあるわけですが、それだけ税金をつぎ込んでも、今言いました額でもほかんとに使えばいいんじゃないかというような部分もあるかと思えますが、それ以上に国全体、そして熊本県、菊陽町の経済発展が期待されるというふうなことで皆さん言われるんだらうというふうに思えますし、菊陽町においては固定資産税あるいは所得税等の増収が見込まれるということで、非常に全体的に期待をし、そして菊陽町はよかなと言われるんだらうというふうに思っております。

これだけつぎ込んでされるわけですので、進出企業においては本業に邁進されることは結構なことだというふうに思うわけですが、国内の大手企業を見ますと、固有名詞でなんでございまして、サントリーのホールとか美術館等を見ますと、非常に文化事業等にも、生業以外でも非常に力を入れていらっしゃる企業もあるわけですので、図書館ホールについて、菊陽町工場進出記念ホールとかそういう感じで、この図書館ホールの部分について建て替えがしなけれ

ば、プレゼントみたいな形でやってもらえないかということで働きかけができないか、伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

図書館については、平成15年の開館以来、今年度で20年となり、主に機械設備関係の老朽化に対応するため、菊陽町公共施設等総合管理計画において、令和9年度以降に大規模改修の予定としております。これにより、令和6年度に、空調設備、ホールの照明設備、舞台設備などの設備関係や外壁の劣化状況調査を行い、今後の改修計画に役立てていきたいと考えております。

なお、議員から御提案いただきました、図書館ホールの建て替えの計画がなければ企業へ依頼できないかということにつきましては、図書館の建て替えの計画もありませんし、また東京などの大都市では民間によるホールの設置が事例としてございますが、菊陽町において同じように事例を当てはめることは困難ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 空調施設とか音響施設についても、図書館ホールについてはいろいろ手を加えられているわけです。私も前回質問をして、改修の段階でこういうことは取り入れられないかというふうなことで、一部、楽屋も狭いというようなことで、非常にその中でいろいろ計画をされているというふうに思っておりますけれども、今の状態で本当に皆さんたちが使い勝手がいいかというと、非常に厳しいものがある。一部改修をされますけれども、楽屋等については増築等も今の段階では難しいと思うし、先ほど言いましたが、図書館あたりを移せばあのところもうまく使えるのではないかというふうなことも思いまして、図書館については移動できないかということも述べてきたわけですが、そういうことで、今、できないというふうな返事をいただきましたけれども、町長に伺いたいと思います。

役場についても長命化ということで改修をされるという中で、同僚議員の中から、新築はできないかというふうに言って、町長も新築ということでかじを切られたと思います。

そこで、工場に働きかけができないならば、物入りはしますけれども、図書館ホールの新築というとも考えられてはいかがでしょうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、馬場議員の質問にお答えいたします。

施設の整備ということは、先ほどからもずっと説明しておりますけれども、しっかりとしたビジョンを組んでやっていこうというところで、今、町のほうも進んでおります。図書館ということでありますけれども、私が聞く中では、若干の御不満はあるかもしれませんが、音響、様々な設備も、類似団体を見ても非常にすばらしいホールだということをお聞きしております。ピアノの発表会ですとか、なかなか予約が取れないんだというようなお話も聞く

ところでもございます。

企業に働きかけということですが、それは現実的じゃないというふうに考えております。先ほど馬場議員からもお話があった、この菊陽町はここ数年、菊陽町を取り巻く環境が非常に変わってきたというのは私も実感をしておるところでもございますが、御心配や御苦勞をおかけしてるといのは私も当然理解をしておりますので、そういった皆さん方の思いを喜びに変えるのが私の、そしてまた職員の使命だというふうに思いますので、そういったところを議員の皆様方に御提案をさせていただきながら、成長し続ける菊陽町をつくっていきたいというふうに思っているところでもございます。

繰り返しになりますけども、やはり図書館ホールは今ままで私は進めていくべきだというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） せっかくつくられた施設ですので大事に使いたいという気持ちについては理解をするわけですが、何遍か申しましたけれども、どうも今回、体育館とそれからアーバンスポーツの総合運動公園については非常に地域の方あるいは利用者の方の意見を取り入れられて、非常に機能性のある、そしてほかの地域にも誇れる施設ができていますし、今からもこのアーバンスポーツの関係についてもそういうふうになっていくと思うんですが、図書館ホールとか公民館等については、その当時は画期的な施設だったというふうに思いますけれども、今となつては、楽屋についても2つしかない、着替えるところでもないというようなことで、何度か質問をしたわけですが、施設については大事に使ってほしいと思いますが、今後のいろんな計画の中で、そういういろんな方の、地域の方の、あるいはいろいろ学識経験者も入れられているということでもありますので、それに沿って非常に期待を、施設等の整備については期待をしますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと時間がありますので、ステージのほうでちょっと話したいと思います。

今回、3項目にわたって質問をさせていただきましたし、傍聴の方も非常に関心を持って聞いていただいたというふうに思っております。また、いろんな形で真摯に答弁をさせていただいたことに敬意を表したいというふうに思います。

今回、ちょうど質問については4回目、毎回この質問を、昨年の6月から質問をさせていただきましたし、そのたびにいろいろハプニングもありまして、私が通告をしない部分で質問をしたりもしましたし、趣旨説明が長かったりもして、1年間を振り返りますと非常に反省するところもありましたし、議長からもいろいろ指導を受けて非常に勉強になりまして、ちょうど4回ということで1年分が終わったわけですが、今後とも毎回質問をさせていただきますし、ある面では通告の範囲内だろうということで、そこは多く包んでいただいて答弁をしていただければというふうに思っております。

今後とも、支援者の皆さんについてはいろいろ勉強をさせてもらい、また役場の執行部から

もいろいろ聞きながら、町政の発展のために一議員として取り組んでまいりたいということをお願いして、私からの今日の一般質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時52分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 皆さんこんにちは。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には、明確な答弁をお願いいたします。

議長にお諮りします。

質問の順番、3番を一番最初に持っていきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） はい、許可します。

○16番（小林久美子さん） 第3の、有機フッ素化合物について、まず初めに取り上げます。

T S M C、日本企業名はJ A S Mですが、2月24日に開所をしました。第2工場については、立地場所や規模などは未確定ということですが、ある報道では、第1工場の1.5倍ではないかと言われています。

今日の質問の前提として、第2工場の立地場所や規模など、大事な情報だと思いますが、町長から熊本県に問合せをして、町民にも情報を公開していただきたいと思いますが、まず初めに町長にお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） なぜ前提かといいますと、私は、第1工場が今ありまして、2月24日に開所をした、その後、隣接地に第2工場ができるのではないかとというふうに理解をしまして、今日の質問全体に、第1工場、第2工場と合わせると一体どうなるのかという町民の不安が一番ありますから、そこをまず初めに町長にお尋ねしたかったんですが、町長も突然だということで答えがないので、次に進みます。

国はT S M Cに総額1.2兆円の補助金を提供するとしておりまして、歯止めのない税金の投入となっています。これはもう皆さん十分御存じのとおりです。幾ら生活に不可欠な半導体を確保するといっても、特定企業に対してあまりにも異常です。

皆さん、国の中小企業全体の対策費のこれは何倍と思われますか。これは7倍にも当たりま

す。日本全体の中小企業の全体の対策費の何と7倍なんですね。

T SMC第1工場は12から28ナノ、演算用ロジック半導体、第2工場は6ナノ、自動車、人工知能と言われています。2024年末までに着工し、といたら今年なんです、2027年末までに稼働。T SMC世界シェアの5割、周りの企業は昨年9月時点で46社来ています。今年の末までに着工するのに場所もまだ特定してない、今決まっているのは国の補助金だけなんですよかということで、町長に、最初、県にもっと問合せたほうがいいという思いでした。

町では、交通渋滞はもちろん、半導体工場建設のため高い賃金に労働力が引き寄せられ、地元企業で人手不足が起きています。皆さんも、テレビで何回も報道がありましたので、例えばラーメン店の店主の方が、時給1,000円でも全然来てくれないと。熊本の最低賃金は898円で、第1工場の食堂スタッフは1,500円で募集しているそうです。これでは、地元のアルバイトなり働く人、ラーメン店でも応募がないと言われていました。

また、地価の高騰などもあり、私の知人の方が通っている病院も、そこでは診療を続けられないということで、移転をするという話もお聞きしています。また、ある主婦の方は、熊日の新聞に、町は半導体関連企業の立地が相次ぎ、あたかもバブルのようですが、住民に恩恵はなく、住みにくくなるばかりと熊日に訴えられていました。

半導体企業の経済効果とともに、住民にとって住みやすい菊陽町、住民が置き去りにされないまちづくりが今必要ではないでしょうか。町長が進められる成長するまちづくりとともに、私は、住民が置き去りにされない町をぜひ視野に入れてほしいと思っています。

それでは、有機フッ素化合物の質問に移ります。

この問題は以前も議会で取り上げてきましたが、町民の方から、有機フッ素化合物でがんになるとか、そういう問題が心配だという問合せがありましたので、改めて質問します。

1万種以上あるとされる有機フッ素化合物P F A Sは、半導体製造の様々な過程で使用されています。P F A Sは、水や油をはじき、熱的、化学的に安定し、環境中で分解されにくく、永遠の化学物質と呼ばれています。その人体への影響が、町民からの問合せで一番心配されているのは、やはり発がん性が大丈夫なのかということ、また免疫力の低下や、胎児、幼児の成長低下などが危惧されています。その代替物質も開発途上です。

半導体工場の大量の廃液は処理されて下水道から川に流されるため、白川の下流域、有明海の汚染も心配されます。大量の廃棄物の安全性、処理、管理も懸念材料です。

そこで、1つは、J A S Mの排水の有害物質の除去対策、監視体制を強化してほしいと思いますが、町は一体どこまで関われるのか、この問題についてお尋ねをします。

また、既設の半導体工場周辺の環境調査、今、T SMCが、J A S Mが始まる前に、今までの半導体の工場周辺の調査も必要ではないかと思いますが、この2点についてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） それでは、1つ目の、既設の半導体工場周辺の環境調査が必要ではないかについてお答えをいたします。

新たな半導体工場稼働前後で規制外物質のモニタリングを行い、周辺環境の変化を客観的かつ科学的に把握検証し、専門的な見地から意見を求めることとしまして、昨年令和5年11月に熊本県環境モニタリング委員会が設置されております。この委員会では、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等関係法令に基づき、河川、海域、地下水及び大気における規制外物質の常時監視を実施されておられます。

検証の視点、考え方におきましては、工場稼働前後で環境に明確な変化がないか、ほかの一般環境中の濃度と差異がないか、その原因が工場に由来するのか、また健康リスクがある物質なのか、原因と推定される工場の排水、排ガス調査等の追加調査が必要かなどが検証されます。

本町におきましては、昨年7月に、おおきく土地改良区所有の農業用井戸1か所——これは鉄砲小路区になりますけれども——の水質調査を実施いたしました。調査項目の有機フッ素化合物PFOS、PFOA並びに今後国際条約により製造等の原則禁止が見込まれるPFHxSの水質調査を行いました。結果につきましては、それぞれ4ナノグラム未満であり、国の基準値50ナノグラムを大きく下回り、人体への影響にも問題のない数値でありました。

また、令和6年度は、大菊水道企業団により、町内全ての配水池6か所、柳水地区内、堀川地区内、武蔵ヶ丘地区内、沖野地区内、南沖野地区内、大堀木地区内において有機フッ素化合物の水質調査を実施する予定としております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） それでは、既設の半導体工場関連の調査はなかなか答弁がなかったんですけれども、基本、今、昨年7月の農業用井戸の水質検査4ナノグラム未満の1か所だけで、ほかの半導体については全然検討されないのかというのが再質問です。

それから、JASMなんですけれども、朝日新聞の取材に対して、熊本でPFASは炭素数が少ない規制対象外の3種類を限定的に使う予定というふうに報道されています。基本的には廃液を回収し外には出さない、極めて微量が排水に入ることはあるが、ほかの物質を含め高度な処理を行い、排出基準に従って厳密な管理をすると説明され、JASMはホームページなどで公開するというふうにしています。こういうところは町としてはちゃんと把握されているのかどうか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、まず初めの、既設の工場周辺での水質調査につきましてお答えさせていただきます。

先ほど部長のほうから答弁がありました、令和6年度に大津菊陽水道企業団によります配水池の調査、その中に柳水地区とございます。そちらのほうは、工場周辺、工業団地より500メートル以内の地点になります。そちらの水質調査のほうは実施するとなっております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） JASMがどういう、有機フッ素化合物をどういう内容を使うのかというのは答弁がありませんでした。今分からないのか、それともそこまではつかんでないのか、その点について再度お尋ねをします。

それから、廃棄物量については町への届出義務はないというのが今の法律だと思いますけれども、多量の産業廃棄物を排出する事業者なんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、県知事にその処理に関する計画書を作成しなければなりません。そういう流れについて、今の段階で、町としては基本、届出義務もないしチェックもできないというふうに理解していいのでしょうか。この点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すいません、小林議員、2番目の質問ということでよろしいでしょうか。

（16番小林久美子さん「はい。1番目はもう返事がなかったので、2番目」の声あり）

すいません。じゃあ、(2)につきまして私のほうからお答えします。

まず、第1工場についての排水量は、企業の環境保全の取組による循環率の向上により、地下水のくみ上げ量が当初計画の1日当たり1万2,000立米から8,500立米と大幅に減少することが発表されております。このことにより、下水道への排水量も、当初の計画の1日当たり1万立米を下回る8,500立米以下の量で推移すると思われませんが、本格稼働後の実績で確認することになります。

また、第2工場につきましては、立地場所の公表もされておらず、工場の規模や排水量は承知しておりません。

次に、廃棄物量につきましては、町への届出義務はありませんが、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県知事に、産業廃棄物の減量、その他その処理に関する計画書を作成し、提出しなければなりません。対象が多量排出事業者となっており、1年間の産業廃棄物量が1,000トン以上で、特別管理産業廃棄物量の場合は50トン以上となっております。

この計画書の提出は前年度の実績により判定されるため、JASMが対象となるかの判断はこれからになります。JASMは、汚水処理用薬品のリサイクルにより廃棄物量を減らすための設備投資を行っており、これまでも実績のある企業です。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） それでは、3番目に移ります。

TSMC、JASMの排水の有害物質除去対策はどうなっているか、監視体制はどうなるのかですが、今の答弁の中にもう既に入ってきてまして、廃棄物量は町への届出義務はないと、そし

て県知事にその処理に関する計画書を作成した事業者が県との関係でやると。答弁では、汚水処理薬品のリサイクルで廃棄物量を減らすための設備投資はJ A S Mは十分行っているので、これまでの実績のある企業でもあるから、今の町の対応としてはもう心配要らないというか、J A S Mはそれだけの企業なんだという今答弁でした。

ただ、国内の、例えば三重県の四日市工場の、世界大手のキオクシア工場が、半導体があるんですけども、この排水溝から国の指針の2.6倍もの有機フッ素化合物が検出をされています。また、P F A Sは、半導体製造工程に加えて、半導体の材料や洗浄用水などのサプライチェーン、供給網の全域で使用されています。

特に日本の場合、日本の基準というのがあるんですけども、P F O AとP F O Sの1日の許容摂取量、体重1キロ当たり20ナノグラムというのが日本の今の基準です。日本の場合、欧州食品安全機関が2020年に定めた許容摂取量に比べると、日本の指標というのは60倍を超える計算になります。また、アメリカの環境保護庁が出している1リットル当たり4ナノグラムを規制値とした、それから大幅に日本は緩い内容になっています。そういう日本の今の有機フッ素化合物に対する捉え方がこれでいいのかというふうに私は疑問を持っています。

またさらに、今のところ地下水においても工場の内容においても情報がないんだということですが、この1年で、1年もありませんね、今年末ですから。11か月ぐらいで、いろんなことを行政として対応できるのか、私は不安なんですけど、町長どうでしょうか。先ほどから流れがありますので、もう答えができると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

まず、第2工場につきましては、熊本県から私どものほうに情報が入っていないという状況でございます。

それと、第1工場につきましてでございますけども、小林議員がいろんなことで心配されるのは承知をしております。ただ、私が答えられる範囲で申しますと、2月24日に福島議長とJ A S Mの開所式にお伺いをしました。その際に、施設も視察をさせていただきました。先ほどから小林議員がおっしゃっているような環境の問題、そしてまた水質の問題は、そこの施設を私は目の当たりに見させていただいて、心配はないなと改めて感じたところでもございますし、先日もお話をさせていただきましたけれども、ぜひとも議会の皆様方にもその施設を見ていただいて、そしてまたそういった疑問や質問を担当の方に投げさせていただきたいなというふうに思いますので、ぜひとも小林議員も視察をしていただいて、この議場でも当然いろんな御質問をされてますけども、同じような御質問をしていただければというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） まだ3-3なんですけど、今町長からは、J A S Mを実際見られて非

常に十分対応が可能だったということで、ぜひ議員にも見てほしいということでした。J A S Mは実績のある企業ということで、私は、そうであるならばしっかりと地下水を保全協定の締結を、熊本県、菊陽町、企業と結べるのではないかと思います。それだけ自信のある、実績のある、世界の企業ですから、有機フッ素化合物におきましても地下水保全においてもしっかりと協定を結んで町民の不安をなくすことが町長の仕事ではないかと思います。

環境基本法第8条で、事業者の責務があります。T S M Cが汚染水、汚染物質を放出することがないように、企業責任において対策を講じるよう措置することはとても大事だと思います。

また、J A S Mは一定そういう実績があるということですが、その周りにも半導体の工場はできるので、そこもしっかり町としてはやはりチェックしていかなければならないと思いますが、その点は町長どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） すいません、先ほどの答弁でございますけども、私のほうが3番の質問にお答えをしてなかったので、まずは3番の質問にお答えをいたします。

T S M Cの排水の有機物除去対策はどうか、監視体制はどうかというところでございます。御質問にお答えをいたします。

有害物質の除去対策につきましては、設計段階でJ A S Mと熊本県及び本町で協議をし、法的な基準を示した上で設備の設計を行っております。高度処理による汚水処理用薬品のリサイクルにも取り組んでおられます。昨年9月の町議会での台湾訪問の際に視察をされたT S M C工場と同様の高度な水処理施設で設計され、施工に当たっては特定施設の設置等の届出を行い、町と県の審査を受けた後に行われています。また、先ほどもお話をしましたが、先月24日の開所式後は、私と議長が水処理施設を見学をし、環境面でも万全の体制が構築されていると認識をいたしました。

監視体制におきましては、企業側の責任において、下水道法に基づく自主検査を行い、水質基準に適合させるための水処理を行った上で排水しますが、J A S Mは法律より厳しい自社基準を設け、管理をされておられます。さらに、町も下水道法に基づき立入検査を実施をしております。また、熊本北部浄化センターについても、水質汚濁防止法等に基づき水質検査を行い、河川放流に当たっては熊本市が検査をし、監視をしております。このように、企業、菊陽町、熊本県、熊本市により、各段階で検査、監視をしているところでございます。

熊本県におきましては、半導体関連産業の集積が進む中で、規制外の金属類や有機フッ素化合物等の工場からの排水を懸念する意見が寄せられていることを踏まえ、県民の不安解消を図るための環境モニタリングを実施をしています。この調査は、新たな半導体工場の稼働前から実施をし、稼働後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握するものでございます。調査は、坪井川、熊本北部浄化センター、セミコン周辺地下水、有明海などで行われますということでございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今、答弁をいただきました。

有機フッ素化合物については、私は、一、二年前だったかな、正確に覚えてませんが、熊日にも過去に書いていただいて、そのときは皆さん有機フッ素化合物といっても何かあまりびんところられてなくて、その後、大阪のダイキンだったり岡山のダイキンで、活性炭で処理したものを岡山に置いて、その岡山から、岡山のある町がそういう有機フッ素の出でしまつてすぐ値が高くなつてるとか、今全国で出てるんですね。ですから、今の段階で問題ないと思つても、後々どういふふうになつていくかはやっぱりしっかり見ていかないとけないといふことを強く述べておきたいと思つます。

それで次、地下水の問題、第1番目にまた返ります。

菊陽町民の命の水、地下水について伺います。

先ほどから繰り返してありますように、第2工場は隣接地に進出するというだけで、どこかはまだ分かつて、未定ということでした。ただ、1.5倍とも報道されていますので、第1、第2工場合わせて政府の支援は1兆2,080億円、第1工場だけで白川中流域が25ヘクタール開発されています。さらに、1.5倍がそういう実際になりますと37.5ヘクタールで、第1工場と合わせると62.5ヘクタール開発されることとなります。

先ほど井芹部長から、地下水のくみ上げ量、JASのくみ上げ量は毎日8,000トンに減つたということですが、これは年間300万トン、ちょっと数字は違ふかもしれないんですが、年間にすると膨大な量で、さらに第2工場を合わせると想像できないぐらいの膨大な量になるのではないかと、私はとても心配しています。

恐らく、想定量をお聞きしても、まだ未定だからということでは答えはないかもしれないんですが、第1工場、第2工場と合わせてどのくらいと想定しているのか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

昨日の甲斐議員の御質問にもお答えしましたが、第2工場につきましては、立地の具体的な場所だけではなく、その規模や地下水の採取量など、詳細については未確定な状況でございます。今後、第2工場の場所も含めてその規模やスケジュールが明確になる中で、御質問の地下水の採取量も把握できるものと考えております。

仮に第2工場が本町を含めた白川中流域などの地下水保全地域内に立地した場合においては、地下水の保全を目的として、昨年9月に熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針が改正されたことから、地下水採取量の100%以上の涵養量が確保されることとなり、地下水の減少にはつながらないと考えております。

しかしながら、地下水を含め環境に関しては、行政としてしっかり対応する必要がありますので、町としましては、熊本県や関係団体と連携し、地下水涵養の推進だけではなく、地下水水位のモニタリングや、水質管理のための地下水や河川の水質調査を行い、その情報を周知するとともに、住民の皆様の御心配を解消してまいりたいといふふうにご考えているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 地下水は安全だというのが今の部長の答弁だったと思いますが、第2工場もまだ未定なわけですから、どれだけくみ上げるかも未定ということで、安全とはやはり今の段階では言えないのではないかと私は思います。地下水涵養指針に基づく涵養ですね。第2工場は規模も場所も未確定ということでしたが、私自身は、今の時点で未確定というのはどういうことなんだろうと、先ほどと重なりますけれども。

それからまた、県の環境モニタリングも、TSMCの近辺、また緩和されたりしていますから、やはりそこを考えているんじゃないかというふうに思っていますが、地下水涵養指針に基づく涵養は具体的にどういう方法で行うのか、お尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

第2工場につきましては、報道でもありましたように、熊本県に進出されることが発表されておりますが、具体的な位置、規模や地下水の採取量などに関する詳細な情報は入ってきておりませんので、回答することはできませんが、ここでは地下水涵養に向けた取組について答弁させていただきます。

熊本県では、本町で実施を予定する水稲栽培の推進も含め、白川中流域を中心として具体的な涵養対策を検討されています。

1つ目が、水循環型営農推進協議会が実施する水田湛水事業の拡大でございます。これまで湛水の対象外とされていた11月から2月までの冬季期間と主食用米の作付前後の期間を助成対象とされ、3月4日から8日までの間に、改正内容について事業説明会が開催されていると伺っております。また、助成金単価につきましても、令和6年度からの引上げについて当協議会総会において承認され、関係団体などへ予算要求を行うなど、地下水涵養の拡大に向け取組が強化されたところでございます。

2つ目が、大津町瀬田地区における冬季湛水事業でございます。令和5年度では、11月1日から6.7ヘクタールの水田で冬季湛水が実施されております。

3つ目が、坂本議員の一般質問で答弁させていただきましたように、ウォーターオフセット事業の拡大と水稲栽培の維持及び新規作付の推進でございます。

このほか、くまもと地下水財団が実施される湛水事業があります。また、竜門ダムの未利用水の利用につきましても、現在、事業の可能性調査が行われており、事業化に向け、関係機関と協議を重ねられていると伺っております。涵養量の目標値は伺っておりませんが、JAS第2工場も含めた涵養対策を検討されているものと推察するところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今、涵養について答弁いただきました。私は前回の議会の際に、やはり菊陽町、農を守って水を守る、この精神がとても大事ではないかと取り上げまして、今日、熊日新聞では、昨日の坂本議員の質問もあり、水田が拡大、農家に協力金ということで、菊陽町は25年度から企業負担で協力金を出すということが報道されました。

この間、農地や、また主食米を作ってる農家の方が、菊陽町は本当にこの20年で農家が半分になるとか、そういうことを前回は取り上げましたが、一定の玄米価格の約3分の1に相当する1俵5,200円に設定して企業側と協議しているということでした。非常にこれからまだまだ整備とか要るのでしょうか、しっかりと運営していただいて、一方では、半導体が来ることは皆さんも手を上げてウェルカムという意見がありましたけども、菊陽町は、そういう企業とともに、今まで水を守り農家を守って農業を守ってきた、そういうところをとても大事にしてほしいと強く思っています。

鼻ぐり井手は、江戸時代、一番の先端技術だったそうです。それで、それまでの水を供給してたところが、あの鼻ぐり井手が建設されたことによって3倍ぐらい農業用水が確保できたというのも私は勉強させていただきまして、やはり半導体と同時に農地を守り水を守るということにかなり力を入れていただきたいということを述べて、次に移ります。

次は、交通渋滞対策についてです。

これも私は、TSMC第2工場が年内に着工されると、さらなる、すいません、1-3は、先ほど言いましたように、そういう地下水保全の条例とか企業が社会的責任を果たすようにというところは前向きな答弁が得られなかったもので、今回は省いて、次の交通渋滞対策に行きます。

TSMC第2工場は未定ですが、年内に着工されると、さらなる渋滞が懸念されます。今後、どの程度の交通量を予測しているのか、今後の具体的対策はどうなっているのかをお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

先ほどの御質問でも答弁させていただいたとおり、第2工場につきましてはその規模も含めて具体的な立地場所も未確定な状況でありまして、工事関係や通勤車両による交通量の影響は現時点では把握できない状況でございます。しかしながら、公表された投資額などから推察しますと、工事の際には周辺地域において工事関係車両が増加することが予想されます。

仮に菊陽町で第2工場が建設される場合でも、これまでの第1工場の工事の際と同様に、JASMや建設会社と連携して、通勤時間帯の工事関係車両の流入の抑制と併せて、生活道路へ進入しないよう求めていくことで、地域への影響を最小化していくこととなります。

また、通勤関係では、従業員数が第2工場で1,700人と発表されており、当然一定数の通勤車両が増加することが見込まれます。通勤車両につきましては、今後、立地される場所などが確定しますと、必要な都市計画などの手続の中で、それぞれの道路管理者となる国、県、町、

そして交通管理者である熊本県公安委員会と協議を重ね、通勤車両の対応を考えていくこととなります。具体的には、工場が立地することとなる通勤車両の増加、いわゆる発生交通量やその経路等を分析しまして、道路や交差点の時間帯車両の増加を算出した上で、地域や他の車両への影響を最小限に抑えるよう検討してまいります。その中で、当然、車両の増加が顕著で交差点等に大きな影響がある場合は、通勤時間帯の調整等も必要となりますので、既に菊陽町、合志市の誘致企業で取り組まれ効果が出ている時差出勤等を導入することにより、影響を抑制していくことになると想定しております。あわせて、行政では、セミコン通勤バスなどの公共交通機関の利用促進や道路整備を確実に進めてまいります。

第2工場が菊陽町となった場合、企業と県、町で進めてきた渋滞対策等をこれまで以上に積極的に取り組むことにより、渋滞緩和につなげ、地域住民の皆様への影響を最小限に抑えていくこととなります。

また、これまで長年、ハード整備による渋滞対策には多額の予算が必要であり、かなりの時間を要するものでございましたが、今回、TSMCの進出を契機に、国策とも言える大型プロジェクトのインフラ整備を対象とする、新たに国で創設された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の対象地域となったことで、国の積極的な支援も明確となり、セミコン周辺地域では道路整備が加速的に進むこととなります。今後5年間で、県道大津植木線の多車線化、菊陽空港線の延伸、菊陽バイパスと南方大人足線の交差点改良など、渋滞対策に大きな効果が想定される整備が進みます。

この積極的な道路整備が可能となったのは、国の重点的な支援が明確になったためであり、逆に申しますと、今回のTSMCの進出がきっかけとなりまして、地域の皆様に御心配をおかけしていた渋滞の解消が大きく進む状況に変化するものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 町は、令和6年、地域公共交通計画などを今後つくって、もっと加速、渋滞対策もやっていくという答弁でしたが、私は、TSMCの進出がきっかけで国のお金も下りて渋滞の解消が大きく進む状況に変化したんだと町はおっしゃるんですけども、ちょっと違うのではないかと私は思います。TSMCの進出があったのでこれだけの今までにない渋滞があるわけで、これでまた第2工場、今の段階でははっきりしないという、町はそこまでしか言わないので、なると、いやいや、私自身は、それはもうパニックになるほど渋滞が加速するんじゃないかと心配しています。それが町民の素直な気持ちだと思います。

TSMCの進出がきっかけで渋滞の解消が大きく進む状況に、国からのお金も来たからいいんだという捉え方は、私は疑問を持っています。ですから、やはり第2工場もなるべく町長が県に掛け合っていてははっきりさせていただき、町民のそういう不安を緩和していただくよう要望して、次に移ります。

次は、災害対策についてです。

能登半島地震が発生し、多様な視点から災害対応の見直しが求められています。防災、危機管理に女性職員の配置と、避難所運営においても女性の配置が必要ではないかと考えますが、町の対策の状況はどうなっていますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、防災、危機管理に女性職員の配置が必要ではないかについてお答えします。

現在のところ、担当の危機管理防災課に女性職員を配置したことはありませんが、配置することにより、女性職員ならではの目線で、災害時や平時における提案や配慮ができるといったメリットが考えられますので、今後、町全体の職員配置計画を行う中で考慮してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営においても女性の配置が必要ではないかについてお答えします。

避難所運営において、女性の配置は重要であると考えております。妊娠中や子育て中の女性の方などに対しては特別な配慮が必要となりますが、避難所のスタッフに女性を配置することにより、相談しやすい環境を整えることで、心の支えとなることができます。

このように、女性の視点だけにとどまらず、多様な視点や経験を取り入れることで、より包括的で効果的な支援体制を構築することが可能になると考えております。そのようなことも踏まえて、平成28年の熊本地震の避難所運営や、現在も、大雨警報発令時や台風接近が予想されるなど、避難所を開設する際は、女性職員も含めて配置を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 危機防災課に女性の職員を今まで配置したことはないが、今後考慮したいということと、避難所運営において女性の配置は重要であると考えているという答弁だったかと思います。

町長の施政方針では、令和6年度、防災公園にある総合体育館に備蓄倉庫を配置する、また光の森の防災広場を活用する、それから防災センターを中心に防災に力を入れていくということでした。そして、マンホールトイレなども設置をするということで、熊本地震を経験している私たちにおいてはとても心強いと思います。

ただ、災害等、やはり女性のジェンダーの視点では、能登の地震でもかなりいろんな問題がまた、これだけ日本はいろいろ災害を経験しているんですけども、まだまだ課題があるかなと思っています。特に、子どもの離乳食の備蓄や妊産婦用の衣類、女性用の生理用品なりおりものシートとかいろんなところが、女性の視点に立って安全な避難環境を確保する必要があると私は思います。

国は20年に、防災・復興ガイドラインで、備蓄チェックシート、避難所チェックシート、更衣室の設置、管理責任者に男女両方を配置するようとか、そういうのを出しています。

私は今回、今の町の備蓄がどうかというところまでここでは時間が取れませんけれども、ま

た総務常任委員会等で今の町の状況なども教えていただき、特にそういう災害とジェンダーの視点といいますか、多様性といいますか、そういう点で私たちは一体どこまでできてるんだろうということを共有していけたらいいのではないかとこのように思っています。意思決定に女性も大分関わられるようになってきていますが、やはり女性も避難所のリーダーにきちんと入るとか、女性職員、大変だと思いますけれども検討していただいて配置すると。また、避難所で性被害などがないように、そういうことにも目配りできる町の体制を取っていただきたいということを述べて、最後の質問に移ります。

最後は、国民健康保険法第44条に基づく町の制度についてです。

この第44条に基づいて、町の基準と実際の制度の運用実績はどうなっているのか、それから一部負担金減免制度をもっと周知するための手だてが必要ではないかとしています。この問題といいますか、国保の第44条についても以前議会で取り上げまして、そのときも、ほとんどそういう対象者はなくて実績もないということでしたが、その後、今の状況についてまずお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

国民健康保険法では、第42条で、被保険者が医療機関等で診療を受ける際は、一部負担金として、小学校就学後から70歳未満は3割、小学校就学前は2割、70歳以上75歳未満は2割か、現役並み所得がある場合は3割を、医療機関等に支払わなければならないとされております。また、同法第44条では、特別の理由がある被保険者で、医療機関等に、先ほど言いました第42条に規定する一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、減額、免除、徴収猶予の措置を取ることができると定められております。

町の基準としましては、菊陽町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱を定め、特別の理由につきましては、1つ目として、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、精神または身体に著しい障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき、2つ目として、干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき、3つ目として、事業または業務の廃止、失業等により収入が著しく減少したとき、4つ目として、1つ目から3つ目に掲げる事由に類する事由があったときとしております。

また、減額、免除及び徴収猶予の3つの区分についてであります。まず減額につきましては、世帯の実収入月額が、生活保護法による保護の基準に規定する基準生活費の110%を超え115%以下の世帯は一部負担金の7割を、115%を超え120%以下の世帯は一部負担金の4割を、世帯主の申請により、3か月以内の期間に限り減額をいたします。次に、免除につきましては、世帯の実収入月額が基準生活費の110%以下の世帯の場合、世帯主の申請により、一部負担金を3か月以内の期間に限り免除いたします。最後に、徴収猶予につきましては、世帯の実収入月額が基準生活費の130%以下の世帯は、世帯主の申請により、一部負担金の徴収を6

か月以内の期間に限り猶予することを定めております。

なお、実際の制度の運用実績につきましては、直近5年間、相談または申請はあっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私がこの国民健康保険法の第44条を取り上げたのは、やはりいろんな、今、一方、生活がかなり豊かな人もいますが、私も生活保護の方の相談とかを受けますけれども、失業とか病気でかなり厳しい、生活も厳しいということで、行政にも御相談に来られると思います。そういうときにしっかり市民に寄り添っていただいて、こういう制度もあるんだというのを私はぜひ知らせるといふか、そういう行政であってほしいなと思ひまして、この問題を取り上げています。

ほとんど運用実績、過去5年間、相談、申請はないということで、例えば高額療養とかほかのところで運営されてるからそういうのはないのかもしれないんですが、滋賀県の野洲市というところでは、私ももう少し詳しくいろいろ調べたいというふうに思っていますが、くらし支えあい条例というのをつくっておられまして、市民からの、要するに住民からの生活相談を受ける中で、税金の滞納の背景とか失業とか生活苦とかそういうのをしっかりと捉えて、いろんな滞納があってもそれを町民からのシグナル、SOSと捉えて生活支援につなげていこうと、そういうくらし支えあい条例などをつくられています。

こういうところにしっかり学んで、そういう情報も、そういう制度もあるんだというのをぜひもっと広げていただきたいと思ひますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

現在、制度の周知としましては、町ホームページへの掲載と、健康・保険課の窓口で制度紹介のチラシを設置しております。また、周知を徹底する工夫としましては、広報紙への掲載、関係課等との情報共有と周知、さらには医療機関への制度の周知とチラシの設置が考えられます。制度を必要とされる方へ速やかに情報が届く方法を引き続き工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今日は、地下水の問題、それから交通渋滞対策の問題、有機フッ素化合物の問題、災害対策、国民健康保険について取り上げました。非常に中身がいっぱいじゃないかとか町民の方からは言われたんですけども、私はやはり、第1工場の隣接地に第2工場ができると水はどうなるんだろう、有機フッ素化合物は全国でこれだけ問題になっているのに町はどこまで関われるんだろう、そして交通渋滞ももう待たないではないかと、これで第2工場ができるとどういふふうに対応するんだろうというような考えがありまして、これの質

問を取り上げました。

なかなか、世界のTSMC、JASMですから、一自治体でどこまで言えるのだろうかと思わないわけではないんですが、やはりそこは立地自治体でもありますので、町長、ぜひ県とかとしっかりとタッグを組んでいただいて、いやいや第2工場は今も場所が分からないんじゃないかと、もうそろそろ分かってもいいのではないかという時期だと思いますから、そこは町長、しっかりと県に掛け合っていて、町民にもっと情報を提供していただきたい、そのことを述べて、私の質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時53分

再開 午後2時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 布田悟です。令和6年第1回菊陽町議会定例会における一般質問をさせていただきます。

このところ、定例会の一般質問におきましては、TSMCに関わる問題が必ず出てきております。今回の定例会においても、かなりの質問者がTSMCに関わる問題を質問されております。

私も、TSMCが進出したということで、いわゆる台湾の方を中心とする外国人の方の流入、またこの資本整備のための台湾の方が来られる、外国人の方も増える、関連企業に従事する国内の県外の方の流入も増えるということで、町民とそういった方々の交流も深まると、そのための施設整備を国の補助を受けて計画されるという問題、それから片や、これはいわゆるレジャー、遊びの部分での人の出入り、交流でありますけれど、片や、台湾有事の際が一番考えられますけど、そのときに先島諸島における島民の人たちが自分のふるさとを離れ、自分の命、家族の命を守るためにふるさとを離れなければならない、避難しなければならない、そのために、九州本土、山口県あたりまでの県、自治体がその方々の受入れをしなければならない、そのような事態も考えておかなければならないという、そのような菊陽町における人の流れが、片やレジャー、遊び、片やふるさとを離れ、自分の、自分たちの家族の命を守るための避難、この2点について質問をさせていただきます。時間的にはフルに使うと思っておりますけれど、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） まず、質問事項の1番ですけれど、都市型スポーツ施設の整備についてということで、ちまたではアーバンスポーツという言葉がはやっているようであります。こ

のアーバンという言葉が、私も何語だろうと思ってちょっと調べましたら、これは英語で都市型のスポーツを意味するというものであります。

質問事項の1番に書いておりますけど、今、総合体育館がオープンして非常にいろんな形で利用されているわけでありまして、その隣接地において、スケートボード、それからスポーツライミングなどのいわゆるアーバンスポーツを楽しむ専用施設が総額約25億円の事業費で整備される計画が発表されております。この総額約25億円は、直近のところでは約26億円というふうに増えておりますけれど、この施設整備を行う理由と、この財源について、改めてお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

まず、整備理由についてですが、今回の公園拡張で整備する施設は、議員からありましたアーバンスポーツ施設のほか、町民グラウンドや緑地広場も予定しております。これは、半導体企業の立地等に伴う今後の経済発展や人口増加に対応するため、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、町民、町外を含め、皆が集える公園を整備することを目的としております。

次に、財源ですが、全体事業費の約26億円は、アーバンスポーツ施設のほか、町民グラウンドや緑地広場、電気、水道等のインフラ整備を含めた費用になります。この全体事業費のうち約4割には、国の社会資本総合整備交付金を充当します。これは、昨年11月末に国の経済対策予算が成立したことを受け、今回の公園拡張整備にも充当できるようになったものでございます。また、国の交付金に係る町負担分については、有利な財源である補正予算債を借りることとしております。

本町としましては、これらの有利な財源を活用できる機会を逃さずに公園拡張整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 答弁の中で、憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、町民、町外を含め、皆が集える公園を整備することを目的とするということでありましてけれど、新たな観光とはどのような観光をイメージされているのか。

また、にぎわいの拠点となっておりますけれど、拠点ということは、ここからまたにぎわいの場所、地域が広がっていくものと思っておりますけれど、これはどのようなにぎわいというのか、これを想定しているのか。

また、町民、町外を含め、皆が集える公園を整備するということでありまして、町民ということが一番大事であると思っておりますけれど、町外もあります。しかしながら、今回のこの国の社会資本総合整備交付金を充てた事業と申しますのは町民のための施設整備等になると思っておりますけれど、ここに町外も入ってます。この理由も重ねてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） まず、観光のイメージとにぎわい拠点のイメージですが、すいません、うまく説明できないかもしれませんが、先ほど言いましたように、スケートボードとか、パリオリンピックとか、今いろんな選手たちが育って活躍されております。ほかにも、そうじゃない方もいろいろそういったアーバンスポーツを楽しんでいらっしゃいます。そういった方たちが町内町外問わず菊陽町に集まってくることが、菊陽町になかなか観光資源というのはございませんが、そういったことも観光の資源になると考えております。また、そういった方たちが集まる、そしてにぎわいができる、波及効果で、近所の近くの周辺の商業施設もにぎわう、また国際的なスポーツ大会とかそういったことを開くことによっても、にぎわいとかそういったことが創出されると考えております。こちらの整備につきましては、町内町外は問わないところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 新たな観光を目的とするということでありまして、今、この施設ができたときを想定しますと、ローラーボードをしたりロッククライミング的なことをやったりタイヤの大きい自転車で遊んだりして、食事は近くにも「さんふれあ」がありますので、そこでされたり、弁当等も買われるかもしれませんが、宿泊となると、そういうホテルもありませんし、宿泊して近隣の菊陽における飲食店などを利用するというのが一番なんですけど、どうでしょうか、ホテルとか宿泊施設が全く整備されていない状況で、こういった新たな観光というのを想定されるのはどのようにお考えですか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） このたび整備する場所につきましては、さんさん公園の付近ということで、今度、JRの新駅の設置を予定しておりますし、さらに原水駅周辺の土地区画整理事業、こういった事業も進めていく中で、そして今もありますけれども、旧国道よりも南側の、今もう既に商業施設辺りも含めて、これからこの辺り一帯が菊陽町の大きなにぎわいの場ということで発展していくかというふうに期待をしております。そういう中で、今言われたホテルだとかそういったのも今後のまちづくりの中で誘致もしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 国の交付金が4割あるということでありまして、4割であるなら、6割ぐらいは町の持ち出しということになります。26億円の6割ですから、約16億円弱ですかね、15億6,000万円は菊陽町が負担しなければならないということでありまして。

T SMCが来ますので、その関係の固定資産税、また住民が増えることでの住民税等の増加も期待はできますけど、16億円近い町独自の負担ですけど、これについてどのような財源を考

えておられるのか、形ですね、お願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 残りの財源につきましては、先ほど部長も答弁の中で言われましたが、有利な財源である補正予算債のほうが約15億円、それと基金のほうから1億円と、一般財源を約240万円を想定しているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 有利というのは、どのような借受け内容と比べて有利なのか、この説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 地方債が、有利な地方債ということで、これは国の補正予算ですので補正予算債、充当が100%で、交付税措置が50%でございまして、非常に有利な起債ということで、それを充てるということでございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） それでは、2番目に入ります。質問要旨の2番目です。

施設の整備で、町に出入りするいわゆる交流人口は増加するものと思われま。他方、この地域は、T S M C 進出に伴う交通量の増加により、そもそも交通渋滞や交通安全問題が懸念されている地域であります。この地域といいますのは、大字でいくと原水地域のことですね。新たな施設整備によって、その懸念が増すと考えられます。道路渋滞や交通安全問題、この懸念が増すと考えられます。

このような問題を抱える地域にこの都市型スポーツ施設を整備するに至った、この地域にこだわる理由は何でありましょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど述べましたとおり、今回の公園拡張整備は今後の経済発展や人口増加に対応するためのものであり、当該地域に整備する理由は大きく3つございます。

1つ目は、今後の開発との連動性です。当該公園の周辺には、J R 新駅が令和9年春を目標に設置され、また駅を中心とした大規模な市街地整備も進めていく計画であり、今後開発が大きく進む地域でございます。町としましては、これらの開発も見据えながら、その周辺エリアで公園拡張を図り、町民の憩いの場、また新たなにぎわいの場をつくっていきたいと考えております。

2つ目は、既存施設との一体的な運営管理です。当該エリアには、現在でも、ふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などの施設もありますので、将来的にはこれらの施設一帯を菊陽町総合運動公園として位置づけ、運営管理していくことを検討しております。

3つ目は、国の交付金の活用です。先ほど答弁しましたとおり、今回の公園拡張整備には国の社会資本総合整備交付金を活用します。これには、半導体企業の立地などと直接関係する区

域内の基盤整備であることが条件であり、直接関係しない地域への基盤整備に活用することはできません。

一方で、議員御指摘の交通渋滞や交通安全の問題は最重要課題であると認識しております。その課題解決のため、国や県と連携しながら、今回、社会資本総合整備交付金とは別枠で、国が新たに措置された地域産業構造転換インフラ整備推進交付金により、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今度の都市型スポーツ施設の整備地域を菊陽町総合運動公園として将来的には位置づけ、運営管理していくということでありますけれど、そうでありますならば、総合運動公園ということありますから、陸上競技場、それからほかの武道館なども考えていような気もいたしますけど、これには、武道館はそれほどでもないかもしれませんが、陸上競技場となるとさらなる広い面積が必要となりますけど、この辺のところはどうでしょうか。考えておられるのか、今のところ考えていない、どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今のところは考えておりません。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 陸上競技場あたりになると、もっと広い、優良農地あたりではないところ、そこが想定され、駐車場なんか必要になりますので、この総合運動公園の中にはそういった陸上競技場的なものは考えておられないということですね。

計画の中には、町民運動場、今、菊陽町役場の西隣が職員の方の駐車場と、その北側が野球場、ソフトボール場となっておりますけど、その辺のグラウンド、これは考えておられるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今申されたとおり、役場の横の野球場、ソフトボール場、これをイメージとしては移設するような、移設というか移動するような形をイメージしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今のところ、総合体育館の周辺というのは、このいわゆるアーバンスポーツ系の施設整備で土地活用はいっぱいありましようけれど、これは甲斐議員の質問にもありました、今回の。面積を取らない弓道場のいわゆる併設、これは総合体育館とアーバンスポーツ施設の整備についてですけど、弓道場の併設というのは、改めてお聞きしますが、考えておられないのか。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 弓道場の件でございますが、昨日の甲斐議員の一般質問で

も御提案があったところでございます。弓道場の練習場も含めまして、今後の町のスポーツ施設の整備検討を行う中で、利用者のニーズ、状況等も踏まえて、今後の課題と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 「さんふれあ」の東側には、国体も行われたアーチェリーができる広い広場があります。菊陽町の弓道協会から、もう3年ぐらい前になるとは思いますが、要望書が出ております、議会に。その中で、まだ総合体育館がどこに、できるというのは決まってきましたけど、その中で、アーチェリーの練習場は造るけれど、そこに弓道、弓道は練習場と試合なんかで一つでできるんですけど、弓道場も併せてできると、ちょっとした何か準備を、準備といたしますか附帯設備を設ければ弓道もそこでできるということでしたけど、その辺はどうですかね、覚えてらっしゃいますか。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 御質問にお答えいたします。

要望書自体につきましては、令和2年8月に頂いているところでございます。今の内容の答弁につきましては、令和2年12月の菊陽町定例会で布田議員が御質問なさっているところでございます。そのときに、アーチェリー場も整備しますので弓道場として御活用いただければということで、こちらからお答えをお返ししておるところでございますが、アーチェリー場につきましては当初整備するところではございましたが、現在整備に至っておりませんので、弓道場の練習場としても当然使えないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいまのスポーツ振興課長の答弁に補足しますけれども、体育館の事業は、国のほうの交付金の中で防災・安全交付金というお金を活用しましたんで、防災上必要にならないような施設は整備ができなかったという中で、防矢ネットとかそういう整備は難しい状況だったという部分がございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） それで、あのときは期待してたわけですよね、菊陽町の弓道協会の方、弓道をやっておられる方ですね。現時点では、総合体育館はできましたけれど、アーチェリーにしろ弓道にしろ、今後、総合体育館、あの施設の一部でそういった施設はできないということですかね。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） アーチェリー練習場につきましても、どのようにか整備できるような形では考えていきたいと考えておりますが、弓道場も併せて使えるだとか、そうい

うなこともできるかどうか分かりませんが、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 令和2年8月の菊陽町の弓道協会の要望を受けて私も質問したわけですが、総合体育館ができれば、そこにアーチェリー競技の間借りの存在であっても弓道の練習ぐらいはできるというふうに期待してたわけですが、弓道協会の方はさぞがっかりされるんじゃないかと思えます。

ということですが、いわゆるアーバンスポーツを私は否定するわけではありません。オリンピックの正式種目にもなり、青少年というよりも就学前の子どもたちからこのスポーツには取り組んでおり、遊びの部分もあるからでしょうか、非常に人気があるということで、今度、この都市型スポーツ、アーバンスポーツ施設の整備というのは、これは期待はしていいわけですが、片や、今言いましたような日本古来の武道、柔道、剣道、空手、合気道、杖道などは、この総合体育館の中で十分できる整備がされております。しかしながら、やはり弓道場というのはそんなに面積は要りませんが距離が要りますので、どこかにこれはぜひとも造っていただきたいと思っております。

現在、弓道協会の方は大津町に出かけて毎日のように練習しておるわけですね。隣の町に行って、使わせてくださいとお願いをして使ってるわけですね。だから、非常に肩身の狭い思いをしてるといふのは事実のようであります。ですから、堂々と、ここは私たちが住んでる菊陽町の施設であるということ誇り、そして練習等もできるような施設ということで、ぜひこの弓道場は別格のものとして、また別なところで考えていただきたいと思えます。

T SMCの進出でかなりの税金が期待されるわけありますので、弓道場一つぐらいは本当に金額的には微々たるものと。国が第2工場も合わせるなら1兆円を超すような援助をしてる、そういう中での施設ですから、ぜひとも、これも今回の社会資本の整備、これに充てられたら一番よかったんでしょうけど、ぜひ考えていただきたいと思えます。弓道場の新設です。それをお願いいたします。

では、続けて質問いたします。今2番ですから、今度は3番……。

○議長（福島知雄さん） 4番でしょう。

○11番（布田 悟さん） 今度は4番ですね。じゃあ4項目めです。

町の地域振興に偏りを感じます。交流人口増加を目指すならば、熊本空港、それから熊本インター、益城インター近くに位置づけられております、そしてまた熊本都市圏や県外からも来やすい、マスタープランで産業ゾーンとして長々と位置づけられております菊陽南小学校区域が最適であると思えます。

これはもうのれんに腕押しかもしれませんが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、今回整備する施設は3つの視点から、杉並木公園を拡張する形で整備するものでございます。

一方、南小学校校区の地域振興につきましては、午前中の馬場議員からの町の均衡ある発展の推進に対する御質問において、町長のほうから、南小学校校区の発展なしに新しい菊陽の発展はないとの町長の強い思いとともに、南小学校区である白水地域についても発展、活性化できるよう最大限に取り組んでまいり所存であると答弁したところでございます。

町としましては、町長が答弁しましたとおり、町の均衡ある発展の推進の実現に向けて取組を進めていくため、令和6年度に新たに策定する第7期菊陽町総合計画や都市計画マスタープラン等を策定していく中で、しっかりと整理、検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） この南小学校地域、白水台地と通称呼ばれておりますけれど、熊本市から東西に、いわゆる国体道路もできております。国体道路ができたのが1999年ですから、今から何年前ですかね、25年ぐらい前ですね。そのときできてから何ら変わっておりません。

菊陽町の中で町制がしかれたのが昭和46年だったと思います。それから50年、光の森は整備されて、また思いも至らなかったTSMCの進出、それから今度の「さんふれあ」周辺の総合運動公園の整備など、この半世紀の間に菊陽町もゆっくりと変わってきました。しかしながら、この白水台地地域、南小学校地域は全く変化がないというふうに言っても過言ではないと思います。

あと何か月ですかね、蒲島県知事も勇退されますけれど、蒲島県知事が、もう5年ぐらい前になりますかね、菊陽町の三里木駅より空港アクセス鉄道の分岐を表明されて、当時400億円ぐらいだったと思いますが、その工事費ですけれど、それを期待しておったわけでありましてけれど、蒲島県知事の心変わり、これはTSMC進出というのが大きな要因だと思っておりますけれど、大津町、大津駅から延伸して熊本空港へアクセス鉄道を延ばすという計画に変わりました。このアクセス鉄道が、三里木駅から乗換えではありますけれど、できていたならば、途中のパークドーム、それから陸上競技場、サッカーとかあります、それから総合運動公園もあります、それから免許センターもあります、そこへの集客も図られ、非常にその施設を利用する側としては待ってた計画でありました。しかしながら、これが頓挫したということで、この白水台地も熊本市東部の開発と併せ、この空港アクセス鉄道がそのまま計画が遂行されていたならば、大きな変化が期待されていたわけでありまして。しかしながら、これも今のところ夢に終わっております。

そこで、先ほど、しっかりと今後マスタープラン等を策定していく中で整理検討を行っていくという答弁でありましたけれど、この地域におきましては国体道路も東西を熊本市から貫いておりますので非常に交通の便もいいということ、そういう意味で、藤崎台球場、熊本県営の

野球場藤崎台球場の移転、それから熊本県の武道館の移転、今、水前寺にありますけど、こういったところが、恐らく熊本市も、菊陽町もしばらくは期成会みたいなのがあったと思いますけど、野球場誘致ですけれど、この野球場と武道館の誘致ですね。駐車場も広々と取れますし、県からのこういった施設の整備のアプローチというものはどうでしょうか、現在のところありますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 南部地域に対するアプローチということでございますけど、まず最初に、今回、先ほど答弁にありましたように、南部地区道路調査事業、これに取り組んだというのは非常に大きな第一歩ということ、南部地区において動いているということ、これをまず議会の皆さん方にも御理解いただきたいと思っております。今まで全くこの調査が進んでなかったこの地において、道路の調査ではございますけれども、今回、南部地区の発展に向けて大きな一歩を踏み込んだということについては議員の皆さん方も御理解いただきたいと思っております。

それから、今の熊本県の状況からいきますと、今の蒲島県政は4期目でございます。4期目の間にはスポーツ施設についての決断はしないというような答弁があったというのは、皆さん御記憶にあるかと思っております。そうなりますと、逆の裏返しをしますと、次の県政においてはこのスポーツ施設の動きというのが多分出てくるんじゃないかという期待値は私どもも持っているところでございます。

これは9月議会のときに、坂本議員の御質問だったかと思っております、私どもも野球場の誘致についてはしっかり頑張っていきたいと。ただ、野球場については単なる野球場を造るということではなくて、藤崎台県営野球場をこちらに移設するような思いで、まさにそうしたときには魅力のある夢のある球場を誘致したいと、働きかけていきたいと。ただ、これは相手があること、でございますので、なかなか実現するには長い時間と、いろんな課題解決には時間がかかっていきますが、そのときに私が答弁させていただいたのは、運動公園の横にあると。この南部地域は運動公園の横にある。すいません、県立運動公園でございますが、横にあるところを特色とした、ぜひ菊陽町に誘致してもらいたいような案をこれからつくって積極的に誘致したいという答弁をさせていただいたと思っておりますが、その思いは今も変わっておりません。むしろ期待値が高まっている来年度以降、しっかり頑張っていきたいと思っております。

決意だけになります、以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） TSMCの進出で、セミコンテクノパークもまだまだ関連企業も来ますので、膨れ上がる、広がるばかりであります。あとは本当に、熊本空港もあり、熊本都市圏から一番近い地の利にあるこのいわゆる白水台地の、ここは優良農地もありますので、農地と開発のバランスも取りながらではありますけど、今は全くバランスが取れてないといえますか、何もないところですので、ぜひ今小牧副町長がおっしゃったような形で計画が進み、一つの文教、スポーツを通じてではありますけど、文教的な施設ができるということを期待して、

次の質問に移りたいと思います。

質問事項の2番目です。今度は、先ほど言いましたようなアーバンスポーツの施設に来て楽しく遊んで余暇を過ごすというような意味での、菊陽町に対する、よその県、地方から菊陽町に人が入るかもしれないということを想定しての質問です。

当初の私の挨拶といいますか、含めた話で言いましたけれど、有事といいますのは、これは台湾有事を考えております。有事はいろいろあると思います。日本におきましては、一番懸念されるのは中国の台湾侵攻に伴う台湾有事で、台湾有事があれば、台湾から110キロ東にあるところが与那国島であります。与那国島からまた、今度は400キロぐらいですけど、400キロぐらいのところに石垣島があります。石垣島を中心としたあの地域が、いわゆる先島諸島だと思います。

この先島諸島の一つの村から国に対し、そして県に、熊本県ばかりじゃありませんけれど、先島諸島の自治体から、いわゆる台湾有事の際は、あえて中国軍と言いますが、中国軍が台湾を占拠占領し、その足で、たった110キロ、熊本からでいうなら高速道路を使ってえびの辺りです。熊本からいうと、熊本が台湾、それからえびのが与那国、これぐらいの距離のところに日本の領土があるわけでありまして。真っ先にそこが、中国軍がもし侵攻してきたら、台湾を落として乗り込んできたら、もう逃げ場がないわけでありまして。

先週、与那国町の糸数町長と、私は、尖閣諸島を守れという、そういう会にも入っております。その関係で与那国にも行きました、石垣にも行きました。そういった御縁で、先週末、西部方面総監部で自衛隊の何か記念のイベント、催物があったと思います。そこに招待で来られたということで、町議の方が1人、あとは職員の方が1人、3名でしたけど、お会いしました。やはりこの台湾有事の際に、与那国ではとにかく先手を打って、住民が九州本土のほうに逃げて避難しておらないと犠牲になってしまう、捕らえられるか殺されるということで、そういった意味も含めて、必ずこういう自衛隊関係のイベントには、案内もあるけど、極力出かけるようにしているということでありました。

そういった中で、質問の要旨に入りますけど、昨年10月に政府は熊本県ほか九州各県に対し、当時の松野官房長官を通じて、いわゆる台湾有事を念頭に、有事の際、沖縄の離島から避難する住民の受入れ体制の整備に協力を求めています。また、国外の脅威から住民を守る国民保護体制の強化を急ぐという考えを示されています。

熊本県もその要請の中の一つでありますけど、特にこの菊陽町は高速道路のインターチェンジが近く、九州の中央部に位置し、空港も立地しております。国が県にお願いするということになろうかと思いますが、率先してそういった有事の際の避難住民の受入れなどを菊陽町としては検討すべきであると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをします。

今議員が申されたとおり、報道でもあっておりますが、これは2月20日の報道ですけれど

も、政府と熊本・沖縄両県が、台湾有事に備え、沖縄県多良間村から避難する住民を熊本県八代市で受け入れる計画の策定に向けて協議が始められ、3月中に計画を完成させる方針、2024年度中の策定を目指す同村を含めた先島諸島の住民を九州・山口8県に避難させる計画のモデルとするとの報道があつているところがございます。有事の際、政府から避難者受入れの依頼があつた場合には、本町におきましても避難者受入れの協力を行っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 政府から受入れの依頼があつた場合には本町においても避難者受入れの協力を行っていく考えであるということでもありますけど、菊陽町なら、できたばかりの総合体育館、これはいざ災害の場合の町民を中心とする避難場所にもなりますけれど、こういった有事が想定されたときの避難場所にも充てるには十分な施設だと思います。

しかしながら、今政府が想定しているのは、全国的に空き家が増えております。空き家だけで九州一つの、これは敷地を含めたところですけど、九州一つぐらいの面積になるぐらいの空き家が出ているということで、この空き家対策の一つとして、これは民間の動きでありますけど、熊本市内における民間が中心になって、民間の方が呼びかけているプランでありますけど、親子避難の家ということで、これはもう有事というのはいつ起こるか分からない、あしたかもしれないし来月かもしれないし来年かもしれない、ですからこれは予約を受け付けようではないかと、一遍にぱっと来られても困るから。親子避難、親と子で避難してくる親子避難の家ということで、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、生活支援金はクラウドファンディングを使って今受け入れているようでもありますけど、仮予約ですから1年間有効で、更新していくと。

何もなければ、有事が起こらなければ、これにこしたことはないわけでもありますので、台湾有事に備えてこういったシステムをつくっておこうというのが民間でも起きておりますので、いかがでしょうか。国からの菊陽町に対する避難民受入れの要請があつたときに、ぱっと、分かりましたと言っても、すぐにはこの施設は用意できないと思いますし、資金の問題、それから食料、水等の備蓄の問題もありますので、この辺のところでは何か今の時点で現時点で考えておられることがありましたらお聞かせ願います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） これは2月27日の報道でございますけれども、政府は計画策定に先立ち、昨年末から九州・山口各県の受入れ可能人数の調査を始めたということでございます。そして、この調査を踏まえ、具体的な避難先となる市町村や人数を決定、そして各県が先島諸島5市町村と協議を重ねて計画をつくりたいというような報道があつております。

今後、今調査中となつておりまして、菊陽町でどれだけ受入れが可能だとかそういったことが調査があるかと思っておりますけれども、そういったことも踏まえて、今後、できる限りの協力は

やりたいということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今日には2項目にわたり質問いたしました。

菊陽町には本当に外国の方から県内外の方が多く出入りされると思います。仕事であれレジャーであれ、そういった人たちも来られます。それに関する、まずはこの施設の問題を今日は質問いたしました。

また、有事の際の避難民、先島諸島からの受入れについても心構えはしておられるということで、その答弁もいただきました。いつ災害、いつ有事は起こるか分からないということを、私たち議員も、それから執行部の方々も肝に銘じながら、一番町民、住民の安心と安全を考えなければならない、ひいては国の安全につながるという思いで質問をいたしました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はお疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時54分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年3月6日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和6年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和6年3月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|----------|----------------------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅原 浩司 さん | 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん |
| 財 政 課 長 | 澤田 一臣 さん | 町民課長兼
光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 農 政 課 長 | 阪本 和彦 さん |
| 建 設 課 長 | 矢野 博則 さん | 教 育 部 長 | 吉永 公紀 さん |
| 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん | 施設整備課長 | 荒牧 栄治 さん |
| スポーツ振興課長 | 鍋島 二郎 さん | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時59分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 皆さんおはようございます。岩下でございます。本日はたくさんの傍聴ありがとうございます。

本日は4項目お尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。また、1と2につきましては、私がこの4年間で重点的に取り組む政策の中の2つを質問いたします。

それでは、1の、町はオーガニック給食をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 御質問にお答えする前に、本年2月26日に、他県の小学校の学校給食において、1年生に在籍する児童がウズラの卵を喉に詰まらせて窒息死するという痛ましい事故が発生したことを受けまして、学校給食における窒息事故の防止についてという文書を速やかに各学校に通知したところです。教育委員会では、今後とも安全・安心な学校給食にしっかりと努めてまいり所存です。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

オーガニックとは、化学肥料や指定外の農薬、遺伝子組換え技術を使わない農業のことであり、水汚染や土壌汚染などの環境汚染や人々の健康を守るなどの目的がありますが、日本では、認証に係るハードルが高い、生産量や収入が不安定であるなどの理由から、諸外国と比べ、オーガニックが進んでいないという現状があります。また、オーガニック食材を取り入れるメリットとしては、食の安全性や環境保全、地域経済の活性化などが挙げられ、デメリットとしては、食材の値段が高く、収穫量が少ないことなどが挙げられております。

学校給食の食材調達に当たっては、より安全で安心な食材を使用することは言うまでもありませんが、それと同時に、給食に必要な量の安定供給と、食材の費用が給食費で賄えるかなど、検討すべき課題があります。議員御質問のオーガニック給食の導入に当たっては、生産者の確保は必要不可欠であり、教育委員会としましては、まずは農政部局と連携しながら、課題の整理やニーズ調査などの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） ほとんど答えをいただきましたけど、先般、文教厚生常任委員会で、

佐伯市のオーガニック給食への取組についての研修に行っていました。佐伯市では、令和2年に、自然環境に優しく、持続可能な社会、経済、環境の循環を目指す佐伯市版SDGs、さいきオーガニック憲章を制定されております。同年の4月に佐伯市有機農業推進計画を策定し、オーガニック給食の導入をされております。

現在、学校給食は全国的に無償化の動きに向かっております。本町でも一部助成になっておりますが、ここで一旦立ち止まっていたら、菊陽町の将来を担う子どもたちの健康、食育の観点からオーガニック給食を提案しますが、今後の町の展望と今後の取組をお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 議員にお答えいたします。

文教厚生常任委員会が昨年、佐伯市のほうに行かれて、オーガニックまたはオーガニック給食等について勉強されてきたという私たちも報告を受けております。私も今回、議員の質問を受けまして少し勉強させていただきました。オーガニック給食またはオーガニック、オーガニック給食が一番いいのは、今回勉強したのは、ミネラルが豊富な食材である、そこから子どもたちの健康または体重増加等につながっていくというようなことが挙げられておりました。

今、議員からもありましたように、菊陽町では令和7年度からの給食の完全無償化に向けまして今取組を進めているところであり、令和6年度からはさらにその中身のほうもしっかり充実させていきたいと考えてます。私たちのほうではもう少し、オーガニックまたはオーガニック給食、または生産者との食材を安定供給できるかどうか踏まえまして、せっかく無償化にも向けておりますので、課題の研究をしながらできることからやってみようと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 前向きな御答弁でございます。町長にお尋ねしますが、オーガニック給食をどのように捉えられてるかお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、岩下議員の質問にお答えをいたします。町はオーガニック給食をどのように考えているかという質問事項のところかというふうに思います。それでは、御質問にお答えいたします。

農作物の栽培には、化学肥料や農薬を使用する慣行栽培、有機JAS規格に定められている有機肥料や農薬のみを、すいません。質問の内容はオーガニックに対する私の考えということで、すいません。

オーガニックというと、菊陽町でもそういったニンジンを作ってもらってる方もいらっしゃいます。健康志向というところで考えてる方々、そしてまた生産者、そしてそれを使われる皆様方もいらっしゃるということは私も十分承知をしておりますが、なぜじゃあ熊本で、菊陽町

でオーガニックというのが広がっていかないのかということでもありますけども、私も農家をしてる者の一人としてお話をさせていただきますと、なかなかやはり手が回らない、生産的にも量が厳しいというのが一つあるかというふうに思います。それと、お買い求めされる方々からすると少し金額が高いのかなというふうに理解をしておりますので、それを給食にということでもあります、そうすると給食費のコストも上がってくるということもございますので、先ほど教育長がお話しされたように、オーガニック給食というのはとても素晴らしいことで、子どもたちの今後成長していく過程においては町も考えていかなければいけないというふうには思いますけども、先ほど私が話したように、いろいろな問題、課題がございますので、そういったところもしっかりと考えて、そして子どもたちの安全・安心な給食ということを考えながら、町としても、そして教育委員会と共に、学校の先生方、そして給食の先生方と共に考えていく必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは次、2に移ります。

今、地域における農業振興策として学校給食との連携が全国的に注目をされております。また、国も積極的な支援をしております。そこで、町の農家やJAなど関係団体と連携をして学校給食での買取りを保証することで、農家の方々が安心して作付ができ、町の子どもたちに食べてもらえるというやりがいにもつながり、子どもたちの食育や環境保全につながると考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） いただきました御質問にお答えさせていただきます。まず、有機農業の種類と申しますか、そういったところから入らせていただきたいと存じます。

農作物の栽培には、化学肥料や農薬を使用する慣行栽培、それと有機JAS規格に定められている有機肥料や農薬のみを使用する有機栽培、農薬を全く使用しない無農薬栽培などの方法がございます。EU諸国において、農薬や化学肥料などの化学物質の使用を制限した有機農業は、最善の環境対策、高い生物多様性、天然資源の維持、動物福祉基準の適用を組み合わせた農場管理、食品生産の方法であるとされ、2015年に採択されましたパリ協定、COP21でございますけども、これにおいて国際社会が温室効果ガスの排出削減などに取り組むとして、EUをはじめとした先進国で推進されております。

一方、日本では、欧州に比べ温暖で雨が多く、夏は高温多湿になるため、無農薬栽培が難しいことに加え、有機JAS認証の規定が厳格なゆえに認証の取得を申請しない、または取得しても更新しない農家も多いとの情報があっております。また、有機栽培では色や形がふぞろいなものが多くなりますが、日本では色や形が整った野菜を好む傾向が強いため、リスクが高い有機栽培より、安定的な収穫量や出荷規格に合わせやすい慣行栽培が主流となっており、有機

農業は欧州各国に比べ、普及が進んでないのが現状でございます。

熊本県では、有機農業を含む環境に優しい取組としてくまもとグリーン農業が推進されていますが、その中でも、作物ごとに化学肥料や農薬使用量の基準を定め、その量を半分以下に抑える環境保全型農業や、堆肥による土づくりを基本として、化学肥料や農薬を減らした環境に優しい農業に取り組まれる農業者も増えてきており、本町としましてはこれらの栽培方法を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

現在、学校給食につきましては、くまもとグリーン農業の生産宣言をされた約30名の方が会員となられる菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」の直売所でございます、そこから定期的に農作物を供給するなど、地産地消の推進を図っているところでございます。学校では、この取組と併せまして、食育の一環として月に1回キャロッピーデーを設け、地元で採れる農産物を紹介されているということでございます。

議員、保証して学校給食で買取りというふうな御質問でございますけれども、何せ、現状がありますように、今、菊陽町の現状というのが大規模化が進められております。特に、ニンジンの生産につきましてはほかに類を見ないような大規模生産が主流でございまして、有機栽培におきましては小規模的な部分、そして手間がかかるというところで、なかなかそちらのほうに労働力を向けていないというのが今の現状でございます。ただ、1つ、農産物直売所に、「さんふれあ」でございますけれども、ここに直売所がございますけど、この生産者の方々におかれましては有機農業を推進したいという意向の方々もいらっしゃいます。こういった方々を一人でも多く増やしていくことが、学校給食に供給するということにつながるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 有機農業を全体に広げるといのはハードルが高いといのはよく今の答弁で分かりましたが、現在、菊陽町内で有機農業をどのぐらいやっているとかが分かるなら、お答えをいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 今の御質問にお答えします。

菊陽町で有機に取り組まれてる農業者さんは、今把握してるだけでは6経営体となっております。また、あとは、エゴマの生産組合におきましては15名、大津町の方が3名、菊陽町の方が12名いらっしゃいますけれども、こちらのほうでも、有機JASの認定までは認証受けておりませんが、有機農業に取り組んで栽培をされております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） ちょっと深くなりますけど、生産されている作物の種類というのが分かるんだったら教えていただきたいんですけど。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 生産されてる種類としましては、先ほど言いましたエゴマ、あとはピーマン、ニンニク、一部ニンジンの方でも有機のほうで栽培されてる農家さんもいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 町内でも有機栽培されてるということが分かりましたので、今後も町当局でしっかりと、そういう方々に寄り添いながら有機農業を推進していただければと思います。近い将来ですけど、有機農業は日本でもスタンダードになるかと思われます。そうなるおのずと給食もオーガニックになると思いますので、そのときに向けて町もしっかりと準備をしていただくことを要望します。

それでは次、2に移ります。介護人材確保の取組についてです。地域密着型特別養護老人ホームの介護職員の現状を町はどのように把握をされているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

本町と関わりのある介護施設等での介護職員の現状把握につきましては、今年度、令和5年度に実施しました介護人材実態調査において、介護職員の総数や過去1年間の採用者数、離職者数などについて把握を行っております。御質問の件については、この介護人材実態調査により、本町にある地域密着型特別養護老人ホームの3施設全ての施設で介護職員の現状把握を行いました。これら3施設に係る過去1年間の調査結果からは、2つの施設で離職率が全国平均の離職率を大きく超えるなど、各施設において介護人材の確保に苦慮されている状況が明らかになったところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 本町において、今回、TSMCの進出により地域経済が活性化し、特定産業の賃金が上昇することはとても喜ばしいこととございますが、これによりほかの産業、特に介護業界のような公共サービス事業で働く介護職員の賃金との格差が確認をされております。介護事業所の介護職員の応募者の減少、退職者の増加、退職職員の補充が困難となり、菊陽町の多くの介護事業所が事業運営困難な事例を抱えているということです。ついては、菊陽町の介護職員の処遇が改善され、介護職員の確保と介護サービスの向上をすることで、介護保険サービスを利用する町民が安心してサービスを利用できるよう、支援体制の構築が急務だと考えております。

介護保険施設等は、民間の有料老人ホームと違い、事業収益は国が定める介護報酬に限定されています。近年、紙おむつ費、食料費、光熱費、人件費などの急激な高騰にもかかわらず、これらのコストを価格転嫁できない仕組みになっています。さらに、この高騰に対応した介護

報酬制度の改正は、令和3年から5年度にあっては行っていないのが現状であります。

そこで、2に移りますけど、これから直面する超高齢化社会による介護需要の増加で必要となる介護人材の確保が課題になると思われませんが、その対策をどのように考えてるのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 議員の御指摘のとおり、これからの介護需要の増加を想定したときに、介護人材の確保が重要課題になることは十分に認識しているところでございます。また、先ほどの介護人材実態調査の結果では、地域密着型特別養護老人ホームを含む施設、居住系サービス以外の訪問系サービス、通所系サービスで介護職員数が減少しており、現状においても介護人材の確保のより厳しい現実が明らかになっております。

本町においては、これまで、国の介護人材確保対策の実施主体が主に都道府県であったことから町独自の事業は行ってきませんでした。しかし、こうした本町での介護人材確保の厳しい現実を踏まえ、令和6年度から始まります第9期の介護保険事業計画において初めて、多様な介護人材の確保・育成のための具体的な取組を位置づけたところであります。具体的な取組の一例を申し上げますと、介護事業所等の関係者で構成する協議の場を設置し、介護人材の確保や育成に係る課題や取組について情報共有や意見交換を行い、本町独自で実施が可能な事業の検討を行い、事業化に取り組むこととしております。よって、御質問にありました介護人材確保の対策については、これからの検討にはなりますが、令和6年度から介護事業所等の皆様と協議を行い、令和7年度からの事業化を目標に準備を進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは、対策の具体的なところを御質問させていただきます。

介護職員の研修とか教育制度の充実、職員がスキルアップやキャリアアップを図れるよう研修や教育プログラムを提供、支援することで、仕事の専門性とやりがいを高め、職場への定着を促進することはできないかお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えいたします。

今回、第9期の介護保険事業計画を策定するに当たりまして、介護事業者の方からいろいろと御意見をお伺いしたところです。その中で、町からの支援もぜひお願いしたいというところの意見が幾つかございました。その具体策の中に、今あった研修等について何か町として独自にやっていただきたいというところは実際にはなかったんですけども、一つの考え方としてはあろうかなというところで思ってるところです。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは、次の対策を御質問いたします。

町の小・中学校ですとかシルバー人材などと連携し、介護職の理解を深め、教育プログラムを実施することで、若年層からの新たな介護職員の確保ができないか。また、アクティブシニアに対して介護に関する教育、研修機会を提供し、介護助手として介護現場の支援ができないかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

今、2つほど提案があったかと思うんですが、まず1つ目の介護職のイメージアップにつながるような事業というところについては、第9期の介護保険事業計画の中で位置づけをしております。具体的には小学生、中学生とか、より若い年齢層に対しての啓発等を行っていきたいというところが一つです。

2つ目が、アクティブシニアの活用というところにつきましては、これについても事業計画の中に位置づけをしております。これについてはより具体的に事業所のほうから提案が来てまして、今まで各事業所が単独で人材育成等行ってきた部分を、町と共同してできるようなことはできないかというところの御提案をいただいておりますので、そういった方向で進めていければというふうに思っております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは、今度は介護職のイメージアップ、イメージ戦略ですけど、町が主導して介護職の社会的地位や魅力を広くPRし、職業としてイメージ向上を図り、地域社会全体で介護職の重要性を再認識し、尊敬される職業へとイメージを変えていくことができないかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

先ほども言いました、まずは小・中学生からということがイメージアップの戦略の一つでございますけど、今のは多分もっと広い範囲でということの御質問かと思いますが、それについては確かに、介護職のイメージというところが変わることによって人材が増えていくという部分があるかと思っておりますので、そのあたりは事業所のほうともいろいろ話し合いをしながら、町としてどういったことができるかということの検討を進めたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） しっかりと対策を打たれるということで、推進をしていただきたいと思っております。

それでは次の、町内介護事業所で働く介護職員等への町独自の補助を提案しますが、町はどのようにお考えになつてお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

介護職員の給与等に対しまして町独自で補助を行うことは、介護人材の確保のため有効な手段であることは認識しております。しかしながら、町独自で介護職員の給与等への補助を行うことについては、町内のほかの業種との公平性や近隣市町で介護人材を確保することへの配慮など、考慮すべき課題があります。御提案の件につきましては、こうした課題もあり、慎重に判断すべき事柄であることから、まずは他の自治体での先行事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 介護人材の確保は本町でも最重要課題であると認識しております。全国的に見ても、ほかの自治体でも給与の上乗せ補助は行ってる自治体がたくさんございまして、本町も早急に取り組まれることを要望いたします。

それでは次、3番に行きます。スポーツ振興についてです。町主催のフルマラソン大会ができないかということをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

町主催のフルマラソン大会を実施してはどうかとの御質問でございますが、フルマラソンを実施するには公道を走ることになりますので、菊陽町の道路事情を考えますと大変難しいと考えております。例えば、菊陽杉並木公園をスタート、ゴールとしたマラソンコースを考えますと、東もしくは西に進むコースではどうしても距離が足りず、また公園から南へ進むコースでは、JR豊肥本線をまたぎ、県道熊本菊陽線と、熊本市内から観光地阿蘇を結ぶ大動脈であります国道57号線菊陽バイパスの2つの幹線道路を走るコースとなります。マラソンランナーが走る時間帯は長時間に及ぶ交通規制が必要となり、このようなことからフルマラソン42.195キロメートルの実施は難しいと考えてるところでございます。

なお、本町につきましては、フルマラソンではございませんが、身近なスポーツであるマラソン大会として、菊陽町体育協会主催によるにんじんの里マラソン大会が開催されております。ここ数年は新型コロナウイルス等の影響により開催には至っておらず、大会を継続して実施するに当たっての課題も見えてきていることから、来年度において課題の整理と在り方を検討するとともに、大会実行委員会形式に変更して再開するための条件整備を行いまして、町内の関係団体と連携し、にんじんの里マラソンを誰もが気軽に参加できる身近なスポーツとして実施できるよう、町として協力してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） フルマラソンはやはりなかなか難しいという、熊本城マラソンは有名でございますが、私は菊陽でフルマラソン大会、菊陽のイメージアップ、あとPRも兼ねてフルマラソンの提案をいたしました。現実にはなかなか難しいというのは私も承知しておりま

す。そこで、今御提案がありましたにんじんの里マラソンが来年度からまた再開される予定と聞いておりますが、その中で実行委員会を形成されて条件整備を行うということをお聞きしておりますが、これは内容的にどのような条件整備を行うのかをお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 御質問にお答えいたします。

来年度再開しますという議員からのあったんですけども、先ほど教育部長の答弁では、来年度協議してまいりますということで答弁させていただいてるところでございます。申し訳ございません。

改善点にございましては、再開に向けて事務局のまずは体制づくり、それと受付の方法等、インターネット等を活用した受付等の在り方など、関係団体と協議を行っていきたくと思っております。また、にんじんの里マラソンは菊陽町の特産品であるニンジンを冠する大会でありますので、議員申されましたとおり、ニンジンのPRも兼ねて町内外を問わず多くの方が参加できるものとなるよう考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） 本町は、体育館や先日可決をいたしましたアーバンスポーツの施設と、設備は大変充実をしております。しかし、幅広い年代が楽しめる住民参加型のイベントというと、なかなか思い浮かばないのかなというところがあります。そういう思いでフルマラソン大会を提案しましたが、またこのようなイベントを通じて新しいコミュニティーのきっかけとなるのではないかと考えております。今回、マラソン大会を私は提案しましたが、町長、マラソン大会に限らず、何か町長が秘策がございましたら、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 秘策ということでございますが、実は私と副町長が先月、今日傍聴にも皆さん来ていただいておりますけども、皆さん方の御案内の下に、カローリングって、カーリングの体育館の中でやる大会に御案内いただきまして参加をさせていただきました。アーバンスポーツも当然大事なんですけども、このいわゆるニュースポーツというのも非常に大事なのかなというふうに思います。いろんな幅広い年代の方が楽しめるスポーツなのかなと。これ私と副町長、身をもって体験をしたわけでございますが、なかなか難しく、僕らはうまいこといなくて大分笑われたりもしましたけども、そういった大会を、最初は小さな大会ですけども、最終的にはにんじんの里マラソンみたいな大会になっていければいいなというふうには思っております。

カローリングがあったり、今ちょっとはやってるモルックがあったり、軽い障害をお持ちの方も参加できて、そしてまた小さい方々から年を召された方々まで楽しめるような、そういったスポーツの大会というのも、この菊陽町、大会というのも今後検討していかなければ逆いけないというふうに思いますので、これは秘策ではなくて、町としてしっかりと計画性を持つ

て、ニュースポーツの大会も開催ができるような町にしていくのが必要だというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは、次の4の住居表示についてに移らせていただきます。現在、菊陽町西のほうから西小校区の一部まで住居表示が進んでおりますが、町は今後どのように住居表示を考えてるのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

住居表示の実施につきましては、住居表示に関する法律第3条第4項により、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行うように努めなければならないとありますので、住居表示を行うに当たっては地域住民の多くの理解を得ることが必要となります。現在、西小校区で光の森地区を除き住居表示が未実施であります三里木北区、新成区、境ノ松区、東ヶ丘区、青葉台区、三里木区の自治会からの御要望はございませんが、今後、要望または口頭による相談等がございましたら、自治会への説明やチラシ配布等を行うとともに、要望する前の段階としまして、住居表示の制度をはじめ、メリットやデメリットにつきまして幅広く周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） この質問は、以前、TSMCの立地の前に私が一度、数年前に御質問をさせていただいた経緯がありまして、現在、当時とは町の状況は、180度とは言わないですけど170度ぐらい、大きくさま変わりをしており、これからもさらに大きく変化をしていくと予想されます。私は三里木北区に住んでおりますが、もちろん地番表示の津久礼の3000番台です。津久礼が嫌いなわけではありません、私は。決して嫌いなわけじゃない。私も地区活動、以前、子ども会とかそういう部分で役員さんと一緒に地区活動してまいりましたが、その当時から、役員さんからも訪問先の場所がなかなか分かりづらいという相談もありましたし、それで不便を生じるというようなこともございました。今の答弁では、地区からの要望、相談がなければ町は発信しないよというようなことですが、今後開発が進み、住宅、また当然、外国人の方も増えてまいります。その中で、町長は日本一のまち、成長し続けるまちを掲げておられますが、まちづくりをしていく中で、この件はこれからの菊陽町には避けては通れないものだと考えております。町主導による取組はできないのか、町長にお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほどの答弁の中でメリット、デメリットという部分がありました。少しだけ説明させていただきますと、メリットとしましては、規則正しく番号を付番するため、第三者に住所を正しく正確に伝えられ、目的地が分かりやすくなります。これは、先ほど

議員がおっしゃったようなことだと思います。また、一方でデメリットといたしましては、お知り合いの方への新住所の連絡や、免許証や不動産登記簿の所有者名義人の住所の変更、マイナンバーカードの住所変更などの各種手続が必要となってきます。住居表示が実施をされますと、各街区の角付近の見やすい箇所に街区表示板を設置をして、各建物の玄関や門柱などの見やすい場所にも町名表示板、住居番号表示板が取り付けられることとなります。

岩下議員がお話いただいたように、成長し続けるまちということでございます。50年、100年後を目指すため、そしてまた小林議員もよくお話をされますが、住民を置き去りにしないというか、そういったことをよく言われますが、そういったことを考えると、50年後、100年後の新しい菊陽町、日本一のまちづくりを目指すためには我々もしっかりと協議をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） しっかり考えられてるのは今の答弁で分かりますが、現実的に取り組むのか取り組まないのかというところなんですけど、私もこの質問をしたのは5年ぐらい前で、地元の、私は北区ですけど、北区の方々からはまだできないのかと。当然、地区からの要望がないとできませんよという御案内はしております。でも、今こういうコミュニティーの中でなかなか言いつらい。果たしてこれ全員が賛成する案件ではございません。必ず反対も、面倒くさいと。通帳から何から全部変えなきゃいけませんので、高齢の方にしてみれば、もういいんじゃないというような声も当然聞いておりますが、それを、反対の方の言われることを分らないでもないんですけど、ここは町がしっかりPRなり、先ほど地区からの要望があると御案内をするということなんですけど、先行して、ぜひとも町から案内なりPRをしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、岩下議員の質問にお答えをいたします。

思いは多分、今岩下議員がおっしゃったような、私も同じような思いでございます。今まで一旦立ち止まっていた案件でございますが、今この場でやる、やらないというのは非常に言いづらいというか、なかなか難しいという状況でございますので、ここはしっかりと研究をまずはして、今まで全く動いていなかったこの議論を、まずは研究という段階で始めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） それでは、前向きな答弁でございましたので、しっかりと推進していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 岩下和高さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆様におかれましては大変お疲れさまでございます。お世話になります。

まず初めに、能登半島地震で亡くなられました方々の御冥福を祈りますとともに、被災されました方々には心からお見舞いを申し上げます。

皆様方、私、いろいろ言葉の使いで少し分かりにくい点もございます。その辺のところを御理解をいただきたいと思います。また、一般質問の中で私、上田議員な何ば考えとつとか分からんねて思われる今回の質問でもありますが、絞るところには絞って、緩めるところには緩めていきたいと、私の考えでございますが、将来、子どもたちのためにしっかりと一般質問に携わっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

質問事項につきましては、今後の見通しについて、財政ですね。2番目が事業推進についてでございますが、質問要旨の中では、皆様方お手元に配付してありますので、その順にいきたいと思っております。私、白内の手術してから眼鏡が合わんけん、字ば読むとがおかしな感じになるかもしれんばってん、しっかり頑張っていきたいと思っております。

今後の財政の見通しについてですけれども、企業立地に伴う新年度予算への影響についてお尋ねいたしますが、来年度の予算に限らず、町の予算を編成するに当たっては原理原則は何と考えてるか。

また、企業立地の話があちらこちらであってるが、それに伴って来年度の予算編成の特徴と、また歳入歳出に分けて説明をしてほしい。特に、歳入については、来年度ということはないだろうが、交付税不交付団体となった場合の歳入の構造の変化をどのように見込んでいるか。また、2月24日にはJ A S Mが開所式を終えました。全国注目の半導体企業が動き出します。また、第2工場も本町で建設することが決まり、本町へのいい影響をもたらしてくれると思います。6年度予算を大枠見ますと、町税は前年度よりも5億2,500万円ほど増になっています。その他の増額の大きなものは繰入金と町債ぐらいです。企業立地を受けて令和6年度予算にどのような影響を与えるかをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問の企業立地に伴う新年度予算への影響ということについてお答えをいたします。

まず、歳入でございますが、町税収入が前年度と比較して約5億2,000万円の増としており

ます。これは例年と比較しても大きな増となっており、全てではございませんが、企業立地による影響が大きいと考えております。また、町税収入の増に伴い、普通交付税を減額しておりますが、令和6年度においては国の制度改正や住基人口の増などによる基準財政需要額の増加などが見込まれるため、試算の結果、不交付団体とはなりませんでした。

次に、歳出でございますが、企業立地に伴うものとして、喫緊の課題となっております交通渋滞対策及び人口増に対応するための小・中学校や保育所の整備、そのほか地下水涵養など、約6億2,000万円を計上しております。これは、前年度と比較すると減少している状況であります。減少した要因につきましては、令和5年度において、交通渋滞対策などの多くの事業で国の補正予算による補助採択となったため、令和6年度当初予算の影響が抑えられたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 以前、令和6年度からの不交付団体になるという見込みは答弁されましたが、私に対する答弁では6年か7年ということでした。6年度に見込み違いだったと思いますが、JASMの関連としての町の不動産も高騰しているということで、それらが影響してくるかなと、こう思っております。

それでは、2に入ります。令和6年度予算での重点配分は何かについてお尋ねします。

企業立地に伴って、保育、教育、交通安全施設等のすぐにやるべき事業、上下水道、防火防災関係事業、道路、橋梁など、数年かかる早急な整備をしなければならない事業の重点配分や優先順位について、基本的な考え方を示してほしい。あわせて、農業や福祉、衛生等の事務事業に配慮し、優先順位について基本的な考え方を示してほしい。

令和6年度の施政方針では、これまでの総合計画にのっとり示されました。新たなスポーツ施設以外は例年どおりだと思います。各分野のそれぞれの事業は重要であります。大変予算もかかりますが、特に力を入れている重点分野は何かをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。令和6年度予算での重点分野は何かということでございます。御質問にお答えをいたします。

令和6年度の当初予算は、私が令和4年10月に就任してから2回目の当初予算編成となること、また大企業の立地による地域経済発展や人口の増加などをしっかりと町の成長につなげていくことなどを意識しながら予算編成を行ったところになります。

重点分野といたしましては、まず公約でございます政策提言集における8つの政策分野と72の具体策に掲げる施策の実現に向けた取組になります。主なものとしては、1つ目は、令和7年度の給食費無償化に向けた段階的な補助として、令和6年度は児童・生徒1人当たりの補助を月額1,000円から2,000円に倍増しております。さらには、物価高騰による給食食材の値上がり分を補助することで、これまでどおり質の高い給食を維持してまいります。2つ目は、農

商工業者への支援として、地産地消の取組や地域資源を活用した取組、農産物等のPR事業などに取り組んでいきます。そのほか、高齢者支援や教育支援、スポーツ振興や多文化共生などに取り組んでいくこととしております。

次に、町のさらなる発展に向けた取組といたしましては、大企業の立地による喫緊の課題となっております交通渋滞対策や保育施設、教育施設等の整備を進めること並びに市街地整備や道路等のインフラ整備を進めることとなります。主なものとしては、これまで継続して実施しております菊陽空港線延伸事業や原水駅周辺の市街地整備、新たに予算化をしました新駅整備事業などとなります。そのほか、防災力の強化といたしまして、防災行政無線のシステムや機器の更新、町民サービスの向上に向けた公共施設等の整備及び自治体DXの推進などに取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 今、町長が答えられましたことをしっかりとやっていただければ幸いです。

次の質問に入りますが、事業推進についてでございます。町長提案のスポーツ施設についてということで、議会への説明は十分だと考えているか。

1月7日、熊日の朝刊で大々的に報道されましたアーバンスポーツ施設、その内容の説明も、12月の全協、2月28日の議会の終わりに全協の中で、また秘密会議ということでございました。しかし、町内外からの人の話を、私に報告がありますと、おまえたちやそがんとは知っとつとやと言われますので、それは知っておりますけども。わっどんがまちつとしっかりしとかにやねって。こういうことがぼんと出てきたってどぎゃんすつとやというふうに私に言われましたので、それはそれとして、ちゃんとまた議会で考えていかなければならないということでやってきたんですけども、かつて吉本町長が議員時代のときに、一部の議員と共に、後藤町長が同じようなことをすれば、議会への説明もなく議会軽視だという批判があったことは私もよく覚えております。後藤町長は、事業計画策定やスクープ報道された際には全員協議会や議員連絡会、緊急招集を依頼し、丁寧に説明をされたと思います。今回の施設整備に関しては、議会に対して明らかに、議会軽視とまでは行きませんが、恐らく議会を無視した感じに受け止められることもあると私は思います。吉本町長は議会への説明は十分だと考えてるかお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃったように、私が議員の時代には上田議員ともそういったお話をしたことは事実でございます。そういったところを踏まえまして、私も町長になりまして、議会軽視とならないように努めなければいけないということは職員にもいつもお話をさせていただいてるわけでございます。私としても、そういったことがないように説明をしっかりとしているところ

でございますけども、上田議員の御指摘のようなことがあれば、今後しっかりと私自身も考えて皆様方に御提案をしなければいけないというふうに思っているとでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） よく分かりましたが、ここに小牧副町長や職員の幹部さん、全職員、これまでの説明責任の声は、例えば町長がこぎゃんするとかというそういうときは、これは町長違うですよ。職員たちが、これはこうですよって。ええか悪いかはみんなで職員共有しながらやっていかんと、やっぱこういう問題が、私はしたくない一般質問をせにゃならんごつなると。ということで、議会制民主主義ですから、お互いに、議会と執行部と共有をしながら政策をやっていけばあまり問題になることはないと思うんですけど、職員全体でコミュニケーションというか、こういうことやって、そして何も恐れることなく議会に、ちゃんと議会と一緒にやればいいんじゃないかと思しますので、今後そういうことをしっかりとお互いやっていかなければならないと思しますので、どうかよろしくをお願いします。

次に移ります。社会資本整備総合交付金の使途についてですが、報道によれば、社会資本整備総合交付金が9.4億円、全体の4割を占めます。この交付金は、菊陽杉並木公園拡張整備事業と抱き合わせです。アーバンスポーツを造るのも簡単にできますという言い方は悪い言い方ですけども、私も議長時代に当たり前のことを当たり前に覚えてきました。ですから、創意工夫を生かせる総合的な交付金として国土交通省所管の、地方公共団体向けに提供されています。また、自由度が高く、地域の政策課題に応じて抽出された社会資本総合整備計画に基づいて、各事業に国費を充てられております。基幹事業、道路、河川の効果を高めるソフト事業、効果促進事業も実施可能ですとなっております。自由度があって創意工夫を生かせる交付金ということで、今回の事業への充当を決めたと思います。しかし、大事なのは地域の政策課題に応じる、これを優先すべきではないかと指摘します。

報道されたネットニュースのコメントでは、もちろん歓迎の意見もありましたが、中には批判的なものも特に多かったと思います。渋滞が増えるといういろいろもあります。計画自体には少し考えて、優先すべきセミコン、JASMEの進出に伴う渋滞の問題が地域課題ではないかと思えます。大津町にも同様の交付金が5億円ぐらい来ておるんですけども、大津町にお尋ねしましたところ、大津町は道路のほうに使うんじゃないかなということございました。また、23年度の補正予算の熊本県全体の交付額、通常分、総額32億2,518万円の、その半分を大津町と菊陽町が占めております。

この交付金は、成長力強化・高度化に資する国内投資を促進する目的となっております。話題や実績という面でこれだけ報道されているんでしょうが、ネットニュースコメントや一部の意見もパフォーマンスと見られますが、交付金の使途について、町民のために使用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

今回の公園拡張整備に当たっては、社会資本整備総合交付金のうち都市再生整備計画事業を活用します。これは、昨年11月末に国の経済対策予算が成立したことを受け、事業の拡充がなされ、産業促進のための基盤整備に交付金を活用できるようになったものでございます。対象事業は、産業促進のための団地や周辺インフラ整備のほか、経済発展や人口増加に対応するための公園整備なども該当します。

なお、議員申されました道路整備に関しましては、同じく国の経済対策予算で、社会資本整備総合交付金とは別枠で新たに地域産業構造転換インフラ整備推進交付金が創設され、国や県とも連携しながら取組が加速的に進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 分かりました。次の質問に移ります。交流人口増より課題解決を優先すべきではないかということでございますが、先ほどの質問と少しかぶりますが、この事業により多くの若者中心に交流人口が増えるでしょう。しかし、昨今の交通渋滞や過疎過密、オールドニュータウンなど、いろいろと課題は山積しております。約25億円のうち14億5,000万円近いのが土木債です。交流人口より課題解決への充当を優先すべきと思うが、町長に、これからの本町の施設や道路、橋梁の更新にどのくらいかかるかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えいたします。交流人口増より課題解決を優先すべきではないかという御質問でございます。

半導体企業の立地等の様々な状況変化を踏まえまして、交通渋滞対策、環境保全や排水対策、多文化共生など、対応すべき課題は多くあります。そのために、先ほど総務部長も答弁しておりますが、特に道路や下水道施設等の整備については、昨年6月に、私と合志の荒木市長、菊陽町の福島議長、そして中村県議による渋滞対策強化に係る県への要望から始まり、その後、県から国に1,140億円の社会基盤整備に係る要望をされ、社会資本整備総合交付金とは別枠で新たに地域産業構造転換インフラ整備推進交付金が創設をされました。交通渋滞等の課題解決に向けては、当該交付金を活用し、国や県と連携しながら強力的、加速的に取組を進めてまいります。

一方で、これからの課題に優先的に対応しながら、今後の経済発展や人口増加に対応するための新たな開発も進めていく必要がございます。JR新駅の設置や駅を中心とした市街地整備、憩いの場、にぎわいの拠点としての今回の公園拡張整備などが、まさにその先駆けとなるものでございます。これらの新たな開発は、菊陽町が全国的に注目を集め、県の新大空港構想や空港アクセス鉄道の実現に向け、今だからこそ進めるべき取組だと考えているところでございます。

本町といたしましては、課題解決に最優先で取り組みながらも、この100年に一度のビッグ

チャンスに、成長し続けるまちを目指して、さらには県全体の発展をリードできるよう、新たな開発も進めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 公共施設総合管理計画によると、建設系公共施設、インフラ系公共施設の更新には、今後40年間で約900億円、899億円ですね。年平均22.5億円となる試算でございます。施設を造れば負担は増えます。町民に必要な施設ならもちろん大事ですが、これは町の借金と別に負担になります。これは、町長はじめ副町長、町の職員さんもしっかりと考えておくべきじゃないだろうか。1年間に22億円、借金も払うていかなんということですね。それは忘れないでお願いしときます。

次に移ります。利用者の割合、町民利用はどのくらいかということでございます。施設の性格上、基本的に若者が多く、町外の利用者がメインになります。体育館や運動広場であれば老若男女問わず利用されますが、特別な施設のため、私たちのような年代には縁遠い存在です。果たしてどのくらいの町民の利用が想定されますか、お尋ねします。

特にまた、野球場といいますが、野球場はあまり太くない野球場だと思いますので、人数はどのくらいいるかお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問の利用者の割合、町民の利用はどのくらいかということについてお答えいたします。

アーバンスポーツ施設について、アーバンスポーツは近年、競技人口が急増し、人気も急速に高まっているスポーツであり、町内外から多くの利用が見込まれます。さらに、学校教育や地域スポーツ活動、町民の健康づくりなどでの利用も検討していきたいと考えております。議員御質問の具体的な利用者の推計ですが、日常的な利用に加え、イベントや大会誘致などでの来客を含め、年間約14万人を見込んでおります。

なお、今回の公園拡張で整備する施設は、アーバンスポーツ施設のほか、町民グラウンドや緑地広場も予定しております。また、当該エリアには現在でもふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などの施設もあり、さらに令和6年度には総合体育館の西側にテニスコートも整備いたします。昨日の布田議員の質問でも答弁いたしましたが、将来的にはこれらの施設一帯を菊陽町総合運動公園として位置づけ、運営管理していくことを検討しております。杉並木公園周辺にはJR新駅も設置されます。交通の利便性が高まるこのエリアに総合的な運動公園を整備することで、町民の方々が集い、様々なスポーツを楽しむ拠点となると確信しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 私も、アーバンという言葉につきましては都市型、要するにコンパクトでスポーツができるというようなことで、ちょっとこれ私の質問と、私があればですけども、

これをずっと順番に私言ってるんですけども、どこでこれば言うたがええかなて思っと思ってんですけども、アーバンということは小さい、都市型ということで、東京あたりの小さな空き地でもできるということで、考えてみますと、批判はしましたけども、なるほどなところも考えたんですけど、これに書いてあるんですけども、広いスタジアムやアリーナなどの大がかりな施設は要らないということで、そしてまた都会や町なかで小さいスペースでできると。それから、1人が勝手にやって勝手にやめられると。そしてまた、環境や指導者を自ら自由に選べる柔軟性があると。また、スポーツクラブや日本の部活動からスタートするピラミッド型、それから体育系ということで、他のスポーツにかけるともちやすいというか、そういうことで、生涯スポーツとしてやってもいけるし、オリンピック、あれにもあるということで、広島の方でこの大会がまたされるというような感覚で、私も少し、世間の人たちがあぎゃんとば造ってと言われて、何かと思って目を通したんですけども、そういうことで、あそこ一帯をやるということについてはあまり文句は言いませんがね。

それでは、5の町、商工振興に経済効果があるかですけども、経済効果は9.6億円と試算されておりますが、どこにそのような効果があるのでしょうか。交流人口による効果だと思えますが、何を購入、消費するか。県と共同で国際大会、イベント開催を目指すのでしょうか。例えば、宿泊施設なども少ない本町より熊本市や大津町に泊まり、飲食などは消費するのではないかと思います。町への経済効果は本当に9.6億円もあるのでしょうか。これば、かぶりますが、よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 町、商工振興に経済効果はあるのかという質問ですけども、御質問にお答えします。

アーバンスポーツをはじめ総合的な運動公園となることで、町内外から多くの利用が見込まれます。特に、アーバンスポーツ施設については全国大会や国際大会を誘致可能な施設として整備を予定しており、大規模なイベントや大会などでの交流人口の増加も見込まれます。先ほど答弁しました年間約14万人が利用すると仮定すれば、これを県の観光消費単価に掛けますと年間約9.9億円の経済効果が見込まれます。町としましては、町内外の交流人口の増加が地元の飲食店や商業施設等の消費拡大に波及していくものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 分かりました。それでは、6番目の施設の規模、ランニングコスト、町直営の疑義ということですが、先ほど社会資本整備総合交付金についてお尋ねしましたが、国土交通省説明概要にこんなことがあります。民間投資を誘発する取組。私も一般質問の中でPFIのことを一回言っていました。例えばPFIなどを活用した下水汚泥固形燃料化施設などを導入。PFIやPPP、公民連携ですね、パブリック・プライベート・パートナーシップなどの民間との連携事業の推進、取組です。この事業全体が分からないので、この施

設の運営は町が直接仕切るのかお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） これについては6番の質問ということで。施設の規模、ランニングコスト、町の直営とのことをございますけれども、お答えします。

今回の公園拡張整備の予定面積は全体で約6万平方メートルとなります。内訳は、アーバンスポーツ施設が約2万平方メートル、町民グラウンドが約2万6,000平方メートル、共用駐車場が約1万2,000平方メートル、電気、水道等のインフラ整備が約2,000平方メートルの予定ですけれども、詳細は、レイアウトなども含めまして、これから5月にかけて実施する基本設計の中で決定をしております。

また、ランニングコストや運営管理の手法についてですけれども、他の事例では、指定管理者制度などの民間のノウハウを活用しながら運営管理をされている事例が多くございます。町としましては、令和6年度中にランニングコストのほか、利用時間や使用料等の運営管理計画を策定したいと考えております。また、施設の運営管理においては直営前提ではなくて、指定管理者制度やPFI制度を活用することを検討しております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） まさにそうですね。うちは直営は前々から多かったですけども、民間でコストを下げるといことは大変いいことと思います。当然そうすべきと思いますが、土地の買収や造成などは町が行い、施設の建設、運営は民間がやることで町負担が大きく下がります。

続いて、民間投資を促すべきではないか、7番ですね。

これまで行政は、特に本町は直営が多かった。やっとなPOなどへの委託が増えてまいりましたが、このような大きな施設、特に町民よりも町外の若者向けの施設など、民間活力を利用すべきと考えます。お聞きしますが、吉本町長は民間により、例えばアリーナ建設を目指しておられたということで、仙台のゼビオアリーナ、あそこを視察されたということを知りましたが、その方向で事業を進めるべきか考えているのか、今後ですね。民間に投資を促すとの答えとちょっとちぐはぐになるとるばつてんですね。どこでどぎゃんして言うてええか私も考えたんですけど。そこで、ここは町長、後で言います。その辺の答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 様々な御意見ありがとうございます。本当に上田議員、勉強されてるなというふうに思います。

4年前の私の思いはいろいろありましたけども、時代も当然変わってきてます。経済状況も変わってきてます。菊陽町の置かれてる立場というのも当然変わってきてますので、4年前は4年前として、今後のことはしっかりと検討して考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） この分はね、どこでどぎゃんして議長、言うてええか分からなかったもんですから。

私も仙台に行ってきたんですよ。佐賀のアリーナ、長崎のアリーナ、これも見てきました。吉本町長を褒めるわけじゃないんですけども、あの頃アリーナというば考えとったつばいなと。どうせ6町も8町も造るなら、あそこにアリーナば造ったほうが逆によかったかなと。すと、全体的にいろんなことにできるけん、もうちょっと議会に相談があっても悪くはなかったかなと。今さらもう既に遅いということですね。ただ、私も行ってまいって、日本全国から競技、イベント、とにかく収入が抜群で。これだけの収入があるということはしっかり私は聞いてきました。例えば、アリーナの話になったんですけども、優しいアリーナというか、優しい施設。外部に漏れないというか、ちったあワーワー言うけどもね。とてもいいあれだなと私は思いました。

ですから、これはもう既に遅しということですので、遅くはないかもしれませんが、南校区の中で今後、町長昨日も言われましたが、南校区の発展なくして菊陽町の発展なしという言葉が昨日ありましたね。ただ、その言葉は、傍聴者の方も来ておられますので、本当に私は昨日ありがたいなと思いました。私も、皆全議員が、南校区のことを一般質問では多くされます。それだけまだ南校区に目が向いとらんだった。後藤町長も向いとらんだった。現町長もまだ長くなっとらんですけども、今んところ向いとらんというところか。例えば、道路一本造るにも10年、20年かかるんですよ。そう簡単にいかんけんですね。だけど、昨日の言葉をいただいて、今度7期、8期の、8は入れんでも、総合計画マスタープランの中にいろんなことを入れていただければ、私もそれまでぐらいは生きとるかもしれんけん。その辺のところでしたら、7期のマスタープラン、その都度くりくり変わっていくけん、8さんはってくかもしれんけんですね。都合の悪いときは8さんはってくけん。とにかく、副町長が知事室長で知事のとんと横におなったんだけん、いろんなことば考えておられますので、よろしく願います。

それでは、8番に行きましょうかね。場所の選定については、今、私が言ったんですけども、昨日の馬場議員と布田議員の答弁と思いますが、町の均衡ある発展の推進、令和6年度第7期菊陽町総合計画マスタープランの中で、私が先ほどアリーナとかなんとか言いましたけども、当然、アリーナは造ったほうがええと思うとですよ。お金はかかるかもしれん。私が22億5,000万円毎年払うていかなんというのともかぶりますばってんね。だから私の一般質問はちぐはぐになると言うかもしれんですけども、かぶるところはかぶって、攻めるところは攻めていかにやいかんとですよ。ですから、借金があればしっかり頑張ると。借金がなければゆるりすると。これは、私たち農家でも誰でも一緒なんです。お金を持っとれば楽する。お金がなくなったら、また頑張らにやいかん。そういう仕組みで、もう私は借金のことに対しては、一

応数字的には言いましたけども、その数字が分かってるからこそ、また借金をして、また努力せにゃいかん。職員さんたちも何かよか知恵ば出してもらわんといかんて。一冊の本の、こぎゃん本がですね、いろいろと、私は持ってませんけども、事業計画、どぎゃんこつば、事業の中身ですね。そういうとをしっかりと、部長たちが2人あそこ並んどるけん、ああいう人たちにしっかりと勉強ばさせてもらってですね。

そして、アリーナと、また藤崎台球場の話がよく前から出とったんですけども、これも移転に伴って、私の個人的な考えですけども、いち早く要望、要望は県とか熊本市あたりに、せっかくですからドームつきの、これはうちが造っとじゃなかけん……。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さんに伝えます。時間も限られてますんで、そろそろ質問に入ってください。

○15番（上田茂政さん） はい。ですから、ドームつきの1万5,000から2万ぐらいのことを要望していただきたい。そしてまた、可能なら、騒音などの検証ですね。ここの今度アーバンの検証。すと、スケボーの音や若者が集まる、そこで地域の迷惑とならないかについて併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 上田議員から、アリーナ、野球場の問題、いろいろお話をいただいたところでございます。昨日、野球場については少し私のほう答弁させていただいたところでございますが、アリーナについては、先般、佐賀でアリーナが出来上がってきました。かなり九州でもアリーナができてきております。ただ、アリーナを進めていく中においては興行的な面もございまして、民間がいかに積極的になってアリーナ建設を進めていくかというのが、全国の事例を見ていくとそういうところでございますので、私どもは、民間がぜひ菊陽町で整備をしたいということであれば、町としてもできる限りの協力をしていきたいと思っております。

次に、野球場でございますが、野球については私、昨日の答弁でも申し上げましたように、菊陽町としても、先般、蒲島県政においては4期目においては野球場の判断はしないけれども、実は12月議会でこのように言われております。議員御指摘の市町村からの提案を募るなど様々な形で市町村や民間と連携を図りながら、野球場を含めたスポーツ施設整備ができるだけ早期に実現できるよう、その在り方について引き続き丁寧に検討を進めるということでございますので、今の蒲島県政4期目においてはスポーツ施設について動きはございませんでしたが、新しい県政においてはまさに市町村や民間と連携を図るというのがキーワードであります。

そういうことから、私どもはこの答弁を受けて、であれば菊陽町としても積極的に手を挙げていこうというような動きを進めております。そのためには、菊陽町だけではなくて、民間をいかに巻き込んで提案をしていきたいと考えております。その際、藤崎台県営野球場に代わる、観客としてプロ野球が来るような施設と考えたときに、県立運動公園の周辺というのはやはり

強みがあると思いますので、昨日の答弁にも申し上げましたが、魅力ある提案をこれから準備をいたしまして、県のほうに積極的に提案をしていきたいというふうに考えてるところでございます。ただ、ハードル、時間、非常に課題は高い、ハードルも高いと思いますが、今、日本一のまちづくりを目指す非常に注目されてる菊陽町だからこそできる提案というものをして、積極的に働きかけて実現に向けて頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 蒲島知事がよく、よき流れて。今、菊陽町はよき流れ。ですから、積極的に、すぐでくことじゃないけども、準備というのは大事ですから、そこはしっかりとやってもらいたいと思います。

(2)のJ R光の森駅高架橋、新駅設置について町長の所見を問うということでございますが、1月30日、J R光の森駅に整備した歩道橋が開通しました。開通式も行われ、利用された方々から便利になったと評判でした。今後も多くの町民または本町を訪れる方々の利用もしてもらい、駅周辺の渋滞緩和に役立ってほしいと思います。

さて、この歩道橋について町長は以前反対をされておりましたが、おりましたね。議員のときの一般質問だったろうと記憶をしておりますが、間違ったらすいません。吉本町長が挑んだ最初の町長選の際に、政策の中で、快適でゆとりのあるという政策のまちづくりじゃったかな。そういうことで、そのときの考えであったと思いますし、あまり反対、賛成のことは言いたくないかもしれませんが、できれば、その当時のことと今の現実のことを言っていればいいと思いますので。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 上田議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃったように、J R光の森駅歩道橋については私、議員時代に反対をいたしました。その当時の判断だったと思います。渋滞解消のためにということでございました。当時は、渋滞はありましたけども、あまり渋滞がないので、多額の費用をかけて民間のところに歩道橋を架けるのはいかなものかというお話をさせていただいたと思います。そのときの判断は、当時は間違っってなかったというふうには思いますけども、今、菊陽町の今の発展を見れば、そのときの判断は間違っっていたのかなというふうには思いますけども、ただ、その時々で判断が変わってしまうというのは仕方なかったのかなと思います。

当時、上田議員のほうも私のほうに、私も毎回毎回一般質問をさせていただきました。そのとき上田議員から私言われたのは、毎回毎回一般質問すると言われてました。ただ、上田議員は、私が町長になって、議員になられて、毎回毎回一般質問をしていただいております。そういったことを考えると、私も上田議員も時が過ぎればという、全ては上田議員も菊陽町のことを思って、いろんなことを準備をされて、自身でお勉強をされて、多くの時間を要して今回の一般質問に向かわれてるのかなと思います。

私が町長になって反対をしなかったもう一つの理由は、やはり後藤町長のよき流れということでございます。先ほど上田議員からもありました、よき流れを継承したいということ。それと、それに関わる当時の職員、大切な人生の一部を削ってまででもこの事業をやり遂げたいという思いがしっかりとあったということを私自身も理解をしておりましたので、そういったことも考えて、この事業を進めるということの判断でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 今の町長のお答えについて、新駅については今の答えとあまり変わりませんので、これはそのまま終わりにしたいと思います。もう答えは今の答えと一緒にしようと思いますので。

最後に、アメリカのアップルの共同創業者のスティーブ・ジョブズですね。生前の紹介で、言葉に計画を立てるとき、期限から逆算することも多いが、人生ではなかなか難しいと。冒頭のジョブズ氏の言葉で、自分はいつか死ぬと覚えておくことが失敗の不安にとらわれたり、これがベストの方法だと。私もこらええかなと思うたばってん、帰ってからまたちょっと、ジョブズ氏とは大体分かってます。

アメリカにTSMCの工場が、アリゾナのフェニックスに巨大な工場が2022年に建設されております。菊陽町もアリゾナに、フェニックスに負けない工場ですので、しっかりとTSMC、JASMのほうにも町のほうからもお願いしていただきたい。政策や考え方は時々状況によって変わることもありますが、しかしそのときの考えを支援した方々もいらっしゃると思います。前町長とは違う路線もあれば、継続する政策もあります。ぜひ、その都度、町長の真摯な言葉で町民の皆様に伝えてほしいと思います。

また、先ほど町長に言いましたけど、何も恐れず、議会制民主主義の中で議長を中心に私たちも一生懸命頑張っていきます。トラブルが起きることもありますが、その都度その都度、議長が先頭に立って、我々、執行部と一体となって謙虚な気持ちで頑張っていきたいと思う気持ちは変わりませんので、どうかひとつ皆さん方の御努力をよろしく願いをしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時45分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 皆さんこんにちは。議席番号1番の鬼塚洋と申します。本日はお昼どきのお忙しい中、議会傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

さて、今回も議員の半数以上の11名が一般質問を行い、私で最後になります。執行部、議員の皆様もお疲れかと思いますが、もう一時間お付き合いください。

まず、このたびの能登半島を震源とする大規模地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

約8年前、ここ熊本においても震度7の地震により多くの家屋が倒壊し、多数の人々が避難生活を強いられました。あのときの記憶は今になっても忘れられません。そうした中、私の所属する菊陽町商工会青年部では、少しでも震災からの復興に役立ちたいと、先月末、町内のショッピングセンターで募金活動を行いました。土日の2日間、延べ8時間で集まった金額は何と約63万円。それほど熊本の人々が自らも震災の当事者であった立場として今回の能登半島地震を真摯に捉えてることを知り、心が熱くなりました。改めて、このたび被災された皆様の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、今回、何度か議会傍聴に来られた方は既にお分かりかと思いますが、議場には大きな変化がございます。そうです。この目の前にある大型モニターで、あちらにもあります。このモニターは、議会のICT化の一環として、円滑かつ分かりやすい議事進行、質疑等を行うため、今回の定例会より設置されました。例として、町内の道路が議案になっているときに〇〇線と言ってもどこの道路か分からない。耳で聞くよりも、図やイラストを目で見たほうが分かりやすい。そのような場合に活用されます。ぜひ、その効果を体感いただければと思います。

お手元の資料にございますとおり、今回私が質問させていただく事柄は大枠3つです。以下、質問席にて質問させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） まず1つ目は、町民グラウンド、アーバンスポーツ施設整備についてです。まず、質問の趣旨を申し上げます。

既に御存じの方も多くいらっしゃると思いますが、今年の1月に、本町に九州最大規模のスポーツ施設が整備されると新聞やニュースで大々的に報道されました。施設は大きく分けて、アーバンスポーツ施設と新町民グラウンドの2つです。こちらは現段階では構想図ですが、イラストの右側にはグラウンド内に野球場が2面、左側にはスケートボードコースやボルダリング用の壁、ボルダリングウォール、中央にはくまモンのイラストの観客席を前に屋外のコンサートステージが備わっております。これらの施設整備の背景には、吉本町長の72の政策提言のうち、スケートボード・3人制バスケットボールなどの施設の新設、また町民が楽しめる総合運動公園の整備がありますが、先日の補正予算の審議を経て、今回それが実現されることになりました。

私としても、数多くの提言を迅速に実行に移していこうとする吉本町長の姿勢には敬意を表するところでございます。ただ、その一方で、なぜ今新しいスポーツ施設、それもアーバンス

ポーツ、T SMCだけでも町は大変なのに。そのような声が私の周りでも多数上がっております。現に、先日の補正予算審議の際にも、町民の代表者たる議員の表決では、満場一致ではなく、5名もの反対の声が上がりました。そこで、今回は、そのような町民の皆様のスポーツ施設整備に対する疑問や不安を払拭し、また執行部に対し、町民の皆様への十分な説明責任を求めべく、概要9点について質問させていただきます。

まず、(1)の、本町は町民グラウンド、アーバンスポーツ施設の整備を基幹事業として原水地区の都市再生整備計画を作成、実施されておられますが、この計画の概要について御説明ください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

原水地区の都市再生整備計画は、昨年11月末に国の経済対策予算が成立したことを受け、社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業を活用するに当たり、新たに作成したものでございます。今回の経済対策により都市再生整備計画事業が拡充され、市町村が半導体などの産業促進のための区域を定め、当該区域内における産業促進のための基盤整備に交付金を活用できるようになりました。対象事業は、産業促進のための団地や周辺インフラ整備のほか、経済発展や人口増加に対応するための公園整備なども該当します。そのため、本町としましては、同計画において、セミコンエリアから今後開発が進むJ R新駅や土地区画整理事業エリアに加え、今回の公園拡張エリアを含めた一帯を産業促進区域として定めております。その中で、令和7年度までに整備する基盤整備として、アーバンスポーツ施設や町民グラウンドの公園整備を位置づけているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいま産業促進区域と御答弁された点について、モニターに映っておりますのは都市再生整備計画の整備方針概要図になります。こちらを見ますと、赤枠のちょっと内側に、紫に見えると思うんですけど、こちらの部分が当該区域になっております。囲われた部分は大きく、東側のT SMC等のセミコンエリアと西側の今回施設整備を行う公園エリア、それに現状の原水駅と今後新設が予定されるJ Rの新駅の予定地を加えて、東西に細長く接続しております。形として、区域といえば割かし長方形とか丸形とかそういうのが多いようなイメージなんですけれども、このようにいびつな形で産業促進区域を定めた理由について、何か理由があればお答えください。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、まずセミコンテクノパークのところを企業集積エリアと定めさせていただいております。そして、J R原水駅及び新駅を中心とした鉄道沿線、市街地整備、公園整備を市街地交流エリアとしております。この場合、計画をつくるときに、あくまでも点で

はなくて面で計画をつなぐ必要がございますので、今回、2つのエリアを結ぶエリアといたしまして、左側のほうは菊陽空港線、南側が南方大人足線、それにセミコン通勤バス、こういった道路整備の計画も含めまして今回エリアを定めたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の都市再生整備計画を確認しますと、あくまでTSMCなどのセミコン企業の立地が先にあって、それに伴う経済発展や人口増加に対応するために今回のアーバンスポーツ施設などの整備を行うということによろしいですかね。

じゃ、次に、今回の都市再生整備計画の事業予算についてですが、先日の布田議員の質問に対する答弁では、全体事業費が約26億円、そのうちの約4割、10億円を国の社会資本整備総合交付金で賄うと。となると、残りの16億円が町の負担になるということでした。ただ、その16億円のうち1億円については町の基金を取り崩すと。15億円については国の補正予算債を借りるために、地方交付税による返還の措置もある、可能性があるかと。そういう理解でよろしいですかね。じゃ、その点お願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） おっしゃるとおりでございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） では、今の事業費と施設規模の関係についてなんですけれども、本日の上田議員の質問に対する答弁では、アーバンスポーツ施設が約2万平方メートル、町民グラウンドが約2万6,000平方メートル、共用駐車場が約1万2,000平方メートル、これにその他のインフラの設備を合わせて合計約6万平方メートルとのこと。なお、この周辺の施設の規模と比較しますと、毎年夏祭りが開催されます菊陽杉並木公園の面積が約8万平方メートル。その道路向かいにある時々アーチェリーなどをやっておりますスポーツ広場の面積が約4万平方メートルですので、今回整備する施設全体を見ると、杉並木公園とスポーツ広場の中間ぐらいの規模になるというふうに理解できます。

ところで、事業費についてなんですけれども、資料はお示しできないんですけど、アーバンスポーツ施設、町民グラウンドともにそれぞれ約12億円ずつ計上しております。これらについては共用駐車場の整備費用も含まれていると考えるんですけども、私の感覚としては、町民グラウンドというよりアーバン施設のほうがボルダリングウォールなり何なりで施設整備にお金がかかるように感じるんですけども、その点について、事業規模がほぼほぼ同じということについて何か理由があればお答えください。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 現在の26億円につきましては概算の経費でございます。したがって、町民グラウンドについてはこれまで整備をしたときの実績で12億数千万円と。アーバンについては他県の整備状況を参考にさせていただいて数字をはじいているところでございます。

が、これにつきましては、今後、基本設計を行ってまいります。その段階で正確な事業費というのは変わってまいりますので、今のところはこれまでの整備状況であったり他県の状況を踏まえた上で数字をはじいていると。そういう事業費を申請しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の答弁を踏まえますと、全体事業費としては、補正予算等で変わる可能性もありますけど、アーバンスポーツ施設とグラウンドの予算も増減する可能性もあるということでしょうかね。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 少し説明が足らなかったと思いますが、全体事業費の26億円については大きく変わらないと思っております。その中の配分が、今、12億円、12億円が例えば15億円と10億円になったりとか、そういうところはあり得るということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） では次に、(2)の質問ですけれども、昨年の12月定例会において、小牧副町長は、スポーツツーリズムを観光資源として町に人を呼び込んでいきたいと答弁されました。スポーツツーリズム、すなわちスポーツを通じて楽しみ、そしてそこでの経済的な価値を生み出すために人に移動、例えば旅行とか観光してもらう。そのような取組になりますが、今回、スポーツの中でもアーバンスポーツ、いわゆる都市型スポーツ、これらのスポーツに注力する背景についてお答えください。

なお、前提としてアーバンスポーツの種類なんですけれども、例えばBMX、自転車ですね。ほかにはスケートボード。あとパルクール、これユーチューブとかにも時々上がってるんですけど、町や森で障害物の中を走ったり飛んだり上ったりして楽しむスポーツです。ほかにはインラインスケート、これは陸上でアイススケートをするようなスポーツです。ほかにはブレークダンスなどのスポーツがあります。これらのアーバンスポーツに注力する背景についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、アーバンスポーツというものはオリンピックの正式競技になるなど競技人口が急増し、人気も急速に高まっているスポーツでございます。そのため、県においてもアーバンスポーツによるスポーツツーリズムの推進を関係戦略に位置づけ、機運醸成や観光交流促進のためのイベント等を開催されております。一方で、競技する施設がないことが課題としてあります。そのため、政策提言にスケートボード等の施設の整備を掲げておりますが、これもスケートボードをする場所がないという町の子どもの訴えが背景にあったところでもござ

います。このような状況に、さらには国の交付金が活用できるようになったこともあり、町で施設を整備し、県と連携をしてアーバンスポーツの推進を図ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいまの県の連携というところなんですけれども、熊本県のスポーツツーリズム推進戦略、2021年から2023年にかけて練られているんですけれども、その基本戦略の3番に集客力があり参加できるスポーツ大会の誘致というのがあります、また将来性の高いスポーツ大会の一つとしてアーバンスポーツが挙げられております。まさにこれは今回の施設が目指すところであると思うんですけれども、今回の施設整備に当たっては県との連携を当初より予定されていたということですか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、御紹介ありましたように、実は、先ほど町長からも話がありました。熊本県としては、東京オリンピックにアーバンスポーツが公式種目になるところからアーバンスポーツには着目をしてきたところでございます、私自身、そこにも関わってきた人間でございます。そして、私のほうが菊陽町にこちら副町長で来たときに、町長のマニフェストを見、県で取り組んでいるスポーツツーリズムと、まさに観光施設が少ない菊陽町において、ここがうまくマッチするのではないかということで、県にも積極的に働きかけながら進めてきたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 町長の政策提言と副町長の持ってきたノウハウがちょうど合致したということですかね。

次に、(3)の質問ですけれども、アーバンスポーツについてはまだ一般にはなじみがそこまでなく、競技人口もそんなに多くないと思います。その中で、どのような手段、方法でアーバンスポーツ、もしくは今回の施設ですね、の推進を図っていくのか。先ほど、県との連携とありましたが、そうであれば連携の詳細についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

繰り返しになりますけれども、アーバンスポーツの推進は、アーバンスポーツによるスポーツツーリズムなどを進める県と連携して取り組んでまいります。具体的には、施設は町で整備しますけれども、機運醸成やイベント、大会の誘致、関係競技団体や選手の育成などは町単独で進めることは困難であるため、これらについては県主導の下で進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今、答弁いただいた県による機運の醸成については、たしか先週末だったと思うんですけども、JR熊本駅前のアミュひろばでクマモトファンアーバンスポーツフェスが開催されました。私は行けなかったんですけど、当日はプロ選手らのBMXやスケートボードのパフォーマンスないしアーバンスポーツの体験なども実施されて、見るスポーツ、そしてするスポーツの2つの側面からかなりの盛り上がりがあったというふうに聞いております。ちなみに、今回の施設整備、複数年かけて行うと思うんですけども、完成前に町でもこうした、県の協力を得てになると思いますけど、同様のイベントを開催する予定などはありますか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 先ほど議員もおっしゃられましたように、2月23、24で機運醸成のイベントが熊本駅周辺でございました。当然、今後アーバンスポーツ施設を菊陽町に造っていくと、それに対する盛り上げというのも非常に重要になってこようかと思っておりますので、県に積極的に働きかけながら、こういった機運醸成のイベントというものをぜひ菊陽町で開催をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ほかになんですけど、吉本町長は先月、プロスノーボーダーの鬼塚雅さんを菊陽のPR大使に任命されております。スノーボードも見せるスポーツという意味ではアーバンスポーツに通じるものがあると思うんですけども、アーバンスポーツ自体のプロ選手を改めてPR大使に任命したいとか、そういうお考えはありますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

先ほどありました鬼塚選手はまだPR大使には任命をしておりませんで、PR大使の在り方というのは先日馬場議員の質問にお答えしたとおりでございます。ただ、その一方で、やはり非常に影響力のある方でございます。私も副町長と一緒に町長室でお迎えをして、スノーボードに対しての夢、オリンピックの夢、そしてまた菊陽町にどのように関係をしていくのかという、そういった夢のお話をいただきましたので、PR大使とはいかないかもしれませんが、いろんなところで菊陽町をPRしたいというお話もいただきました。そういったことを考えますと、アーバン施設を造るときにいろんなコメントをいただいたりとか、チームの一員としてお招きをするですとか、さらにはスポンサーのお話もありましたし、そういったスポンサーの方々のお話を聞いて、そしてその企業が菊陽町にどのように関係性を持っていただけるのか。いろんな部分で、点ではなくて線でアーバンスポーツという広がりを考えていく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 誤解してしまい、申し訳ございません。

次に、(4)の質問ですが、(3)でも答弁いただきましたが、熊本県や国との協力体制をどのよう
に図っていくか、何か方針等があればお答えください。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

県と連携をいたしましてアーバンスポーツの推進に取り組むために、アーバンスポーツを通
じた交流人口拡大や競技レベル向上を目的に連携して取り組む事項を定めた協定を、3月中に
蒲島知事と私で締結する予定でございます。協定では、連携して取り組む事項といたしまし
て、先ほども答弁をさせていただきましたが、町が施設を整備する一方で、県は関係競技団体
の育成等に取り組むこと。また、機運醸成やイベント、大会の誘致などは県主導の下に組み
込むこと。施設の名称は県全体のブランドとなるようなものにすることなどを記載する予定で
ございます。

なお、協定締結後、これを推進するための体制の在り方についても早急に県と一緒に検討
し、整備をしてみたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいまの県との連携に当たって、現在の町の担当の課はどこになりま
すか。また、連携後に新たな課を設ける予定などはありますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 現状といたしましては総合政策課のほうで対応しております。新たな課
ということに対しましては、しっかりと協議をした上で検討してみたいというふうに思
います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） また、施設名称について、熊本県のブランドというふうにおっしゃいま
したけど、例えばよくあるのが、企業さんに施設の命名権を売って、それで営業に充てるとい
うネーミングライツという手法もあるんですけど、そのような点については検討の予定はあり
ますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 施設の名称につきましてはまず県と協議をしながら、今後どのような位
置づけで、そしてまた世界的にいろんな大会ができるということでございますので、その名に
ふさわしい名前を求めていきたいというふうに思います。また、その一方でネーミングライツ
につきましては、いろんな流れがあると思いますので、町としては様々な可能性を排除するこ
とは当然しないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） さっきの概要図を見ますと、くまモンの絵があり、くまモンみたいなロゴをつける可能性もあるということですよ。

では、次の質問に移ります。次、(5)ですけども、今後、アーバンスポーツ施設及び新町民グラウンドと既存の施設、菊陽町総合体育館、菊陽杉並木公園さんさんなどを併せ、将来的には菊陽町総合運動公園として管理運営するとのことでした。そこで、これらの施設の一体性をどのように図っていくのかお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

当該エリアには現在でもふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などの施設があり、さらに令和6年度には総合体育館の西側にテニスコートも整備いたします。現在、これらの施設には正職員や会計年度任用職員を配置し、直営にて運営管理をしているところでございます。今後、新たにアーバンスポーツ施設や町民グラウンドも整備され、公園エリアを拡張いたしますけれども、特に各施設の普及促進やイベント、大会の誘致などの点では行政のみのノウハウでは限界があり、民間のノウハウを活用することで各施設の利活用が最大限図られると考えております。

さらには、これらを一体的に運営管理し、時には相互を補完させることで、大規模なイベント、大会の誘致なども可能になると考えております。そのため、将来的にはこれらの施設一帯を町民の憩いの場として、また新たなにぎわいの拠点として菊陽町総合運動公園として位置づけ、運営管理していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいまの答弁で、町のみのノウハウでは限界があると。民間のノウハウも活用したいとありましたが、これについては(6)の質問とも関連するので、そのまま質問に移らせていただきますが、これらの今回の施設、特にアーバンスポーツ施設ですね、その管理や運営について指定管理者制度やPFI事業を活用する予定はありますか。午前中の上田議員の質問でもあったんですけど、再度お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、特に各施設の普及促進やイベント、大会の誘致などの点では行政のみのノウハウでは限界があり、民間のノウハウを活用することで各施設の利活用が最大限図られると考えております。そのため、各施設の運営管理においては指定管理者制度やPFI制度を積極的に活用することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今後、本町はT S M Cによる税収増もあって、不交付団体になり得ることが予想されます。そうした中であえて申し上げますが、現在、多くの自治体では少子・高齢化や物価高騰に伴って、税収減を予想して各種のコストの削減に取り組んでおります。そうした中、公の施設を民間のノウハウを使って運営して収益を上げ、コスト削減に注力する指定管理者の制度、またこれらに加えて事業者が資金調達まで行うP F I制度は大変有意義な制度であると考えております。制度の詳細については時間がないので申し上げられないんですけども、現在、県や九州でも多くの自治体がこのような制度を使っております。

そうした中で、私のほうから1つ提言させていただければと思うんですけども、地元の事業者とか中小の事業者にもこのような事業に参画する機会、恐らく今回の事業者の選定に当たってはプロポーザルの方式になると思うんですけども、それに参加する機会を与えていただきたいということです。前に上田議員が、町の入札案件に関する一般質問で、概要になりますけど、大手の企業ばかりを指名するのではなく、地元の事業者や中小の事業者にも入札のチャンスを与えてほしいと。そうでないと地元の事業者が育たないと。そのようにおっしゃられたことがあります。これは、今回の施設に関する事業者の選定にも当てはまる事柄ではないでしょうか。恐らく、本町としては、町を挙げてのアーバンスポーツ施設の管理運営、そうであれば当然、指定管理やP F Iの経験のある大手の企業に、そのように考えておられるかもしれませんが。しかし、そうした場合にも、地元の事業者や中小の事業者が大手の事業者と一緒にって施設を運営するジョイントベンチャーの方法というのも考えられます。そして、現にそのような手法で施設の指定管理を行ってる自治体もございます。なので、今回の施設管理に当たってはそのような事業者の選定に関してもひとつ御検討いただければと思います。

次に、(7)の質問になりますが、今回の施設の整備に当たり、町民の皆様、特に若い世代の声をどのような形で吸い上げていくのか。特に、アーバンスポーツについては、するスポーツとしての対象者は主に若い世代になります。そのため、施設整備に当たっては利用者である若い世代の声を吸い上げるべきだと考えますが、この点について町の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

特に、アーバンスポーツ施設の整備に当たっては、全国大会や国際大会を誘致可能な仕様にする必要がございます。そのためには、中央競技連盟や競技団体との協議、調整が必要になりますので、まずは競技の観点から十分な仕様となるよう準備をしております。

また、アーバンスポーツにはスケートボードのほか、スリー・バイ・スリーやBMX、クライミング、パルクール、ブレイキンなどもあります。どのスポーツを常設とし、また仮設とするのかなど、アーバンスポーツ施設の在り方については町内外を含め様々な御意見をいただいております。今後もいろいろな御意見を参考にさせていただきながら、町民にとって、また競技者にとって満足いただける、そして皆が集うにぎわう施設にしていきたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の施設は、地元の幼稚園、小学校、中学校のお子さんたちも多く利用することになると思うんですけども、そうしたお子さんたちの、またその家族の意見、声を聞く機会というのは予定されているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） そういった声を聞かせていただく機会を設けてまいりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） そのほかの町民の方々の意見、場合によっては町外の方々の意見も踏まえて、パブリックコメントを行う予定はありますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） そのあたりにつきましては今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 当然なんですけれども、今回の施設の整備に当たっては、町民、特に施設の近郊の方々や施設の利用に深く関わる方々の声を聞くことが不可欠です。ぜひとも、町民の皆様の声を中心に十分に聞かれた上で今後の施設整備を進めていただきたいと思います。

次に、(8)の質問に移ります。今後、これ同僚議員も質問させていただきましたが、さらにこの施設を造ることで周辺道路の渋滞が予想されます。そうした中で、どのような対策を講じていくのか。今回のほかの議員の答弁と重複しない範囲で、対策についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えいたします。

町内の交通渋滞対策は最重要課題であると認識をしております。まずは国、県とも連携して急ピッチで道路整備を進めております。あわせて、セミコン通勤バスの運行等のソフト対策も進めております。また、交通渋滞に対応し、さらには今後の経済発展や人口増加に対応するため、令和9年春を目標に杉並木公園付近にJR新駅を設置いたします。今回の公園拡張エリアも新駅から十分に移動可能な距離であり、若者等を中心に電車での利用が想定されます。加えて、町としましてもできるだけ公共交通の利用を促してまいりたいと考えております。このように、道路整備や公共交通の充実を図り、交通渋滞対策にもしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 公共交通の利用を促したいということなんですけれども、全国的な施設なんで、県外、場合によっては外国から来られる方も予想されると思います。そうした中で、

熊本空港に来られた方とか、J R新駅をつくったとしても、距離的にはこれ見るとそんなに遠くはないんですけども、お体が悪くて徒歩で行けない方もいらっしゃると思います。そうした方々のために、例えば空港やJ R新駅からの定期バスなどの運行とか、そういうことについては考えておられますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 当然、大きな大会をする場合には多くの皆様が来客されますので、そういった場合にはどのような形で輸送するのか、その辺は十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 渋滞を予防するためには公共交通が第一という町の考えは十分理解できます。ただ、J Rの沿線やバス停から離れたところで暮らしてる方々、もしくは小さいお子様がいらっしゃる御家族は、やっぱり自動車という考えになってしまうんじゃないでしょうか。施設近郊の道路は、現時点では片側1車線が多く、一旦渋滞してしまえば交通が麻痺してしまいます。現に、熊本市のえがお健康スタジアムの近郊でも、コンサートとかロアッソの試合があるときは道路が渋滞して全然進まないような事態に陥っております。本町としては、そのようなことは起きない、起こさせないという御認識でよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） できる限りそういうことがないように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 町としても渋滞対策を最優先課題と捉えていることについては、これまでの同僚議員に対する答弁からも分かりました。そしてまた、今回の事業の交付金とは別の交付金を活用するという事も確認させていただきました。本町におかれましては、くれぐれも今回の施設を整備したせいでもっと渋滞が悪化したと町民の皆様から指摘されないように、しっかり対策に取り組まれてください。

最後に、この項目9の質問ですけれども、新たに町民グラウンドを整備されることで、現在の役場の横、西側にございます町民グラウンドは維持するのか、それとも廃止するのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

これにつきましては布田議員の質問の際にお伝えしておりますけれども、新たな町民グラウンドの整備により、役場横の現町民グラウンドは基本的には廃止の方向で検討していくこととなります。なお、時期や今後の利活用等につきましては、新たな町民グラウンドの整備と並行して検討してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 使用廃止した後の現在の町民グラウンドの跡地なんですけれども、先日、役場の庁舎について、現在の庁舎の周辺に新庁舎を建て替える予定であると伺いました。廃止後の町民グラウンドの敷地を役場の新庁舎の敷地として活用する可能性もあるということですか。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、役場新庁舎につきましては、来年度にかけて、令和6年度にかけて検討するように今検討業務を委託発注してるところでございます。その中で、一応近隣というところで配置を検討していく中で、こういった跡地ですね、利活用できるようであれば考えていきたいと思っておりますし、仮設庁舎を建てる場合はその辺とかも考えていくことがあるかと思っております。それは、今後検討業務を進めていく中でまた皆さんの意見も聞きながら、庁舎整備に当たってここをどういうふうを活用していくかは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） まだ始まったばかりなので、もろもろ検討段階であるということは理解できました。

以上で今回の町民グラウンド、アーバンスポーツ施設整備に関する質問は終わらせていただきますが、今申し上げたとおり、この施設整備は今まさに始まったばかりで、今後も要所要所において議会の審議を経る場面がございます。そのため、今後も私としては引き続きもろもろの部門について質問をさせていただく予定でございます。

それでは、2、選挙について質問をさせていただきます。若干ペース早めましたので、間に合うと思うので、ゆっくりさせていただきます。

まず、質問の趣旨ですが、昨年度6月の定例会において、昨年の菊陽町町議会議員選挙の結果や投票率を踏まえ、選挙制度が十分に機能してないのではと私のほうから申し上げました。その上で、本町における早急な対策や目標の設定について質問しましたところ、吉本町長より、若干言われた感じにはなってしまいましたが、次回の町議会議員選挙では投票率50%を目指す。そういうふうに具体的な数値を示していただき、また執行部からも、投票率の低下を課題として、投票率の向上につながる啓発活動の在り方を協議し、新たな取組を検討すると答弁いただきました。この点、御存じだと思いますけれども、公職選挙法の6条の1項には、市町村の選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるよう、選挙に関する啓発、周知等について規定をしております。そこで、前回の定例会後からの現在の進捗についてお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） お答えします。

選挙管理委員会では、現在も様々な投票率向上につながる啓発活動を行っておりますが、新たな取組としまして、今回の県知事選挙から親子連れ投票を呼びかけることとしております。具体的には、町広報紙や選挙啓発チラシ、ホームページの活用、町内保育園の保護者に啓発ティッシュを配布することなど、親子連れ投票を呼びかけます。

また、昨年9月の吉村議員への答弁とも重複しますが、将来の有権者となる子どもが親と一緒に投票に行くことで子どもの選挙や投票への興味や関心を育て、大人になったときに投票に行くきっかけにしてもらいたいと考えており、総務省の調査によりますと、子どもの頃に親の投票についていったことのある人となない人の投票参加の比較では、ある人のほうが20ポイント以上高いといった結果になっています。また、子どもがいらっしゃる子育て世代へ呼びかけることにより、町全体の投票率向上につなげたいと考えております。

そのほか、1日に約4,000人が通勤通学などで利用するJR光の森駅での啓発活動や、1日に約1,400人の通勤者が利用するセミコン通勤バス利用者への啓発活動など、菊陽町の特色を生かした投票率向上対策にも今回の県知事選挙において取り組みます。今後も引き続き、投票率向上につながる啓発活動について研究してまいります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私自身も子どもの頃に親と一緒に投票所を訪れ、選挙という制度になれ親しんでいた記憶があります。ただ、今おっしゃった親子連れ投票は有効な取組ではあるんですけども、その効果が現れるのは、お子さん方が実際投票されるのは恐らく10年ぐらい先になると思います。そのほかの即効性のある取組については、今、JR光の森駅やセミコン通勤バス利用者への啓発活動とありましたが、具体的にどんなふうに啓発を行っていくのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） まず、前回の県知事選挙の投票率なんですけども、全体で39.37%でした。年代ごとの投票率を分析しましたところ、50代以上につきましては投票率が50%以上でした。また、逆に18歳、19歳、また30歳未満の方が投票率が低かったという状況がございました。そういった中で本町としましては、JR光の森駅とセミコン通勤バス、そういった利用者が対象の年代となりますので、そういった方に啓発のティッシュとか、親子連れ投票も踏まえたところでの啓発ティッシュをそういった方々にお配りして、投票の呼びかけを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） なかなか答えづらいと思いますけど、そうした取組によって具体的にどれぐらいの効果が現れると町としては考えておられますか。例えば、前回の投票率と同じぐらいは行く、もしくはもっと上がるだろうとか、そこら辺はお考えはありますか。

○1番（鬼塚 洋さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） 議員も御存じだと思いますけども、投票率の低下というのが全国的な課題となっております。また、投票率は様々な要因によって影響しますので、候補者の数であったり政策的なものであったり天候、そういったものもありますけども、こういった新たな取組もしますので、少なくとも前回以上の投票率を達成するように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） しっかりとした決意表明、受け取らせていただきました。前回の一般質問でも申し上げましたが、昨今の投票率低下の現状を踏まえれば、生半可な取組では実効性は乏しいと思います。この点、前回の一般質問において、ゆめタウン光の森やカーリーノ菊陽で投票所を設置してはどうかとか、また選挙割を活用してはどうかというふうに意見を申し上げたんですけれども、その際には、実現が難しい、もしくは判断に時間がかかるという状態になっております。ただ、こうした制度も有効ですので、選挙割とか今おっしゃった啓発活動に加えて、いろんな形での投票率向上について取り組んでいただきますようお願いいたします。

一方で、投票率の低下の原因というのは、幾ら町のほうが頑張っても、立候補する側に魅力がなければ、選挙に行かないというのはそうしたところであります。議会の総意は得てないんですけど、私、一議員としては、町の広報や啓発活動にはできる限り協力させていただきたいと思いますし、先ほど言ったティッシュ配ってって言われれば配りますし、協力してくれる議員も多数いらっしゃると思います。町だけじゃなくて議会もしっかりと巻き込んでいただいて、投票率向上に取り組んでいただければと思います。

最後は、3番の多文化交流についてです。まず、質問の趣旨ですが、昨日の藤本議員の質問において、現在町に住む外国籍の方々の人数は996人だったかと思いますが、間もなく1,000人を超える人数とのことでした。当然、人数が増えれば町や自治体の課題も増えていきますが、そうした外国籍の方々の区や自治会への加入率というのは、御存じのとおり、依然として低い状況にあります。

そうした中で、(1)の質問なんですけれども、昨年6月定例会において、外国の方が自治会に加入していないことを課題として、加入促進のための取組について検討されると町のほうは答弁いただいておりますが、現在の進捗についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

近年、外国籍の方に限らず、転入者のうち自治会へ加入しない方が増えているといった状況を自治会長などからお伺いしております。町としましては、全ての転入者に対して自治会への加入促進の取組が必要であると考えております。そのため、本定例会に提案させていただいております令和6年度当初予算案において、自治会はどのようなものか、自治会に加入することでどのようなメリットがあるかなどを記載した自治会加入促進チラシを作成するための予算を

計上させていただいております。作成後は、転入手続の際にお配りすることを予定しております。

この自治会加入促進チラシは、町に転入される外国籍の方への対応としての多言語版の作成も予定をしております。英語、中国語、韓国語などに翻訳したチラシを配布することで自治会への理解を深めていただくとともに、外国人相談窓口や多言語生活ガイドブックなどを活用しながら外国籍の方の自治会への加入を促進してまいりたいと考えております。

また、昨年12月には、区長、自治会長が参加する行政連絡会議におきまして、台湾の文化や風習を知っていただくための講話や、外国の方とのコミュニケーションを取る方法の一つとしての、スマートフォンにインストールすることで使用ができる自動翻訳機と同様の機能を備えた多言語音声翻訳アプリの活用方法についての講話を行い、理解を深めていただくといった取組を行いました。外国籍の方の加入状況について幾つかの自治会長に確認をしましたところ、地域にお住まいの方の協力を得て英語版の自治会説明文書を作成し、勧誘を行うことで自治会に加入され、自治会活動に参加しているといった地区もございました。また、今後、多言語音声翻訳アプリを活用し、勧誘したいといった声もお聞きしており、少しずつではありますが、外国籍の方の自治会加入や地域での交流などが進んできているものではないかと感じております。引き続き、外国籍の方の自治会加入促進の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 自治会に加入していない外国籍の方々、日本人の方々へも併せて、転入時に加入のメリットを記載したチラシを配布するということですが、本町としては自治会に加入するメリットは何があるとお考えですか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 現在、記載を予定してますのは、入ることによりまして地域の催しやお知らせなど身近な情報が手に入りやすくなる。また、地域のイベントなどで同じ自治会の人と顔を合わせる機会が増え、交流が深まること。また、子どもがいる家庭では、自治会の人たちに顔を覚えてもらうことでいざというときに安心であるということ。また、地震などの大規模災害などの発生時に地域の人と助け合う関係を築くことができることなど、こういったメリットがあるかなということで記載したいと考えております。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） しっかりとメリットについても記載される予定とのことなんですけど、先ほどチラシは転入する際にお配りするというをおっしゃられたんですけども、現にもう町に住んでる外国籍の方々に対して同様にそのチラシを配布するとか、そういうことは予定されておりますか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） そういった方に今後どうやってそういったお知らせをするかという

のは改めて検討したいと思います。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 自治会の加入に当たって、外国籍の方、特に技能実習生などの方々は企業様が借りられたアパートに住んでいることが多く、そのアパート自体が区費とか自治会費を含めて賃料を徴収していただければいいんですけども、そういうところはそんなに多くありません。そういう場合に、外国人を雇われてる企業に当該外国籍の方々の自治会への加入促進を働きかけたりとか、今、町ではまさにマンションの建設ラッシュ、アパートもいっぱいございますけど、そうしたマンションの管理者やオーナーさんに、マンション全体として自治会に入っていただくよう、そういうふうにお声がけすることというのは検討されておられますか。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 具体的にそういったことを今のところ検討しておりませんが、そういったことを行うことで自治会加入の促進につながるというふうに考えますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 自治会への加入促進にはいろんな方向からのアプローチがあると思いますので、引き続き加入促進への取組について期待しております。

最後に、(2)の質問です。本町では、外国籍の方を招いたお話しイベントについて企画し、先月末には実施予定だったと伺っております。今回のお話しイベントについて、ボランティアの募集状況、外国籍の方々への御案内の状況、実際にイベント開催をしたのかどうか、そして今後の方向性についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

議員御質問の外国籍の方を招いたお話しイベントについては、T S M C進出に伴い、急増している外国籍の住民の方と地域の日本人住民の皆さんの相互理解の推進や、外国籍住民の生活環境や文化に対する理解の向上等を図り、多文化共生のまちづくりを推進するため、計画している事業となります。他自治体の事例を参考に、イベント開催に当たり、協力していただけるボランティアが必要であると考えたことから、12月11日から町ホームページ及び町公式LINEを活用し、ボランティア募集を行ったところ、想定を上回る応募があり、4日間で102名の応募がっております。外国籍住民の方への案内状況については、イベント周知用のポスターとチラシを作成し、外国籍住民が多くお勤めの企業を訪問し、周知依頼を行ったほか、近隣のスーパーへポスターの掲示を行い、参加者の募集を行いました。応募者はございませんでした。

なお、1月29日にボランティア説明会を開催し、イベント開催の趣旨や、外国籍住民の方が参加しやすいイベント内容について御意見をお聞きしたところでございます。町としまして

は、ボランティアの皆さんへのアンケートや、外国籍住民の方を招いたイベントを開催されている団体の方から御意見を頂戴しながら、イベント開催に向け、準備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 4日間で102名、私も応募しようと思ったんですけど、締め切られておりました。こういう状況、こんなにすぐ埋まるというのは町は予想されておりましたか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） そこまで予想はしておりませんでした。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 町としてもうれしい悲鳴だと思います。ただ、先ほど御答弁いただきましたとおり、100名以上も集まったのに、実際のイベントを行おうとしたら外国籍の方が集まらなかったと。そういうことに関しては、なぜそういうことになったのか現状分析を行うべきだと思います。現時点で町として、どうした原因でそういうことになってしまったのか、何か検討はいただいたのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 総合政策課の予定では、当初、2月17日の土曜日の午前中に開催しようとしていたところでございます。参加者がいなかった理由につきましては、私たちも外国の方たちの文化をあまり理解していない部分もありましたが、中国の方、春節とかが重なっていたり、内容がうまく外国人の方に伝わらなかったのも要因かなと考えておるところでございます。なので、今回は、先ほど部長のほうからも答弁されましたが、ボランティアの皆さんとか外国人との交流をされている団体の方たちの意見を聞きながら、今度は参加者がいらっしゃるような事業を、お話しイベントの開催をしたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 原因分析についてなんですけれども、私としても、参加に当たってはまず心理的なハードルがあるのではないかと思います。例えば、自分が外国に行ったときに、見ず知らずの国で、その国の人からイベントに来てという声があったとしても、なかなか1人では正直行きづらいと思います。そうした中で、先ほど、本町のほうが外国籍の方が勤める企業に周知の依頼をしたりスーパーにポスターを掲示したりというふうな答弁がありました。それはやはり間接的なのではないかなと思います。まずは外国籍の方に直接会って、話して、この人信頼できるという形で信頼関係を一旦つくると。そうすれば、きっと外国籍の方々も心を開いてイベントに参加していただけるのではないかなと思っておりますし、言葉の問題についても、100名以上のボランティアの方々がおられますので、いろんな国籍の方がおられますけど、その国の言葉を話せる方が直接その国の言葉で誘っていただければ、心理的なハードルも

薄れると思います。

また、ほかのハードルとしては、イベントには参加したいんですけども車もない方が、免許がない方が多いですし、場所が遠くて参加できないとか、技能実習生の方々ばかり言ってあれなんですけど、勤務時間がかなり長いんです。そうした中で、行きたいけど時間が取れないとか。そうした場合には、例えば、直接会ってというのとは矛盾しますが、一旦会った上でイベント自体はオンラインで開催するとか、もしくはイベントの時間を早朝とか、場合によっては平日とか夜間とか、そういうことで調整するとか、いろいろな方法があると思います。せっかく100名以上のボランティアの方が外国籍の方々との交流のために力を上げていただいたことをございますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただこうと思うんですけど、最後に少し時間があるので、少しというかですね。

今回、質問させていただいた中でスポーツ施設の整備と投票率向上に関連するところなんですけど、今週の週末に議員の有志で、町の主催ですかね、体育協会ですか、ふれあい駅伝に参加いたします。その際、議会自体も認知度を向上させたいですし、それが最終的には町民の皆様の投票率の向上にもつながるのかなとの思いで、Tシャツのほうも作らせていただきました。そのスローガンについては、さっきフライングで出てしまったんですけど、改革し続ける議会という形で出させていただいています。これ議会の総意は得てないんで、議会のスローガンではないです。こちらについては、くしくも町の成長し続けるまちというスローガンに似てるんですけども、著作権侵害がないことについては担当課のほうから確認はさせていただいております。私たち議会としても、町のほうと協力して、町の成長に、そして議会の改革にもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さんの一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時57分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和6年3月11日（月）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和6年3月12日（火）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

### 文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和6年3月13日（水）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後0時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和6年3月15日（金）再開

（ 第 9 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和6年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和6年3月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第4 発議第2号 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書(案)

日程第5 発議第3号 パレスチナ・イスラエルにおける平和の実現を求める決議について

日程第6 議員派遣について

日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 報告第5号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について(武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事))

日程第2 報告第6号 専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について(下戸橋橋梁補修2期工事))

日程第3 議案第30号 工事請負変更契約の締結について(菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事)

日程第4 会派届の報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 鬼 塚 洋 さん

2 番 吉 村 恭 輔 さん

3 番 藤 本 昭 文 さん

4 番 馬 場 功 世 さん

5 番 廣 瀬 英 二 さん

6 番 矢 野 厚 子 さん

7 番 大久保 輝 さん

8 番 西 本 友 春 さん

9 番 佐々木 理美子 さん

10 番 中 岡 敏 博 さん

11 番 布 田 悟 さん

12 番 佐 藤 竜 巳 さん

13 番 甲 斐 榮 治 さん

14 番 岩 下 和 高 さん

15 番 上 田 茂 政 さん

16 番 小 林 久 美 子 さん

17 番 坂 本 秀 則 さん

18 番 福 島 知 雄 さん

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん

書記 吉本香奈さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                              |        |           |        |
|------------------------------|--------|-----------|--------|
| 町長                           | 吉本孝寿さん | 副町長       | 小牧裕明さん |
| 教育長                          | 二殿一身さん | 総務部長      | 板楠健次さん |
| 住民生活部長                       | 矢野和幸さん | 健康福祉部長    | 東桂一郎さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長         | 山川和徳さん | 都市整備部長    | 井芹渡さん  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長          | 梅原浩司さん | 財政課長      | 澤田一臣さん |
| 健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 岩下美穂さん | 介護保険課長    | 和田征さん  |
| 子育て支援課長                      | 石原俊明さん | 建設課長      | 矢野博則さん |
| 下水道課長                        | 丸山直樹さん | 総務課総務法制係長 | 高山智裕さん |
| 教育部長                         | 吉永公紀さん |           |        |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時3分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（福島知雄さん） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務住民生活常任委員会、経済産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

初めに、文教厚生常任委員長大久保輝さん。

○文教厚生常任委員長（大久保 輝さん） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託された案件の審議の経過と結果をただいまより報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託された案件は、議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について、以上4議案が付託されました。

審議は、3月11日、12日の2日間にわたり、各担当部課長などから詳細な説明を受け、質疑応答を行いました。

また、13日には校舎増設や増築工事が今後進められる予定がある菊陽北小学校、菊陽中学校の現地調査を行いました。

それでは、資料は配付されているかと思しますので、主なものについて報告をさせていただきます。

まず、図書館からです。

備品購入費の図書が1,000万円に増額しているが、これはなぜか。台湾の方が多く転入され、図書館にも来館されるようになったため、今年度から英語と台湾語の本を購入するようになりました。外国語の資料は日本語のものより三、四倍の価格がします。これまで購入していた日本語の図書の数は減らさないようにするため増額を計上しましたということです。

次に、学務課です。

学校教育アドバイザーの具体的な業務内容はとの問いに、部活動移行を含めた体力向上や学校経営などのアドバイス業務と、若い先生方の学力向上や授業力向上を目的とした教育支援アドバイス業務ということです。

部活動報酬は前年度までなかったが新規事業かという問いに、新規事業です。各中学校に部活動指導員を配置し、部活動指導のより専門的な技術指導と教職員負担軽減を目的にしている、地域を見据えた事業ですという回答でした。

現状、学力は向上している一方で不登校も増えている、それに対してスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとはどういった形で効果があるのかということに対し、スクールカウンセラーを1人増やした理由は、現在本町に男性のカウンセラーしかいないため、性的な相談、家庭の相談をする上で話がしづらいことがないよう、女性のカウンセラーも必要。不登校、学力低下には様々な要因があり、話をしっかり聞く体制をつくるために必要ということで、特に女性を1人増やしています。また、小学校から心配な子どもが中学校に上がって不登校になるという事例が多いので、小・中学校に合計4名のスクールソーシャルワーカーを配置することとしています。

次に、スポーツ振興課に参ります。

歳入について、アリーナと会議室、トレーニング室はどれぐらいの数字を見込んで金額を算定しているのか、また委託料について総合管理業務の内容を教えてください。また、イベント負担金についてどのようなイベントを考えているのかということに対しまして、歳入については、アリーナは月15万円、会議室は月3万4,000円、トレーニング室は月に50万円として算定している。総合管理業務については、体育館の鍵の施錠や施設の貸出しなどの業務を行っている。イベントの具体的な内容は決定していないが、ヴォルターズ公式戦などを想定しているということでした。

施設整備課に参ります。

菊陽杉並木公園拡張整備事業にシェルター整備工事監理業務委託料とあるが、シェルターとはどのようなものか。テニスコートの区域に設置する屋根のついた日よけの施設、防災避難拠点でもあるため、災害時には横幕をつけ臨時的に更衣室などでも利用できる仕様のものを整備します。

建物借り上げ料に菊陽中学校仮設校舎リースとあるが、仮設校舎が必要になるのか。これから整備するものでなく、令和3年度に整備し、現在使用している仮設校舎のリース料ということです。

生涯学習課に参ります。

文化財保護費の印刷製本費に歴史探訪マップ3,000部、馬場楠井手の鼻ぐりパンフ5,000部とあるが、以前もあったのか。以前からあり、在庫不足のため増刷するものということです。

文化財保護費補助金に菊陽町文化財ボランティアガイド補助金とあるが、ガイド数は何人か。令和5年度24名ということです。

福祉課に移ります。

社会福祉協議会補助金6,196万6,000円の中で内訳が賃金と書いてあるが、8名の賃金のみでこの金額になるのかということに対しまして、賃金のほかに消耗品などの事業費や今年度より

ヘルパー派遣などにICTを利用するためのシステムの費用が含まれているということでした。

最近、民生委員の成り手不足や民生委員が不在の地域が見られるが、地域での負担があることなどが背景にあると考える。国の考え方が昔から変わらないことが原因ではないかと考えるが、この考え方に変わりはないのかということに対して、国の考え方に変わりはないということでした。

障害児通所支援サービス費について、金額が増えるというのは発達障害の人が増えているのか、判定基準に問題があるのか。両方関係すると思います。今までは障害の受入れに壁があったが、啓発等により障害に対する親の受容が進んでおり、積極的に支援を受け入れるようになっていること、またこども総合相談室で子どもの発達の状況などを巡回してモニタリングするアウトリーチ型事業で早期発見、早期対応で療育につながっていることなどが理由と考えますということです。

子育て支援課。

児童福祉費補助金について、令和5年度と比較して大幅に減額となった理由は何か。新型コロナ対策の補助事業がなくなったことが大きな要因ということです。

なかよし園整備検討事業委託について、これから始めるのか、ある程度の構想があるのか。現地建て替えまたは用地取得のパターンを考えている。なかよし園周辺が農振地域のため、農業委員会と事前に話をしているが、用地取得は厳しい状況と聞いている。費用対効果を考慮しつつ、まずは基本構想を令和6年度から始めるため、予算計上したということです。

子育て支援センター事業委託料、地域子育て支援拠点事業委託料が昨年度から増額となった理由は。委託料は補助基準額での予算計上しており、補助基準額が増額となったためということです。

菊陽町子ども食堂運営支援補助金について、町内の運営支援事業者にどのように周知しているのか。現在、町のホームページへの掲載及び個別に相談があった場合に補助制度の案内を行っているということです。

介護保険課に移ります。

地域住民グループ支援事業委託料に関わり、地区に対する補助金が減ったという話を聞いたことがあるが、実際どのようになっているのか。令和5年度から地区に対する補助金額を一律4,000円の単価から人数単価に変更しています。その結果、参加人数が多い地域では補助額が増え、少ない地域では補助金が減る状況になっているということです。

敬老会開催補助金の対象助成を75歳以上に見直すとする一方、経過措置を設けるとのことであったが、経過措置の期間はどのように考えているのかと。今現在70歳の方について、令和5年度において敬老会開催補助金の助成対象になっていることから、現時点ではこの方々が75歳に到達する四、五年の期間を経過措置として想定しているということです。

介護保険特別会計予算についての質疑について、配食見守りネットワーク事業について、配

食数や見守りなどの活動はどのように行っているのか。約140人の利用者に対し、月曜日から金曜日まで昼食または夕食のいずれかの1食で、年間約1万7,500食の配食を行っている。配達時には対面、手渡しにより安否確認も行っているということでした。

健康・保険課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室。

追加的風疹対策抗体検査の対象者数が減っている要因は何か。抗体検査を受けたことにより対象者が減ったこともありますが、年々受検者が減っており、年間の実績を鑑みた見込み数により予算を計上しているということです。

今後の新型コロナワクチン接種はどうなるのか、町民に対してはどのようにお知らせしていくのか。令和6年度は65歳以上の人や60歳から64歳の人で基礎疾患がある人などを対象に、秋から定期接種として実施する予定。ただし、使用するワクチンや接種費用など詳細が決まっていないため、国から情報が示され次第、速やかにお知らせしたいと考えているということです。

国民健康保険特別会計についての質疑として、人間ドック補助金について受診希望者の状況はどうか。500人前後の規模であり変わらない人数で推移しているということです。

後期高齢者医療特別会計については、質疑等は特にございませんでした。

以上が審査の主な経過になります。

付託された4議案につきまして採決を行いました。

採決の結果を申し上げます。

議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで文教厚生常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄さん） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案……。

しばらく休憩します。

〔議席と裁決システムのモニター表示に差異あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 再開します。

賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

（「議長」の声あり）

すみません。これちょっとシステムが間に合っていないものですから、こういった状況になっています。そのところは御理解をお願いします。

次に、議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号令和6年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、総務住民生活常任委員長廣瀬英二さん。

○総務住民生活常任委員長（廣瀬英二さん） 皆さんおはようございます。総務住民生活委員長の廣瀬でございます。

総務住民生活常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告します。

当委員会に付託されました付議事項は、議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算のうち総務住民生活常任委員会に属する事項について、議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算についての以上2議案でございました。

3月11日、12日に各部課長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

議員各位には、要点筆記した資料がタブレットに掲載されていますので、主なものだけを報告をいたします。

まず、東部町民センターです。

東部町民センターの使用料及びバス借り上げ料で、東部町民センター運営委員の研修はどこに行くのか。回答として、人権課題についての研修を予定している。研修先はこれから決定す

る予定である。

それから、三里木町民センターです。

大規模改修事業工事は主にどのような改修を行うのか。回答として、外壁、屋根、エレベーターなどの工事で、エレベーターは一式交換となると、使用年数は34年間ということでした。

非常勤・会計年度職員報酬で、託児の利用可能時間帯と利用者数はどうなっているかということについて、当センターの託児サービスは、昼間、月曜から土曜日の自主講座を受けている方で、利用されているのは登録人数20名、延べ回数100回となっている。

続きまして、人権教育・啓発課です。

熊本県人権子ども集会バス借り上げ料で90万4,000円とあるが、人権子ども集会はどのように行われているのか。回答として、コロナ禍前はパークドームで開催されていたが、コロナ禍によりリモート開催、オンデマンド配信という形になっていた。今年度から集合開催の予定であり、バス借り上げ料を計上していると。

次に、財政課です。

地方交付税について、令和6年度では不交付団体にならないと考えているのか。回答として、現状における試算にはなるが、歳入も増えているが、人口増加などもあり歳出も増えている。また、国の制度改正などもあり、それらを考慮した結果、令和6年度は不交付団体にならなかったが、町としては交付団体と見込んでいるものの、その結果不交付団体だったということもあり得るということでした。

次に、新駅設置やスポーツ施設、給食費の無償化、庁舎の建て替えなど、いろんな事業が控えているが、TSMCの税収を見込んだ上での計画か。回答としまして、中・長期的な財政見通しを立てながら進めている。現在、TSMCの進出に伴い、国の補助金を見込めるなど財政的に有利な状況にあるので、この機会を逃さず事業を進めるため、予算を計上していると。全体的に、今後の税収の見込みについては、令和6年度中に中・長期財政計画の策定を予定しており、その中でお示しできればと考えている。

それから、議会事務局です。

議会だよりの一般質問のページが1人1ページになったが、約幾ら増える見込みかと。回答としまして、1回当たり25万円、4回で100万円とその予算を計上しているということでした。

台湾研修について、令和6年度は3回ぐらい案内があるイメージかという問いに対して、台湾からの招待事業については、スポーツ大会だけではなく、今後何かの事業に案内されたときに、3回ぐらいの想定で予算化をしているということでした。

それから、総務課の法制係です。

地区公民館整備補助金は4件との説明があったが、その地区はどこか、また補助金の補助率は。回答として、緑陽台区がトイレの改修、新成区が照明や空調設備の改修、上津久礼区は屋根瓦の改修、道明区が空調設備の改修である、補助率は2分の1ということでした。

それから、人事秘書係です。

正職員と会計年度任用職員の人数について。回答として、現在の正職員263名、会計年度任用職員が306名であると。男女比率については、正職員は263名のうち男性が155名、女性が108名、会計年度任用職員は、306名のうち男性49名、女性257名となっているとのことでした。

職員定数条例の見直しが行われたが、令和6年度の採用計画は予定どおりにできたのか。できていない部分があれば、当初予算に計上されているのか。回答として、採用内定後に退職意向を示す職員もいるため、必ずしも予定どおりにはなっていないと。また、当初予算では、このことを見越した予算措置を行っていないということでした。

令和6年度は300人の職員数とならないのか。回答としまして、これは令和6年度に300人まで増やすというものではない。今後、窓口業務の外部委託やDXの推進などにより業務の効率化を図りながら人員配置を見直しつつ、計画的な職員採用を行っていくということでした。

次に、危機管理防災課の消防交通係です。

積載車の購入について、積載車はあまり利用しないので、耐用年数を考えても走っていないと思うが、買い換える必要があるのか。買い換えるのはどこの地区かということに對しまして、今回買い換える積載車は購入してから22年が経過しており、老朽化しているものである。積載車の更新は計画的に行っていると。買い換えるのは、曲手、中代、上津久礼班の3班であるということでした。

防犯灯は、補助金を申請して、区・自治会で設置しているが、区・自治会の区域外で盲点となっている箇所があるのではないかと。町は、盲点となるような箇所の把握をしているのか。回答としまして、区と区の間で、どちらの区域に入らない箇所で通学路など必要な箇所には、以前から町のほうで防犯灯の設置をしている、住民からの情報と併せて危険箇所の把握に努めていくということでした。

防災安全係です。

令和6年度の防災フェスタは展示型と、震度6強を想定した防災訓練をどのように取り入れて実施するのか。回答として、以前から実施している地震等を想定した防災訓練も実施する必要があると考えている。

それから、防災対策監の資格について。回答としまして、防災対策監は自衛官のOBであり、地域防災マネジャーの資格を有しているということでした。

続きまして、総合政策課の企画政策係です。

移住支援事業の概要について。回答として、東京23区に5年以上居住し、その後、熊本県のマッチングサイトに登録された熊本県内の企業へ就職した後、移住してきた者を対象に、1世帯当たり100万円の補助を行うものである。また、その世帯に18歳未満の子どもがいる場合は、子ども1人当たり100万円が加算されると。令和4年度までは本町での補助実績はなかつ

たが、令和5年度からテレワークの要件が追加されたことで、2件の補助があったということでした。

今後も首都圏からの転入者は増加する見込みであることから、国の制度にのっとり全ての案件に補助することは困難と判断し、令和6年度からは南小学校校区への転入者に限定する方針である。定住促進補助金とは別の制度であり、制度上、両方の補助金を受け取ることが可能であり、2つの補助金で南小学校校区の活性化を図っていく予定であるということでした。

続きまして、地域振興係です。

新駅設置については、アーバンスポーツ施設が整備されることもあり、駅舎内には国際的な案内なども必要になると考えるがどうか。回答としまして、駅舎の規模や仕様、運営、管理手法も含めて、JR九州ではなく、町で検討し決定していくことになるので、令和6年度に基本構想を策定する中で検討することとしていると。

検討の中で、議会にも説明があるという理解でよいかという問いに、今後の維持管理のこともあるので、適宜丁寧に説明させていただくということでした。

その他として、台湾アウトバウンドの支援事業について、令和6年度当初予算で計上しているものにもかかわらず、議会前に報道された経緯を教えてください。これに対しまして回答として、予算書を議員の皆様へ配付した後に、報道機関へ提供した際に質問があったため、そこで回答した内容が報道されたものである。事前の説明がなく、報道されてしまった点については、深くおわび申し上げますと謝罪の言葉がありました。

税務課、住民税係、固定資産係、徴収係です。

企業などの撤退があると聞いているが、菊陽町の土地評価額は上がっているのかの問いに、固定資産税は3年に1度評価替えとして見直しを行っている。令和3年度から令和5年度間の評価額は変わっていないが、令和6年度が次の評価替えの対象年度となるため、上昇する見込みとなっているということでした。

土地の高騰で、固定資産税、相続税の心配をしている住民が多くいると聞くが、町の対応はどうか。回答としまして、土地の評価額は、平均して2割、3割程度上昇する見込みとなっていると。土地には負担調整措置があり、急激に評価額が上昇していても前年の税額の5%程度しか税額は上昇しない制度となっている。相談していただければ窓口での相談は丁寧に行っていくということでした。

次に、町民課です。

マイナンバーカードの本町での交付率はいかがかと。回答としまして、2月29日時点で79.73%となっており、県内全体で22位となっている。1位が多良木町で90.78%、2位が水上村で88.16%、3位が相良村で87.18%であるということでした。

それから、町内の外国人数について、2月末現在の人口はどうなっているのか。回答として、954人である。1月末と比較して40人が減少している。この原因として、サーカス関係者

が転出したことが原因として考えられるということでございました。

次に、環境生活課です。

ごみ出し要領の看板の外国版は、区長が要請をしないともらえないのか。回答として、5か国語に対応した看板の製作費用を令和6年度予算に計上している。外国人が住んでいる区と、住んでいない区があるので、必要な区から連絡をもらい、配布するように考えているということでした。

以上で主な報告を終わります。

なお、付託されました2議案につきましては、採決を行った結果、議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算のうち総務住民生活常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号令和6年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、経済産業建設常任委員長矢野厚子さん。

○経済産業建設常任委員長（矢野厚子さん） おはようございます。

経済産業建設常任委員会に付託されました案件は、令和6年度第18号の経済産業建設常任委

員会に属する事項と、議案第23号の菊陽町下水道会計予算の2点でございます。

3月11日、12日の2日間、慎重に審議させていただきました。その審議の経過の主なものを報告いたします。詳細はタブレットに載っております。

まず、商工振興課の夏祭りについて、昨年に比べて300万円ほどの増額になっていますが、昨年の混雑状況から、今年の来場者はさらに増加すると予想され、警備員の増員や後ろの観客にも舞台が見えるように、大型モニターを設置する予定のためと説明を受けました。

また、新しい事業として菊陽町まるごと大商談会については、町長の政策提言の町内事業者の商品を町民に知ってもらうイベントとして、秋頃の開催を考えている。商談会との名称だが、商談ではなく販売のイベントで、実施の際は内容が伝わるような名称にすると説明がありました。

また、企業立地補助金については、企業の固定資産の4分の1を補助するものだが、6年度は5社への交付を予定しています。

次の農業委員会からは遊休農地解消緊急対策事業について、5年間の農地の貸し借りを設定し遊休農地を解消して、農地の借手に対して遊休農地の解消に必要な費用や、解消後もすぐには営農できないことを考慮して、ほかの自治体にはない制度として整備したとの説明があった。ただ、遊休農地を解消する一方、新たな遊休農地が発生しているので、遊休農地の面積は横ばい状態となっています。

農政課からは、有害鳥獣対策事業補助金が大幅に増えているのは、電気柵の設置をさらに進めるためとの説明がありました。水稻作付推進協議会補助金は菊陽町単独の事業であるが、今後は大津町や関係団体と補助金の支出を協議していくとのことでした。

また、測量設計業務委託料は、新町井手と柳南団地の北側の改修のためであり、細かい場所は今後国、県と協議していく。

下水道課からは、一般世帯と事業所の使用料の割合は、一般世帯は45%、事業所55%ほどだが、今後は事業所の割合が増えていくとの説明がありました。

また、除草作業手数料は、調整池9か所の作業に対して支払われているとのことでした。

特定事業場排水水質調査は、J A S Mを含め年4回、4か所で実施する。また、マンホールの蓋については、耐用年数は15年だが、道路の工事に合わせて優先場所を決定していつている。マンホールトイレの設置は地域防災計画に基づき避難場所に順次設置する。体験会で、子どもがマンホールトイレから落下しそうになったが、子ども用を業者に確認したが、ないということでしたが、子ども用の補助便座で代用できるかを確認するとの回答がありました。

都市計画課の定住促進事業は、小学生以下の子どもの数によって補助金額が違うと説明がありました。

原水駅周辺の区画整理事業は、令和7年度12月頃に熊本都市計画区域の区域区分の見直しがある見込みであり、それに併せて資料作成準備業務を行う。また、それに併せて職員の土地区画整理セミナーの受講を予定していると説明がありました。

工事開始は、令和10年度仮換地指定後となる見込みである。

また、杉並木公園の街路灯の設置は、夜間の安全と防災上の観点から設置をしている。また、中岡住宅改修事業の補助率の違いは、個別メニューの対象事業によるもので、全体事業費に対して約30%であり、今回全員協議会での説明が不足していたということの謝罪がありました。ただ、住民の立場に立っての今回の改修計画であることは理解できるが、さらに丁寧な説明をしていただきたいと要望いたしました。

また、会計年度職員の道路パトロール3名は、2人1組として道路の点検を行います。その際、確認された道路の補修費として40万円、20か所を計上している。また、熊本市の樹木の倒木を踏まえ、街路樹健全度調査委託料を約1,000万円計上し、倒木の危険性のある樹木の管理を行うと説明がありました。

また、測量設計業務委託料として、地区からの要望が多かったなかよし公園南側の中岡線、JR鉄砲小路踏切用地測量と大原踏切改良測量を計上した。

以上が審査の報告です。

本委員会に付託された議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算についてのうち、経済産業建設常任委員会に関する事項については、賛成多数で可決するものと決しました。

議案第23号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算については、賛成多数で可決するものと決しました。

なお、質問は自席にて行わせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 議長、座ったままで発言してよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 許可します。

○16番（小林久美子さん） 令和6年度菊陽町一般会計予算に反対の討論を行います。

歳入歳出の総額は194億4,904万2,000円です。評価できることは、給食費の無償化に向けた経過措置として、令和6年度は給食費、副食費につき2,000円の補助の予算が計上されています。また、不登校などに対応される教育相談員の配置、武蔵ヶ丘北小学校をはじめとした給食室の新築工事など、学校の教育環境の整備が進められます。

今、菊陽町はT SMCの進出を受け町が大きくさま変わりをしています。今日の熊日の読者の広場に次のような意見が掲載をされていました。かけがえのない農業と地下水、熊本の基幹産業は農業である。大津、菊陽周辺の農地は地下水を涵養する大事な場所であり、地下水を利用する熊本市にとっては命の綱である。半導体産業は、その大切な地下水を使って操業される。数十年後に地下水が枯渇したりしないという絶対の保証なく、工場の受入れがなされているように思えてはならないというものでした。

町長は施政方針で、工業団地の需要が高まる中、守るべき農地はしっかりと守り、工業振興と農業振興とのバランスの取れたまちづくりを掲げておられますが、実際はどうでしょうか。補正予算で可決されたアーバンスポーツ施設や町民グラウンドの整備に優良農地6ヘクタールを使用されます。経済産業建設常任委員会の報告を見ますと、この件については農業委員にも連絡がなかったとのことでした。

議員への説明も不十分で、農業委員さんの意見も聞いていない、このような行政の進め方では、町長が幾ら守るべき農地は守ると言われても大丈夫かと懸念をします。これでは今まで大切にしてきた菊陽の農業、農地は守れないのではないのでしょうか。T SMCの本格稼働が始まり、隣接地に第2工場が進出するとも言われています。また、昨年9月の段階で、関係会社も四十数社と聞いています。地下水の枯渇、汚染の問題、交通渋滞の深刻化、農業の危機、地価高騰など、町民の不安はますます高まっています。町民の不安への対応がもっと必要ではないのでしょうか。今までの菊陽町の農業や地域の経済が衰退しないような施策が求められています。

また、暮らしの面では、物価高騰の中で介護保険料や後期高齢者保険料の引上げが行われています。令和6年度の予算でも、介護保険料の引上げ、後期高齢者保険料の引上げが行われました。私は、町民の暮らしを守る上で、介護保険にも一般会計からの法定外繰入れを求めましたが、この一般質問ではできないという答弁でした。また、不公正な同和行政の支出はやめるべきです。さらに、マイナンバー関連の予算も計上されていますが、個人情報漏えいなどの懸念もあります。

以上の理由で反対討論とします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

本予算案は町長の施政方針にあったように、菊陽町のまちづくりの伝統を踏まえた4本柱のまちづくりの支柱に沿って組み立てられた予算案であります。町長の施政方針には、1、人が豊かに育つまち、2、安全・安心で住みやすいまち、3、産業が成長し続けるまち、4、みんなで楽しく協働して創るまちが上げられております。この中に、菊陽町のまちづくりの伝統は発展的に継承されているというふうを考えます。

目的の設定というのが何よりも大切です。目的に従って政治をされたときに、予算は初めて有機的に機能いたします。町長は選挙時に掲げた自らの72の選挙公約を実現するために、この4本柱との整合性を取るべく誠実に取り組んでおられます。その姿が随所に見えます。

T SMCの我が町への進出は突然起こったことではなく、学者や経済官僚や日本の企業や日本の国家が我が国経済の浮沈をかけて時間を費やした検討の末に行われたことであります。この進出は、私たちの地域の活性化だけではなく、我が国の半導体産業の復活、ひいては東アジアや世界の産業界、経済界に多大の影響を与えるものであります。

T SMCの地元となった私たちには、このことも踏まえた判断と取組が求められております。この意味から、本予算案では、国、県との提携や、その方針及び補助金の配分との整合性も取られております。町長は町のスローガンを成長し続ける町としていらっしゃいますが、国、県と提携した道路新設及び改良事業や下水処理事業など、都市インフラへの予算措置も現在可能な限り十分になされております。

問題とされる水についても、現時点で可能な注意は十分に払われ、水量保全に対する措置も取られております。T SMCのみならず、この地に進出している企業群による水使用全般に配慮すべきではありますが、事態に即応する対策を打てる体制は取られていると評価いたします。

また、問題とされる交通混雑についても、国や県の補助を得て混雑を大幅に解消できる絶好の機会と捉えております。その処置も適切に取られています。

アーバンスポーツ施設については、批判する人もいらっしゃいますが、ただ住宅を供給するだけでは、町の真のにぎわいは創出できないと考えます。都会的なスポーツ娯楽施設は、居住するにも交流人口を増やすにも効果的であります。本案は新年度の町行政の活動と町民の福祉に関わるものであります。部分的不足が仮にあるとしても、町の行政をゆがめるような大きな瑕疵がない限り、認定することを基本として対処すべきものだと考えます。

本予算案は、さらに一步進めて未来への布石をしっかりと組み込んだものであると評価いたしました。第7期総合計画の作成に期待するものであります。よって、本議案に賛成をいたします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号令和6年度菊陽町一般会計予算について、委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することについて、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、令和6年3月31日をもって諸事情により小林久美子さんが大津菊陽水道企業団議会議員を辞職されますので、令和6年4月1日より1人欠員となるため、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に布田悟さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました布田悟さんを大津菊陽水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました布田悟さんが大津菊陽水道企業団議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（福島知雄さん） 日程第3、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、令和6年3月31日をもって諸事情により小林久美子さんが熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職されますので、令和6年4月1日より1人欠員となるため、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に布田悟さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました布田悟さんを熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました布田悟さんが熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時3分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第2号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第4、発議第2号若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、西本友春さん外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春さん、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春さん） 皆さんこんにちは。それでは、発議第2号若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由、近年処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつあります。実際、市販薬の過剰服薬、オーバードーズによる緊急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告があります。不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や、精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不愉快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しております。市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、積極的な取組を求めます。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質疑応答については、自席で対応させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第3号 パレスチナ・イスラエルにおける平和の実現を求める決議について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、発議第3号パレスチナ・イスラエルにおける平和の実現を求める決議についてを議題とします。

この議案は、馬場功世さん外1名の議員から提出されました。

提出者を代表して、馬場功世さん、趣旨の説明をお願いします。

○4番（馬場功世さん） パレスチナ・イスラエルにおける平和の実現を求める決議について、上記議案を、別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由、2023年10月7日、ハマスとパレスチナ武装勢力のイスラエル攻撃を契機に、イスラエルはガザ地区への空爆や侵攻を開始しました。ハマスの人的拘束が続く一方、イスラエルのガザ攻撃は本年2月に至っても続いており、既に子どもたちを含む2万人を超える死者が報告されています。幼い子どもがテロリストであるはずもなく、病院や学校への攻撃は民間人の殺害を禁じた国際人道法に反する行為です。一刻も早くこの惨劇を終わらせなくてはなりません。子どもを含む民間人への殺害が続く事態を一刻も早く止めるために、国際社会を構成する日本の一地方自治体として平和実現を求めていく必要があります。

以上がこの議案を提案する理由です。

答弁については自席で行います。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 1点質問ですけど、この発議の提出先はどちらになられるのでしょうか。決議だから特にどこに出すということはないということ。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） これは町に出して、まず国際的な問題ですけども、これをどこに出す

というあれではなくて、ここで決議をしてもらえば結構だということでもあります。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議員派遣について

○議長（福島知雄さん） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第7、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案3件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。以上3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様におかれましては、2月28日から本日までの17日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

報告第5号は、専決処分 of 報告についてであります。

内容は、令和5年第2回定例会において議決をいただきました武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事の請負契約に関するものであります。

工事の内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分事項として指定されたものに該当するため、専決処分を行いましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号は、専決処分 of 報告についてであります。

内容は、令和5年第2回臨時会で議決をいただきました下戸橋橋梁補修2期工事の請負契約に関するものであります。

工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分事項として指定されたものに該当するため、専決処分を行いましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第30号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

本件は、令和5年第3回臨時会で議決をいただきました菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、変更契約をお願いするものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事））

○議長（福島知雄さん） 追加日程第1、報告第5号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事））を議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 皆様こんにちは。報告第5号専決処分の報告について説明いたします。

この報告は、令和5年第2回菊陽町議会定例会において議決いただきました武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和6年2月29日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

1、契約の目的、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事。2、変更契約金額、1億8,157万5,553円。当初契約金額は1億7,809万円でしたので、348万5,553円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店、代表取締役藤島友一でございます。

それでは、工事の内容の変更について御説明をいたします。

2枚お開きいただき、参考資料として図面をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

図面の1ページをお開きください。変更概要図でございます。

主な変更内容は図面に記載しております。黒字が当初、赤字が変更になります。また、引き出し線により変更箇所を示しております。

図面の右下の枠内に記載しております変更金額は348万5,553円の増額です。

その下に記載しているのが追加工事概要及び変更工事概要です。

初めに、追加工事の概要を御説明いたします。

図面の上段に四角囲いで新築放課後児童クラブと記載しております箇所が建物の建築箇所でございます。

まず、図面の上段の①合併浄化槽底板等解体撤去でございます。建築箇所の北側にバツ印で示しております箇所におきまして、公共下水道が整備される以前の合併浄化槽の底版コンクリートが地中に取り残されており、くい工事に支障を来したため、底版コンクリートを解体撤去したものでございます。このことによる変更金額は約30万円の増額となっております。

続いて、図面の中段の②雨水排水管盛替工事でございます。赤色で表示している鎖線が既存の雨水排水管の箇所になります。当初計画では西部町民センターの雨水管ルートが把握できず、工事着手後に、くい打設時に支障となったことから、受注者等と協議した結果、配管ルートを見直しし、新たに雨水排水管の布設替え、250ミリを46メートル、300ミリを22.4メートル行う必要が生じたものです。このことによる変更金額は約550万円の増額となっております。

続いて、図面中央の③電気幹線盛替工事でございます。赤色で表示している破線が既存の電気幹線の箇所になります。西部町民センター建物の東側の地中に埋め込みされていた電気・通信配線用ハンドホールが建物の基礎に干渉するため、電気幹線設備を移設または新設する必要が生じました。移設の場合は電気幹線を全て切断することとなり、西部町民センター内の電源が使用できなくなり、西部町民センターの運営に支障を来すこととなるため、新たに電気幹線を30メートル、西部町民センター東側の外壁窓枠に沿って新設をしたものでございます。このことによる変更金額は約450万円でございます。

ただいま御説明させていただきました追加工事が必要となった事由につきましては、本工事の当初設計において西部町民センター建設時の竣工図がなく、建設当時の設計図面を参考に、今回の工事の設計を行ってまいりました。その設計図面には西部町民センター内の雨水を排除するための排水管や電気幹線などの地中埋設物の記載がなかったことから、本工事におけるくい工事の際に雨水排水管及び電気幹線等の地中埋設配管等に干渉しました。さらには、公共下水道が整備される以前の合併浄化槽底板コンクリートが取り残されていることが、くい打設時に判明したことにより、追加工事を要したものでございます。

続いて、図面中央の④駐輪場解体・舗装工事でございます。この赤色で示している箇所が西部町民センターの駐輪場として長年未使用となっており、西部町民センター側と協議した結

果、限られた西部町民センター敷地の有効活用を図るため、駐車スペースとして確保することとし、駐輪場の解体及びアスファルト舗装をするもので、このことによる変更金額は約35万円の増額となっております。

以上、御説明したとおり、これらの追加工事による変更金額は約1,065万円の増額となっております。

次に、変更工事の概要を御説明いたします。

図面の右下の枠内に記載しております変更工事概要中、外部壁変更としまして、1階部分の外壁、金属系サイディング及び2階部分の外壁、デラクリート外壁材を1階、2階ともに窯業系サイディングに見直しし、約730万円の減額となっております。

そのほか、工事の実施数量が確認できるものにつきましては、受注者と協議の上、数量などを見直し、設計図書の変更を行っており、合計で348万5,553円の増額となっております。

続いて、2ページの図面をお開きください。

②雨水排水管盛替工事の詳細図になります。青色で示しておりますのが既設の雨水排水管で、赤色で示しておりますのが、盛替えを行った新設の雨水管でございます。

続いて、3ページを御覧ください。

③電気幹線盛替工事の詳細図になります。青色で示しておりますのが既設の電気幹線で、赤色で示しておりますのが盛替えを行った新設の電気幹線でございます。

以上、本工事の工期につきましては、令和6年2月末までとしておりましたが、今回の変更等に伴い全体工程の見直しが必要になりましたので、令和6年3月29日まで工期を延長することとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 1点だけ、ちょっと町民センターの駐輪場を解体して駐車スペースということなんですけども、今までその駐輪場あまり使っていないということなんですけども、やはりバイク等で来られる方もあると思うんですけれども、その場合のスペースというのはどこに置けばよろしいんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

現在、西部町民センターのこの図面にはちょっと載っておりませんが、西側のほうに児童館がございますけども、そちらのほうに駐輪場がございまして、そちらをずっと使用しているような状況でございましたので、今回のこちらの分について使用しないということでしたので、できるだけ駐車スペースを確保したいということで、施工させていただいたところです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ新築工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（下戸橋橋梁補修2期工事））

○議長（福島知雄さん） 追加日程第2、報告第6号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（下戸橋橋梁補修2期工事））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、報告第6号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和5年第2回菊陽町議会臨時会において議決いただきました下戸橋橋梁補修2期工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。

今回の契約金額の変更が当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和6年3月4日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分を御覧ください。専決第3号、専決処分書、専決処分日は令和6年3月4日です。

1、契約の目的、下戸橋橋梁補修2期工事。2、変更契約金額、8,575万2,302円。当初契約金額、8,684万5,000円でしたので、109万2,698円の減額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼729番地21、東築・丸木特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社東築建設代表取締役甲斐浩二でございます。

それでは、契約の変更内容について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料のA3判の変更概要図を御覧ください。

本工事の施工範囲は、概要図上段側面図のとおりでございます。このうち変更を行った部分を赤色で表示しております。

側面図下の平面図を御覧ください。

まずは、橋面補修工についてでございます。契約後の受注者による着工前の床板の現況調査において、床板の損傷が令和3年度に実施いたしました詳細設計時より進んでいる箇所を確認いたしました。このため、工法の変更を行ったところでございます。

当初計画では、床板保護を目的に既設コンクリート舗装版を切削後、橋面防水工を施し、アスファルト舗装工による舗装更新を計画しておりました。調査の結果、舗装を切削する際に使用する路面切削機の施工時の振動による床板への損傷の懸念や、アスファルト舗装による載荷重の増加の課題が出ましたことから、安全面を考慮いたしまして、切削による橋面補修から、既設コンクリート舗装版の撤去を必要としない、複合薄層遮水性舗装へ工法を変更いたしました。

概要図右下の箱書きを御覧ください。

ただいま説明しましたとおり、橋面補修工は工法変更により既設コンクリート舗装版切削、橋面防水工及びアスファルト舗装工はそれぞれ560.1平方メートルからゼロ平方メートルになり、複合薄層遮水性舗装はゼロ平方メートルから560.1平方メートルとなります。この数量変更による変更額は747万2,794円の減額となります。

概要図上部の側面図を御覧ください。

次に、支承受替工についてでございます。赤色で表示しておりますテーパープレートはP1橋脚、P2橋脚に、概要図左下の断面図のとおり支承1基に設置する補修用ジャッキ2基に各1枚、計2枚設置しております。当初本工事は、橋脚部断面図右の支承受替工詳細図、側面図のとおり橋梁本体をジャッキにて受け止め、支承を取り替えることとしておりましたが、本橋梁は景観に配慮して主桁の下フランジに傾斜がつけられているため、ジャッキが滑り、桁が落下する想定が現場確認の結果出てきたところでございます。

また、本工事では支承受替期間中も交通規制は行わないため、通行者及び作業の安全を考慮する必要もございました。これらのことから、橋梁本体を傷めず、安全性を確保するため、ジャッキ受け部分の傾斜をなくし、上載荷重を鉛直かつ確実にジャッキに伝達させるため、赤色で表示しておりますとおり、テーパープレートを追加しております。

概要図右下の箱書きを御覧ください。

支承受替工は、説明しましたとおり、テーパープレート設置はゼロ枚から12枚となります。この数量変更による変更額は640万5,332円の増額となります。その他工種の実績に応じた数量変更により2万5,236円減額しております。

橋面補修工及び支承受替工等の変更により、合計の変更金額は109万2,698円の減額となります。

なお、当該橋梁は天津町との行政界をまたぐ橋梁であるため、天津町との間において、当該工事に係る費用負担割合について協定を締結しております。協定に基づく天津町の負担金についても本工事変更に伴い減額となり、変更が生じますので、天津町へは変更内容を説明し、変更協定を締結することとしております。

最後になりますけれども、本工事は3月19日に竣工検査を予定しております。令和3年度から進めてまいりました下戸橋橋梁補修事業については、今回の工事完了をもって完成となります。当該事業に携わっていただきました皆様にお礼を申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 1点質問します。

橋面補修工で安全性を担保するために今回工法の変更をされたというふうにお話しいただいたと思うんですけど、何かイメージとしては安全性を担保するために費用がかかると思うんですけど、今回より750万円近く安くなっているということで、当初の計画で、今回の複合薄層遮水性舗装に当初から検討されなかったことについて何か理由はあるんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 説明いたします。

まず、当初計画につきましては、先ほど申しましたとおり、路面を切削いたしまして、アスファルトの防水を行って、アスファルトで復旧するというので計画しておりました。切削する高さが約65ミリほど切削いたしまして、アスファルト復旧でおおむね約85ミリほどの復旧をするということでございましたけれども、そういうことをしますと、表面の舗装の厚が従前よりも厚くなるということで、重くなるということがちょっと懸念されて、先ほど申しましたとおり、ちょっと載荷重のほうが増えるということになりましたので、今回は切削を行わず、防水工だけを施して進めるということで、まず表面の橋梁の安全性をまず第一に考えて変更したところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の変更に関して、今回の変更に伴ってその耐用年数がもともとの計画と今回の計画でどれぐらい変わるとかはあるんでしょうか。安全性が担保するためとおっしゃいましたけれども、今回の工法でその処理の期間がまた短くなるとか、あまり変わらないとか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

今回の施工に伴いまして、耐用年数については、約10年ごとに状況を見ながら、防水工を施す必要はあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（下戸橋橋梁補修2期工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議案第30号 工事請負変更契約の締結について（菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事）

○議長（福島知雄さん） 追加日程第3、議案第30号工事請負変更契約の締結について（菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第30号工事請負契約の変更について説明いたします。

令和5年第3回菊陽町議会臨時会で議決いただきました菊陽空港線堀川函渠構造物基礎工事の請負契約について、契約金額2億1,065万円を1億9,624万8,343円に変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事請負契約に変更が必要になった理由及び内容について説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、参考資料のA3判の変更概要図をお開きください。

本工事は、菊陽空港線延伸道路事業において、道路が堀川を横断することから函渠構造物、通称ボックスカルバートを整備するための基礎工事でございます。変更金額は1,440万1,657円の減額でございます。

概要図左上の平面図を御覧ください。

地盤改良工は、現地の改良プラントにおいてセメントと水を攪拌し、スラリー状にして施工機械により直径1.2メートル、360本を施工しております。図面左下の側面図は、地盤改良工として実施する深層混合処理工であるスラリー攪拌工法の赤色で表示している箇所が、変更後の改良長となります。当初、黒色で表示した部分までを改良長としておりましたが、受注者による現地でのボーリング調査の結果、改良長に当初設計と差異が生じたため変更を行います。

図面右上の現況水路断面図を御覧ください。

改良の深さである改良長は、当初計画では11.2メートルから15.5メートルで、平均改良長は13.4メートルとしておりましたが、実績は11.1メートルから15.5メートルで、平均改良長は12.8メートルとなりました。改良長差は、各列で0.1メートルからマイナス1メートルとなっております。この数量変更による変更額は1,641万10円の減額となります。

次に、工事施工に当たって、堀川左岸の河川管理用道路を利用し、下流側から工事車両等の乗り入れを行い、作業ヤード等の整備する際、地盤改良工箇所とプラントヤードに高低差が生じたため、プラントヤード箇所の掘削を追加し、それに伴う掘削工の数量変更を行っております。当初計画では掘削工3,428.5立方メートルでございましたが、4,048.6立方メートルに変更となります。

また、掘削工の数量変更及び地盤改良工の改良長変更において生じた排土の土砂運搬に

ついても数量変更を行っております。当初計画では土砂運搬1,562.3立方メートルでしたが、3,222.4立方メートルに変更となります。この数量変更による変更額は223万6,158円の増額となります。

その他の工種の実績に応じた数量変更により、22万7,805円減額しております。

地盤改良工及び土工等の変更により、合計の変更金額は1,440万1,657円の減額となります。

また、本工事の期間については、令和6年3月29日までとしておりましたが、天候不良により作業不能期間があったことから、令和6年4月19日まで工期を延長することとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） すみません。工期について質問します。

令和6年4月16日までということですが、上井手が通水してから工事は中断して、この南側のパイプのほうじゃなくて本流のこの堀川を通水させるということでもいいですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

変更概要図の標準断面図、右上の標準断面図を御覧いただきたいと思います。堀川の上流側から見た断面図となりますけれども、見ていただきますと、大型土のうの設置のほうをしております。こちらの設置については既に完了しております。堀川の通水には支障は出ませんので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 聞きたいのは、上井手が通水して、じゃあその工期、4月16日以降はこっちを通水させるということ。南側に3つ大きいパイプがあるでしょう。そっちは使わず本流の堀川に通水させるということですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 坂本議員が言われたとおりでございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質問なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

菊陽町議会に会派届が提出されました。この報告を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。

それでは、会派届の報告を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 会派届の報告

○議長（福島知雄さん） 会長の甲斐榮治さん、報告を許します。

○13番（甲斐榮治さん） それでは、大変大事なことで、誤解があってもいけませんので、文章を読み上げて、御紹介に代えたいというふうに思います。

皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました会派の会長を仰せつかりました甲斐榮治であります。

令和6年3月1日、同志と共に会派を立ち上げることにいたしました。

御承知のとおり、私たちの町は、今歴史的時間に直面しています。世界的半導体製造企業であるTSMCの進出がもたらした変化であります。それが突然のことであり、それによって地域経済がバブル状態のさなかにあるかのような報道も一部にはありますが、私たちはそれが突然のものではないこと、またバブル状態にただ興奮しているのでもないことを知っております。

我が国の半導体産業は、かつて世界のトップを走っていましたが、時の流れの中で1社主義から脱却できず、水平分業への立ち後れなどから凋落の一途をたどりました。そのことにじくじたる思いを抱いていた経済官僚や学者たちが実は早くから立ち上がり、ソニーなどの企業に失地回復の動きが伝わり、ついには政府を動かすところとなりました。実は、長い時間をかけた取組があり、その結果としてのTSMCの我が国への誘致でありました。

一方、その目的地となった我が菊陽町であります。その地の利のよさや、企業誘致の戦略物資たる豊富な地下水の存在もさることながら、実はTSMCの我が町への進出は都市インフラの整備など、私たちの先輩たちの営々たるまちづくりの努力が招き寄せた必然的な結果であ

ると考えております。

何事にも二面性があります。光が差せば、どこかに影が落ちます。私たちは光をさらに輝かせ、影はそれから目を背けるのではなく、それに正対して次の新たな光を際立たせるものになければなりません。

私たちは、この千載一遇の機会を地域経済の発展のみならず、県、国、東アジアの経済発展につなぎ、同時に民生の福祉に貢献する責務があります。心配されている交通混雑には、ハードやソフトを駆使して解消に努め、水量と水質については行政機関や企業や住民が協力関係を築き、特段の注意を払いながら、その健全な維持に努めねばなりません。そのためには良心に基づいた安定的な町政の運営が欠かせません。

私たちは、そのことに鑑み、二元代表制の原則を踏まえながら、しっかりと町政を支えていくことを確認いたしました。すなわち地方自治体の最高意思決定機関、行政執行の監査機関、条例の立案機関のメンバーとしての自覚を高めるばかりでなく、チームとして研さんし、行動の質を高めていくことを決意しました。私利私欲に走ることなく、意見の多様性を重んじて他を排斥することなく、むしろ団結の核となる覚悟であります。

なお、後でも申し上げますが、議長、副議長にあつては、会派創立のメンバーではありますが、議会運営上の中立性と平等性を担保するために、その職にある間は退会の手続きを取らせていただきました。

会の名称については、物事の初めの一、一期一会の一、町長が唱えておられる日本一のまちづくりの一にちなみ、陽は菊陽町の陽、太陽の陽、積極性を表す陽にあやかっ、一陽会と名づけました。

会員及び役員については、以下のとおりであります。当選回数及び年齢の若い順に申し上げます。

鬼塚洋議員、吉村恭輔議員、馬場功世議員、廣瀬英二議員、矢野厚子議員、大久保輝議員、中岡敏博議員、福島知雄議員、坂本秀則議員、甲斐榮治であります。

なお、先ほど申し上げましたように、福島知雄議員、坂本秀則議員については、議長、副議長の立場を考慮して既に退会をいたしております。

役員は、私が会長を仰せつかりましたが、副会長が廣瀬英二議員、幹事長が中岡敏博議員でございます。

今後とも、諸般のことに対して良心と良識を持って対処していく所存であります。皆さんの御理解をどうぞよろしくをお願いをいたします。ありがとうございました。

**○議長（福島知雄さん）** 会派届の報告を終わります。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時7分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会会議録
令和6年第1回3月定例会

令和6年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 ぎょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919